

2024年度実施

認定NPO法人 白書

認定NPO法人を増やし、寄付のすそ野を拡げるために



認定特定非営利活動法人 NPO会計税務専門家ネットワーク

はじめに

NPO法は「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進すること」(NPO法第1条)を目的として、1998年に施行されました。そして、この目的をさらに推進するために、2001年に寄付を中心とした税制優遇を受けられる認定NPO法人制度が設けられました。

一昨年、米国のNPO約20団体を訪問し、米国の税制優遇制度である501(c)(3)制度について、多くのNPOの方々からお話を伺う機会がありました。そこで、米国の501(c)(3)制度の思想や仕組みが、我が国の認定NPO法人制度と非常に似ていることを実感しました。

NPO法の理念は、「NPO法人の自主性、自律性を尊重する観点から、さまざまな形で行政の関与を極力抑制するとともに、NPO法人は自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきである」という考え方で(内閣府：「NPO法の運用方針について」より)。

米国でもほぼ同じ理念のもと、130万以上の団体(社団形態の団体)が税制優遇団体として活動しており、この501(c)(3)制度がNPOにも一般市民にも定着し、米国において寄付の隆盛を制度の面から支えていると実感しました。

一方で、我が国の認定NPO法人は、1,290法人にとどまり、米国の1000分の1以下です(2024年9月30日現在)。しかも、直近では年間で20~30法人程度の増加にとどまり、認定を失効する法人も2割にのぼります。

「市民が行う自由な社会貢献活動を促進する」ため、また「寄付のすそ野が広がる」ために、米国の501(c)(3)をモデルにした認定NPO法人制度をもっと活用できないかと考えました。そのためには、まず、認定NPO法人制度について、これまでの経緯や現状、制度の運用状況や法人自身がどのようにこの制度を捉えているかなど、制度全体を俯瞰する「認定NPO法人白書」を発刊することにしました。

本白書では、まず「認定NPO法人制度の概要と歴史」として、制度の紹介とその歴史を振り返ります。

次に「認定NPO法人の現状」として、認定NPO法人数の推移や申請数、認定数、取り下げ数、失効数など、現状を把握します。

さらに「認定NPO法人の財務分析」として、コングラント株式会社様よりご提供いただいた「認定NPO法人データベース」をもとに、財務面から法人の現状を分析します。

また、2024年2月~5月にかけて、全国の認定NPO法人1273法人(当時)を対象に、認定NPO法人が提出する書類や調査の実態、認定NPO法人制度について望むことなどを尋ねた認定NPO法人実態調査の結果を報告します。336法人からの回答を得ました。

最後に、これらの内容をもとに、制度がより良くなるための具体的な提言を行います。

私たちが目指しているのは、権利だけでなく義務を果たすことにプライドを持つ認定NPO法人が増えること、そのような法人が信頼され、寄付のすそ野が広がっていくことです。「支援者を増やしたい？それなら当然、認定取ってるよね」と言えるようになることを目指したい。本白書がその第一歩となることを願っています。

2025年1月

認定NPO法人NPO会計税務専門家ネットワーク理事長
「認定NPO法人を増やしたいプロジェクト」リーダー
協坂 誠也

もくじ

第1章 認定NPO法人制度の概要と歴史	1
第2章 認定NPO法人の現状	13
第3章 認定NPO法人の財務分析	27
第4章 認定NPO法人実態調査	33
第5章 具体的な提言及び実態調査の参考意見	139

※本書「認定NPO法人白書」では、「寄付」もしくは「寄附」は、すべて「寄付」に統一して表記しています。

第1章 認定NPO法人制度の概要と歴史

1. はじめに

本稿では、本白書の扱う認定NPO法人の制度面の概要と歴史を概観する。本白書で行われたアンケートは、認定NPO法人制度の「今」を認定NPO法人に携わる方々からの声で浮き彫りにしようというものであるが、本稿は、認定NPO法人制度の「生まれ」と「これまで」を描写することを試みる。

2. 認定NPO法人制度の概要

2.1 定義

認定制度（認定NPO法人制度）とは、一定の要件を充たしたNPO法人に対し、税制優遇を受けることのできる「認定NPO法人」となる「認定」を付与するという制度である。

2.2 趣旨

これは、「認定」を受けたNPO法人に税制上の優遇措置が適用されることにより、認定NPO法人への寄付を促進し、認定NPO法人の活動を経済的側面から支援することで、市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進すること（NPO法第1条）を趣旨とするものである。

2.3 要件

8つの要件と欠格事由という形で整理されている。8つの要件の概要は以下のとおりである。

- ①パブリック・サポート・テスト（以下「PST」という。）への適合
 - a. 相対値基準：収入金額のうち寄付金の占める割合が20%以上
 - b. 絶対値基準：寄付額が年3,000円以上の者が期間平均100人以上
 - c. 条例個別指定
- ②事業活動における共益的活動の割合が50%未満
- ③運営組織及び経理の適正
- ④事業活動の内容の適正
- ⑤情報公開
- ⑥事業報告書等の所轄庁への提出
- ⑦法令違反・不正の行為・公益に反する事実がないこと
- ⑧設立日から1年超経過

前述の趣旨を実現するために、税制優遇措置を受けるに相応しい公益性があることを判

定する①及び②の要件、税制優遇の恩恵が適切に社会に還元されることを担保するために組織運営や事業の適正を求める③④⑥⑦の要件、そしてこれらを市民自身がチェックする、いわば市民社会の自浄作用のために、非常に高い水準での情報公開を求める⑤の要件が定められている。ここでいう情報公開は、会社や一般法人では考えられないような、非常に高度のものが要求されている点に留意されたい。

2.4 税制優遇措置（効果）

税制優遇措置として、①認定NPO法人に対して寄付・現物寄付をした個人には所得税法上の優遇措置が、②寄付をした法人には法人税法上の優遇措置が、③相続財産から寄付した者（相続寄付）には相続税法上の税制優遇が、それぞれ設けられている。また、認定NPO法人自身には「みなし寄付金」適用の優遇措置が設けられている。

2.5 歴史を知ること

以上が現在の認定制度の概要であるが、認定制度はNPO法が誕生したときからあった制度ではないし、認定制度が設けられた当初からこうした姿だったわけでもない。認定の要件と税制優遇措置（効果）の双方について、制度が設けられてから幾度も改正を積み重ねて現在の姿に至っている。その歴史を知るとは、現在の認定制度を理解し、その未来を考える助けになる。

そこで、認定制度をよりよく理解するために、その歴史について簡単にまとめたい。

3. 認定NPO法人制度の歴史

3.1 NPO法の誕生

3.1.1 胎動

日本における非営利で公益的な活動を行う団体のための法人制度としては、1898年に制定された旧民法34条に基づく旧公益法人制度のみが存在していた。しかし、旧公益法人制度は主務官庁の広範な裁量のもとで、法人設立の可否とともに税制優遇を与えるべき公益性の判断が一体的に行われており、設立自体が困難なものであった。そもそも、民間の非営利活動を、縦割り行政の主務官庁が評価するという仕組みそれ自体が社会のニーズに答えられていない（時代にそぐわない）状態となっていた。

そうしたなかで、1990年前後から、民間の非営利活動団体に法人格を付与する制度の必要性について、市民と政治、双方の場で議論がなされていた。

市民の側では、複数の研究会等が設立されたのはもちろん、1992年に「日本ネットワークス・フォーラム」が開催されて制度の在り方などが議論され、「市民公益活動基盤整備に関する調査研究」が1993年に始まり、「シーズ＝市民活動を支える制度をつくる会」が1994年に設立された。

政治の側では、細川連立政権誕生後の1994年に、与野党ともにNPOに関する研究をする研究会などが設置されるなどしていた。

このような流れをみると、1994年には、制度の必要性や在り方などの研究・構想の段階から、徐々に制度の実装へ向けた動きになりつつあったといえるであろう。

3.1.2 特定非営利活動促進法の成立

1995年1月17日、阪神・淡路地域を大きな地震が襲った。阪神淡路大震災である。

このとき、震災直後より全国から数多くのボランティアが駆け付け、震災後1年間で約138万人が活動したといわれている。

こうした大規模なボランティア活動がなされたことは、市民の自発的な社会貢献活動の重要性を浮き彫りにした。これを契機に、民間の非営利団体が法人格を得ることができないことによる不都合が、社会一般にも認識されるに至った。それが制度実装へ向けた流れが加速され、ボランティアのみならず、広く民間の非営利活動を促進するというNPO法の制定に繋がっていった。

NPO法は、内閣の政策推進のための立法という性質は好ましくないという考えから、いわゆる議員立法の形で成立した。提出された法案のうち成立する法案が2割を切るという議員立法の手のなかで、様々な紆余曲折がありながら誕生したのがNPO法である。「特定非営利活動」といういかにも法律用語的な言葉が用いられているのは、そうした紆余曲折の象徴でもある。(衆議院では「市民活動促進法」として議決されたものの、参議院にて名称変更の意見が強く、結果「特定非営利活動促進法」となって成立した。)

3.1.3 課題としての税制優遇措置

NPO法の成立過程には、シーズ、市民公益活動の基盤整備を考える会、NPO研究フォーラム、NPO推進フォーラムなどをはじめ、多くの団体がコミットした。これは、NPO法が成立すれば、それが自分たちの市民活動やその後の市民社会の在り方を規定してしまうからであった。市民活動は市民らのものであるべきで、国家に規定されるべきものではなく、国家がそれを後押しする形が理想である。これを、法律にどのように反映させ、国家の関与を適切な度合いにするか(あるいは排除するか)という問題意識があった。

NPO法は、民間の非営利活動・市民活動を促進することを目的とした法律として制定された。法文上は「ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与すること」(NPO法1条)とされている。その目的達成のための手段として、NPO法制定時に設けられたのは、そうした団体へ法人格を付与することであった。そしてその法人格の付与は、認可主義ではなく、準則主義(法律上の要件を満たせば、原則的に書面審査により認証する)にて行うものとされた。準則主義による法人格の付与は、前述の問題意識が反映されたものであ

る。

また、行政による監督だけでなく、市民自身によるチェック・自浄作用によって市民活動を促進するために、高度の情報公開を求める内容も、この問題意識が反映されたものである。

法人格の付与とともに、税制優遇による更なる活動の促進も、当初より課題として認識されていた。例えばシーズの設立趣意書では「法人格と税制の問題」に取り組むことが明記されてもいたし、国会で議論もされていた（第140回国会内閣委員会第7号議事録）。しかし前述の紆余曲折あるいは政治的妥協の結果、税制優遇措置はNPO法制定当初には盛り込まれず、NPO法人の推進及び支援のための税制等を含めた制度の見直しについて、施行の日から2年以内に検討して結論を得るものとするという附帯決議がなされ（参院労働社会政策委員会附帯決議、衆院内閣委員会附帯決議）、NPO法が成立するに至ったものである。（NPO法制定や認定制度導入時の経過については、原田峻『ロビイングの政治社会学』（有斐閣、2020年）が詳しい。）

3.2 認定制度の導入と課題（2001年（平成13年）改正）

継続的な市民側のロビイングと前述の附帯決議の存在もあり、2001年度（平成13年度）の税制改正にて、租税特別措置法（NPO法ではない）の改正により、NPO法人の認定制度（2001年（平成13年）4月1日施行）と税制上の優遇措置（2001年（平成13年）10月1日施行）が導入された。

認定制度導入の趣旨は、認定を受けたNPO法人に税制上の優遇措置が適用されることにより、寄付を促進し、認定NPO法人の活動を資金の面から支援するというものである。

認定制度がNPO法の目的の実現に繋がるには、認定制度により自律的な市民活動を阻害せず、国家の関与が団体を監督するのではなく、支援するような形になることが求められる。この問題意識は、法人格の付与のみならず、税制優遇措置にも共通している。

そうした問題意識のもと、認定の要件として、8つの要件（2.3 要件で述べたものと同じ）と欠格事由という形で整理された。これらは(1)公益性があることと、(2)組織運営・事業が適正であることという大きな2つの観点から定められた要件であるといえ、法文化にあたり、行政の関与ができるだけ少なく済むよう、可能な限り明確化しようと努められた。その中で、特に(1)公益性をどのように判定するかは大きな課題であったが、そこで米国の寄付税制（特に内国歳入法501(c)(3)）のPST（パブリック・サポート・テスト）が参照された。これは、税制優遇措置に相応しい団体は、市民からの寄付が集まっている団体であると考え、そのことを形式的な数値で評価しようとする（結果として行政はその数値を確認するのみになる）ものである。

ただ、そのような税制上の優遇措置を得るに相応しい法人か否かを判断するのは、税制を所管する国税庁が適切であると考えられ、規定そのものも租税特別措置法に置かれた。

当時の認定基準では、いわゆるPST（パブリック・サポート・テスト）要件は相対値基準（「総収入額（寄付金、助成金、会費、事業収入等）に、寄付金・助成金・会費（寄付金の性質を有するものに限る）（受入寄付金総額）が占める割合が3分の1以上であること」）のみしか規定されていなかった。また、ここでいう「寄付金」には、役員や社員からの寄付金を算入できない等の制限があった。また、「みなし寄付金」制度の適用もなかった。認定の有効期間も2年間であった。

こうして認定制度は導入されたものの、その要件の厳しさ・制度の利用のしにくさ等が指摘されていた。認定導入当初は、認定を取得するNPO法人の数は極めて少数であった。例えば、2005年（平成17年）5月1日時点においても、NPO法人数は21,000法人を超えるのに対して、認定NPO法人数は31法人であったとされる（成道秀雄『認定NPO法人の認定要件の検討』「非営利法人研究学会誌」7号70頁、2005年）。

NPO法自体、3年毎に継続的に見直しを行うことが附則にて定められてもいるため（NPO法制定附則2条）、この後、認定制度をより利用しやすい制度とするために、PST要件をはじめとする各要件の合理化や申請書類の簡素化（過剰な負担の解消）等を内容とする改正が幾度もなされていくこととなる。

3.3 改正の経過

3.3.1 はじめに

本項では、2001年（平成13年）の制度導入以降の、認定制度に関する法改正の経過について、その概要と改正の趣旨を中心に整理する。

以下の改正の経過をみると、2011年（平成23年）までは毎年のように改正がされており、それ以降はNPO法の改正に合わせて数年に一度の改正となっていることがわかる。これは、認定制度の規定が租税特別措置法に置かれていたか、NPO法に置かれていたかの違いである。つまり、租税特別措置法は毎年の税制改正に合わせて改正される慣行があるため、租税特別措置法にあった認定制度の規定も毎年改正することが出来た。一方、NPO法に移管されて以降は、基本的には附則2条の検討規定に基づく改正となり、改正するとしても3年に一度が目安となるという事情による。

なお、改正年を言う場合は施行年を指す（例えば、「2002年（平成14年）改正」という場合は、2002年（平成14年）施行の改正法を指す。）。また、第N次改正という場合は、NPO法自体の改正がなされたことを指す。

3.3.2 2002年（平成14年）改正：認定要件の緩和

PST要件について、役員・社員からの寄付金を分子に参入することができるよう緩和された。これは、NPO法人の実態を勘案したPST要件の合理化・緩和である。

3.3.3 2003年(平成15年)改正(第1次改正): 認定要件の緩和・みなし寄付金制度導入

2003年(平成15年)改正(第1次改正)は、NPO法自体の改正と同時に、認定制度に関する租税特別措置法の改正がなされた。

PST要件について、以下の4点の改正がなされた。

- (1) 割合が「3分の1」から「5分の1」に引き下げられた(後述のとおり、改正時は3年間の時限的措置とされていたが、複数回の延長措置後、期限なく5分の1とする現在の形に改正がなされる。)
- (2) 一者当たり基準限度超過額が受入寄付金総額の5%超に引上げられた。(1)と(2)はNPO法人の実態を考慮して緩和したものである。
- (3) 少額寄付金が1,000円未満に引下げられた。PSTで勘案すべきでない少額の寄付金の線引きとして、社会実態等を勘案したものである。
- (4) 国等からの委託事業費及び国際機関からの補助金が分母から除外されるようになった。国等からの委託事業費等は、それ自体公益的な側面があると考えられるため、収入の全体から除外して計算するのが相当であると考えられたためである。

また、「みなし寄付金」制度が認定NPO法人にも適用されるようになった。

「みなし寄付金」制度とは、法人税法における優遇措置の1つで、NPO法人のみではなく、公益法人等の一定の要件を満たした法人に適用されるものである。これは、収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額がある場合に、その支出した金額を収益事業に係る寄付金の額とみなして(寄付金の損金算入限度額の範囲内で)損金処理を認める制度である。

NPO法人が収益事業を行うのは、そこで得た収益を特定非営利活動事業の財源に充てるためであると考えられるため、収益事業に属する資産から特定非営利活動事業のために支出する金額については、これを寄付金とみなして法人税等の計算上、一定の範囲内で損金算入を認めるというものである。(もしこの制度が適用されない場合は、収益事業で得た利益には通常の法人税課税がなされてしまい、その残余を特定非営利活動事業へ回すことになってしまう。)

他の公益法人で認められているものを認定NPO法人でも認められるようにしたものである。

加えて、寄付金の損金算入限度額が、所得金額の2.5%から20%に拡大された。

3.3.4 2005年(平成17年)改正: 認定要件の緩和、申請手続きの簡素化

PST要件について、「実績判定期間」が導入され、直近2事業年度等の平均により算定する(但し、各事業年度におけるPST要件における割合は(1/5ではなく)1/10以上であること)ことになった。

単年度では事業の実態を的確に把握できないおそれがあるための改正で、基準の合理化

といえる。

また、共益的活動の制限に係る要件も緩和された。

具体的には、以下の3点である。いずれも実態を反映した合理化といえる。

- (1) 会員等の範囲から、単なる顧客（そのNPO法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等（資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供をいう。以下同じ。）の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該NPO法人の活動に関係しないもの）を除外するものとされた。
- (2) NPO法人等の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を行うことを主たる目的とするNPO法人（いわゆるネットワーク型NPO法人）の会員等に対する助成事業のうち、特定公益増進法人又は認定NPO法人が参加する事業を共益的活動の範囲から除外するものとされた。
- (3) 共益的活動の割合を（単年度ではなく）実績判定期間により算定するものとされた。申請書類及び報告書類の一部が廃止された。簡素化・合理化である。

具体的には、①申請書の添付書類について、既に国税庁長官に提出しているものうち、その記載した事項に変更のないものは提出を要しないものとされた。

また、②認定NPO法人の各事業年度の報告書類について、会員の資格要件等会員制度に関する事項、寄付金の募集に関する事項及び受け入れた寄付金の使途の実績に関する事項を報告対象から除外するものとされた。

3.3.5 2006年（平成18年）改正：認定要件の緩和、閲覧書類の簡素化、小規模法人の特例

PST要件については、一者当たり基準限度超過額及び親族関係者からの寄付金を「同一の者からの寄付金」とみなす取扱いが、以下のとおり緩和された。

- (1) 特定公益増進法人及び認定NPO法人からの寄付金については、同一の法人からの寄付金のうち受入寄付金総額の50%を超える部分の金額とすることとされた。
- (2) 役員又は社員以外の寄付者からの寄付金については、その親族等からの寄付金を同一の者からの寄付金とみなす規定は適用しないこととされた。

これらはNPO法人運営の実態等を勘案した要件の合理化・緩和といえる。

- (3) 国等からの補助金について、分母からの控除との選択が出来る形で、分子に算入する受入寄付金の額を限度として分子に算入し、全額を分母に算入することができることとされた。要件の合理化である。
- (4) 社員からの会費を分子に算入できるように緩和された。

具体的には、一定の要件を満たす法人の場合に、会費収入から、共益的な活動等に係る部分を控除した金額を分子に算入することとされた。

- (5) 社員の親族に係る要件について、社員が100名以上の法人を除外することとされた。

具体的には、役員又は社員の数のうちに役員又は社員の親族等及び特定の法人の占め

る割合が3分の1以下であることとする要件について、社員の数が100人以上の法人である場合には、社員の数のうちに親族等の占める割合に係る要件を適用しないこととされた。

法人の規模が大きい場合に、社員の親族からの寄付を一律にPSTに算入しないのは実態を反映しないものと考えられたため、基準の合理化といえる。

閲覧対象となる書類について、20万円以上の寄付金に関する事項及び従業員給与に関する事項の一部を閲覧に供する仕組みが廃止された。個人情報及びプライバシーの保護を目的とする改正である。

小規模法人について、2年間に限り、簡素な算式によるPSTを適用する制度が加わった。小規模法人向けの制度を用意するもので、要件の合理化といえる。

3.3.6 2008年（平成20年）改正：認定要件の緩和、申請手続きの負担軽減

PST要件について、実績判定期間が原則として5年に延長された（改正前は2年）。また、各事業年度の基準（1/10以上）が廃止された。

また、一者当たり基準限度超過額が、受入寄付金総額の5%から10%に引き上げられた。社会実態を考慮した合理化といえる。

一定の独立行政法人等（法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人）からの補助金又は委託の対価について、国等からの補助金又は委託の対価と同様の取扱いとするものとされた。

社員の親族等及び特定の法人からの寄付金を寄付金とみなさない旨の要件が廃止された。共益的活動の割合にて判断すればよい形に整理されたともいえ、基準の合理化といえる。

認定の有効期間が2年から5年に延長された。実態を考慮した緩和・合理化である。

小規模法人の特例措置に関しても、PSTの割合が3分の1から5分の1に引き下げられた。これも合理化であるといえる。

情報公開の対象となる閲覧事項が以下のとおり見直された。

- ① 一者からの20万円以上の寄付金に関する事項について、社員又はその親族等からの寄付金に関する事項が閲覧の対象から除外された。
- ② 報酬又は給与を得た役員又は従業員に関する事項について、社員である従業員又は社員の親族等である従業員に関する事項が閲覧の対象から除外された。
- ③ 各社員の親族割合及び特定法人等割合のうち最も高いものが閲覧の対象となる事項に追加された。

個人情報及びプライバシーの保護を目的とした改正・合理化である。

3.3.7 2010年（平成22年）改正：認定手続の簡素化等

まず、国税庁が行う特定非営利活動法人の認定審査について、1回目以降の認定は、原

則として、書面審査により行うこととし、適正性の確保については、事後的な実地確認により行うこととされた。2回目以降は、国税庁も既に当該法人の状況を把握できる状態でもあるため、手続の合理化がなされたものである。

2008年（平成20年）改正で設けられた初回認定を受けようとする特定非営利活動法人のPST等の実績判定期間を2年とすることができる特例の適用期限が、1年延長された。

認定特定非営利活動法人の申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類等の整理及び簡素化がなされた。

(1) 寄付者名簿

A 認定に係る申請書の添付書類であることが明確化された。

B 認定NPO法人の各事業年度の報告書類から除外されるとともに、認定NPO法人は、認定の有効期間内の各事業年度の寄付者名簿を作成し、その事業年度終了の日の翌日以後3月を経過する日から5年間、その法人の主たる事務所の所在地に保存することが義務付けられた。

C 上記のBの保存義務違反が認定の取消事由に追加された。

(2) 事業報告書等、役員名簿等及び定款等

①所轄庁から入手可能な必要書類については、直接、国税庁長官が所轄庁から入手することとする、②NPO法人が所轄庁へ書類を提出していることが認定要件に追加され、また、認定NPO法人の所轄庁への書類不提出が認定の取消事由となる、③法令等に違反する疑いがあると認められる相当の理由がない旨の証明書について、NPO法人が所轄庁から得て国税庁へ提出していたのを、国税庁から所轄庁へ照会することとするといった、NPO法人の申請等に係る事務負担を軽減する見直しが行われるとともに、その手続の変更に伴う認定要件及び取消し事由の整備が行われた。

(3) 認定NPO法人の閲覧書類

次の事項を記載した書類が除外され、事業年度毎の提出も不要となった。

A 報酬又は給与を得た役員又は従業員の氏名及びその金額に関する事項

B 各社員の親族割合のうち最も高いもの

C 各社員の特定法人等割合のうち最も高いもの

3.3.8 2011年（平成23年）改正（第2次改正）：認定機関の移管、認定要件の見直し、初回実績判定期間等

(1) 認定機関の移管

認定制度の規定自体が租税特別措置法からNPO法に移管された。それに伴い、認定の判断は、それまでの国税庁（国税庁長官）から、認定を受けようとするNPO法人の所轄庁が行うこととなり、認定機関が移管された。これにより、NPO法人に関する監督事務は、地方自治体が一元的に行うこととなった。

これは、事前相談を含む、認証・認定事務のきめ細かい監督が一元的に行われることで（従来、認証は所轄庁、認定は国税庁と二元的に行われていた。）、自治体とNPO法人が協働しやすくするためであるとされる（内閣府「改正特定非営利活動法人について」<https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/20111011-hou.pdf>（2024年11月30日閲覧））。また、地方分権推進の流れも背景にしつつ、各地域での市民活動の実情を反映するためには、NPO法人が所在する所轄庁による判断の方が適切であると考えられたという面もある。

なお、これに伴い、これ以降の改正は、特定非営利活動促進法にて行われることとなるため、改正の沿革を仔細に確認する場合は、特定非営利活動促進法にあたればよい。（これ以前は、租税特別措置法の改正の形をとるため、租税法を参照する必要がある。）また、この改正により、認定の手続が税務上の手続から行政上の手続になったともいえる。

(2) PST要件

割合を1/5以上とする特例及び小規模法人の特例が恒久化された。

それまでPSTには相対値基準しかなかったが、絶対値基準（寄付金の総額が年3,000円以上の者が年平均100人以上）と、地方公共団体が個別に条例指定したもの（条例個別指定）が初めて導入された。PSTの基準が増えたことは、大きな改正といえる。

(3) 初回実績判定期間

初回認定のNPO法人について、実績判定期間を2年とすることとされた（特例措置の恒久化）。

(4) 仮認定NPO法人制度の創設

スタートアップ支援のため、設立後5年以内のNPO法人を対象とする「仮認定NPO法人制度」も導入された（なお、2016年（平成28年）法改正により、2017年（平成29年）4月1日から、「仮認定NPO法人」は「特例認定NPO法人」という名称に改められた。）。

(5) 「市民公益税制」としての議論

認定機関を国税庁から都道府県へ移管し、PSTの絶対値基準と条例個別指定を創設するという大きな改正に至った背景には、市民公益税制として積極的な議論がなされたことも挙げられる。

当該改正が行われる際の内閣府内の市民公益税制PT作成の報告書（https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/2009-2012/etc/2010/_icsFiles/afeldfile/2010/12/10/221201houkouku.pdf 2024/11/30閲覧）には、「NPO法人に係る認定制度については、内閣府において、『新しい公共』の重要な担い手となるNPO法人の健全な発展のための必要な環境整備を行うことを目的とした新たな法律により、新たな認定制度として整備されることを目指す」との記載や、「新認定法に基づく新たな認定制度においては、『認定の間口は広く、事後チェックをしっかりとやる』との考え方の下、国税庁に代わる新たな認定機関による

認定に移行する」といったことが明記されている。認定制度導入当初の目的実現に向け、法令の定め方のみならず、制度運用の方針・在り方が示されているものといえ、参考になる。

3.3.9 2016年（平成28年）改正（第3次改正）：制度の使いやすさと信頼性向上のための整備

(1) 認定NPO法人等の海外送金等に関する書類の事後届出等への一本化

海外への送金又は金銭の持出しに関する書類の所轄庁への事前提出は、不要となった一方、送金等の金額にかかわらず、毎事業年度1回の所轄庁への事後提出が義務となった。マネーロンダリングに関する法改正等への対応である。

(2) 役員報酬規程等の備置期間の延長

3年から5年に延長された。NPO法人における役員報酬の情報公開の重要性からの合理化である。

(3) 「仮認定特定非営利活動法人」の名称を「特例認定特定非営利活動法人」へ変更

「仮認定」NPO法人の名称を「特例認定」NPO法人に改められた。実務上の不都合（印象がよい等といった意見）を勘案した合理化である。

3.3.10 2021年（令和3年）改正（第4次改正）：NPO法人の設立及び運営の手続を、より迅速かつ簡素なものにして、NPO法人の事務負担を軽減するための措置

認定・特例認定NPO法人による閲覧の対象から個人の住所・居所についての記載が除外された。個人情報及びプライバシーの保護を目的とする改正である。

所轄庁に毎事業年度提出していた書類のうち、「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」及び「役員報酬規程」、「職員給与規程」について、既に提出されているものから内容に変更がない場合に該当するものは、毎事業年度の提出が不要となった。

役員等に対する報酬等の状況を記載した書類について、毎事業年度提出を義務化した。これらは運用の手続の合理化であるといえる。

4. おわりに

繰り返してきたとおり、認定制度は、行政の監督下でない「市民が行う自由な社会貢献活動」を行うNPO法人を、税制優遇措置という経済的な側面から支援する制度である。

制度創設時には課題も多かったものの、度重なる改正を経て、要件面の整備はある程度なされてきたことを紹介した。ただ、当初の理想に照らしたときに、果たしてどこまでそれが実現されたのかは、様々な評価があるところであろう。例えば、情報公開による市民的自浄作用は、十分に機能しているといえるだろうか。そうした意味で、NPO法も道半

ばというべきかもしれず、今後も引き続き、NPO法の理想を実現するための活動・行動・作業を続けていかなければならないだろう。

また、本白書のアンケート結果からは、法令上の要件などよりも、運用面での改善の余地が大きいように感じられる。事案によっては、NPO法の趣旨にそぐわない運用がなされているように疑われるものもあるのではないかと感じられる。

本稿が、あるべきNPO法とその運用を考えるうえでの一助となれば幸いである。

【参考文献】

本文中に掲げたもののほか、

特定非営利活動法人制度研究会『解説 特定非営利活動法人制度』（商事法務、2013年）

宮垣元『NPOとは何か』（中公新書、2024年）

内閣府NPOホームページ <https://www.npo-homepage.go.jp/>

財務省 税制改正の解説 https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11122457/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/index.html（国立国会図書館によるアーカイブ）

（Special Thanks：NPOのための弁護士ネットワーク）

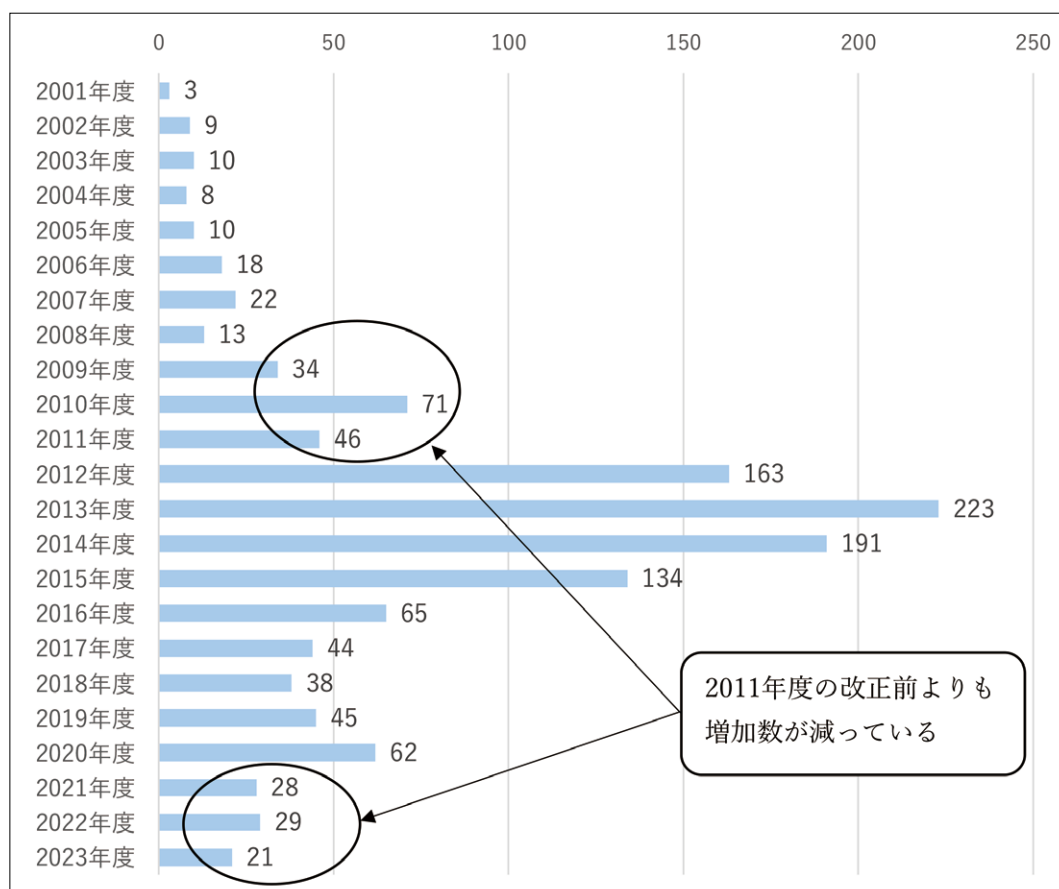
第2章 認定NPO法人の現状

1. 認定NPO法人の数

認定NPO法人は、2024年9月末時点で1,290法人（特例認定NPO法人を含む）である。2001年に認定NPO法人制度が導入されてから、年間の増加は10～20法人程度に留まっていたが、2011年（平成23年）の改正（2012年4月1日から施行）により国税庁から所轄庁へと認定機関が変更され、パブリックサポートテストにおいて絶対値基準、条例個別指定基準が導入されるなどをして、認定が受けやすくなった。その結果、2012年度には163法人、2013年度には223法人、2014年度には191法人、2015年度は134法人と増加したが、その後は次第に伸びが鈍化し、2021年度は28法人、2022年度は29法人、2023年度は21法人の増加に留まっている（2024年度は、9月末現在で3法人しか増加していない）。

認定NPO法人の数は1,290法人で、全NPO法人の約2.5%に過ぎない。増加率も年間

認定NPO法人の増加数の推移



<「内閣府 HP 特定非営利活動法人の認定数の推移」より作成>

約1.6%とわずかである。また、近年の増加分人数は、改正前の2009年度、2010年度、2011年度と比較しても、大幅に減少している。

2011年（平成23年）の改正では、認定NPO法人が取りやすくなった改正が行われたにもかかわらず、改正前よりも現在は認定NPO法人の増加数が減っている。その原因はなぜなのか、その理由を考えていくうえで、現状の把握をしていく。

なお、データは内閣府NPOホームページの「認定・特例認定NPO法人数等（所轄庁別）」および「認定・特例認定法人数（平成24年4月以降の推移）」をもとにしており、国税庁が認定していた2011年度以前については、法人数以外の細かい情報は取れなかった。このため、以下の分析は2012年度の認定制度が国税庁から所轄庁に移管された以降のデータに基づくこととする。

2. 認定NPO法人の全体像

内閣府NPOホームページ「認定・特例認定NPO法人数等（所轄庁別）」によると、2024年9月末時点で、認定NPO法人として申請した法人は全国で2,204法人、特例認定NPO法人として申請した法人は622法人、合計で2,826法人である*¹。ただし、このうち195法人は特例認定を失効した後に認定の申請をした法人なので、それを除くと2,631法人となる。現在の認定NPO法人は1,290法人なので、申請した法人のうち約半数が現在も認定NPO法人であり、半数は認定NPO法人になれなかった、あるいは、一度認定NPO法人になったが、認定NPO法人であることをやめてしまった法人ということになる*²。

申請をしたが、現在認定NPO法人ではない法人には、「申請をしたが、所轄庁から不認定の処分を受けた」（不認定）、「申請をしたが、所轄庁からの指摘等により自主的に申請を取下げた」（取下げ）、「所轄庁から取消の処分を受けた」（取消）、「一度認定NPO法人になったが、その後失効をした」（失効）という4つのパターンが考えられる*³。それぞれの内訳は以下の通りである。

認定					特例認定				
申請	不認定	取下げ	取消	失効	申請	不認定	取下げ	取消	失効
2,204	15	559	8	315	427※	4	221	2	158※

※特例認定の申請及び、失効法人のうち、認定を受けたことにより失効した法人は除く。

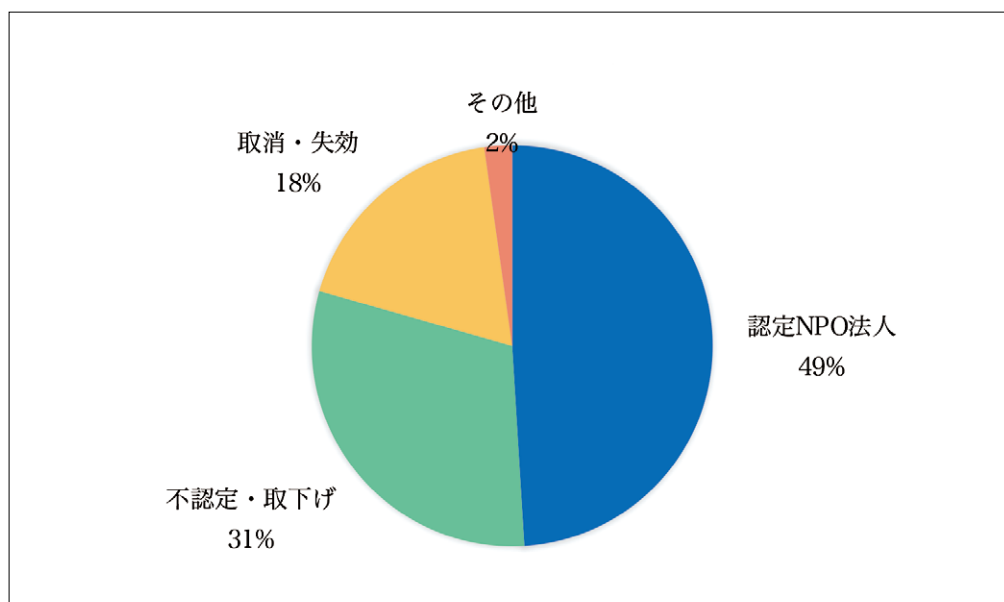
*1 この章の巻末資料に、内閣府HPに掲載されている「認定・特例認定NPO法人数等（所轄庁別）」（2024年9月30日現在）を掲載している。

*2 一度申請をして取下げをした後に再度認定申請をしている法人もあると思われるが、公表されているデータからはわからず、公表されている申請法人数を基に計算をしている。

*3 それ以外に、申請をして、現在審査中の法人があるが、ここでは分析の対象から外す。

「不認定」と「取下げ」は、申請をしたが認定NPO法人になれなかった法人であり、「取消」と「失効」は、一度認定NPO法人になったが、その後に認定NPO法人でなくなった法人であるため、それぞれ同じグループであると考え、「不認定」、「取下げ」は799法人、「取消」、「失効」は483法人になる。申請した法人の約3割は、何らかの不備や所轄庁の指摘で不認定又は取り下げをし、一度認定された法人の2割弱は何らかの理由で取消又は失効をしている。

申請法人数の内訳



以下では、年度ごとの推移を見ながら認定NPO法人が増えない理由を考察していくこととする。

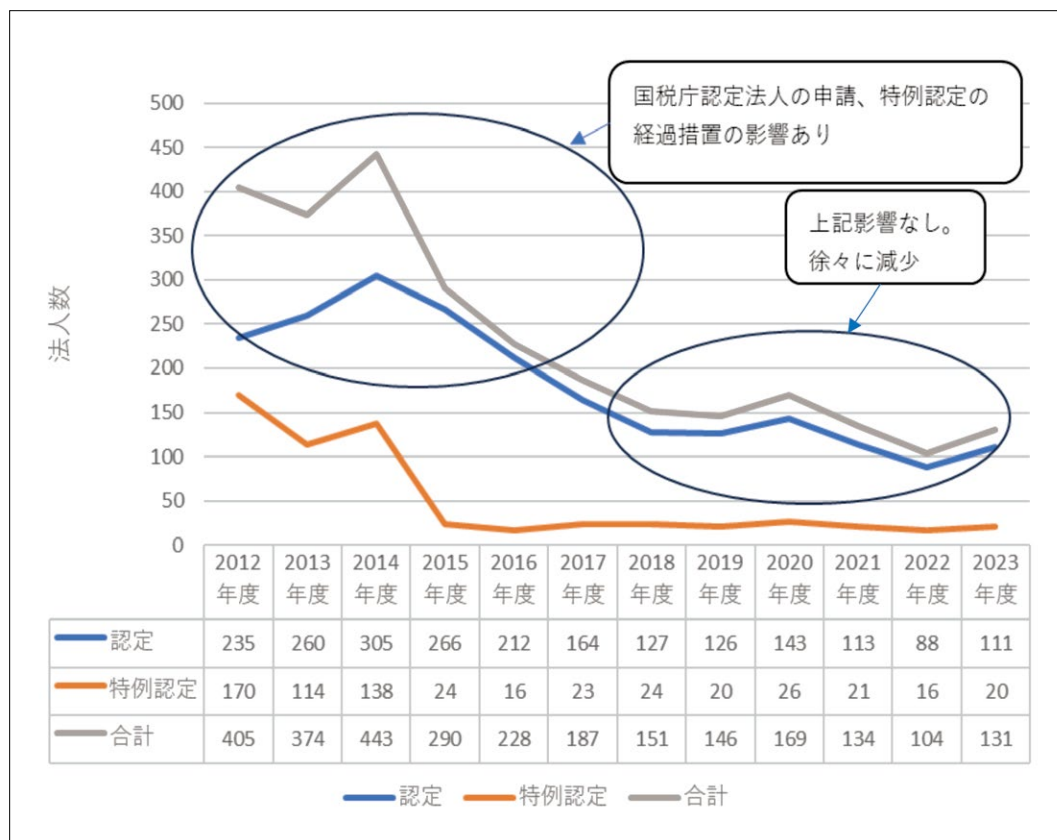
3. 認定申請法人数の減少

まず、認定NPO法人の申請数を時系列で見ていく。2011年（平成23年）の制度改正の直後は、2012年度は405法人、2013年度は374法人、2014年度は443法人と増加したが、その後は減少傾向にあり、2021年度は134法人、2022年度は104法人、2023年度は131法人であった。申請数は、ピーク時の1/3から1/4に減少している。

2012年度から2014年度の間に増加した理由としては、それまでパブリックサポートテストをクリアできなかった法人が絶対値基準や条例個別指定基準の導入などにより、申請ができるようになり申請をしてきたことに加え、特例認定NPO法人の申請が多かったこと*⁴、国税庁で認定を受けていた法人が国税庁の認定が切れて、所轄庁の認定を受けるために申請をしてきたこと*⁵で増加したことが考えられる*⁶。

特例認定の経過措置及び国税庁認定法人が所轄認定の申請が終わった2018年度以降で言えば、2018年度は151法人、2019年度は146法人、2020年度は169法人、2021年度は134法人、2022年度は104法人、2023年度は131法人が申請をしており、徐々に減少している。

認定NPO法人の申請件数



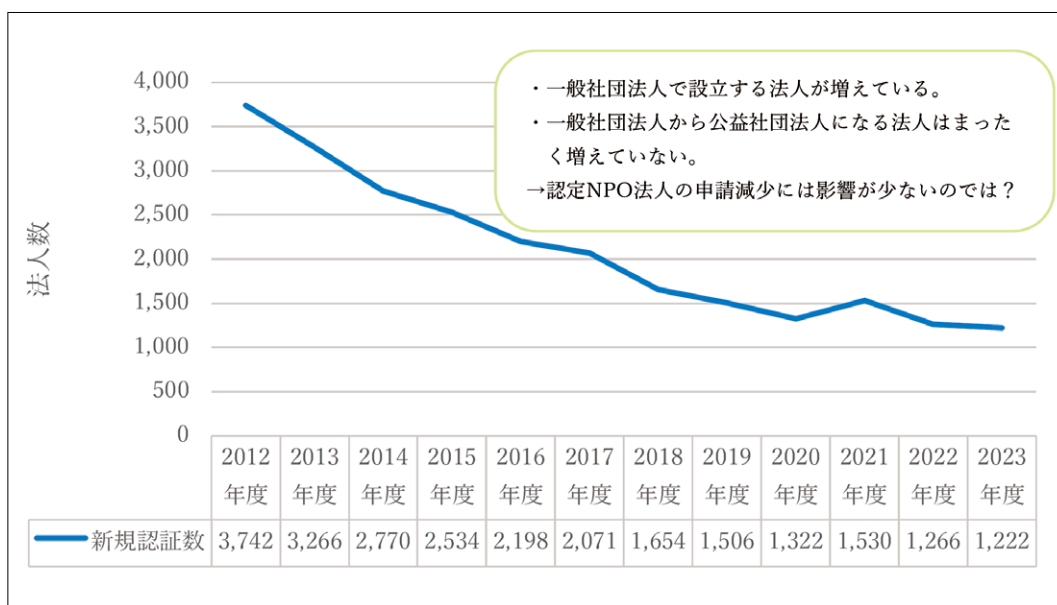
- * 4 特例認定制度（導入時は「仮認定制度」）は設立から5年以内の法人に認められる制度であるが、2015年3月31日までは経過措置により設立から5年を超えたNPO法人でも特例認定の申請をすることができた。
- * 5 「内閣府ホームページ 特定非営利活動法人の認定数の推移」から推測すると、2011年度末の認定NPO法人の数は244法人であり、その法人の多くは2012年～2016年度までの間に所轄庁認定の認定NPO法人として申請をしたと思われる。
- * 6 2012年度～2017年度の申請法人数から特例認定NPO法人の申請数及び国税庁認定を受けていた2011年度時点のNPO法人244法人を除くと、2012年度～2017年度の平均申請数は200法人程度になる。

認定NPO法人の申請が減っている理由として、下記の通り、NPO法人自体の数が減っていることも関係している可能性がある。

NPO法人の新規の認証数は、2023年度は1,222法人であるが*⁷、2012年度、2013年度は3,000法人以上の新規の認証法人があり、NPO法人として設立する法人が大きく減っている。NPO法人の設立が減少している理由としては、従来、NPO法人として設立していた法人のうち、簡易な運営を好む等の理由で、一般社団法人として設立する法人が増えていることが考えられる*⁸。

ただ、認定NPO法人と同じ社団形態の税制優遇法人である公益社団法人も、2020年（2019年12月～2020年11月）は2法人の増加、2021年は1法人の減少、2022年は3法人の減少となっており*⁹、ほとんど増えていないことを考えると、従来、認定NPO法人を目指していたような法人が、一般社団法人として設立して公益社団法人を目指すことが増えているとは考えにくいのではないかとと思われる。

NPO法人の新規設立認証数

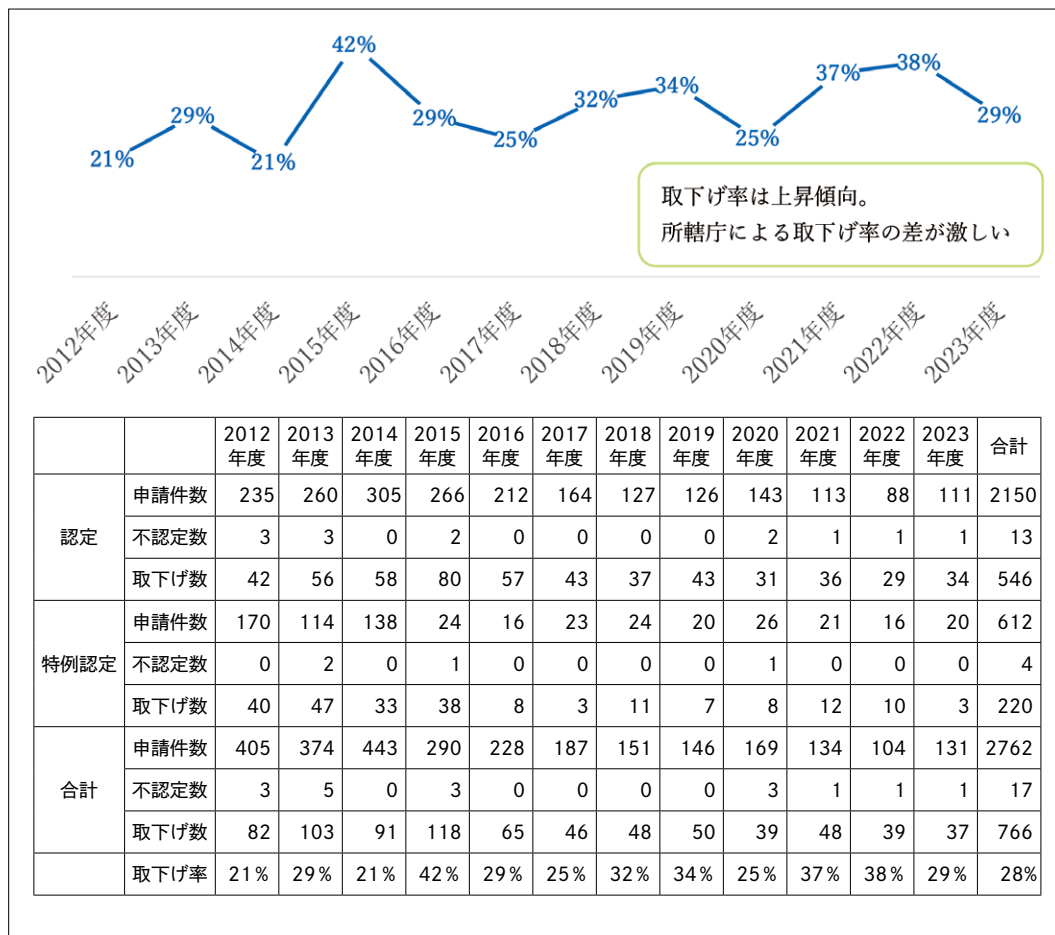


4. 認定取下げ率の増加

認定申請をしたNPO法人のうち、不認定及び取下げとなった法人の割合を「取下げ率」として時系列でみていくことにする。申請をした時期と取下げをした時期にはタイムラグがあるので、正確に申請をした法人がどれくらい取り下げをしたのかを年度ごとで計算することはできないが、傾向は見られるのではないかとと思われる。

取下げ率を計算すると、2012年度は21%、2013年度は29%、2014年度は21%であったが、2021年度には37%、2022年度には38%、2023年度には29%と増加している。

取下げ率



認定申請を行うには、寄付金を集めたり、様々な人に協力をお願いし、そのうえで申請書を作成し提出して、所轄庁の調査を受けるという大きな手間がかかる。それにもかかわらず、申請を取り下げなければならないことは、申請したNPO法人にとって大きな打撃である。制度が成熟することで、取り下げをしなければならない法人は減ることが期待さ

＊7 新規の認証法人数のデータは入手できなかったが、年度ごとの認証法人数の増減と解散法人数の増減から新規の認証数を算出している（内閣府 NPO法人ホームページの認証申請受理数・認証数（所轄庁別））。

＊8 一般社団法人の設立数は、2023年度は6,077法人となっており、NPO法人の5倍近くになっている。（法務局「商業・法人登記（年次表）」種類別一般社団法人の登記の件数より）

＊9 公益法人information 公益法人の統計 統計資料編 資料1-2-2 各年12月1日現在の公益法人数（社団・財団別）より

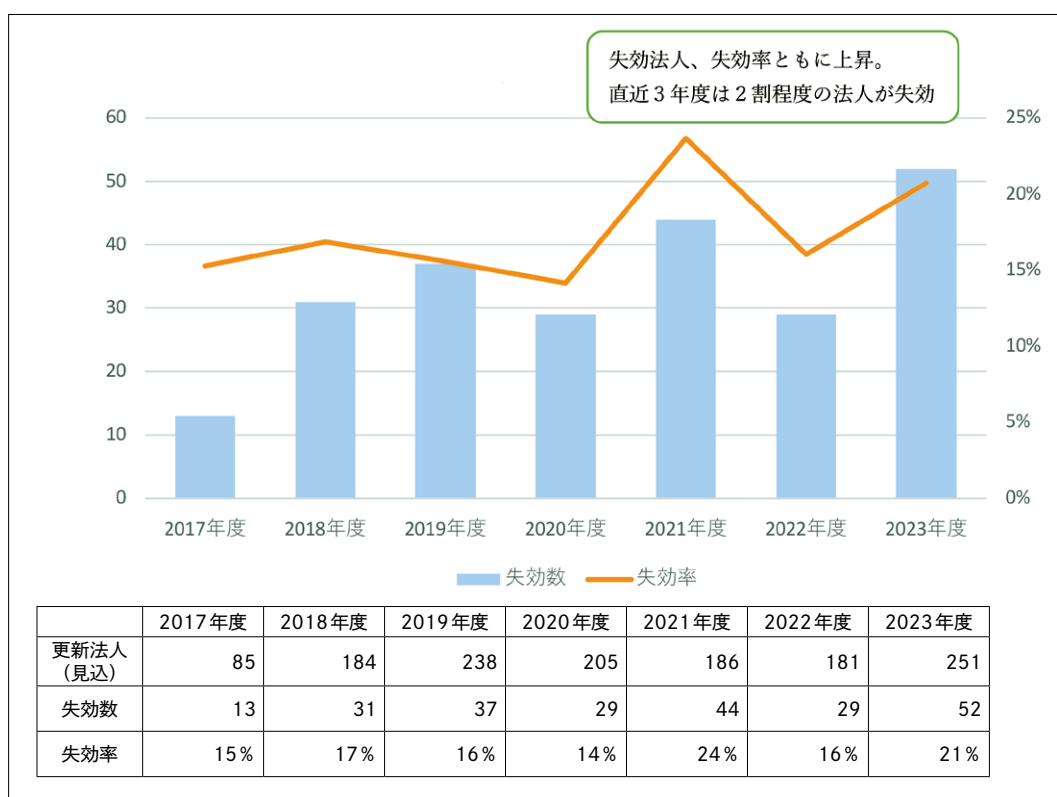
れるが、実際には増加している*¹⁰。

また、取下げ率は、所轄庁によって大きな差があり、多いところでは、50%近くの取下げ率の所轄庁もある一方で、取下げはほとんどない所轄庁もある*¹¹。申請をしても認められないケースが多いことが知れ渡ってくるにつれて、申請数が減少してきている可能性も考えられる。

5. 失効法人の増加

2012年度から2016年度は、認定制度が国税庁から所轄庁へ移管された後、5年間の更新がなかったため、失効法人がなく、参考ができない。2017年度以降のデータを見ると、2017年度は13法人、2018年度は31法人、2019年度は37法人、2020年度は29法人、2021年度は44法人、2022年度は29法人、2023年度は52法人が失効している（解散や合併による失効を除く）。

失効数及び失効率



認定は5年ごとに更新が必要である。そのため、2017年度は2012年度に認定された法人の更新時期、2018年度は2013年度、2019年度は2014年度といった具合に、それぞれの年度に認定された法人が更新を迎えた年に該当する。2022年度は2012年度および2017年度、

2023年度は2013年度と2018年度に認定された法人の更新時期であった。この間に、どれだけの法人が更新せず、あるいは更新できずに認定NPO法人でなくなったのかを分析してみた。

失効の理由には、「更新の要件を満たせずに更新申請をしなかった」、「自主的に認定を返上した」、「更新時の調査で指摘を受け、更新の取下げをした」、「解散や合併をした」といったことが考えられる。「失効数及び失効率」表の数字には解散や合併による失効はデータを取ることができ、除いているが、それ以外の理由の区別はできない。

この3年間で言うと、失効率は合計で2割程度である。認定NPO法人の2割が更新をしないということは、それだけ認定NPO法人が魅力的な制度になっていない可能性もある。

また、更新申請をしたが更新ができなかったという法人も一定数あるのではないと思われる。

6. 認定NPO法人の信頼度

これまで内閣府のホームページをもとに認定NPO法人の現状を分析してきたが、一般市民から見たとき、認定NPO法人は他の法人と比べてどのように評価されているのだろうか。一般市民の信頼は高いのだろうか。ここでは、公益財団法人日本非営利組織評価センターが2023年度に実施した「NPOの信頼性に関する意識調査」の結果を紹介することとする。

6.1 認定NPO法人の認知度

「NPO法人の中には、寄付控除の対象となる『認定NPO法人』がある」という質問について、知っているかを尋ねたところ、寄付経験がある人では50.4%が「知っている」と回答した。一方、寄付経験がない人では28.3%が「知っている」と答え、全体では33.2%が認定NPO法人を認知していることが分かった。つまり、認定NPO法人の認知度は全体で約1/3程度といえる*12。

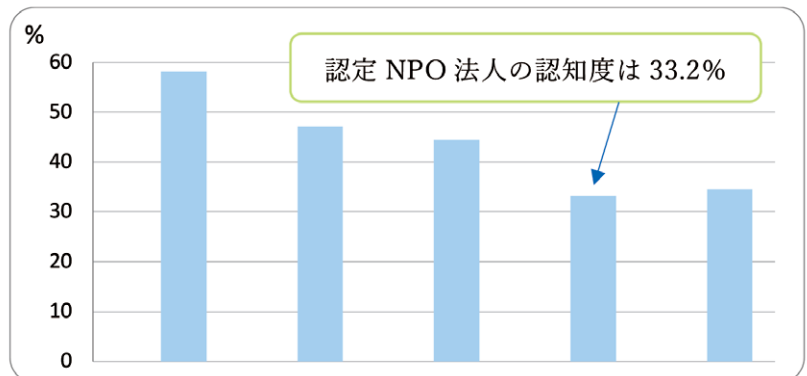
「一般財団」と「公益財団」がある」という点では58.1%、「公益法人は、公益性が認定されている団体である」という点では47.1%であることを考えると、認定NPO法人の認知度が大幅に低いことが窺える。

*10 2015年度の取下げ率が42%と高いのは、2015年度の特例認定NPO法人の取下げ率が158%になっているからで、2015年3月31日で経過措置が終了した特例認定NPO法人の取下げが2016年度に行われたケースが多かったことが想定される。

*11 この章の巻末に所轄庁別に申請受理数、認定法人数、申請取下げ数等が記載された「認定・特例認定NPO法人数等」を掲載している。

*12 2024年の調査では、認定NPO法人の認知度は、34.4%であった。

「Q 次のNPOの法人格に関する内容について、知っていることはありますか。(複数回答可)」



n=			財団法人には「一般財団」と「公益財団」がある	公益法人は、公益性が認定されている団体がある	一般法人には「非営利型」がある	NPO 法人の中には、寄付金控除の対象となる「認定 NPO 法人」がある	知らない
	TOTAL	3000	58.1	47.1	44.5	33.2	34.5
【寄付経験別】	あり	669	70.1	61.3	58.1	50.4	21.8
	なし	2331	54.7	43	40.6	28.3	38.1
【NPO への信頼別】	信頼している	606	74.1	63.7	57.6	44.4	19.3
	どちらともいえない	1502	54.5	42.3	40.5	29.6	38
	信頼していない	892	53.5	43.8	42.4	31.7	38.9

< 2023年度 NPO の信頼性についての意識調査調査報告書 Ver.2 公益財団法人日本非営利組織評価センター (JCNE) P22 より 一部加筆 >

6.2 認定 NPO 法人の信頼度

法人格ごとの信頼度について調査した結果、「あなたは次の組織を信頼できると思いますか?」という質問に対し、「信頼できる」、「やや信頼できる」、「どちらかといえば信頼できる」と回答した人の割合は次の通りであった。

- 民間企業：24.5%
- 社会福祉法人：22.7%
- 公益社団・財団法人：21.5%
- 非営利型の一般社団・財団法人：19.6%
- 特定非営利活動法人 (NPO 法人)：19.0%
- 認定 NPO 法人：16.7%

認定NPO法人の信頼度は、非営利法人の中で最も低く、「寄付経験あり」の人では26.6%、「寄付経験なし」の人では13.9%、全体でも16.7%^{*13}と低い傾向にある。ほかの法人よりも認定NPO法人の信頼性が低く評価されている原因は明確ではないが、認定NPO法人であることが信頼性の点で必ずしもプラスに働いているわけではないという現状はわかる。

「Q あなたは、次の組織を信頼できると思いますか。(複数回答)」



		n=	民間企業	NPOのうち社会福祉法人	NPOのうち公益法人(社団・財団)	NPO	NPOのうち一般社団法人(非営利型の社団・財団)	NPOのうちNPO法人(法人格のあるNPO)	NPOのうち認定NPO法人(税制上優遇措置があるNPO法人)	政府	マスメディア	非営利活動を行う法人格のない(任意)団体	どちらともいえない・信頼していない
TOTAL		3000	24.5	22.7	21.5	20.2	19.6	19	16.7	13.2	12.4	11.8	59.2
【寄付経験別】	あり	669	31.2	30.6	30.3	29.1	27.4	27.5	26.6	17.8	17.3	17.3	48.4
	なし	2331	22.5	20.4	19	17.6	17.4	16.6	13.9	11.8	10.9	10.2	62.3
【NPOへの信頼別】	信頼している	606	66	77.4	77.7	100	73.9	70.8	65.2	37.3	45.7	44.7	0
	どちらともいえない	1502	14.1	11.6	9.7	0	7.9	7.6	5.8	7.5	4.8	4.2	71.6
	信頼していない	892	13.7	4.1	3.3	0	2.6	3	2.1	6.3	2.5	2.1	78.6

< 2023年度NPOの信頼性についての意識調査調査報告書 Ver.2 公益財団法人日本非営利組織評価センター (JCNE) P16より 一部加筆 >

* 13 2024年調査では、18.5%で、2024年調査でも、非営利法人の中で信頼度が一番低いという調査結果であった。

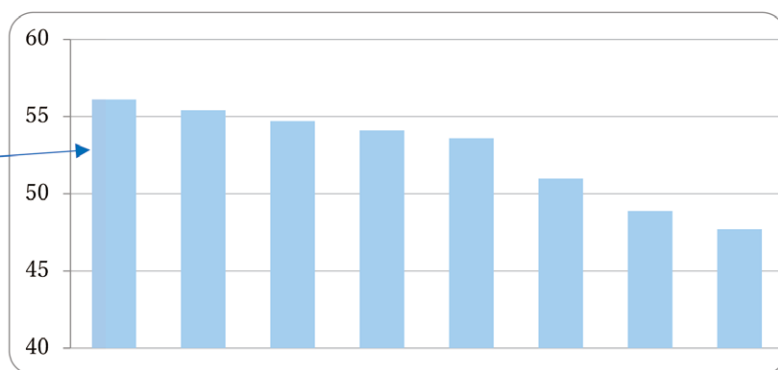
6.3 信頼できるNPOの要素

「信頼できるNPO」の要素として調査した15項目の中で、最も多くの支持を得たのは「活動内容や成果、決算報告などの情報が公開されていること」で、全体の56.1%、寄付経験者の70.0%がこの項目を信頼の要素として挙げた*14。認定NPO法人は他の法人よりも情報公開を積極的に行う仕組みが整っているが、その点が十分に社会に伝わっていないことがうかがえる。

この調査結果は、認定NPO法人が一般市民に対してどのように認識され、信頼されているかを示す興味深いデータとなっている。

「Q あなたは「信頼できるNPO」に必要な要素として、以下の項目は当てはまると思いますか。(複数回答)」

信頼できるNPO
の要素としては、
情報公開が一番重
視されている



		n=	情報（活動内容や成果、決算報告）が公開されていること	問合せ窓口があること	反社会的勢力とのつながりがないこと	活動に伴う人権侵害がないこと	行政処分を受けていないこと	適切な会計がなされていること	役員に犯罪歴がないこと	ミッションやビジョンに共感できること
	TOTAL	3000	56.1	55.4	54.7	54.1	53.6	51	48.9	47.7
【寄付経験別】	あり	669	70	66.4	66.1	66.8	63.7	62.9	58.3	62.5
	なし	2331	52.1	52.3	51.4	50.5	50.8	47.6	46.2	43.5
【NPOへの信頼別】	信頼している	606	86.3	85.8	84.8	86.3	83.5	82.5	76.2	79.4
	どちらともいえない	1502	48.2	47.9	47.4	46.2	45.8	44.2	41.5	39.5
	信頼していない	892	48.8	47.4	46.4	45.6	46.5	41.1	42.7	39.9

< 2023年度NPOの信頼性についての意識調査調査報告書Ver.2 公益財団法人日本非営利組織評価センター（JCNE）P23より 部分抜粋・一部加筆。 >

7. まとめ

以上から、認定NPO法人の増加数が近年減ってきている理由として、以下のことが推測される。

- ①申請法人数が減少していること。
- ②申請をしても認定がされずに取下げをする取下げ率が上昇していること。
- ③一度認定NPO法人になったが、認定を更新しないあるいはできない法人（失効法人）が増えていること。
- ④認定NPO法人の認知度が低く認定NPO法人の特色も伝わっておらず、信頼性の向上につながっていないこと。

なぜ申請数が減少し、失効数は増加しているのか、取下げ率を下げるにはどうしたらいいのか、認定NPO法人の認知度を高め、その特色が伝わり、信頼性の向上につなげるにはどうしたらいいのか、ということをも、第4章の認定NPO法人の実態調査の結果から考え、第5章の提言につなげていきたいと思う。

* 14 2024年の調査でも、「情報が公開されていること」が「信頼できるNPO」に必要な要素として、56.3%と、最も多くの支持を得ている。

認定・特例認定NPO法人数等（2024年9月30日現在）

所轄庁	認定						特例認定					
	申請受理数 (含申請中)	認定法人数 (現在数)	不認定数	申請 取下げ数	取消数	失効数	申請受理数 (含申請中)	特例認定 法人数 (現在数)	不認定数	申請 取下げ数	取消数	失効数
北海道	23	15	0	7	0	1	13	1	0	6	0	5
青森県	5	4	0	1	0	0	2	0	0	0	0	2
岩手県	31	22	0	4	0	4	6	1	0	0	0	5
宮城県	14	11	0	1	0	2	1	0	0	1	0	0
秋田県	6	5	0	1	0	0	3	0	0	3	0	0
山形県	14	7	1	0	0	6	0	0	0	0	0	0
福島県	42	22	1	7	0	11	9	0	0	5	0	4
茨城県	23	18	0	0	0	4	1	0	0	0	0	1
栃木県	18	15	0	1	0	2	6	1	0	1	0	4
群馬県	23	11	0	4	0	8	5	0	0	2	0	3
埼玉県	51	31	0	7	0	12	29	3	0	2	0	23
千葉県	53	35	0	10	0	7	19	0	0	6	0	13
東京都	754	302	3	323	0	105	190	4	0	104	0	82
神奈川県	67	47	1	5	2	9	14	2	0	2	0	8
新潟県	10	7	0	0	0	3	3	0	0	0	0	3
富山県	6	6	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
石川県	16	10	0	1	2	3	4	0	0	0	0	4
福井県	6	6	0	0	0	0	5	1	0	1	0	3
山梨県	14	9	0	3	0	2	5	0	0	0	0	5
長野県	26	17	0	4	0	4	14	0	0	4	0	10
岐阜県	17	11	0	1	0	5	9	0	0	6	0	3
静岡県	19	12	0	5	0	2	6	0	0	1	0	5
愛知県	40	29	0	2	0	7	16	3	0	3	0	10
三重県	12	8	0	4	0	0	3	0	0	1	0	2
滋賀県	38	21	0	2	0	14	6	1	0	1	0	4
京都府	19	14	0	3	0	2	6	0	0	2	0	4
大阪府	40	29	0	4	0	4	11	4	0	1	0	6
兵庫県	41	26	0	9	0	6	11	0	1	5	0	5
奈良県	10	5	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0
和歌山県	10	7	0	3	0	0	6	0	0	1	0	5
鳥取県	14	8	0	4	0	2	3	1	0	0	0	2
島根県	9	6	0	1	0	2	6	1	0	1	1	3
岡山県	8	4	0	2	0	2	3	0	0	0	0	3
広島県	12	4	0	4	0	4	5	0	0	2	0	3
山口県	19	9	0	6	0	4	7	0	0	3	0	4
徳島県	14	11	0	2	0	0	1	0	0	0	0	1
香川県	11	10	0	0	0	1	7	0	0	4	0	3
愛媛県	15	8	1	3	1	1	4	0	0	0	0	4
高知県	11	8	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0
福岡県	23	9	1	6	1	4	6	0	0	1	0	5
佐賀県	16	8	0	4	0	4	7	0	1	2	0	4
長崎県	12	8	0	1	0	3	10	3	0	1	0	6
熊本県	7	5	0	2	0	0	2	0	0	1	0	1
大分県	11	6	0	2	1	1	3	1	0	0	0	2
宮崎県	6	6	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
鹿児島県	8	3	0	4	0	1	3	0	0	3	0	0
沖縄県	17	7	0	8	0	1	8	0	0	4	0	3
都道府県計	1,661	882	10	464	7	256	481	27	2	180	1	266

所轄庁	認定						特例認定					
	申請受理数 (含申請中)	認定法人数 (現在数)	不認定数	申請 取下げ数	取消数	失効数	申請受理数 (含申請中)	特例認定 法人数 (現在数)	不認定数	申請 取下げ数	取消数	失効数
札幌市	28	17	2	2	0	7	9	0	0	0	0	8
仙台市	24	19	0	3	0	2	7	0	0	0	0	7
さいたま市	13	10	0	0	0	3	6	0	0	2	0	4
千葉市	13	10	0	3	0	0	2	0	0	2	0	0
横浜市	81	71	0	2	0	7	10	0	0	1	0	8
川崎市	20	15	0	2	0	3	2	0	0	0	0	2
相模原市	18	12	0	1	0	5	2	0	0	1	0	1
新潟市	11	10	0	0	0	1	4	0	0	1	0	2
静岡市	16	13	0	1	0	2	7	0	0	2	0	4
浜松市	9	9	0	0	0	0	6	0	0	0	0	6
名古屋市	55	30	0	18	0	4	14	2	0	6	0	6
京都市	48	36	0	4	1	6	15	1	0	1	0	13
大阪市	82	49	1	25	0	4	27	1	0	13	1	12
堺市	5	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸市	45	28	0	13	0	4	13	0	2	7	0	4
岡山市	17	10	0	2	0	5	2	0	0	0	0	2
広島市	15	2	0	11	0	2	0	0	0	0	0	0
北九州市	9	7	1	1	0	0	5	2	0	1	0	2
福岡市	27	16	1	6	0	4	8	0	0	4	0	4
熊本市	7	7	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
指定都市計	543	375	5	95	1	59	141	6	2	41	1	87
全国計	2,204	1,257	15	559	8	315	622	33	4	221	2	353

(注1) 認定・特例認定ともに、申請受理数には、認定法人数、不認定数、申請取下げ数、取消数、失効数が含まれています。

(注2) 特例認定の失効した353法人のうち195法人は、法第44条第1項の認定を受けたことにより失効した法人です。

(注3) 平成29年7月15日をもって旧認定制度による全ての国税庁認定法人の有効期間が終了し、存在する認定法人は全て所轄庁により認定された法人のみとなります。

<内閣府NPOホームページ「認定・特例認定NPO法人数等(所轄庁別)」>

第3章 認定NPO法人の財務分析

1. はじめに－データの概要および概観

本財務分析は、「挑戦するすべての寄付を支える」をミッションとして掲げ、さまざまなサービスを提供しているコングラントの認定NPO法人のデータ（2024年2月時点）による分析である。今回扱ったデータの概要が図表1である。

図表1 はじめに－データの概要と概観

	2019年度	2020年度	2021年度
法人数	1,180	1,176	1,262
寄付金	30,679,391,177	43,781,206,750	44,650,684,142
寄付金増加額	—	13,101,815,573	869,477,392
寄付金増加率	—	42.7%	2.0%
年間総収入	106,610,948,890	116,648,372,716	125,929,218,829
年間総収入増加額	—	10,037,423,826	9,280,846,113
年間総収入増加率	—	9.4%	8.0%
寄付金割合	28.78%	37.53%	35.46%
寄付金「0」の団体数	40	34	34
前年度からなくなった法人数	—	111	90

2019年度から2021年度の法人数については、2019年度が1,180法人、2020年度が1,176法人、2021年度が1,262法人となっている。全体として、2021年度は法人数が増加しているが、前年度から名前が無くなった法人もデータ上は100法人ぐらい存在している。これは、認定NPO法人を止めたという場合や、法人自体を閉じてしまったケースもあると考えられる。

寄付額については、2020年度に大きく増えている。一方、寄付金を含めた総収入の伸び率をみると、2019年から2020年にかけて、総収入全体の伸びの大部分は寄付金によるものであったということがわかる。むしろ、寄付金以外の収入は下がっている。

2020年度も2021年度も寄付金の総収入に対する割合は35%を超えている。一方で寄付金がゼロという団体も30～40団体存在する。

ここからは詳細データを紹介しながら、寄付額が多い認定NPO法人の状況（寄付額上位10団体の状況）、規模別の認定NPO法人の状況、地域別の認定NPO法人の状況、に分けて状況を整理したい。なお、すべて規模は寄付額を基準に検討している。

2. 寄付額上位10団体の状況

2.1 2019年度の寄付額上位10団体

一言で認定NPO法人といっても、その規模も活動内容もさまざまである。中には寄付金を受けずに活動している認定NPO法人も存在する。コングラントのデータを寄付額の多い認定NPO法人の順番に、2019年度の上位10団体を示したのが図表2である。寄付金と同時に収入合計も併せて示した。

図表2 寄付額上位10団体について (2019)

順位	団体名	団体所在地	寄付金	収入合計	寄付金の収入に対する割合
1	国境なき医師団日本	東京都	10,852,784,410	11,257,317,554	96.4%
2	ワールド・ビジョン・ジャパン	東京都	3,920,306,580	6,069,923,244	64.6%
3	国際連合世界食糧計画WFP協会	神奈川県	1,586,508,864	1,807,106,657	87.8%
4	セカンドハーベスト・ジャパン	東京都	1,217,543,430	1,232,149,541	98.8%
5	カタリバ	東京都	625,353,805	1,031,612,506	60.6%
6	ジャパン・プラットフォーム	東京都	431,834,392	6,733,323,686	6.4%
7	国連UNHCR協会	東京都	355,197,104	616,163,827	57.6%
8	難民を助ける会	東京都	314,740,601	1,721,092,676	18.3%
9	日本NPOセンター	東京都	298,433,505	412,472,879	72.4%
10	ジャパンハート	東京都	286,378,809	372,777,670	76.8%
合計			19,889,081,500	31,253,940,240	—
総額			30,679,391,177	106,610,948,890	—
総額に対する割合			64.8%	29.3%	—

寄付額が1位となっている、国境なき医師団の寄付金の額は突出している。2位のワールドビジョンの2.8倍程度、10位のジャパンハートの約38倍と、かなり他の法人との差があることがわかる。また、この国境なき医師団に関しては、収入のほとんど(96.4%)が寄付金で占められていることも特徴的である。

上位10団体の多くは、寄付金の割合が収入合計のおよそ60%か、それ以上を占めている。ただし、ジャパンプラットフォームと難民を助ける会については、寄付金の割合が低い。

上位10団体の寄付額は認定NPO法人全体の寄付額の64.8%と約2/3を占めている。また、上位3つの団体で認定NPO法人全体の5割弱の寄付額となる。つまり、寄付先が一定の団体に大きく偏っているということが理解できる。認定NPO法人自体が多様な活動を展開していることを考慮すれば、もっと幅広くさまざまな団体が寄付を受け取ることができるようになることが望ましいのではないかと考えられる。仮に知名度の高い認定NPO法人に寄付が偏って集まっているのであれば、それぞれの法人の知名度が上がり、寄付金が多くのかかる団体に分かれ、活動のすそ野が広がるということが望ましいということもいえるのかもしれない。

2.2 2020年度および2021年度の寄付額上位10団体

図表3 寄付額上位10団体について (2020)

順位	団体名	団体所在地	寄付金	収入合計	寄付金の収入に対する割合
1	国境なき医師団日本	東京都	13,050,103,455	13,869,924,567	94.1%
2	国連UNHCR協会	東京都	5,794,664,454	7,018,773,736	82.6%
3	ワールド・ビジョン・ジャパン	東京都	4,054,448,377	5,900,386,611	68.7%
4	国際連合世界食糧計画WFP協会	神奈川県	1,969,855,612	2,170,033,311	90.8%
5	セカンドハーベスト・ジャパン	東京都	1,585,563,562	1,645,989,507	96.3%
6	カタリバ	東京都	1,213,327,917	1,636,748,754	74.1%
7	フローレンス	東京都	819,329,784	3,765,627,719	21.8%
8	ジャパンハート	東京都	798,131,383	901,124,698	88.6%
9	ピースウィンズ・ジャパン	広島県	659,448,790	4,833,805,105	13.6%
10	ジャパン・プラットフォーム	東京都	523,836,448	5,099,294,446	10.3%
合計			30,468,709,782	46,841,708,454	—
総額			43,781,206,750	116,648,372,716	—
総額に対する割合			69.6%	40.2%	—

図表3は2020年度の寄付額上位10団体である。上位10位までのいくつかの法人の名前の入れ替わりがある。しかし2019年度と同様に、国境なき医師団の寄付金が出ていることに変わりはない。また、全体の認定NPO法人が得ている寄付額の2/3以上を上位10団体で占めていることも同じである。

図表4 寄付額上位10団体について（2021）

順位	団体名	団体所在地	寄付金	収入合計	寄付金の収入に対する割合
1	国境なき医師団日本	東京都	11,170,418,816	11,927,512,254	93.7%
2	国連UNHCR協会	東京都	6,122,204,539	7,619,141,618	80.4%
3	ワールド・ビジョン・ジャパン	東京都	4,315,911,196	8,531,653,202	50.6%
4	国際連合世界食糧計画WFP協会	神奈川県	2,058,803,958	2,380,607,489	86.5%
5	セカンドハーベスト・ジャパン	東京都	1,831,609,550	1,887,431,655	97.0%
6	カタリバ	東京都	1,215,429,524	1,687,723,491	72.0%
7	グリーンバレー	徳島県	733,187,246	774,782,355	94.6%
8	フローレンス	東京都	714,330,191	3,792,680,165	18.8%
9	ジャパンハート	東京都	702,610,172	988,092,686	71.1%
10	グッドネーバース・ジャパン	東京都	589,064,860	874,725,961	67.3%
合計			29,453,570,052	40,464,350,876	—
総額			44,650,684,142	125,929,218,829	—
総額に対する割合			66.0%	32.1%	—

図表4は2021年度の状況である。2021年度もいくつかの法人の名前の入れ替わりがあるが、国境なき医師団の寄付金の額が突出していることと、上位10団体で全体の認定NPO法人が得ている寄付額の約2/3を占めていることに変わりがない。

3. 規模別の認定NPO法人の状況

次に規模別の認定NPO法人の状況について説明する。寄付額をもとに、①100万円未満の寄付額の団体、②100万円－500万、③500万－1千万、④1千万－5千万、⑤5千万－1億、⑥1億－10億、⑦10億以上の7つのランクに分け、2019年度(図表5)、2020年度(図表6)、2021年度(図表7)の、それぞれ寄付金額、総収入、団体数等をまとめた。

図表5 規模別の団体の状況について（2019年）

区分		2019				
		寄付金額	寄付金割合	総収入	団体数	団体割合
1,000,000,000	以上	17,577,143,284	57.3%	20,366,496,996	4	0.3%
100,000,000	以上	5,387,792,525	17.6%	23,326,309,949	26	2.2%
50,000,000	以上	2,332,012,689	7.6%	5,617,602,398	34	2.9%
10,000,000	以上	3,320,530,526	10.8%	11,187,678,880	154	13.1%
5,000,000	以上	940,028,524	3.1%	7,982,769,293	134	11.4%
1,000,000	以上	956,739,508	3.1%	19,758,611,855	402	34.1%
1,000,000	未満	165,144,121	0.5%	18,371,479,519	426	36.1%
総計		30,679,391,177	100.0%	106,610,948,890	1180	100.0%

認定NPO法人の数については、100万未満の寄付金で活動している法人が、2019年度から2021年度は、それぞれ約35%ぐらいである。寄付額が500万円未満の法人数となると、全体の約70%を占めていることがわかる。

一方で、10億円以上の寄付金を得ている法人数は、2019年度は4団体、2020年度と2021年度は6団体と増加している。これは全体の1%未満である。

寄付金の額で見た場合、1億円を上回る認定NPO法人の寄付金額合計は全体の約80%にも上る。ここでも一部の団体に寄付金がかかなり偏っているということが理解できる。

2019年度から2021年度にかけての寄付額を見てみると、1億円規模の団体は金額が増加していることがわかる。しかし、それ以下の団体はほぼ並行線という状態にある。1億円規模の団体の総収入に対する寄付額の割合も上がっていることが見て取れる。

図表6 規模別の団体の状況について（2020年）

区分		2020				
		寄付金額	寄付金割合	総収入	団体数	団体割合
1,000,000,000	以上	27,667,963,377	63.2%	32,241,856,486	6	0.5%
100,000,000	以上	8,052,711,634	18.4%	24,365,432,468	32	2.7%
50,000,000	以上	2,627,197,877	6.0%	6,000,315,747	37	3.1%
10,000,000	以上	3,492,930,497	8.0%	11,847,970,092	162	13.8%
5,000,000	以上	788,042,214	1.8%	4,868,876,790	110	9.4%
1,000,000	以上	979,710,665	2.2%	21,515,472,708	410	34.9%
1,000,000	未満	172,650,486	0.4%	15,808,448,425	419	35.6%
総計		43,781,206,750	100.0%	116,648,372,716	1176	100.0%

図表7 規模別の団体の状況について（2021年）

区分		2021				
		寄付金額	寄付金割合	総収入	団体数	団体割合
1,000,000,000	以上	26,714,377,583	59.8%	34,034,069,709	6	0.5%
100,000,000	以上	10,455,914,932	23.4%	27,536,847,667	45	3.6%
50,000,000	以上	1,845,734,854	4.1%	5,441,550,595	26	2.1%
10,000,000	以上	3,463,259,262	7.8%	12,025,190,158	163	12.9%
5,000,000	以上	987,385,758	2.2%	7,459,178,256	145	11.5%
1,000,000	以上	986,421,514	2.2%	20,751,144,221	417	33.0%
1,000,000	未満	197,590,239	0.4%	18,681,238,223	460	36.5%
総計		44,650,684,142	100.0%	125,929,218,829	1262	100.0%

4. 地域別の認定NPO法人の状況

最後に図表8は地域別に寄付額や総収入、団体数の状況についてまとめたものである。地域別で見た場合、ここにも特色があることが見て取れる。

まず、どの年度においても寄付額も、総収入額も団体数も突出しているのが東京である。図表8の一番下のラインが東京の状況をまとめたものだが、団体数は全体の約1/4である一方、寄付額は全体の約80%を占めている。総収入額も全体の50%を上回っている。

認定NPO法人の制度は、寄付を促進することが大きな目標の1つだが、寄付者は著名な団体に目が行きがちで、地道な活動が知られていない法人も相当数ある可能性が高いと思われる。発信力が強い東京に寄付が集中している可能性があり、財源の少ない小規模な黙々と活動をする団体にも本来スポットが当てられるべきなのかもしれない。

認定NPO法人の制度がさらに周知され、小規模な団体も含めて多くの団体が資金を獲得することができ、活動が充実することが社会のために必要なのではないだろうか。

※本稿では2021年度までデータを取り上げて記載したが、2022年度はウクライナ紛争が勃発したこともあり、その支援に対する寄付が急増している。例えば、国連UNHCR協会の2021年度の寄付金は6,122,204,539円であるが、2022年度には19,808,538,903円と急増し、寄付金額は全国1位になっている。

図表8 地域別の状況

区分	2019		
	寄付	総収入	団体数
愛知県	444,939,107	4,212,381,443	54
愛媛県	50,747,652	464,263,590	6
茨城県	72,408,373	674,147,365	17
岡山県	174,215,829	1,428,891,634	20
沖縄県	65,505,205	283,265,062	6
岩手県	85,742,340	588,054,246	21
岐阜県	41,583,346	410,158,311	13
宮崎県	30,739,388	97,797,142	5
宮城県	81,446,459	1,649,967,239	27
京都府	260,857,745	1,061,309,103	45
熊本県	17,782,799	548,463,931	10
群馬県	37,606,050	1,054,344,651	10
広島県	295,473,003	5,058,384,624	12
香川県	28,908,264	405,028,397	8
高知県	17,498,595	115,774,852	8
佐賀県	211,504,986	821,860,493	11
埼玉県	96,173,626	2,798,883,173	38
三重県	13,587,549	166,803,102	6
山形県	14,513,639	624,543,732	7
山口県	74,897,170	795,725,681	10
山梨県	61,589,221	237,725,778	9
滋賀県	53,412,419	925,457,279	27
鹿児島県	13,551,021	231,553,808	4
秋田県	4,439,572	34,430,414	3
新潟県	36,956,888	704,329,413	18
神奈川県	1,953,894,937	8,775,657,754	135
青森県	2,320,407	39,560,416	5
静岡県	96,864,894	1,535,668,161	32
石川県	11,898,843	192,102,257	11
千葉県	280,708,804	2,531,969,043	40
大阪府	940,856,790	4,351,134,352	60
大分県	4,779,350	169,930,920	6
長崎県	12,263,768	169,369,566	8
長野県	70,912,285	759,816,609	17
鳥取県	7,138,500	175,727,076	5
島根県	15,736,097	326,246,222	6
東京都	23,988,163,985	54,478,077,649	296
徳島県	15,288,636	153,767,848	7
栃木県	58,097,249	481,281,277	13
奈良県	17,995,773	24,433,125	2
富山県	6,888,233	235,668,366	4
福井県	8,371,699	68,285,473	5
福岡県	234,590,652	2,040,873,922	31
福島県	165,400,890	1,137,808,768	20
兵庫県	183,805,559	2,423,165,726	46
北海道	303,097,136	825,803,462	30
和歌山県	14,236,444	321,056,435	6
総計	30,679,391,177	106,610,948,890	1,180

東京の割合	78.2%	51.1%	25.1%
-------	-------	-------	-------

2020				2021			
寄付	総収入	団体数	前年増減	寄付	総収入	団体数	前年増減
294,595,221	2,843,653,954	36	-18	801,349,767	6,310,203,223	64	28
39,289,622	396,489,964	7	1	47,230,556	458,755,907	8	1
69,393,346	806,908,319	14	-3	97,883,467	913,904,417	18	4
176,757,558	813,958,761	16	-4	183,600,020	840,045,463	16	0
84,710,340	325,575,000	6	0	47,370,328	312,756,397	7	1
94,262,506	604,743,864	21	0	206,678,061	739,928,525	21	0
87,017,939	481,723,215	14	1	41,657,872	439,624,610	13	-1
22,900,675	115,429,843	5	0	47,348,937	319,211,125	6	1
117,088,367	1,523,257,646	27	0	107,881,017	1,492,543,053	30	3
250,835,400	1,282,514,507	49	4	209,203,154	1,275,191,082	50	1
22,670,566	519,220,686	11	1	19,344,204	545,959,342	12	1
46,295,043	1,073,364,873	10	0	68,283,503	1,154,074,298	11	1
675,166,435	5,254,403,448	8	-4	462,407,127	4,948,554,429	7	-1
25,548,067	367,418,015	8	0	81,275,081	220,679,258	8	0
25,902,795	221,067,100	8	0	24,279,149	166,401,171	8	0
183,160,966	724,599,041	9	-2	236,080,380	731,794,303	9	0
127,949,013	2,505,383,610	38	0	96,011,382	2,868,154,018	39	1
14,378,739	176,704,479	6	0	43,987,953	260,489,686	8	2
15,007,621	354,340,464	6	-1	31,538,998	817,068,468	8	2
56,857,114	622,008,147	10	0	48,370,081	569,016,745	9	-1
85,523,964	264,250,152	10	1	69,332,554	270,663,735	10	0
63,029,704	984,083,376	22	-5	48,038,792	911,564,840	22	0
1,190,595	15,497,698	3	-1	1,135,637	10,607,427	2	-1
3,784,323	30,310,653	3	0	12,073,459	50,035,743	5	2
39,604,128	617,851,135	17	-1	47,830,143	606,679,284	16	-1
2,620,125,222	9,797,818,721	135	0	2,553,723,358	10,531,574,431	150	15
1,415,708	34,544,193	3	-2	1,770,487	44,600,127	5	2
91,503,792	1,626,836,381	35	3	82,534,536	1,767,657,737	31	-4
11,383,498	83,839,127	7	-4	11,660,518	182,560,926	10	3
445,089,849	2,745,117,175	43	3	378,279,163	2,378,888,271	44	1
985,064,071	4,155,604,211	65	5	1,013,562,737	5,626,000,489	79	14
5,842,120	174,100,647	6	0	6,453,013	193,109,970	6	0
15,709,595	207,220,095	8	0	13,057,735	306,829,990	8	0
67,005,814	704,762,164	16	-1	73,427,610	806,136,317	15	-1
3,534,239	152,596,270	6	1	5,516,407	341,693,563	8	2
12,684,261	310,361,967	6	0	6,151,515	324,615,544	6	0
35,456,287,487	65,034,466,234	309	13	35,310,498,864	67,155,555,864	309	0
117,115,213	272,350,469	8	1	748,748,720	926,536,207	10	2
42,431,630	521,789,074	11	-2	62,605,662	618,833,202	14	3
31,572,794	430,248,074	3	1	51,307,166	437,012,623	4	1
5,808,268	239,311,663	5	1	5,218,722	282,087,591	6	1
6,165,071	66,407,994	6	1	6,306,133	65,059,286	6	0
443,238,903	2,036,786,673	32	1	462,629,823	1,548,019,720	33	1
199,850,868	1,124,933,311	19	-1	174,776,247	1,132,154,781	20	1
344,014,514	2,765,484,519	52	6	327,470,881	2,762,257,027	52	0
241,231,666	920,565,617	30	0	259,024,122	904,228,487	32	2
11,212,120	318,470,187	7	1	15,769,101	359,900,127	7	0
43,781,206,750	116,648,372,716	1,176	-	44,650,684,142	125,929,218,829	1,262	-
81.0%	55.8%	26.3%	-	79.1%	53.3%	24.5%	-

第4章 認定NPO法人実態調査

はじめに

2024年2月から5月にかけて、全国の認定NPO法人1273法人（調査当時）を対象に調査を実施し、336法人からの回答を得ることができました。調査項目が多岐にわたるなか、真摯にご回答いただき、大変ありがとうございました。

この第4章は、ご回答いただきました認定NPO法人の想いをすべて掲載しました。

掲載にあたり、以下の内容についてご了承くださいますようお願いいたします。

※自由回答欄は、原則は原文のまま掲載しました。なお、固有名詞等、情報が特定できる表現については一部編集しました。また、表記の統一はしていません。

※質問のチェック項目と関連した形式で、自由回答欄を掲載しました。複数のチェック項目に関連している回答文につきましても、そのまま掲載しております。同じ回答文が重複して見られる場合がありますのでご理解ください。

1. 法人の概要について

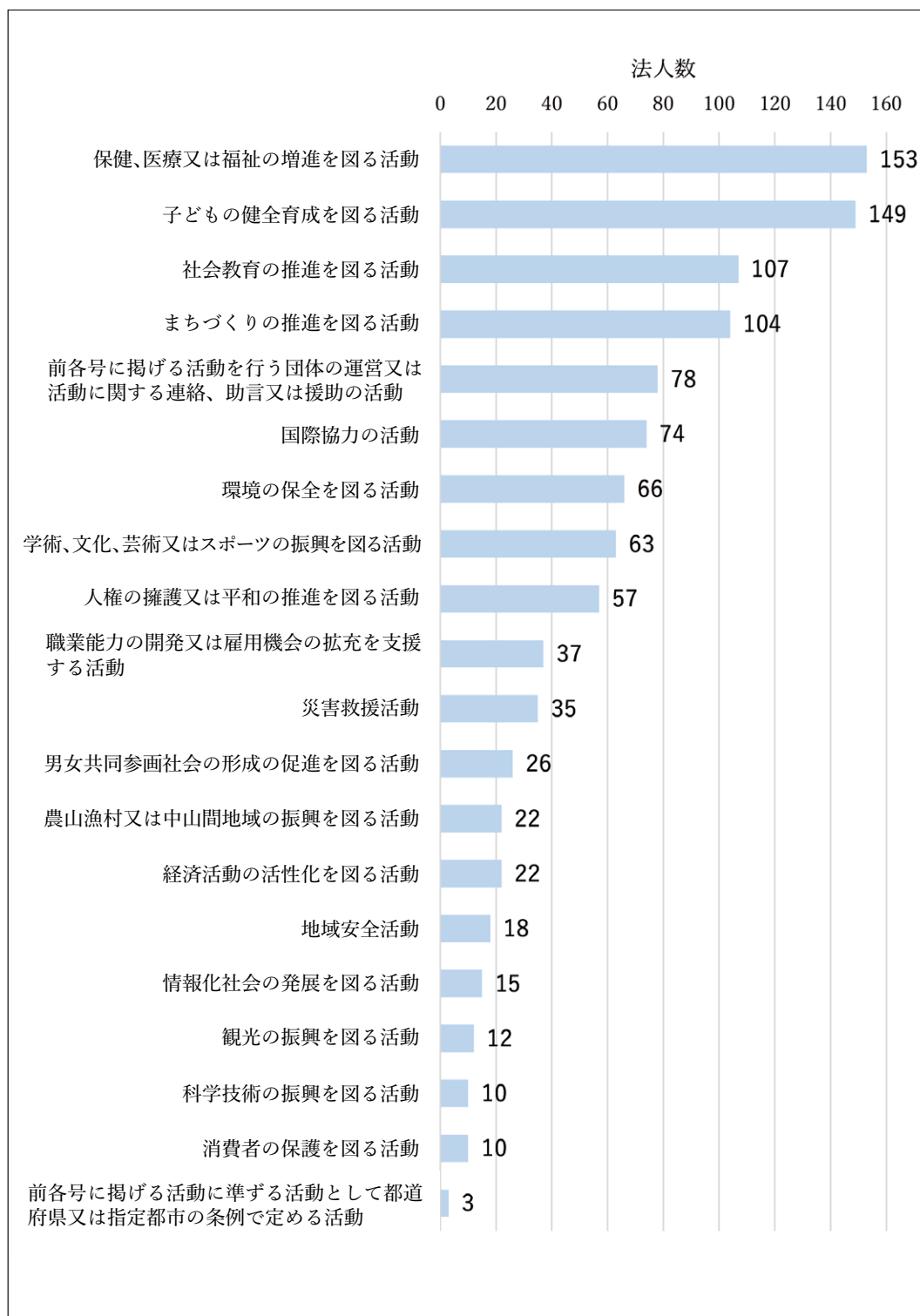
1-①：認定NPO法人の認定申請をする際の所轄庁はどこですか？

東京都	横浜市	大阪市	神戸市	千葉県	北海道	茨城県	静岡県	名古屋市	京都市
71	18	15	12	11	9	8	8	8	8
宮城県	神奈川県	愛知県	大阪府	兵庫県	高知県	福岡市	京都府	札幌市	川崎市
7	7	7	7	7	7	7	6	6	6
岩手県	長野県	福岡県	静岡市	北九州市	栃木県	埼玉県	石川県	岐阜県	宮崎県
5	5	5	5	5	4	4	4	4	4
仙台市	福島県	滋賀県	佐賀県	さいたま市	千葉市	浜松市	青森県	秋田県	山形県
4	3	3	3	3	3	3	2	2	2
群馬県	奈良県	和歌山県	愛媛県	長崎県	沖縄県	新潟市	熊本市	新潟県	福井県
2	2	2	2	2	2	2	2	1	1
三重県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	熊本県	大分県	鹿児島県	岡山市
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

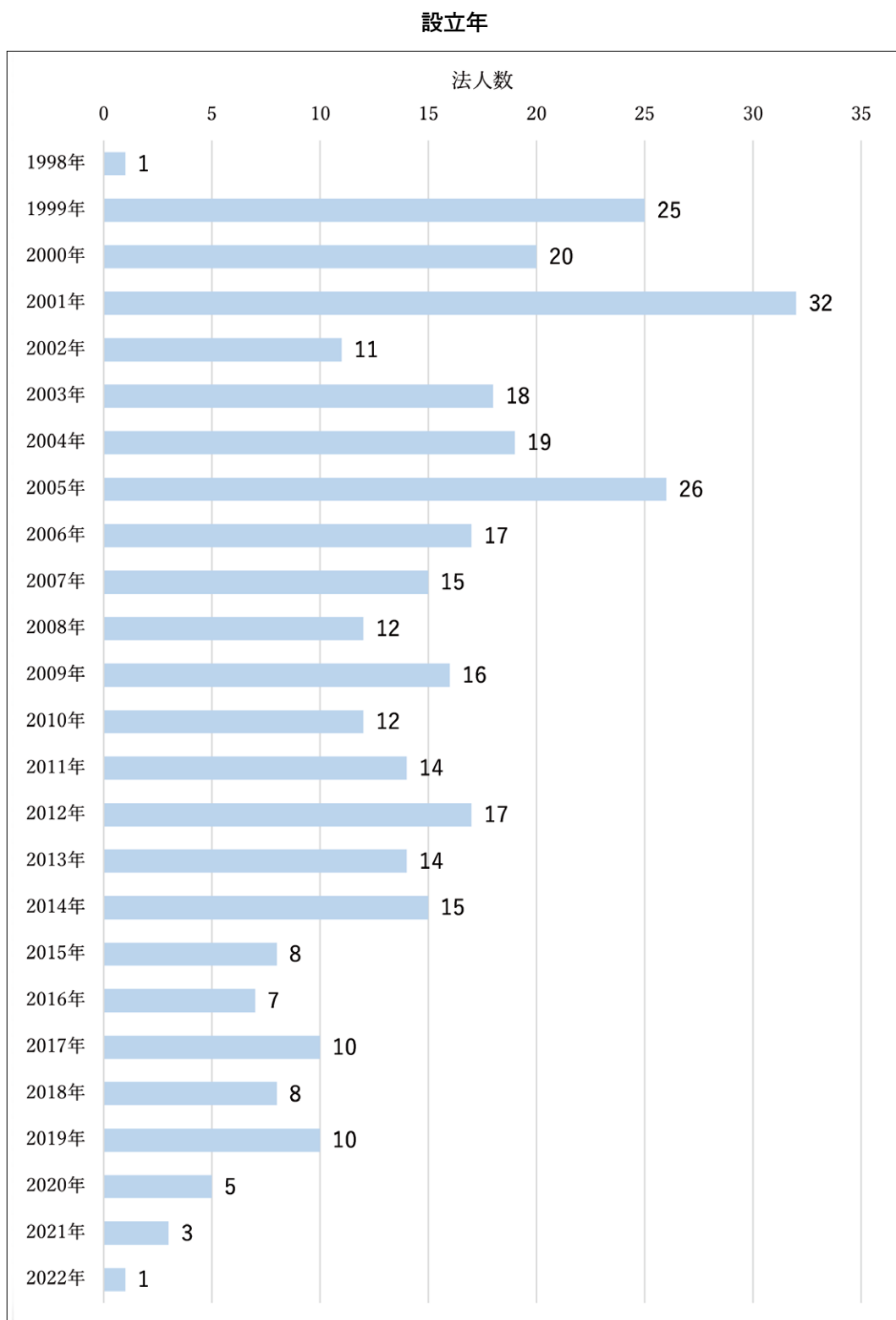
(n = 336)

1-②：活動の中心分野はどちらですか？

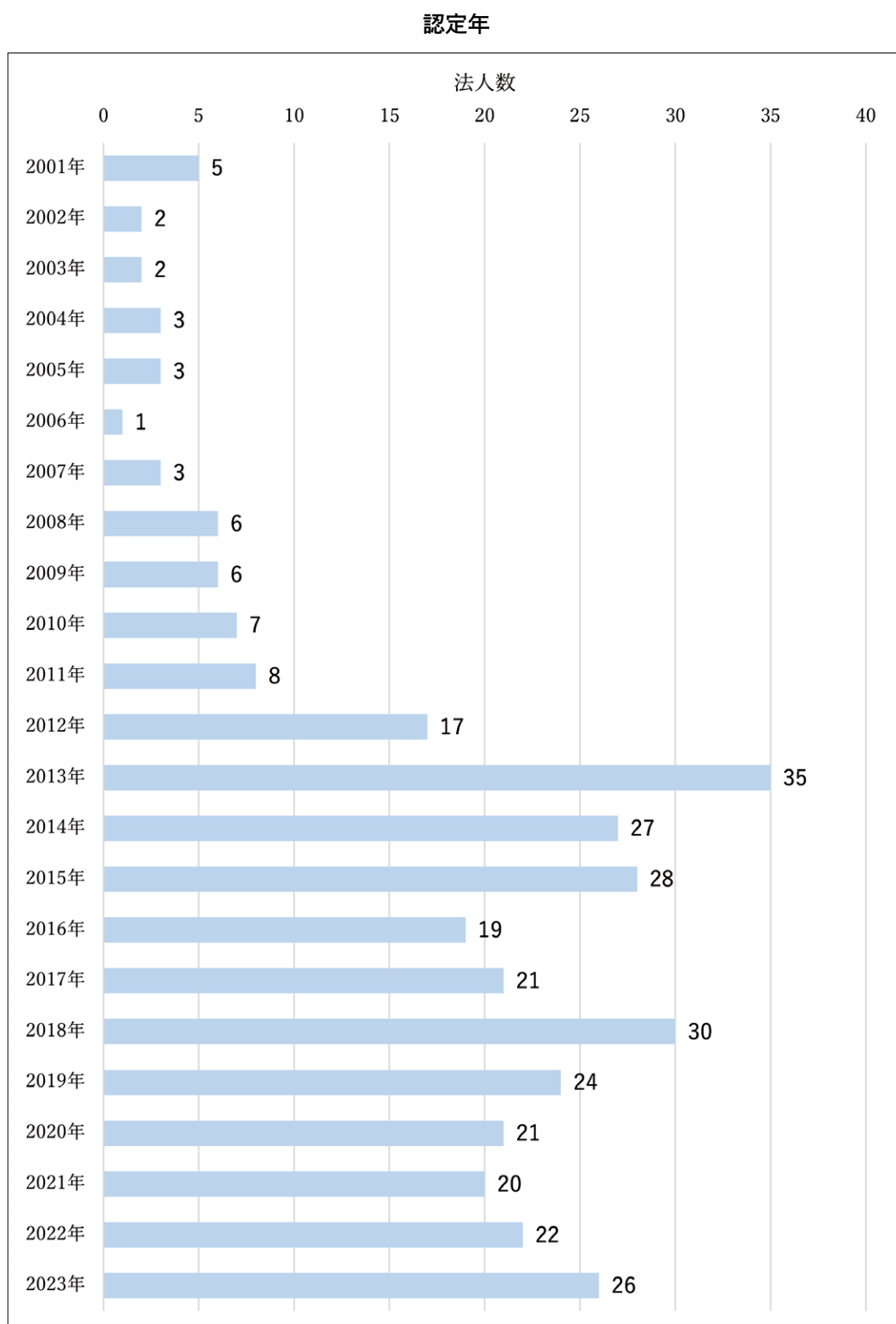
活動分野



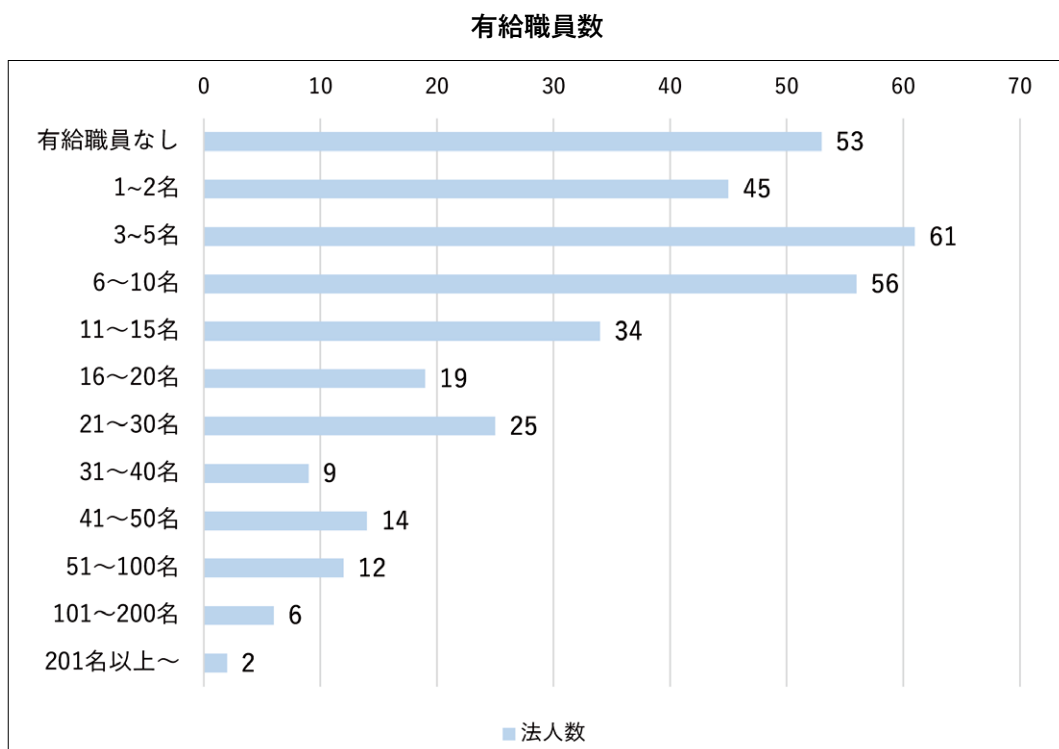
1-③：NPO法人として設立した年を選択してください。



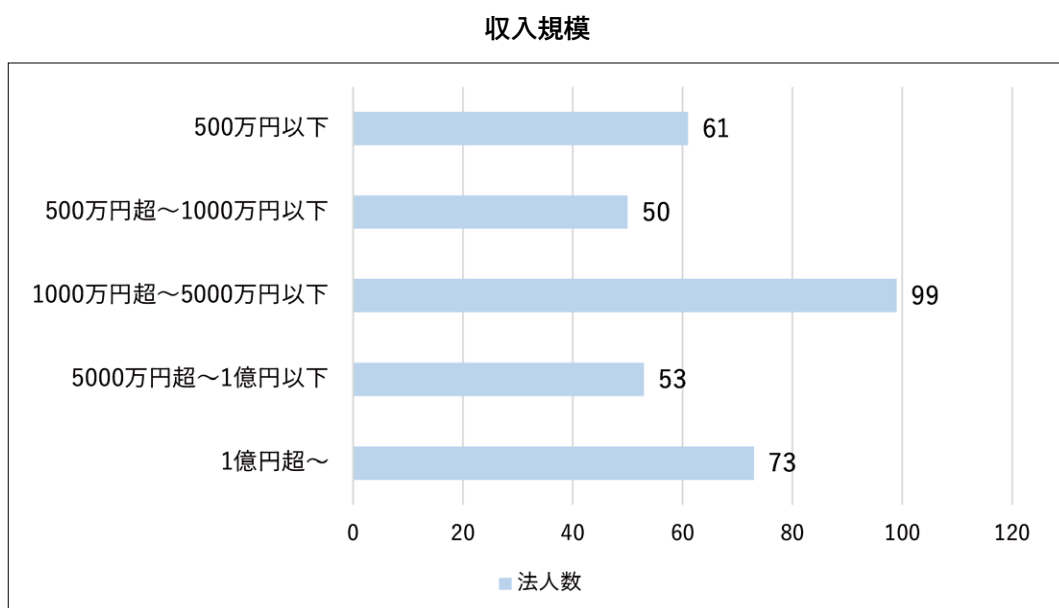
1-④：最初に認定（国税庁の認定を含む）を受けた年を選択してください。



1-⑤：現在、有給職員数は何人ですか？（非常勤職員も1人としてカウントします）

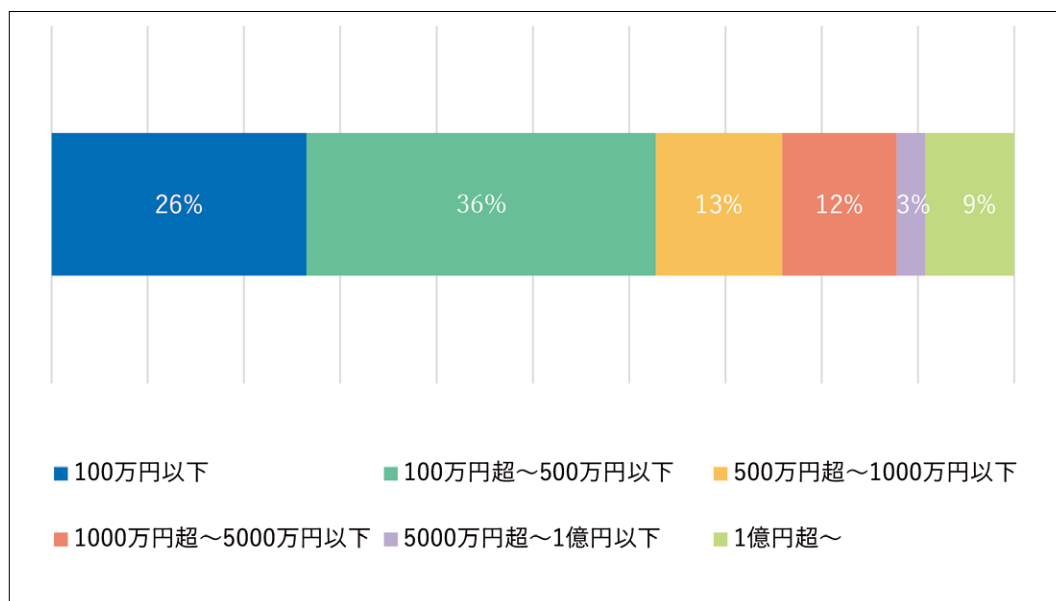


1-⑥：収入規模（2022年度の経常収益計の金額）はどれくらいですか？



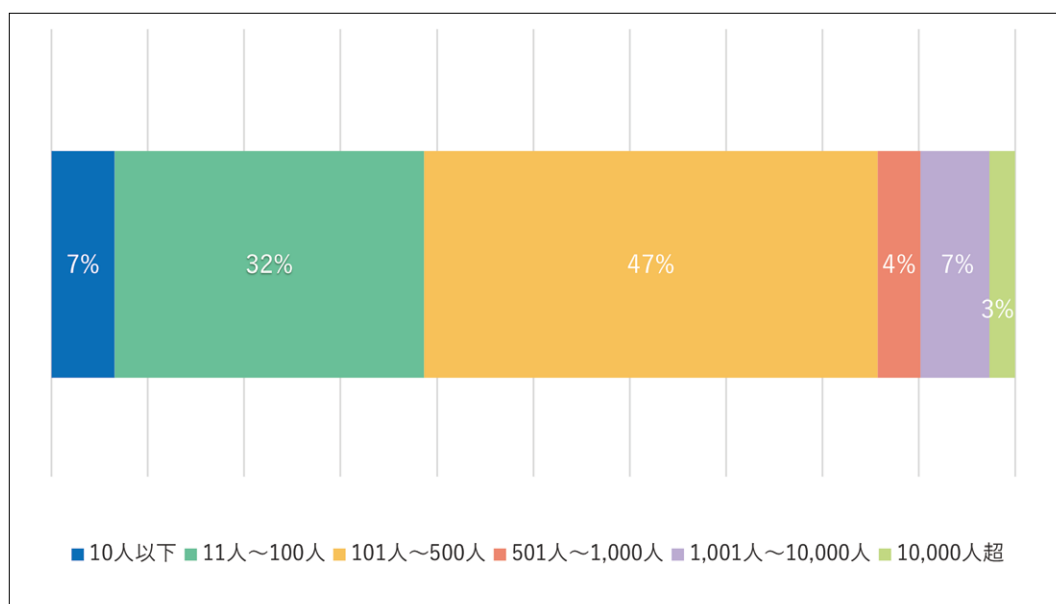
1-⑦：寄付金の額（2022年度の活動計算書の受取寄付金の額）はどれくらいですか？

寄付金額



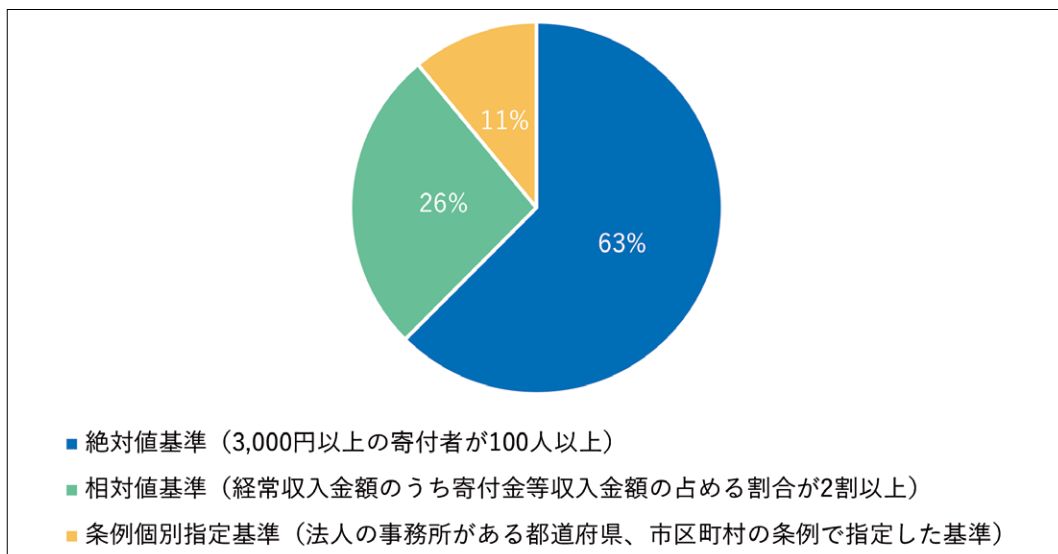
1-⑧：1年間の寄付者の数は大体どれくらいですか？（一番最近作成された寄付者名簿の寄付者の数（匿名寄付者は除く））

寄付者数



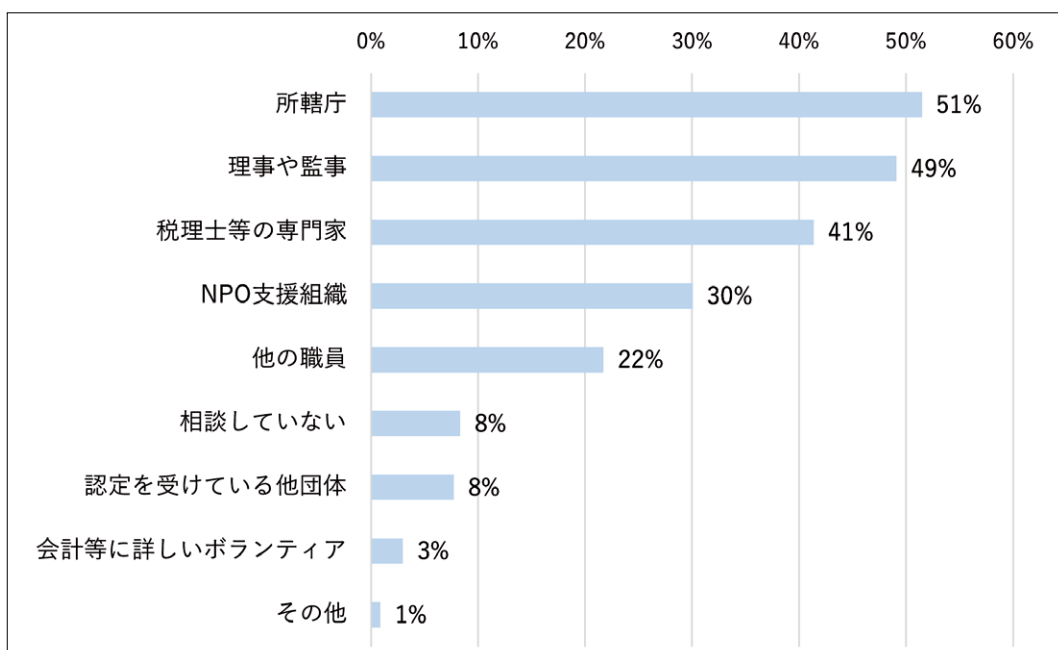
1-⑨：パブリックサポートテストはどの基準で申請をしていますか？

パブリックサポートテストの基準



1-⑩：認定書類を作成するときにどのような人に相談していますか？

相談先

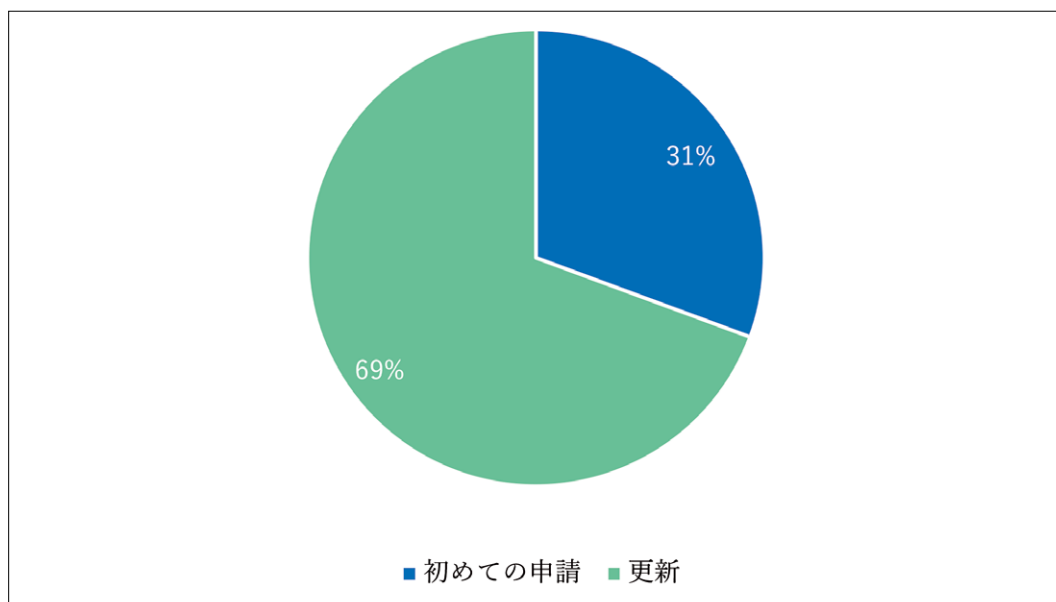


その他：インターネット検索

2. 直近の認定の書類作成及び実地調査について

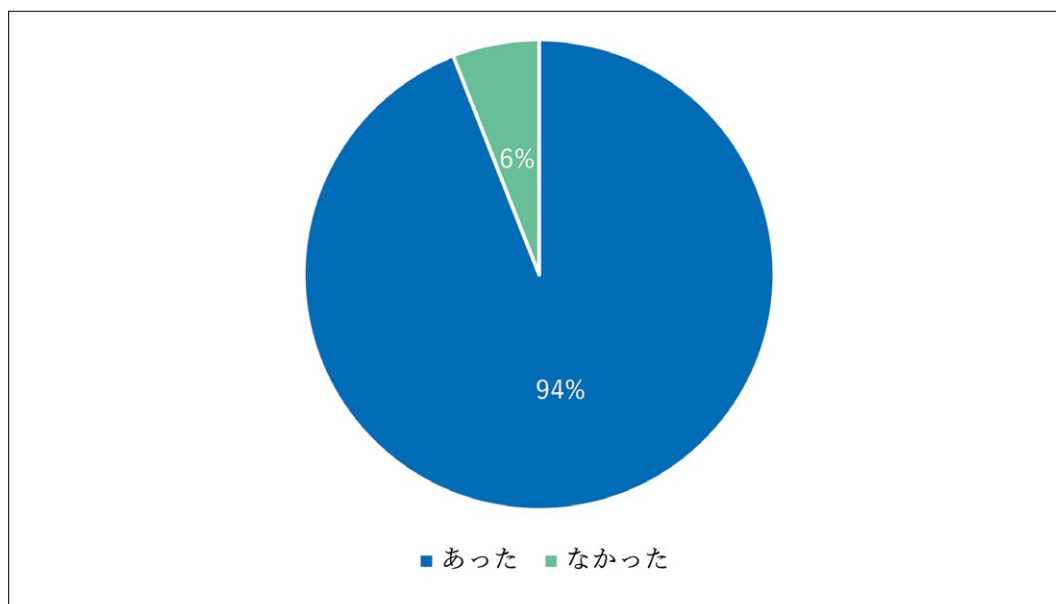
2-①：直近の申請は、初めての認定申請でしたか、それとも更新の申請でしたか？

初回申請か更新か

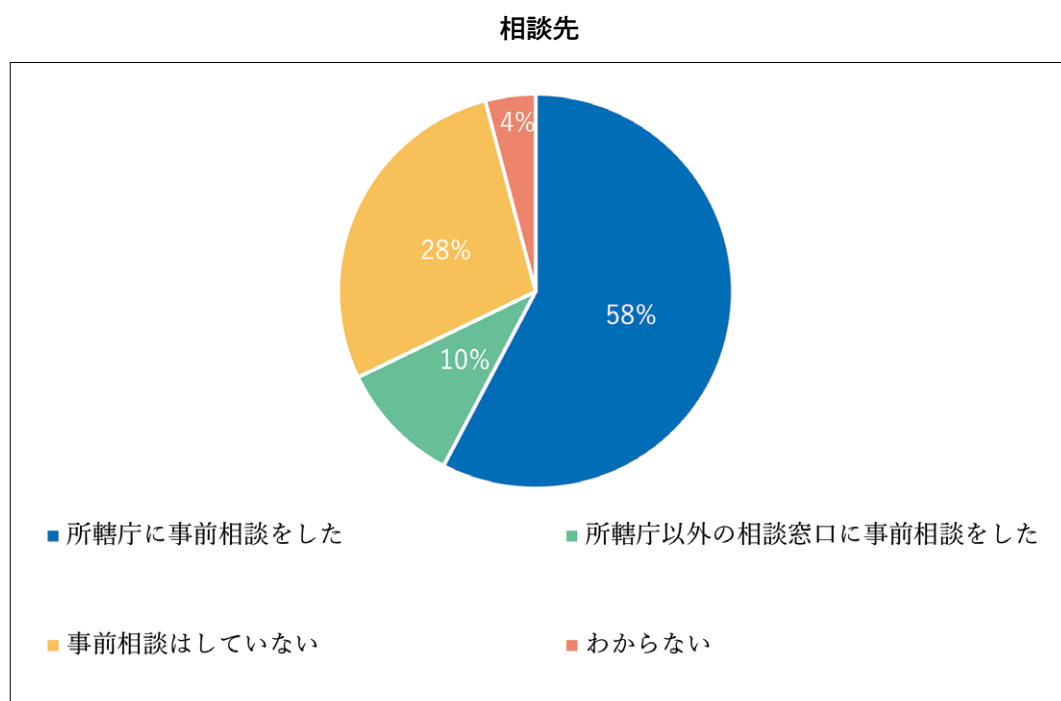


2-②：実地調査はありましたか？

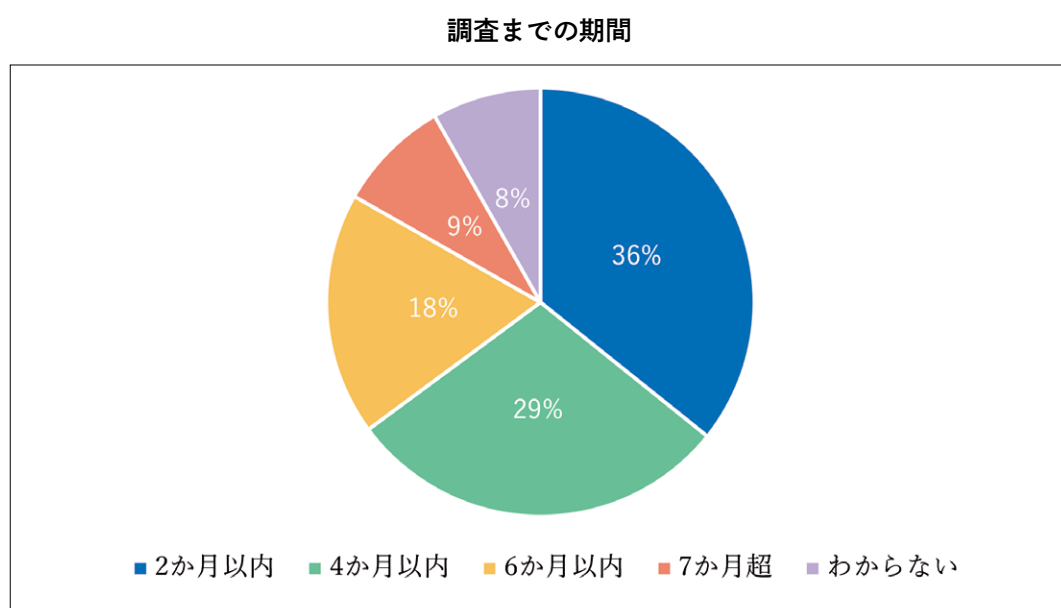
実地調査の有無



2-③：実地調査の前に事前相談をされましたか？

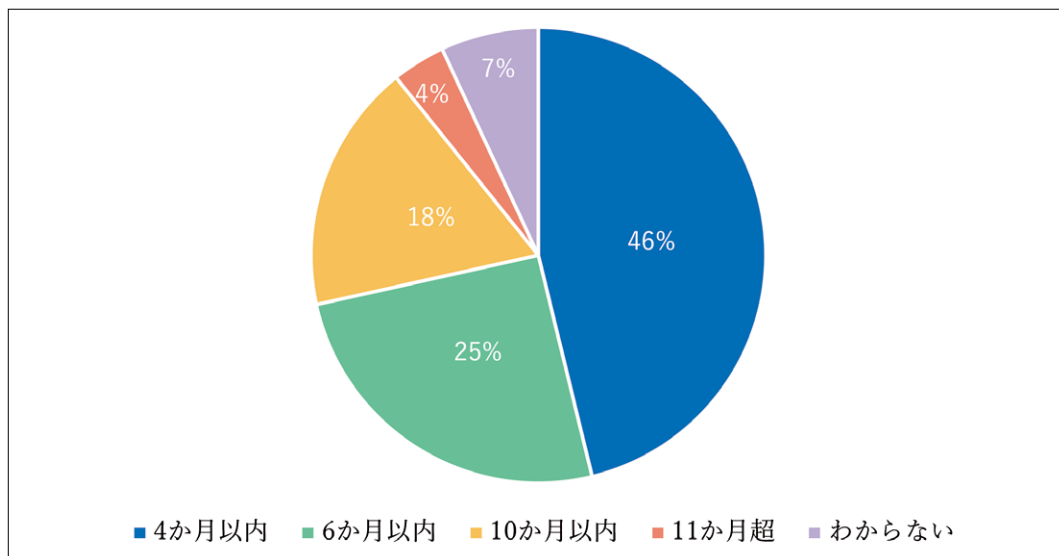


2-④：所轄庁に認定（又は更新）の書類を提出してから調査があるまでどれくらいの期間でしたか？



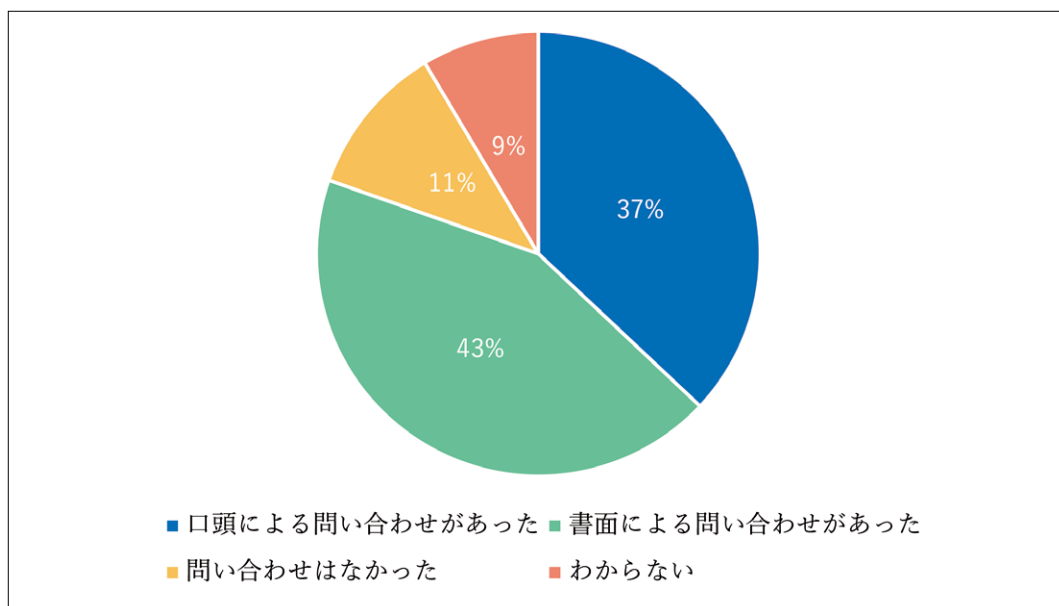
2-⑤：所轄庁に認定（又は更新）の書類を提出してから認定（又は更新）されるまでどれくらいの期間でしたか？

認定までの期間

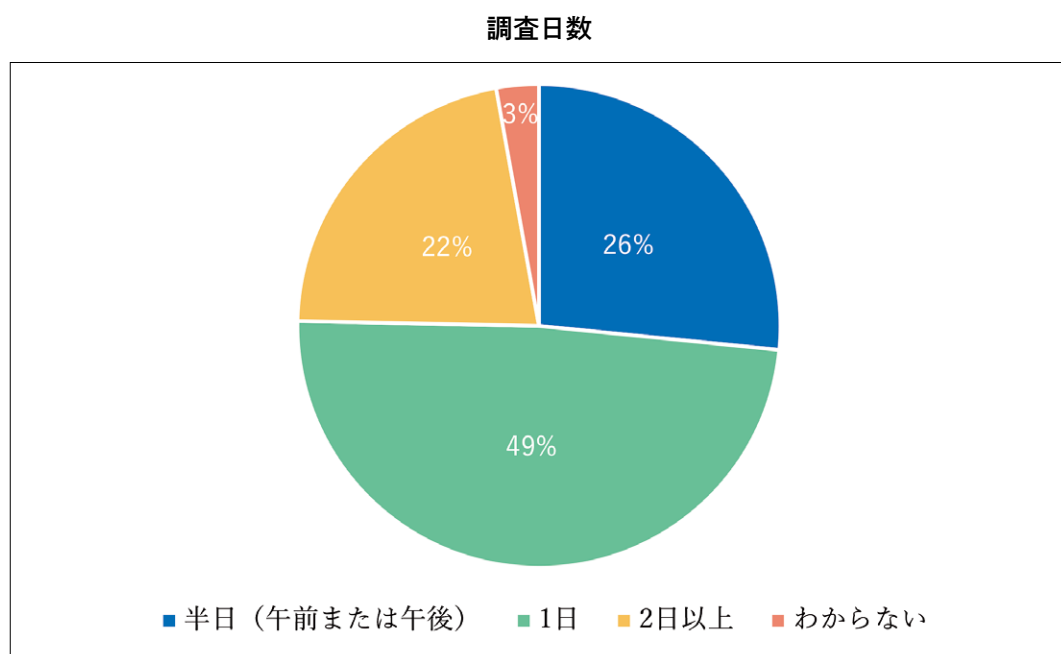


2-⑥：実地調査がある場合に、実地調査の前に所轄庁から事前の問い合わせがありましたか？

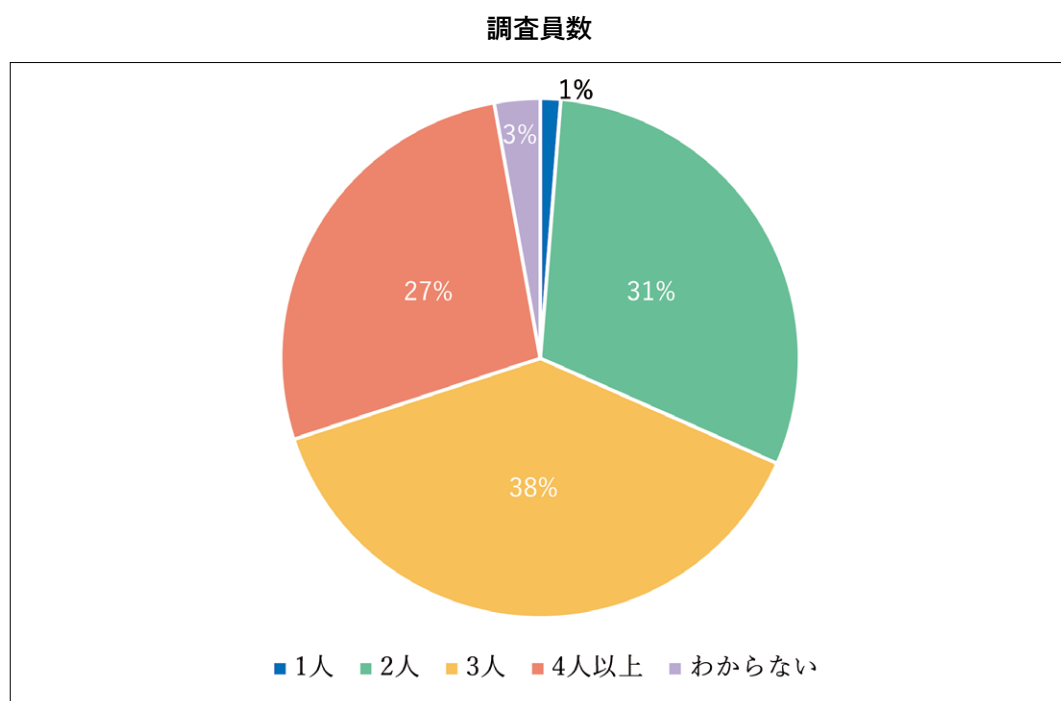
事前の問い合わせ



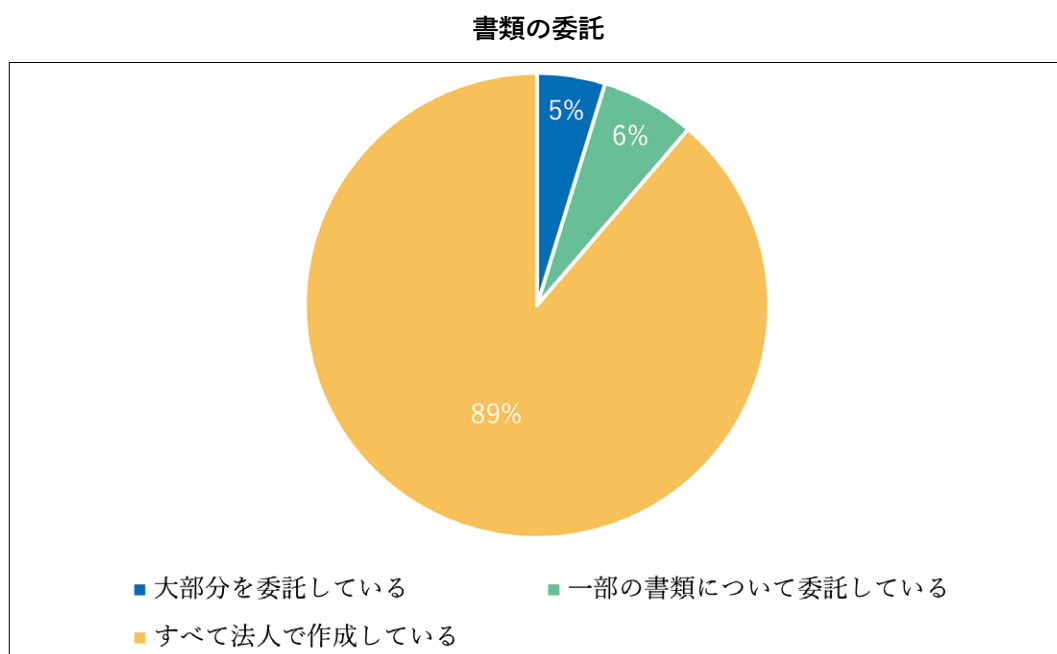
2-⑦：実地調査はどれくらいの時間がかかりましたか？



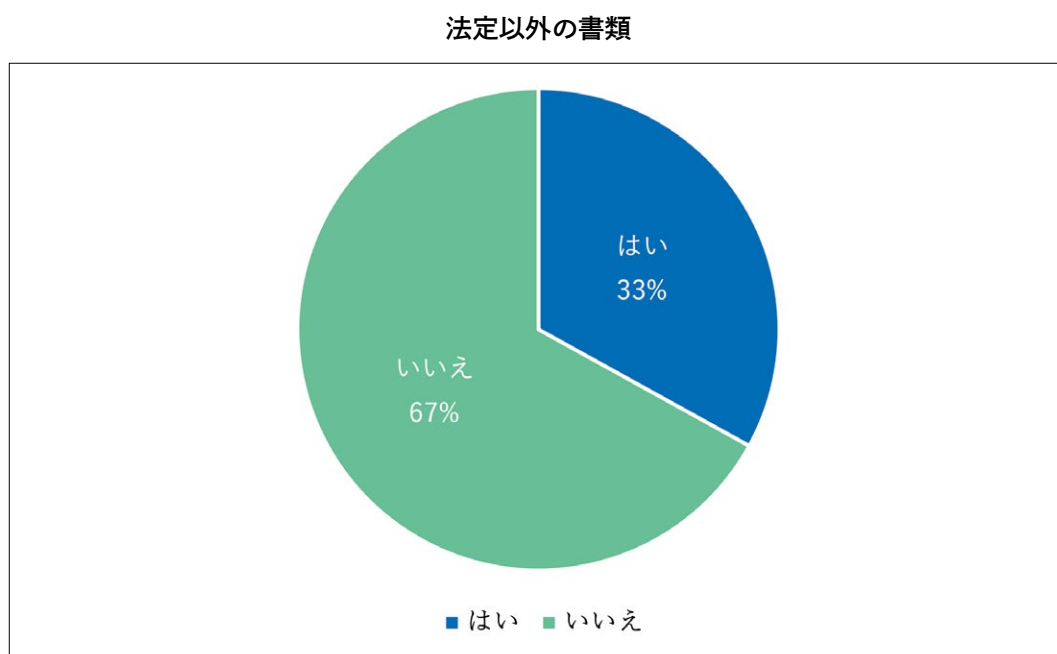
2-⑧：実地調査に来た担当者は何人でしたか？



2-⑨：認定書類の作成を外部の専門家などに委託していますか？

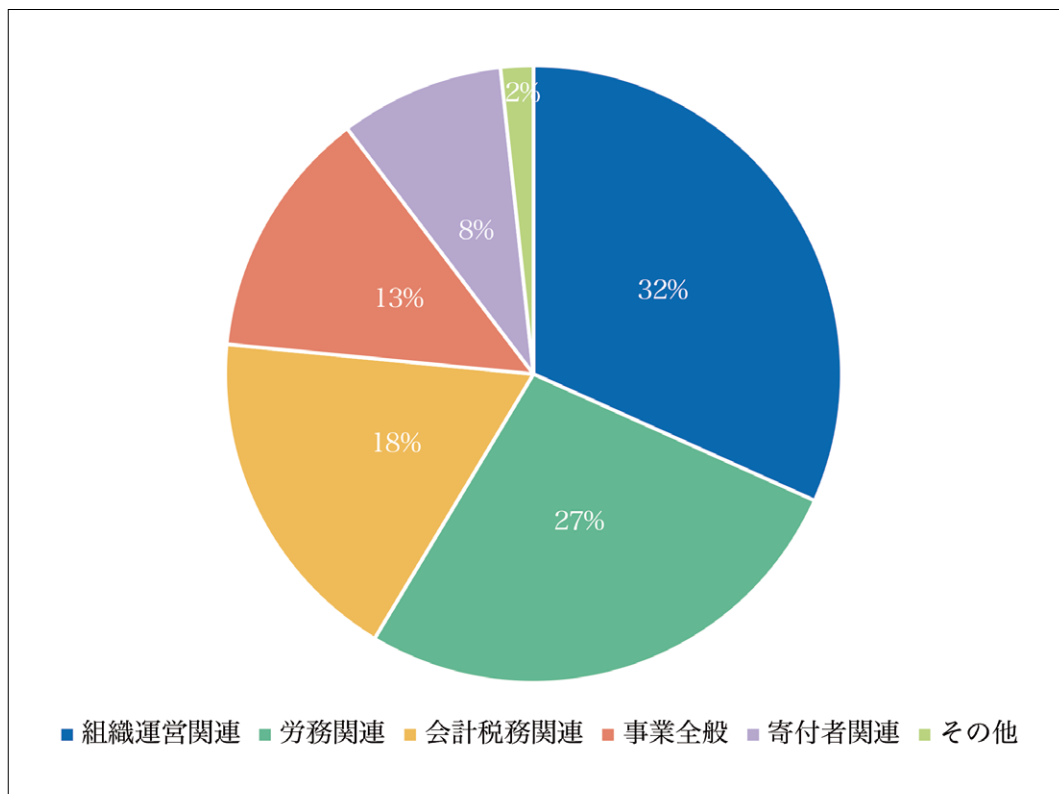


2-⑩：法律で定められている書類以外に追加資料の提出などを求められたことがありますか？



2-⑩-はい：「はい」の場合、具体的な書類名（例）賃金規程等

書類名



2-⑩-はい：「はい」の場合、具体的な書類名の記載内容について

● 組織運営に関する書類

総会議事録／総会開催通知／監査報告書／理事会議事録／理事会開催案内／理事会招集通知書

役員略歴／役員履歴確認様式／役員の所属を記載した名簿／役員の兼職状況確認書／役員の経歴一覧／現役員との親族関係等の確認／役員名簿／兼職状況等確認用紙／組織図
旅費規程／役員報酬規程／謝金規程／私有車業務使用規程／個人情報保護規程／慶弔見舞金規程／会費規定／閲覧規程／ボランティア規程／閲覧書類の写し／公開している法人諸規定の他に内規など

登記簿謄本／登記事項証明書他／定款変更認証通知書／入・退会届出書

賛助会費一覧／決裁書／会費収入が分かる資料／会員名簿

● 労務に関する書類

社員名簿／職員名簿／従業員名簿／労働者名簿／賃金台帳／出勤簿／給与規程／給与規程(案)／賃金規程／就業規則／雇用契約書／労働契約書／労働条件通知書／労働保険・社会保険手続き書類／社会保険料支払書

● 会計税務に関する書類

総勘定元帳／会計帳簿／会計証憑類／決算書／決算書類／決算報告書

現金監査／現金出納帳／貯金通帳／解約済通帳コピー／在外事務所の預金残高明細／残高0の銀行残高証明書／振替口座残高証明書／切手台帳／長期借入金の借用書

請求書／請求書・領収書等経費発生に係る全ての書類／按分規定／管理費の按分方法資料等／未収未払処理の金額／支出先内訳5年用／収益別の支出先内訳／関連会社の財務諸表

税務申告書類／納税証明書／国税県税市税に関する証明／法人税実費弁償／対納税がないことを証する書類／滞納処分を受けたことがないことの証明書

● 事業や契約に関する書類

委託事業／業務委託契約書／指定管理関係書類／各契約書／外部団体や組織との覚書や契約書等／各契約書／覚書／賃貸借契約書／土地建物契約書／資産の賃貸借契約や委託契約などの契約書／固定資産に関する契約の書類／借入金契約書／借用書

研修補助金趣旨文書／助成金等関係書類(要綱・決定通知・報告等)／外国人支援助成金の要綱

事務所案内／団体を紹介する広報紙／当法人業績報告集／事業内容確認資料／法人のパフレットニュースレター／広報誌／活動内容がわかる資料一式(広報紙やパンフレット等)

● 寄付に関する書類

寄付者名簿／領収書控／寄付金受領証明書(寄付者リストとの突合のため)など／寄付金受領証明書一部／寄付の郵便振替控え／寄付領収書と銀行通帳／寄付者と寄付金の同一家族等の有無を整理した書類／寄付金入金額と財務諸表の数字の差額の一覧(差額は前受金)／寄付金の経緯を示す契約書／寄付金総額のうち特定非営利活動に係る事業に充当した額の根拠資料／寄付金を充当している事業の損益／salesforceの管理画面／寄付金の募集案内／寄付募集時の書面／寄付の根拠資料／寄付者に以前送付していた有料冊子の直近数年の送付先リスト

● その他(上記以外)

共益要件チェックリスト／事業費2号4号基準検討のための補足説明資料／事業費と受入寄付金総額の算出の根拠について・助成金の一般管理費の数字の根拠 第4号二(70%)要件確認補助資料／便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等

- 2-⑪：認定の書類の作成について、大変だったこと、疑問に思ったことなど、コメントがあればお願いします

コメントの主なまとめ

- 1 寄付者名簿の作成
- 2 所轄庁とのやり取りでの大変さや疑問
- 3 書類の意味や記載方法が分かりづらい
- 4 全般的に業務が大変
- 5 紙で印刷することが大変
- 6 共益活動要件についての指摘
- 7 組織運営と経理の基準について
- 8 役員の履歴や就任、退任について
- 9 受入寄付金総額のうち特定非営利活動に係る事業費が70%を超える基準の証明が大変
- 10 役員、職員、寄付者への資産の譲渡のリストの作成が大変
- 11 寄付金の充当予定の書類の作成方法
- 12 滞納処分を受けたことのない証明書が面倒
- 13 議事録等の作成
- 14 認定まで時間がかかる
- 15それほど負担はなかった
- 16 その他（上記以外）

1 寄付者名簿の作成

1のコメントの主なまとめ

- 1.1 名寄せや寄付者名簿の並び替え、所轄庁の形式に合わせるなどが大変
- 1.2 住所や名前の正確な把握が難しい
- 1.3 領収書との突合に時間がかかる
- 1.4 決済日と入金日のズレの調整が大変
- 1.5 クレジットカードなどの寄付で、手数料を分けて把握することが難しい
- 1.6 寄付金であることの証明が困難
- 1.7 紙で印刷、保存等をする大変さ
- 1.8 寄付金に該当するかどうかの判断が難しい
- 1.9 その他（上記以外）

1.1 名寄せや寄付者名簿の並び替え、所轄庁の形式に合わせるなどが大変

- 寄付者名簿の作成が大変だった。特に機械的に処理するのが難しい部分（役員の近親者など）が大変。基本的に毎年所轄庁に提出している内容がベースではあるので、ある程度は自動的に蓄積された情報で判断してほしい。
- 寄付者名簿は初回認定申請時のみ提出閲覧対象外書類ということで、こちらでは会計で打ち込んでいる帳簿でのチェックで対応できるとおもっていたが、チェックをして頂く際に、照らし合わせが大変ということで、寄付者名簿をチェックしやすいように作成しなおした。何度か、作成したものでは通らず、テンプレートを頂き作成しなおした。理事会の議事録が定款にそって作成される必要があるため、議事録作成者の記載必須項目の認識が完全ではなく、さかのぼって確認をとったことが大変であった。
- 寄付者名簿については、元のデータベースからExcelに展開して作成しますが、定められたフォーマットに成型する作業が非常に細かく大変です。必要な情報が決まった順に並べられていれば提出可能となれば、とても助かると感じています。さらに、匿名寄付を除いたり、同姓同名や同住所が含まれると紛らわしいためそれらを除いて作成する作業も行っており、手間と時間がかかります。
- 寄付金の名簿作成。特に名寄せなどの作業が煩わしく、寄付者の個人情報のこともあり、そこまで厳密にする必要があるのか疑問に思う。書類はワードの様式だが、エクセルを使えばもっと効率よく記入できるのではないかな。
- 所轄庁の求める形に上記議事録等や寄付の郵便振替控え等を整理し、また寄付者名簿を作成するのが大変でした。

1.2 住所や名前の正確な把握が難しい

- 所轄官庁の質問や対応は真っ当な内容だったのですが、どうしても負担に感じる点があり、下記に記載させていただきます。・寄付者リストが入力した寄付フォーム（寄付者自身が入力した資料）に誤字脱字があり、その修正を自団体で担った点が負担になりました。・寄付者の寄付当時の住所提出が求められた点。企業の移転により住所が新しくなると、自団体で修正が必要なため負担でした。・寄付者リストの提出は外部に委託することはできず、職員が対応する必要がある。当団体は当時、職員1名で対応していたため、どうしても労務に負荷がかかりました。
- 匿名寄付を除いたり、同姓同名や同住所が含まれると紛らわしいためそれらを除いて作成する作業も行っており、手間と時間がかかります。
- 寄付者の住所が職場では、寄付者人数としてカウントできないと言われた（個人住所である必要性、ただし法人は問題ない）。寄付する意思と寄付控除を受けようとする意思は違うものであるため、寄付者数のカウントには入れることができると良

い。職業柄つながっている人もいるので、寄付者に改めて個人住所を確認することは、個人情報としても団体が管理しづらい。

- 5年前に寄付した方が引越されていた場合、その住所まで調べるように求められましたが、それは難しいことで不明の場合は削除しましたが納得できませんでした

1.3 領収書との突合に時間がかかる

- 更新の現地訪問は、ほとんどの時間を寄付者名簿と領収書の発行履歴を突合する作業に充てられていました。領収書発行は希望しない人にはしていない。と伝えたら、基本的に発行して下さい。と言われ、疑問に思いました。
- 寄付を受けた日付順に寄付申込書を綴じているが、寄付者名簿は名寄（あいうえお順）のため、調査の場で突き合わせるようになった。立ち会ったスタッフ2名のうち1名がその場でファイルをばらけて、調査担当者のチェックに対応することになった。大変だったし、非効率的だと感じた。どういう形で書類を調査をされるのか事前に知りたかった。
- 事前の書類問い合わせで（寄付者名簿-入金経路比率）を算出しなければならなかったこと。入金経路毎の5年間合計の件数比率を寄付金、助成金毎に教えて下さい。（例）郵便振替〇〇.〇%、クレジットカード引去〇〇.〇%、銀行口座振込〇〇.〇%、現金〇〇.〇%、その他（〇〇）〇〇.〇%。この算出が大変でした。現地調査でもこの件については触れられず、このデータが何に使われるのかよく分かりませんでした。（所轄庁には問い合わせしていません）また、寄付者名簿を毎年作成していれば良かったのですが5年分まとめて作成したこと。
- 寄付者名簿作成が大変だった。領収書と完全一致させるため、時間と労力を費やした。
- 寄付者名簿の領収書の突合が大変だった。

1.4 決済日と入金日のズレの調整が大変

- 寄付者名簿の作成にあたって、寄付金の計上を着金日で記載するのが慣例であるようだったためその通り記載していたが、実地調査後に個人寄付のほとんどがクレジットカード決済であったことから決済日と着金日にズレが生じ、寄付者名簿上の寄付金額と決算書上の寄付金額に大きな相違があることに指摘があった。認定後の事業年度から決済日で計上するようその後指導があったため、寄付者名簿については明確に運用基準を設けてほしい。経理上の計上日と寄付者名簿の計上日を一致させるのが双方にとって一番合理的かと思う。
- こちらで作成している寄付者名簿と所轄庁が求めている寄付者名簿の期間と内容が違う（1月～12月と4月～翌年3月）ため、2種類の名簿を作成しなければならない。ルーティンワークにしまえばいいが、最初は時間のロスを感じた。

- 会計年度の観点からは次年度計上（前受金）となる寄付金とみなされる年度（協力）会費等についても当年度での寄付金として寄付者名簿に掲載しなければならないとの指導があり、実地調査時に証憑類との照合をする際に名簿の年度と証憑類の綴りの年度が異なり調査に支障をきたした。寄付者名簿への掲載も会計処理と同様にしても問題はないと思うのですが、どのような支障があるのかと疑問に感じています。
- 寄付者名簿の作成と、クレジット決済など決済日と入金日が異なる場合の整理など。

1.5 クレジットカードなどの寄付で、手数料を分けて把握することが難しい

- 寄付金のオンライン決済が増えている現状で、手数料などの詳細をわけて計上するのが大変困難だった。この点が、昨今の金銭の動きと提出書類とのあいだに開きがあると感じた。

1.6 寄付金であることの証明が困難

- 2023年度、認定更新が2回目だったので、日常業務の中で更新を見据えて処理をしてきました。その作業自体が大変ではありましたが、後で慌てないためには日常的にポイントを抑えて対応することだと思います。例えば寄付の意思確認について、現場では現金が手渡しで「これ寄付です」と言われることが多いのですが、そういった現場には寄付金申込書のついた封筒を必ず用意し、その場で直筆で書いてもらう、（個人名がわからなくなるので）銀行振込の際には必ず金額付でメールをいただき、それを証明とする、ホームページに寄付金申込フォームをアップして入力してもらう（スマホが多いのでなるべく簡潔に入力できるようにする）など、寄付金の処理についての仕組み作りが一番苦勞したと思います。あとは、強いて言えば、作業所の商品を会員や理事などに販売した際の記録を毎回細かくピックアップするのが大変でした。
- 寄付者名簿の作成は大変だと感じた。活動自体は古いため、任意団体時代から寄付を続けてくださっている方のマンスリー寄付が、本当に寄付なのか、会費なのかの証明ができないと思っていたが、リストを提出したのみで、特に聞かれることはなかった。
- ボランティアや休日に会った知人から、寄付を預かることがある。「寄付申込書がない」と言われてももらにくいので、領収書に寄付金として受け取ったことを通知していればよいことにしてほしい。そもそも毎年の報告をポータルサイト形式にして、認定期間内の合計や基準限度超過額の計算は自動にしてほしい。説明の日本語がわかりにくい。
- 寄付の裏付けの書類をそろえるのが大変だった。

1.7 紙で印刷、保存等をする大変さ

- 当時は寄付の領収書の控えを印刷・保存した状態で実地調査を受ける必要があった。寄付の領収書は個人情報の塊であり、保管に膨大なスペースを取るのもので大変だったが、電子帳簿保存法により今後はデータ上の確認で良くなる見込みのため、負担が緩和される予定。

1.8 寄付金に該当するかどうかの判断が難しい

- 10年以上前の国税庁認定時代でしたが、主催行事参加費の賛助会員割引を数百円程度設けていました。実際にそれで参加した賛助会員はいなかったのですが、そのチラシを国税庁担当者が確認し、寄付に対価性があるものと判断され、賛助会費はPST算入から除外するよう指導を受けました。
- 寄付に対する返礼品の解釈、あと、クラファンでも、一部に返礼品があった場合、クラファン全体がPSTの対象外だ、といわれたこと（最終的には寄付型のものは認めてもらえたが、冒頭はそのような指摘があり、かなり議論を行った）。
- 大変だったこと、寄付者名簿の作成。5年後の資料作りが大変。次の更新を検討中。疑問に思ったこと、寄付の声掛けは強要になる、ならないに戸惑いました。保護猫活動を行うにあたり、ご寄付を頂きながらの活動になってますので。
- 寄付のお礼にカレンダーを渡した場合は、寄付者名簿から外すよう指導があったこと。

1.9 その他（上記以外）

- 寄付者が多く整理が大変
- 寄付者名簿は個人情報の取扱いもあり、作成と管理の事務負担が大きい。
- 寄付者の名簿書類作成
- 大変ではないですが、寄付者名簿の作成で分かりづらいことがいくつかあった
- 寄付者名簿の整理に手間取った
- 前任者が傷病のため引き継ぎが出来ず、領収書を参考に名簿をつくり直した事が大変でした。
- 寄付者名簿の確認作業
- 寄付者数が多いため、名簿の管理が大変です。
- 正会員の年会費は寄付金扱いできなくて、賛助会員の年会費は寄付金扱いできるなど、書類作成の過程で知ることができました。
- 一部の寄付金について、寄付を受けた経緯の確認が大変だった。

2 所轄庁とのやり取りでの大変さや疑問

2 のコメントの主なまとめ

- 2.1 時間、工数がかかりすぎる
- 2.2 法的に根拠のない書類の提出を求められる
- 2.3 担当者によって指摘事項ややり方が違う
- 2.4 活動内容への関心がない
- 2.5 細かい指摘が多い
- 2.6 その他（上記以外）

2.1 時間、工数がかかりすぎる

- 現地調査が細かすぎる（当法人の場合は3人が3日間9：30～17：00までみっちり）。あまりにも更新手続きが煩雑すぎかつ細かすぎて、他の団体に認定NPOを勧める気になれない
- 大変細かい点での修正がいくつか求められたことには、ルールを守ることの重要性は理解しつつも、必要以上の工数をかけていると感じる。
- 実地調査が2日間に渡る上、確認内容も多岐に渡り、負担が大きかった。

2.2 法的に根拠のない書類の提出を求められる

- 法的根拠のある書類は大変でも作ることに疑問はなかった。しかし、追加書類の作成について、01 支出先内訳5年用は県でも作れる書類で、なぜうちで作らなくてはいけないのかわからなかった。02 役員履歴確認様式は、個人情報に関わる書類で、その割に作る必要が県のアリバイ作りにしか感じられなかった。03 共益要件チェックリストは、初回認定時にも法的根拠がないと一旦拒み、今回更新に向けては、県の方で作成できるように、毎年事業報告書を作っていたのに、再度作成を求められた。いずれの書類も、法的根拠がないなら、必要書類ならHPに法的根拠がある書類と共に掲載してくれと言ったが（初回にも言った）、反映されていない。また、提出しないなら、認定の更新に差し障るかのようにも言われた。
- 認定書類以外に提出を求められる資料が多すぎる

2.3 担当者によって指摘事項ややり方が違う

- 担当者が変わると指摘内容が変わる
- 所轄庁担当者によって、確認プロセスが大きく異なると感じます。初回更新の時は、3回ほど実地調査に来て、様々な書類を提出し、何度も申請書類を書き直し、非常に苦労した記憶があります。（こちらが不慣れで書類不備も少なくなかったとは思

いますが、重箱の隅をつつくような問いを多く受けました）その担当者が退職され、新たな所轄庁担当者のもとで認定更新申請を行った前回は、体感的労力では4分の1程度でした。同じ制度の、同じ所轄庁のもとで、担当者が異なるだけで実務上はこうも違うものか、それで良いのかと感じます。

- 前回の認定時と異なる指摘をされ、担当者によって変わるのが疑問です。
- 所轄庁の担当者が変わると、確認内容が違ったり、以前指摘がないものが指摘されたり、修正することになったりしたことが疑問に思うことがありました。
- 行政の担当が代わる時 前回の判断が代わる。

2.4 活動内容への関心がない

- 会計ルールについての指摘が多く活動内容に対する質問等が一切なかったのが、監査のあり方として疑問だった。

2.5 細かい指摘が多い

- 役員の住所の記載などを漢数字か洋数字で修正を依頼されてくる等、通年提出している書類と公的書類に一言一句相違があってもだめと言われることが大変。
- 細かい指摘が多く、対応に多くの時間を要した。
- 句読点の位置の修正等、細かい指摘が多く、書類作成が大変だった。
- 作成はいつも大変です。今回こそ行けたと思っても半年も経ってから修正が来たりします。
- ガイドライン通りに記載したが、指摘により訂正が必要な箇所がいくつもあり混乱した。
- 県指定NPO更新の際、提出した書類について細かな指摘、質問があり、再三のやり取りと再提出が大変だった。（認定更新については前回担当した理事が退任しており、作成時の詳細不明）

2.6 その他（上記以外）

- 総勘定元帳と領収書、請求書を突合せ、不明点についての説明を求められた。代表者借入金について借用書及び契約を結んでいなかったことを指摘され整備した。給与の手当て名の一貫性がないことを指摘され整備。実地調査の際に、手当・賞与について「これは、法人の業績によって出したのですか？」と聞かれ、「はい」と返事をしたところ、後日、利益の配分として規定との不整合を指摘され基準を満たしていない判定となった。正しくは、「法人の経営状況」と答えなくてはならなかった。また、建物や借入金の契約書の不備や内容不足について、締結当時に詳しく相談できるものがいなかった、経営が厳しかったことを説明すると大変でしたね。と親身

になって聞いてくれていたが、こうすれば良いなどの対応はなく、「不備、不整合」として同じく基準を満たしていない判定となった。実地調査の時には、非常に人あたりがよく何でも相談に乗りますよ。大丈夫ですよ。といったような穏やかな雰囲気を出しており、油断してしまった。再審査中、電話で担当者に相談をしていると、「急に、上司に電話を代われと言われてしまいました。」と上司が電話口にて「うちの担当が甘いことを言っているようなので、はっきり申し上げますが、書類が揃わないなら、何を言っても無理です。更新はできません。申請を取り下げることをご検討ください。」と語気厳しく言われた。確かに、NPOの運営や経理、契約締結など経営に不勉強なことも多かったが、今回の更新は気が重い。

- 実地調査の質問への対応によっては、認定自体が取り消しになるようなことを言われて大変驚きました。そのようなことは事前に告知すべきだと思いました。今回更新にあたって事前にそういった内容について書面が来ましたが、組織運営について認定に関わるようなことで、他にもよくある問題であれば今回のように事前告知すべきだと思います。
- 県で寄付システムを使っている団体の申請は初めてとのことで、実績判定期間の寄付額の計算方法で何度もやりとりがあった。内閣府に再確認するといったことが何回もあり、所轄庁では判断できないようだった。
- 事前申請に2回行きましたが、初めの担当者がちょっと厳しい感じの人で気持ちが削がれました。業務に慣れておられなかったこともあるようです。質問がしばらくになりました。2回目の方は丁寧に色々教えてくださいましたしスピード感もあり、助かりました。
- 所轄庁の職員が丁寧に教えて頂いたので作成の肝が分かってからは以前よりは楽になった。認証時代に役員変更などがきちんと行われていなかったので遡っての修正が大変だったが、所轄庁の職員が問題点をまとめて下さったので助かった。
- 毎年、所轄庁に報告をだしているにも係わらず、それを認定更新の際に、再度まとめると言われることは疑問である。
- 毎年度の提出書類と更新提出書類の文言に齟齬があった。毎年度の提出時に指摘が無かった事項を更新時に指摘され、遡って再提出した。
- コロナ禍の2021年の更新で時間がかかったのは仕方ない。職員の方の対応も丁寧に分かりやすく、書類の修正も手間がかからないよう配慮があった。実地調査が短縮されるなどコロナ禍での配慮があり負担が軽減されたので、通常時もそれぐらいでよいのではと考える。最終段階で年度が替わってしまい担当者の異動があったことから、修正は完了と言われた後に、それ以前に指摘の出ていなかった指摘で修正が発生したことは疑問であり負担だった。
- 所定の絶対値基準を調査確認する以外に、事業活動全般の書類を調べられることは

如何なものか。毎年の事業報告は何のためにあるのか。

- 団体から研修会支援金として受取負担金として入金処理した金額を団体からの業務委託費と判断されて、相対値基準を満たさないと判定された。その後委託費には当たらない旨の意義申し立てを行い、認定更新された。
- 当時担当していた職員からは、これまでの更新時より監査対象の資料が増えているということを聞きました
- 当初相対基準値で作成し、相談したが、絶対基準値でよいことになった。次回から絶対基準値で提出するようにとのことだった。
- 領収書の整理など、細かい指摘があった。
- 1. 職員の来社時にコロナ禍に入ったため、対応に苦慮した点。
2. 業務委託関係会社との関係性を示す点。
3. 実地調査担当者によって、判断や発言が異なる点。
- 5年に一度の更新手続きなので、その間、担当者が退職等で入れ替わると業務や書類の連続性を内部チェック・整理するのに時間を取られるし、書類も大量で所轄庁による調査期間も3日くらい必要となる。毎年の提出書類の審査や、例えば2年ごとの簡易な調査などで日常的に状況把握していただければ、更新に当たって、所轄庁及びNPOの両者ともが、あまり時間やエネルギーを使わなくても良いのではないかと思う。
- 会計のことをご存じない所轄庁の職員と会計の話をしなければいけなかったこと。
- 所轄庁と相談しながら進めましたが、それでも当日に想定していない指摘があり、厳格な運用をされていると感じました。

3 書類の意味や記載方法が分かりづらい

3 のコメントの主なまとめ

- 3.1 書類の文言や意味等がわかりにくい
- 3.2 書類作成で相談できる人がいない

3.1 書類の文言や意味等がわかりにくい

- 役員の名簿や、給与などの記入が細かいです。文言がわかりにくかったです。
- 初めてのことでしたので、書類内容の意味の理解が追いつかず、仕上がるイメージが湧かずに四苦八苦しました。
- マニュアルだけを見ただけではなかなか作成するのは大変だと感じました。
- 問いの表現がわかりにくく、なかなか作成が進まず大変でした。
- 理解が難しいところが多くあった。

- 文言に関する定義があいまいで、何を根拠とすればよいのかわからなかった。書類に記載する内容について、もっと詳しい手引きなどがあればよいと思った。
- 申請時に担当された方と更新時に担当された方で、チェックポイントやこだわりポイントが若干異なり、少し手間取った。書類の表現が分かり辛いと感じる点がある。
- あまり、普段聞きなれないような?・言い回しの注釈の解釈
- 記入例がむずかしく書いてあったので、理解できず何度も県に相談をした。
- 初回の更新時は、記入方法がよくわからず、何度も所轄庁にメールや電話、対面等で相談した上で作成したが、それでも不備があり再提出をするなどとても手間がかかった。書類の文面の言い回しが理解しづらく、判断に迷うことが多かった。
- 認定の申請、毎年の役員報酬規定等提出、認定の更新で、同じ様式を使いますが、役員報酬規定等提出の場合はこの項目記載不要、更新のときはこの項目記載不要、などとてもわかりづらいです。様式をそれぞれで用意してほしいです。
- 1年に1回のことだから、記載方法を忘れている。
- 作成する書類の種類が多い。書類の文言の一部が何を（どの範囲を）指しているのか読んだだけでは理解できず、所轄庁職員に尋ねてようやく理解できた。例えば助成金の類は民間・公的機関・公的機関に類するものなどあるが、どの範囲までがPST基準の寄付金として対象になるのか?など。
- ガイドブックを読みながら作成すれば大抵解決するが、ガイドブックのすべてを理解し、記憶しているわけではないので、細かい指摘が出てきてしまう所。
- 手引き等を見ても細かいルールがよくわからないため、新任の担当者が一人で遂行するのは不可能なところ。
- 書式の構成が複雑で探しづらい。通し番号を付けるなど改善いただきたい
- 寄付の任意性判定、4表7割基準につき受入寄付金総額から除外する事業費の計算根拠などの考え方が、ガイドブックからは理解しづらかった
- 事前準備に多くの確認等が必要でしたため、ロードマップのようなものがあればよいと思われます。
- 更新時、初回認定に書類作成を担当していた職員が退職しており、認定書類の作成のノウハウが引き継がれていなかったため、所轄庁が発行する認定マニュアルを参考に勉強しながら膨大な量の書類を作成しなければならなかったことが大変だった。
- Excel形式で結合セルが多かったり、言い回しが難解なところ
- 作成担当者自身が、資料の内容を理解するのに時間がかかりました。時間的に余裕のある者が出ない限りは、法人内で動くことは難しかったと思います。（私、作成者自身は、新入職員で役割が少なかったので、動く余裕がありました。）
- 様式の記載欄に対して、その欄に記載すべき数字を理解すること。例えば帳簿上や名簿から得られる数字から、除外要素がある内容は差し引いたり、あるいは帳簿か

ら必要な要素のみを抽出して記載することなど

- 内部規程をどこまで定めるべきかが不明瞭だと思った。ガイドラインと内部規程のモデル例が欲しい。
- wordが使いづらい。1ファイルにすべての様式と注意事項があり約40ページの中から必要な申請書類を探して記載すること。
- Word形式だけでなく、Excelで複数のタブに別れているなどのファイル形式があれば助かります。
- 使いづらい書式がある。

3.2 書類作成で相談できる人がいない

- 初めに申請した時は、事例が少なかったので、相談できる人（わかる人）も少なく書類を作るのに苦労した。
- 書類の作成が煩雑なことと、相談できる相手がいないことです。またリモート中心でボランティアメンバーが多い弊団体にとって、平日の日中の実地調査は日程調整が大変でした

4 全般的に業務が大変

- 通常業務（給与支払いや会計業務）に加えて、認定のための書類を作成する必要があったため、業務負担が大きかった。
- 下準備に沢山の書類が必要なことに驚いた。契約書などは何故と思ったが理由を聞いて納得できた。
- 5年間分の資料をさかのぼって再確認することに多大な時間を費やした。
- 初めての更新でしたのでわからないことだらけでした。外部の専門家の方に相談しながらの書類作成で書類の準備にとっても時間がかかりました
- 書類作成は他のスタッフが担当し、途中から引き継いだので具体的には把握しきれていませんが、大変だったと聞いています。
- 忙しい時期にあたり時間がなかったこと
- 初めての認定申請時と認定更新時で事務局長およびスタッフが入れ替わっており、資料の収集、情報確認に苦労しました。
- 初めてのだったので、すべて手探りでした。ただ、最初に提出してから所轄庁から修正依頼を受けて、適宜修正していったので、なんとか完成させることができました。
- 5年分の情報を知っている人が少なく、書類作成するための情報・根拠資料の収集に時間がかかった。
- 団体内で担当者が変更していたので、経験でわかることがわかっておらず、都度記入する内容を確認しながらの作成が大変だった。

- 担当者の退職もあり、過去の状況を把握している者がおらず、調べるところからの作業になり時間を要して大変だった
- 公認会計士（所轄庁が依頼）により会計に関する調査が実施されました。指摘いただいた事項は、小規模なNPO法人にとっては煩雑で手間がかかることも多く、ハードルが高いと感じました。
- 全く未経験の為、すべてにおいて大変だった。
- 書類作成の量が多かったため、時間を要しました。不明点は所轄庁の方にお聞きしながら作成しました。
- 毎年の事業報告だけでも大変ですが5年分を見直したり計算しなおすのでとても時間がかかっています。そこで過去の事業報告書に間違いがあると、総会を開催して訂正をしなくてはいけないので、大変な労力が必要です。
- 会計関連の資料の確認とあわせて契約書や理事会議事録の確認もあり、たいへんな作業になりました。団体でおろそかにしている部分もあり、運営管理上の確認の機会になったと思います。
- 住所氏名などが住民票通り一言一句一緒でないと駄目で困った。認定資格を取得したメリットがあまりない。
- 申請から認定まで1年以上かかりました。パブリックサポートテストが条例個別指定で申請したので寄付者名簿の提出は不要であるにもかかわらず、提出を求められました。寄付者名簿は、作成していましたので書面で提出するとさらにデータでも提出を求められましたのでデータにおいても提出しました。提出理由を尋ねましたが明確な理由の回答がなく疑問に感じています。
- 提出内容に関わる書類を見直したりするのが大変でした。
- 指定書類の整備
- 理事会の開催通知書をすべて（5か年分）そろえて提出を求められたことは大変でした。また更新申請日から認定結果日迄9か月間程かかり、その間に当初有効期間を経過したため不安とともに疑問に感じた。
- 文言の認識が違っており、すり合わせが大変。会計書類の整えが大変。
- 事業数が多く、また助成金や委託事業など、それぞれの契約書や報告書などを揃えること。
- 必要書類が多く、また複雑だったため、準備が大変でした。
- 経理上の数字のチェック等
- 規定や会計処理の整備
- 規定を確認すること、会計の不備がないか確認すること
- 量が多くて、抜け漏れがないか確認するのが大変でした。
- 全ての書類を不備なく揃えることが非常に大変だった。
- 領収書の整理が大変だった。

- 作成はいつも大変です。今回こそ行けたと思っても半年も経ってから修正が来たりします。
- 手間暇がかかり、大変である。
- 申請書類が多いこと

5 紙で印刷することが大変

- 全てを紙に印刷して準備するのが大変だった。
- 受領証など資料を5年分を紙で保存しておくことが大変
- 過去の領収書や従業員の給与明細などPCで保管していましたが、紙媒体での印刷が必要と言われ、システムの変更に費用がかかりました。(領収書の発行は単年度分しかこれまでできなかったため)
- 実地調査の際に感じたことであるが、ペーパーレス化の時代に、電子データを大量に印刷(5年分)したことは大変でした。電子帳簿保存法施行後、どのようなかたちで調査が行われるようになるのか気になります。

6 共益活動要件についての指摘

- 第2表：従業員がスキルアップの為に外部開催の研修会等に参加した際の費用を記載することと言われたが、書式例にもそのような具体的な費用について言及されていないために不親切だと思った。
- 何が共益的活動にあたるかの判断が大変でした。

7 組織運営と経理の基準について

- 第三号基準の組織運営と経理の基準があいまいなため、どれだけ求められても跳ね返せない

8 役員の履歴や就任、退任について

- 理事が多いので、5年間分の所属等を確認するのが大変だった。
- 役員の状況を表す書類について、任期途中の就任・退任などがあった場合に計算に入れる・入れないが書類を作成するときにどちらかわかりづらく、ややこしかったのを覚えています。
- 役員報酬規程等提出書に関して、定期的に役員に親族や他法人との兼職まで確認する必要があるというのはプライベートな問題もあるので躊躇する。
- 認定書類以上に資料集めが大変だった。(助成団体の役員名簿等)句読点の位置の修正等、細かい指摘が多く、書類作成が大変だった。一部の寄付金について、寄付を受けた経緯の確認や納税証明書の発行などの手続きも大変だった。

9 受入寄付金総額のうち特定非営利活動に係る事業費が70%を超える基準の証明が大変

- 助成金で減価償却のある備品の購入が多く、事業費70%を証明するために特定資産の証明書類作成が大変でした。
- 「委託・補助・助成金の金額一覧」については実績判定期間5年間分の一覧を作成させられた。「寄付を70%以上特定非営利活動に使っているか」の基準に当てはまっているか、のためとのこと。「委託・補助・助成金はまず先にその特定の事業に使うべきものなので、それを全事業費から引いた上でこの基準に当てはまるかどうか検討する」というようなことを言われたが、腑に落ちていない（寄付金を充当している事業の損益を出したがそれでは不十分、とのこと）

10 役員、職員、寄付者への資産の譲渡のリストの作成が大変

- 物販事業をしているが、寄付者の方々が理念に賛同して購入してくださるケースが多く、役員、職員、寄付者への資産の譲渡のリストを5年間分作るとなると40ページを超えるものになってしまい、作成にかなりの時間を要した。
- 役員等に対する資産の譲渡等の状況等 第4表付表2（3）の作成に手間がかかった。「役務の提供」が意味するものがはっきり理解できなかった。提供の主語は何か、役務が意味する内容が何か等。
- 同一人物の複数回寄付の名寄せ、役員兼職員や関係者への支払などの整理、
- 「役務の提供」リスト作成が大変だった。
- 役員や会員との取引、金額を洗い出すのが大変でした。
- 第4表付表2で、支出した寄付金を申告させるのはなぜなのか疑問に思いました。当法人ではつきあいで2,3の関係団体にごく少額の寄付をしています。これにかかわらず、認定書類全体で、なぜこんなことを申告させるのか疑問に思うことばかりです。

11 寄付金の充当予定の書類の作成方法

- 寄付金充当予定額に「予定」を記入したが、「実績」を通常記入していると言われたこと。（実際には「予定」でOKだった）

12 滞納処分を受けたことのない証明書が面倒

- 所轄税務署・県・市から過去3年間滞納処分を受けたことのない証明書を取ってくるのが面倒でした。
- 税金の滞納がないことを証明する書類などの準備が、税務署や市役所に行かねばならず大変だった。
- 納税証明書の発行などの手続きも大変だった。

13 議事録等の作成

- 理事会の議事録が定款にそって作成される必要があるため、議事録作成者の記載必須項目の認識が完全ではなく、さかのぼって確認をとったことが大変であった。

14 認定まで時間がかかる

- 書類提出後に認定がおりるまで時間がかかったこと

15 それほど負担はなかった

- 日々の組織、会計作業の記録と毎年の事業報告書類をきちんと保管整理しておけば特別大変なことはないが、その5年間の積み重ねが大事であると思う。
- 初めての時は大変だったとおもいますが、初めての時より二度目、二度目より三度目と慣れてくるとそうでもなくなったように思います。
- 規模が小さな団体ですし、給与なども支払っていないため特別大変さはありません。ただ、認定の効果、成果なども感じていません。
- 複数回の更新経験があるので特別大変とは思わなかった。
- 種類が多く揃えるのが大変だったが、丁寧に指導していただいたので問題ない。
- 所轄庁の担当の方々が非常に協力的で前向きなので大変という意識はありませんでした。
- 5年分なので書類が膨大ではあるだけで、そんなに難しいものではないと思います。
- 認定申請時の職員がおらず、申請の大変さについては不明です。当法人は寄付者も多くないので、更新時は日々の書類作成、整理をしていればそれ程大変ではないと感じました。中間支援組織なので、ハッキリと支援対象が分かりづらい法人というのものもあるかもしれないですが、認定基準に到達できる支援者を集めることが大変と感じます。
- 疑問点等については、所轄官庁、顧問税理士に相談し対応したので、特にない

16 その他（上記以外）

- 会計資料の調査が主であり、整合性に重点が置かれていた
- 特にございません
- 小さな法人ですが、所管庁担当職員に教えていただきながら一人で作成しました。
- あるにはありましたが…2022年のことで忘れてしまいました。
- 当法人が一般正味財産の部と指定正味財産の部に分けた会計をしているため、認定基準を満たしているかどうかの判定方法がわかりにくかった。
- 新たな書類作成（役員報酬規程、給与規程等）、寄付者名簿の作成
- 中間支援団体の指導を受けたので大変ではなかったが、十分理解せずいたため、後で苦労したことがある。
- 外部委託もせず、相談相手もほとんどいない状態で、所轄庁職員に相談しながら手探り

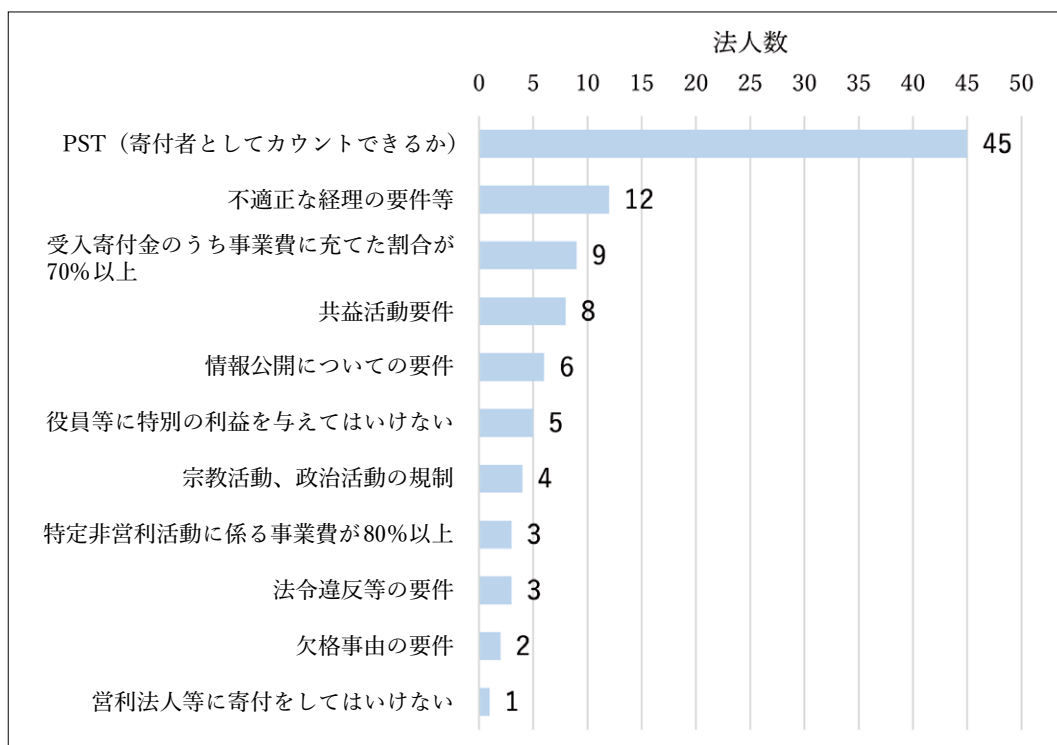
状態で書類を作成しました。

- コロナ禍だったため、少人数限定での作業となった。
- 担当していないため分からない
- 各活動報告書などを添付するようにはどうか
- 昨年度に事務局長が代替わりし、新任者は書類作成を体験していないため、これから大変な作業が待ち受けていると想像しています。
- 初めての経験だったので、記載例を見ながら取り組んだが、記載する分量も多く、正しくできているか不安だった。
- 実績判定期間における相対基準の計算
- わからないことだらけで、すべて、認定取得支援の専門家に相談して、助けていただきました。
- あまりにもたいへんでここまでされる意味が分からない
- 法人に勤務してから日が浅かったので、認定を取得するシステム全てが大変でした。
- 名簿の作成が大変だった。
- 寄付と協賛の差別化。自治体との認識の差
- 該当すれば○という項目が多く、毎年本当に必要なのか、常に疑問
- 毎年度、認定書類等を明確に作成することで大変さはなくなると考える（特に経常収益に関する書類作成・保管）。パブリックサポートテストの絶対値基準である寄付者100名の再考をお願いしたい
- 初めての更新までの5年間、正解がわからないなかでどの書類をどれだけの精度で作成・保管しておけばよいかがわからなかったので毎年緊張しながら作っていました
- 再認定の際、届ける書類が5年度の途中だったので迷った。
- パートスタッフとは個々に雇用契約書を交わしているが、パート就業規則（賃金規定）が存在しなかったことから急遽策定することとなり大変だった
- 多種多様な書類が必要だが、自分自身で事務所運営を全て包括しているため書類のある場所が把握できているので用意することができたが、職員数の多い法人で業務分担している場合は大変だろうと思った。
- 更新の際は慣れているためスムーズだった。初回の調査は某NPO法人の横領事件直後だったため、かなり細かくチェックしていた。チェック内容というより、雰囲気ギリギリしていたことを記憶している
- 行政は実地調査に労力を割くものなのだなあ、活動広報や寄付金獲得に直接つながる活動に注力してもらえればいいのになあ、と思った。
- 細かなことや必要不可欠な情報なのか疑問を感じる。

3. 調査項目について

3-①：認認定の調査で、以下の項目のうち、所轄庁と意見が異なった項目についてチェックをしてください。

意見が異なる要件



〔該当なし：261法人〕

3-①-1：3-①でチェックをした項目について、どのようにして解決したのか教えてください。

1 PST要件（寄付者としてカウントできるか）

- 事業所のパンフレットで、銀行振り込みでの寄付を依頼していますが、入金されたものが寄付なのかどうか不明だと指摘された。「寄付 氏名」と、記帳してもらうことで今後の課題とした。
- 保護猫活動に関わる費用負担を寄付金とする事に、所轄庁内で判定を得た
- 遡って決算書の修正を行った
- 2-⑪でも言及したとおり、かなりの時間を費やして、当方の解釈について提示した上で議論を行った。当初は持ち帰り事項となったが、PSTの対象となった。／議論の争点担った点を除いてもPSTは一応クリアしていたので、いいじゃないですか的なことも言

われた。／当方の見解の趣旨として、所轄庁のPST寄付者名簿加入要件を、寄付募集段階の寄付募集プロジェクト全体を一体的に見て、任意性がない、対価性があるプランがあるものを寄付から除外するという点にあり、この根拠法令ないし条例などが無く所轄庁として公式に示してもいない点に、認定更新の際の制度運用の濫用があり、寄付文化の促進をミッションにしている法人としては看過できない。また、対価性の定義についても公式見解としてこれを示していない。これを所轄庁の見解として根拠も含めて示すことを強く要望する。当法人の寄付集めについては、直接反対給付のプランを除く、全ての寄付者は寄付者としてPSTの対象として認めることを要望する。

- 寄付者名簿は本名でなくてはならない、と理解していた為、氏名をすべてカタカナで記載してきた日本人はPST対象から外していたが、含めて良いと言われた。こちらに不利益になることではなかったので受け入れた。
- 所轄庁担当者の指導に従った。
- 文言の意味すり合わせした
- 指摘された事案についてはPST対象外として修正した。
- 寄付者名簿に記載していた寄付者数と所轄庁が寄付者としてカウントした寄付者数に相違があったが、所轄庁がどのような基準で寄付者数を精査したのかはわからなかった。認定にあたって上記項目の相違による支障があったわけではなかった。
- 所轄庁の指示通りに名簿作成を行った。
- 双方の話し合いにより解決
- 認定条件に合うように修正した
- 同じ年度に同一人から複数回の寄付があった場合の記入方法の修正を求められたこと。都度指摘された寄付者の部分を修正して対応した。
- オンライン決済が増える中、寄付者一人当たりの手数料を差し引くための計算が不可能であることから、金額をどちらに統一するのか（例：3000円寄付した方から、オンライン決済で複数人分まとめて手数料がひかれた際に、いくら寄付したことにするのか、など。人数や金額に応じて複雑に手数料が決まることから、その手数料を正確に計算して按分することが難しい事情がある）
- 役員からの寄付をカウントしていたため、指摘を受け訂正で解決。
- 現物寄付の寄付額確定について、市場価格の資料を添付して解決した。
- 所轄庁に従って修正をした。
- ふるさと納税を模した仕組みで寄付金に返礼品を付け寄付を募ったが「直接の反対給付」にあたると指摘され、寄付金としての計上を諦めた。
- 所轄庁の指示に従って計算し直した。
- 寄付者のカウントは減らされた（企業からの用途を指定した寄付、連絡先が職場の寄付者）。

- 寄付額の計算が団体への入金日によるものだったため、実績判定期間の寄付額が減少した。相対値基準はそれでもクリアしていたため問題なかったが、やりとりや説明に苦労した。
- 初めての申請で、所轄庁の指示に従いました
- 所轄庁担当者と確認して調整した
- PST上の寄付としないことにしました。
- 証拠書類をとにかく集め、PSTの要件を満たす寄付ということを説明した。その結果、無事に認められた。
- 1年間認定をいただけませんでした。その後に再申請。
- 送られてきた質問票のなかにそれぞれ項目があったので、一つ一つ確認しながら解決していった。
- 寄付者名簿については、現地調査前に沢山の質問があり、それに回答しました。例えば、同じ住所の寄付者について、違う建物であることを証明したり、端数がある寄付は「匿名含む募金ではないか」という指摘について「支援団体によるバザー売上」であることを一つひとつ説明してご理解いただきました。
- 債券利息分の寄付申込みは、現金主義に基づかないとしてPSTカウント不可。
- 寄付者カウントについて、非該当者を寄付者のカウントから外した。
- 説明を受けて修正。PSTカウントについては事前に予想できたので納得した。
- 寄付者に役員を除くのはまだしも、社員ものぞくのは納得しがたい。又、同一家庭でも、夫婦、子どもそれぞれ寄付をしてもらうのにカウントされないのも、家庭が単位になっているようで・・
- 寄付者にお配りした紙媒体を寄付に対する利益供与と取られ、寄付ではないという判定を受けそうになった。→寄付者でなくても、お世話になった方のご挨拶などでもお配りしていることを説明したところ納得してもらえた。
- 2020年度に2年分まとめて会費を支払った人の賛助会費を2021年度分は前受金で計上したが、2021年度の寄付金にカウントできなかった（私の勉強不足）。
- 賛助会員の住所が丁目が明記あるかないかなど、県名がないものは明記がなくても名簿に入れるなど5年分やり直したりした。
- 寄付金名簿の提出は個人情報の提出に当たるので認められない。

2 不適正な経理の要件

- ①不適正経理をもって取下げを求められた際には、決算報告の補正を行い、審査を再開させた／②不認定処分をうけてから行政不服審査を行い、不認定処分が不当又は違法であったとする、不認定処分の取消の決定をえて、認定にこぎつけた。
- 数百円の重複記帳による期末残高不一致を、不正確な虚偽記載として不合格とされた。

- <指摘事項その1> 帳簿5年分の現地確認での指摘／平成31年4月1日付けで、ゆうち銀行からの入金通知（振り込み伝票3件）のうち、会員が3月31日付けの振込用紙が1件あった。当会では平成30年度の会費納入として経常収益の受け取り会費としたが、平成31年度の会費納入として経常収益にするべきという指摘を受けた。

<解決策> ①平成30年度の活動計算書・貸借対照表・財産目録を修正。会費4,000円を増額。②平成31年度の活動計算書・貸借対照表を修正。会費4,000円の減額。③臨時理事会を開催して、2年度に跨がる決算報告の修正①②を報告。修正を理事会で承認。④総会での承認が必要となるため、4月会報に付録として議案：決算報告の修正について別冊を作成し、会報発送時に同封。全会員に返信葉書またはWEBで書面表決を依頼中。⑤2024年6月2日が総会のため、総会で承認予定。⑥総会での承認後、所轄庁に書類を再提出する予定。

<指摘事項その2> 事前の書面確認事項にあり、現地で理事会議事録などを確認。第4表付表2：役員等に対する資産の譲渡等の状況等。／2023年に前年度のHPリニューアル事業で、事務局長が専任して実施したためその報酬として10万円を受け取った。その記載が無かった。また金額の根拠は何なのか。

<解決策> 理事会の議事録を確認。書類追記。金額の根拠は10ヶ月くらいの作業期間で1万円／月 理事会での決定による。

- 今後の現預金の扱いを変更すると説明し、了解を得た。
- 会計がほぼ現金出納で件数が少ないので単式簿記のままであったが、今後は複式簿記を導入していく方向で進めるよう強く勧められ、同意した。
- 新たに会計ソフトを導入した。
- 公認会計士の資格を持つ役員を含む役職員から所轄庁担当者に状況を説明し、不適正な経理でないことが理解された。
- 会計関連で所轄庁が「絶対ではないが変更してもらった方が望ましい」という案件に関しては、「もう総会も終わって決算も承認されているので変更できない」として断った（単純な費目間違いなど）
- クレジットカード支払いなど、実態に即した支払い形態の説明。
- 監査法人の監査証明よりも、所轄庁独自の「銀行残高が1円でも合わないダメ」という法律上の根拠のない基準が優先され、1円の過年度損益修正を翌年計上して対応しました。

3 実績判定期間に受入寄付金のうちに特定非営利活動に係る事業費に充てた割合が70%以上という要件

- 5年間の収支内訳表を作成し、事業費に充てた割合が70%以上となる根拠資料を作成し、提出した。
- 寄付金を管理費に充てられないというルールをしらなかったため、2023年度からは、

代表理事の役員報酬などは実際には事業をしている対価なので、予算書で管理費ではなく事業費に振り分けた。

- 毎月の活動内容を計数的に説明した
- まだ、解決していない・・・
- 送られてきた質問票のなかにそれぞれ項目があったので、一つ一つ確認しながら解決していった
- 第4表次葉で、研修会補助金として計上した金額を委託費として判断されたため、特定非営利活動に充てた金額が70%を下回るため認定更新は承認されない。とのことに対して、委託費ではないことを申し立てる資料を添付し異議申し立てをおこない、認定更新の承認を受けた。
- 寄付70%基準については先述のとおり／（再掲）「委託・補助・助成金の金額一覧」については実績判定期間5年間分の一覧を作成させられた。「寄付を70%以上特定非営利活動に使っているか」の基準に当てはまっているか、のためとのこと。「委託・補助・助成金はまず先にその特定の事業に使うべきものなので、それを全事業費から引いた上でこの基準に当てはまるかどうか検討する」というようなことを言われたが、腑に落ちていない（寄付金を充当している事業の損益を出したがそれでは不十分、とのこと）
今後は特定資産の項目を計上することになった。

4 共益活動要件

- 定款など必要書類を準備し、根気強く説明した。
- 活動の内容、特定層への利益供与ではない旨を、団体代表と顧問税理士、業務担当者が詳細に説明をし、承認を得られた。
- 所轄庁からの修正指示のとおり修正した。
- 毎月の活動内容を計数的に説明した。
- 内閣府と相談された。

5 情報公開についての要件

- 事務室内での書類保管から、法人事務所内で外部者が来訪した場合でも確認できる場所への関係書類の配架。
- 情報公開：内閣府のポータルサイトへの掲載を怠った。掲載されている内容だけでなく、法人からも掲載しなくてはならないということを理解していなかった。至急ログイン手続きをし掲載をした。
- 情報公開について、情報公開の場所について、所轄庁の指示に従った。
- 定款をHP上で公開した方が望ましいとの指摘を受けたため、すぐにHP上での公開対応を行った。

6 役員等に特別の利益を与えてはいけないという要件

- まだ実施調査が終わったばかりで、フィードバックをいただけていないが、土地の売買や賃貸契約について書類の提出を求められたので、そこを問題視されていると思われる。
- 特別の利益：前項にも記載したが、「繁忙期手当」＝賞与について、「法人の業績」と「経営状況」の言葉の違いにより要件を満たさなかった。また、就業規則にも明記がされていなかったため、理由書の提出と就業規則の改定を行った。／法令違反：借入金の契約をしていなかった。また、借入前に総会だけでなく、理事会の承認が必要なのを理解していなかった。銀行融資ではなく代表からの借入金なので、そこまで必要ないと思っていた。
- 設立当時の監事で、いまは辞任されていた方に、デザインお仕事依頼していた件を当時の役員への利益と認識していなかった。
- 講師や利用者から寄付をいただくことも多いため、特別な関係性にならないよう注意があったが、当団体の活動内容や運営形態上は難しいことも理解してもらい、違反にならないよう配慮することとなった。

7 宗教活動、政治活動の規制に関する要件

- 説明書類を作成し、提出した。
- 実施しない。
- 詳細に説明を伺い、指摘に合わせて透明性が担保される形で申請を修正した。

8 実績判定期間に特定非営利活動に係る事業費が80%以上であるという要件

- メールや契約書類を準備した。ただしパソコンを当時から買い換えており、全ての記録を提示するのは難しかった。内部記録に加え、所轄庁から関係団体に直接のヒアリングを行い、認められるに至った。
- 送られてきた質問票のなかにそれぞれ項目があったので、一つ一つ確認しながら解決していった。

9 法令違反等の要件

- 法令違反：借入金の契約をしていなかった。また、借入前に総会だけでなく、理事会の承認が必要なのを理解していなかった。銀行融資ではなく代表からの借入金なので、そこまで必要ないと思っていた。

10 営利を目的とした事業を行う者、規制されている宗教活動、政治活動を行う者等に寄付をしてはいけないという要件

- 当団体の住所地は古くから町内会活動が活発であるため、当該町内会に所属。その町会

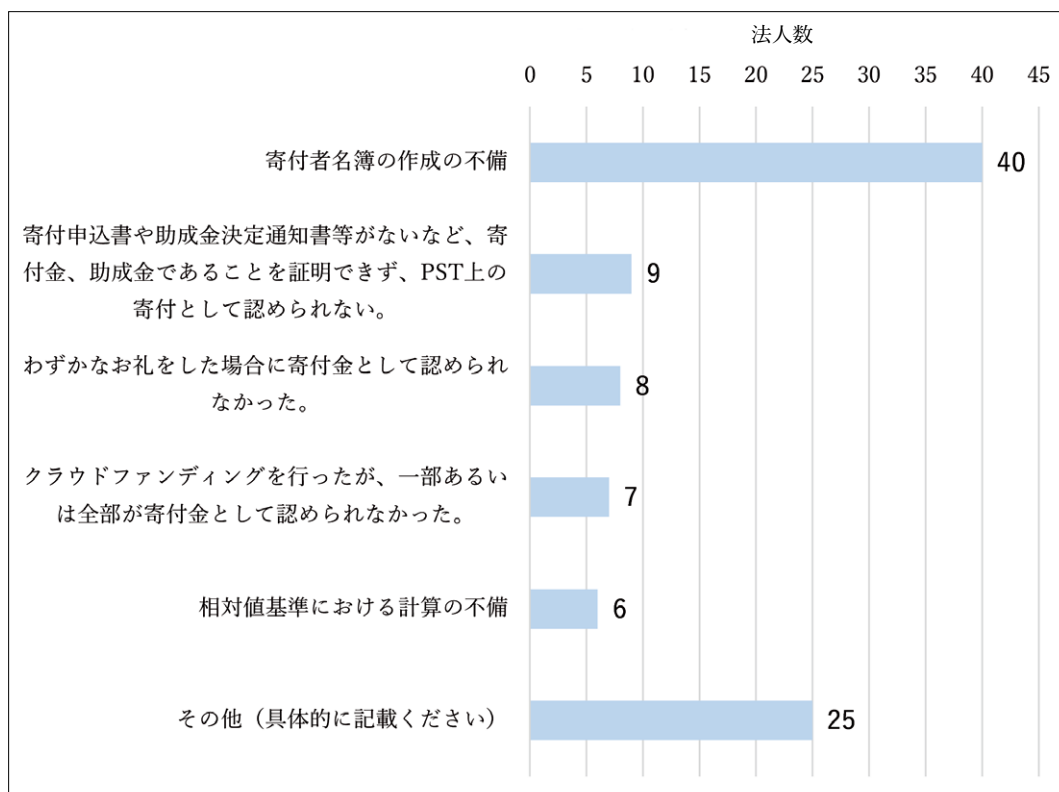
から案内を受けた一回性の奉賛金を、町内会融和の一環として、名目的に少額支出。特定の宗教活動に關与する意図は一切なかったとはいえ、今後はこの点について慎重を期し、地域關係といえども社寺等の宗教活動を行う団体に対しては名目の如何を問わず一切金銭の支払いを行うことはしないことを誓約。

11 その他（上記以外）

- 意見が異なった項目は特にありません。
- 所轄庁に相談しながら書類を作成した
- 理事長の報酬を活動の給料手当に分ける件、を説明し、了解を得た。当NPOでは役員報酬20%、活動費の給料80%に分けている。運営管理的な業務は総会と理事会開催くらいで全体のごく一部。

3-②：パブリックサポートテストについて、どのようなことで所轄庁と意見が異なりましたか？（特例認定NPO法人の方は該当なしを選択してください）

PST意見相違の内容



[議論あるいは意見が異なったことはない：90法人] [該当なし：170法人]

3-②-その他：(具体的に記載ください)

コメントの主なまとめ

- 1 寄付の判定について
- 2 会計処理に関する見解の相違について
- 3 その他(上記以外)

1 寄付の判定について

- 今回は認めるが、今後は寄付申込書を出してもらうよう言われた。
- 寄付者名簿に該当する領収書を5年分、立ち入り調査時にチェックされたのは、時間と税金の無駄だと思った。

(対応) 解決はしておらず、その場は耐えたが、次回も同じことが起こっても時間が節約できるように、寄付者名簿に領収書ナンバーを記入することにした。

- 寄付者に送っていた有料の冊子を、ある時から送っていなかったが、そのことを明確に事前に知らせていなかった時期には、期待して寄付をした可能性があり、その寄付者はPST上の寄付として認められないと当初言われました。結局は認められました。

(対応) 申請を取り下げないことを所管庁に伝え、対面や電話で話をした結果、認めることが決定したとの連絡を受けました。またそれに伴い、求められた追加の書類も提出しました。

- 理事の内訳、正会員が寄付した時の扱い。
- 住所がわからない場合、勤務先の場合は住所ではないとしてPST対象外と指摘を受けた。

(対応) 指摘に沿って修正した。

- これは、1回目の更新の際ですが、賛助会員の会費について、作業所商品の1割引購入の対象となる(対価となる)規約を総会で改正し、その終了後に入金された会費を寄付にして処理していたところ、「総会前に入金した人と差があるため、当該年度の1年間は寄付としては処理してはいけないという回答をいただきました。また、細かいことですが、町会主催の神社のお祭りに寄付をした際には特定宗教への寄付となるという指摘がありました。

(対応) 賛助会費については指示にしたがい、PSTへの組み入れは翌年度からとしました。町会への寄付については、町会の受領書をお見せし、支払い寄付金の報告について記載を変更しました。

- 現物寄付の寄付額について

(対応) 現物寄付の寄付額確定について、市場価格の資料を添付して解決した。

- ゆうちょ銀行の振替口座にインターネットバンキングで寄付金が振り込まれた場合、明

細書に住所が記載され、寄付者が住所変更をしていないと住所不一致と言われた。銀行の普通預金であれば通帳に名前だけしか表示されないの、そこまでチェックされるのはおかしいと思った。

(対応) 寄付者名簿の適用欄にその旨記載し、その書類を再提出した。

- 無料の周年イベントを行った際、サポーター向けに広く一般に告知したが、「サポーター」という表現が寄付者向けとみなされて、対価性があると指摘された。

(対応) 寄付者名簿から外した。

- ふるさと納税を模した仕組みで寄付金に返礼品を付け寄付を募ったが「直接の反対給付」にあたると指摘された。

(対応) 寄付金としての計上を諦めた。

- 賛助会員の会費をPST上の寄付として計上したが、現金払いの方の会員継続の意思を示す書類がないので認められなかった。

(対応) ギリギリの人数で認定申請をすることができた。それ以降、賛助会員継続申込書を用意して、現金払いの方には毎年記入をお願いしている。

- 管理簿と若干、寄付日がずれていた件。

(対応) こちらの管理簿を振込日となる寄付日に修正対応した。

- 有志イベントの開催時に「イベント会費？寄付〇円以上」との募集を行ったところ寄付の任意性が問題とされ、寄付金として認められなかった。

(対応) 調査担当者の指摘に従い寄付金から除外して計算した。

- 寄付者の意思表示・返礼について。

(対応) 意見が異なるというほどではありませんが、寄付のお願い等の振込用紙に寄付者の「寄付意志」の表示を求められるような内容がありました。こちらの都合で寄付者に対してそれが寄付かどうかを表明させる手間を与えることに非常に疑問をいだきました。また、返礼品については曖昧な部分が多く、ふるさと納税と同等のことを行うとしたら何が問題なのかが理解できませんでした。

2 会計処理に関する見解の相違について

- 最終的に助成金と認められたが、事業収益か助成金かの見解が異なった。

(対応) メールや契約書類を準備した。ただしパソコンを当時から買い換えていたため記録が少なく、所轄庁から関係団体に直接のヒアリングを行い、認められるに至った。

- 通常翌月入金されるクレジット決済について、金額が少ない場合に翌々月以降にまとめて入金となるシステムがあるが、実際に入金があった日付でとのことだった。

(対応) 所轄庁の指示通りに名簿作成を行った。

- オンライン決済にかかる計算方法や基準が明確でないため、現代の寄付事情に対応しきれていないという議論になった。

(対応) 今回は金額・人数共に基準を満たしていたことから、今回はとりあえず人数で判断するように指示があった。

●対象期間以前にもらった遺贈金の特定資産としての運用

(対応) 再提出

●仕訳の間違ひが見つかり、過年度修正したいと主張したが、二年分遡って修正し臨時総会をして承認するように言われた。

(対応) 仕方がないため言われた通り、過去2年度分の決算の修正をし、臨時総会で承認した。小規模団体で、修正も数百円であり、課税事業者でもないため問題ないのだろうが、遡って修正することには納得がいかなかった。

●仮想通貨の取り扱いについて

(対応) 仮想通貨の寄付の受け入れを停止し、実績判定期間に含まれないよう申請時期を調整。

●財産目録に、期末直前に作成した口座の記入漏れがあった。

(対応) 入出金をすべて確認してもらい、不正・故意でないことを確かめたうえで財産目録の作成ミスとして処理していただき、再提出して解決。

3 その他(上記以外)

●講師へのお中元が特別な関係として指摘があった。

●事前相談で問題になりそうな点を解消した。

●活動報告書において、2期連続の赤字だったら、認定できないと言われた。認定を取るための相談をNPO法人設立時より相談していたのにも関わらず、認定書類を提出時に初めて言われた。

(対応) クラウドファンディングを実施し、黒字にした。そして、収益事業をスタートさせた。

3-②-1 : 3-②でチェックをした項目について、どのようにして解決したのか教えてください。

チェック項目一覧

- 1 寄付者名簿の作成の不備
- 2 わずかなお礼をした場合に寄付金として認められなかった。
- 3 相対値基準における計算の不備
- 4 クラウドファンディングを行ったが、一部あるいは全部が寄付金として認められ

なかった。

5 寄付申込書や助成金決定通知書等がないなど、寄付金、助成金であることを証明できず、PST上の寄付として認められない。

6 その他（上記以外）

1 寄付者名簿の作成の不備

- 記載誤りなどを指摘に従い、修正した。
- インターネットによる寄付の場合、仲介業者が介入している。寄付者名簿等、詳細が課題となった。整理して回答した。
- 寄付者名簿には、寄付日と寄付金額を一人一人記載していたが、経理計上の際、同日に数名の方から入金された寄付金は、一括で計上していて、名簿と帳簿が一致しないという点を指摘された。今後の指導についてはまだ所轄庁から連絡が来ていない。
- 現地確認の際、ある月の寄付者名簿のうち、Kさんの寄付金額が10,000円と6,000円が混在している。総合計はあっているため、再度確認するようにという指摘があった。名字のみでの指摘だったが、該当月は病気当事者のKさん名義で寄付金6,000円、その後同じ名字の奥様からKさんが亡くなられた後で10,000円の寄付を手紙と共にいただいたため、両方正しかった。現地確認時は、時間も無く会計担当者が登録ミスかと思いパニックになってしまった。所轄庁担当者が帰った後、再度帳簿と照らし合わせて確認し、メールで報告した。修正なし。指摘事項についてはフルネームでの確認を行うべき。
- 漢字の誤り等の修正
- 会計で打ち込んでいる帳簿では照らし合わせが難しかったのか、所轄庁からの指示に合わせて寄付者名簿を作り直した。
- 寄付金として扱うべきものが入っていなかったもので、遡って決算書の修正を行った
- 所轄庁の指摘箇所を修正し、次回実地調査時に修正確認を受けた。
- 寄付者名簿作成しなおした
- 双方の話し合いにより解決
- 報告会などでの寄付BOXの寄付⇒寄付としてみなさず削除
- 不特定多数の寄付者の認定要件の説明
- 同じ年度に同一人から複数回の寄付があった場合の記入方法の修正を求められたこと。
- 都度指摘された寄付者の部分を修正して対応した。
- 作成し直して提出
- 役員の名前を寄付者名簿に記入しており、訂正して解決した。
- 同一住所の別生計が認められなかった。事前に説明がありPSTを満たしていれば却下、微妙な場合精査との説明があり。当方でも名寄せの過程で見つかったもので予想がつい

たので影響は無し。

- 寄付申込書のない個人の寄付はすべてPSTから除外した。
- 実際は100名をかなり超過しているので未解決ではないが、社員を除くということは未解決事項です。
- 事務処理方法を変更して寄付者名簿と領収書を照合しやすくする。
- 賛助会費を寄付金として計上しているが、正会員と賛助会員の管理が混同したケースがあり、正会費と寄付金に差異が生じた。 現地調査の前段で誤差について判明したため、訂正資料を事前に送付して現地調査に臨んだ。
- 領収書不要の方には領収書を渡していないので、領収書控えがなく、確認してもらうのが大変でした。不要の方に渡さなくても、保存するようにしています。
- 確認後、訂正したものを再提出
- 再提出
- 明らかに職場（法律事務所等）を住所として寄付した寄付者はパブリックサポートテスト対象から外しました
- 所轄庁の指示に従って修正した。
- 両方で協議した結果、意見を合わせた。
- 会員は継続の場合、住所や継続の意思を振込金で確認していたが、明確に書面等でやりとりするよう指導をうけて、以後そうしている。
- 最終的にはクリアした
- 指摘があった通りに修正
- 住所の記載を修正
- 単純な間違いであったので指摘された箇所を訂正した。
- 所轄庁の指示に従って修正した
- 名簿は提出せよと押しきられた。

2 わずかなお礼をした場合に寄付金として認められなかった。

- 直近の更新より前の認定においての事例。ある時期から一部の寄付コースにおいて粗品（非売品グッズ）を進呈していたが、判定を受け止めて対処。団体案内リーフレットからコースにその粗品進呈記載を削除、粗品の進呈廃止を理事会にあげて可決、お知らせを会報に同封し近年寄付等実績のあった方々すべてにその廃止を告知、それらの対処を終えて迎えた新年度から、当該寄付コースも対価性疑い無し寄付として処理。
- 所轄庁の指示に従って計算し直した。
- 名簿や認定に係る数字から除くことで解決した。

3 相対値基準における計算の不備

- 実地調査と事前のメールでのやりとりで、計算に含むもの含めないものを再整理して計算しなおしました。
- 考えかたの違いを説明した。

4 クラウドファンディングを行ったが、一部あるいは全部が寄付金として認められなかった。

- 今後の更新申請のための事前質問に対し、入場無料のコンサート案内を差し上げる賛助会員に登録することも対価と見做すとの所轄庁窓口の回答に困惑、クラウドの返礼品になにもない旨のコメント追加。
- 譲歩
- 証明できるところは、ウェブ上の寄付募集のデータなど、過去の記録をとにかく集め、対価性がないものだと証明した。それでも一部寄付についてはPSTを満たす寄付として算入させてもらえなかった。

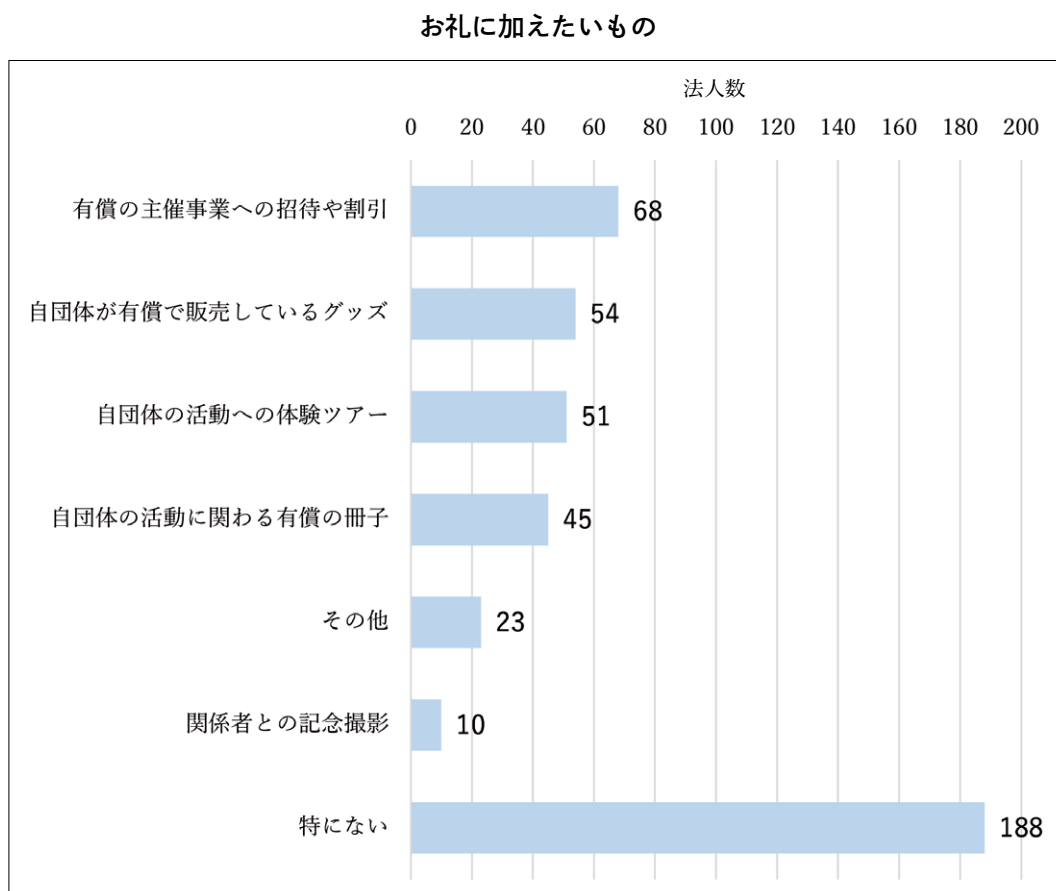
5 寄付申込書や助成金決定通知書等がないなど、寄付金、助成金であることを証明できず、PST上の寄付として認められない。

- 寄付金総額から除外した。
- PST上の寄付としないことにしました。
- 広告（表示）を出せない等、対象者に丁寧な説明をした。
- 判断自体に特に異議はありませんでしたが、この運用は、寄付者の利便性をやや損なっていると思います。

6 その他（上記以外）

- 所轄庁担当者の指導に従った。
- 疑問点は所轄庁担当者に相談すると対応策を提示してくれた。
- 確認のみで意見の相違などはありませんでした。
- 理事長の報酬を活動の給料手当に分ける件、を説明し、了解を得た。当NPOでは役員報酬20%、活動費の給料80%に分けている。運営管理的な業務は総会と理事会開催くらいで全体のごく一部。

3-③：可能であれば、寄付者へのお礼に加えたいと考えているものはありますか？



3-③ 上記グラフの「その他」の回答

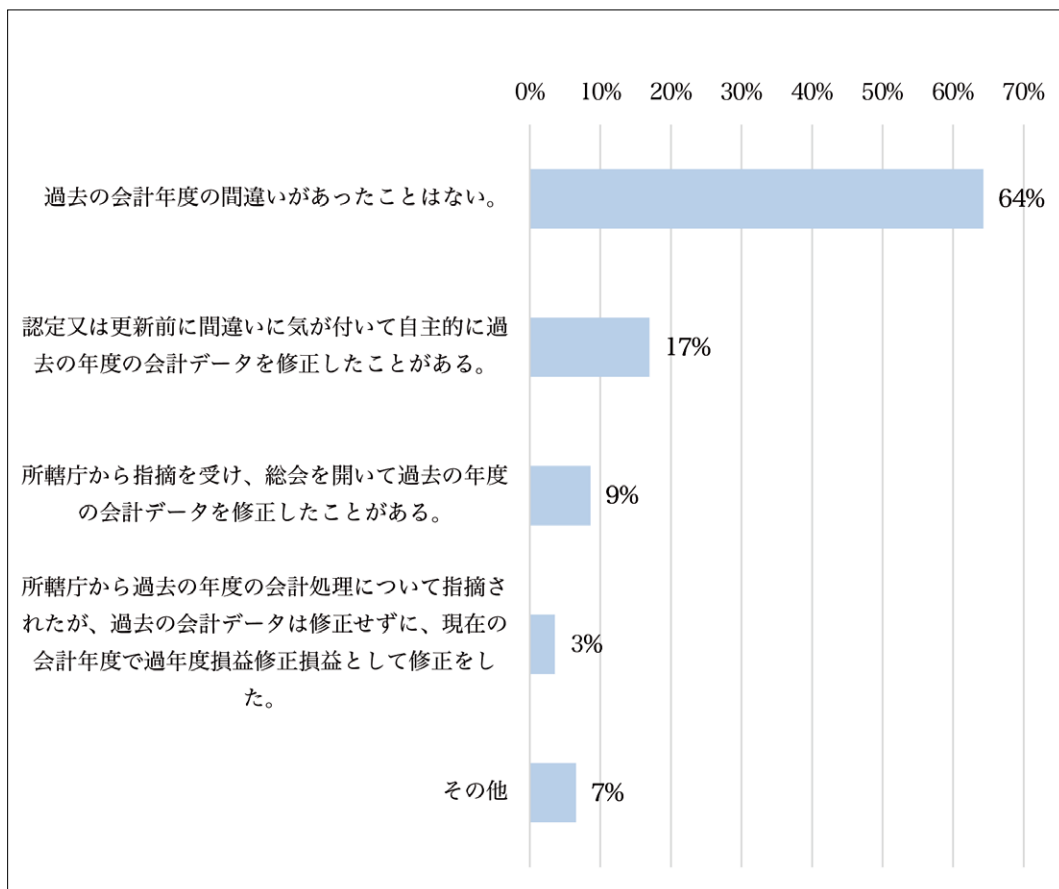
返礼品としては、手作りの品、お礼状、エコバッグ、チャリティグッズ、ニュースレター、カレンダーなど法人の事業活動に関連するものが多いようです。一方、返礼品について、どこまでが許容されるのかが不明確であるとの声もあります。

- 自団体に制作しているカレンダー
- 自団体が有償で販売しているNPO向けのブックレット
- 子どもたちの思いが届けられるもの
- 交流会への参加など
- 活動している国の特産品など
- 特産品
- 地場産品

- 手作りの返礼粗品
- チャリティグッズ
- 協賛企業の商品
- エコバックなど、販売はしないが、ノベルティ的なグッズを渡す事
- SNSでの交流の場の提供など
- お礼状
- 広報誌の送付
- 活動報告書やニュースレター
- ふるさと納税並みの返礼品（ジョークです）
- 「ふるさと納税」制度と同等の対価性のある返礼品、もしくは、同制度も全く返礼品は無しにする。

3-④：過年度において、会計データの修正について教えてください。

過年度の修正



3-④ 左記グラフの「その他」の回答

コメントの主なまとめ

- 1 軽微な会計処理で指導を受けた事例
- 2 自主的に会計処理を修正した事例
- 3 指摘後、修正して対応した事例
- 4 その他（上記以外）

1 軽微な会計処理で指導を受けた事例

- 休眠口座の預金残高違い（過年度の残高証明書発行手数料の帳簿記載漏れ）を指摘されたが、軽微な誤差の為に特に修正指示はなかった。
- 会計処理の誤りを指摘されたことはあるが、修正までには至らなかった。
- 入力ミス
- 過去のデータに間違いがあり、所轄庁に指摘は受けたが指導を受けるにとどまった。
- 会計の修正には至らなかったが、所轄庁からいくつかの指摘があり、説明をした。
- 総額に間違いはなく、単純な費目違いだったため、修正はしなかった。
- 勘定科目の誤謬や期ずれを発見したが、軽微なものであったため会計書類の修正は行わず調査担当者に内容説明した。

2 自主的に会計処理を修正した事例

- 専門家（会計）に決算をみてもらった際に会計処理の考え方に相違があり、会計データは修正せず過年度損益修正損益として修正しました。
- 所轄庁からの指摘ではなく、自団体で間違いに気づき、過年度損益修正損益で修正したことがある。
- 会計について所轄庁より指摘は無かった。会費の前受け処理を忘れたことがあり、入金ベースで翌年に処理したことがあったが、担当税理士の指導のもと、過年度修正損益は使わずそのままにした。
- 前期損益修正損益を修正していたので、問題ないと言われた。
- 所轄庁から指摘は無かったが、過年度のデータは修正せずに過年度損益修正損益として修正した。

3 指摘後、修正して対応した事例

- 認定取得後の事業年度で決算修正を実施したことがあるが、所轄庁からの指摘で修正したのではなく、自団体で誤りを発見して修正したもの。所轄庁にはその後、修正した内容で再度資料を提出。

- 認定更新の際に過去の年度の会計処理について指摘があり、理事会にて承認を得て、総会で報告（予定）を行った。
- 今年度総会で修正する。
- 所轄の指導で、総会を開くことなく、不備を修正した。

4 その他（上記以外）

- 一部、税法上の収益事業判定を受け、税務署申告書類においてのみ追加の非収益・収益区分諸表作成。
- 出力のタイミングを間違えて、決算書と元帳が一部一致しなかったが、元帳を出すタイミングが早すぎただけなので、特段何もしなかった。
- 過去には修正があったと聞いているが、現在の担当者が把握できていない。直近の5年ほどはない。
- 自分の在任中には修正はなかったが、以前の修正については不明。
- 会計についての指摘を受けて何らかの対応をしたことは覚えていますが、具体的に何かは思い出せません。

3-⑤：認定の調査について、疑問に思ったことや所轄庁に望むことなど、コメントがあればお願いします。

コメントの主なまとめ

- 1 認定と更新手続きの簡素化と見直しを望む意見
- 2 所轄庁への感謝
- 3 所轄庁の担当者への意見
- 4 紙の審査書類準備の負担についての意見
- 5 調査内容の開示についての意見
- 6 専門家など相談する先が欲しい
- 7 その他（上記以外）

1 認定と更新手続きの簡素化と見直しを望む意見

- 介護保険や医療保険の事業が、委託事業扱いとなってしまう、寄付充当対象になるのがサービス事業の赤字部分だけであるという点。事業費の内、人件費や固定費の内一定割合が寄付充当が可能になるような指針を新たに設けてもらいたい。
- 少数精鋭で活動を行っている法人にとって、認定5年後の認定更新は、新規の認定を獲得する以上の労力がかかり非常に負担だった。新規認定には3年の実績が求められるが、

認定取得後に運営実績を経て受ける認定更新は5年間の実績が必要になる。実績のある認定団体の更新事務はもっと簡易的な形式にしないと、既存の認定団体はもちろん、新規で認定を目指す団体のモチベーションを著しく低下し、結果的に国内のNPO活動促進や寄付を通じた経済・社会活性を果たせなくなることを強く危惧する。

- （認定調査そのものではないが）条例指定の更新にあたって、時間をおいて数回にわたって質問や指摘を受けて対応しなくてはならないことがあり、時間と手間を要した。
- 更新期間の延長・書類作成の簡略化
- 認定の申請書類の記載がわかりにくいと感じたので、もう少しわかりやすい様式やガイドがあった方が良いのではと感じた。
- とても親切丁寧にご指導いただいているが、更新までの期間が長かった。
- 所轄庁から実地調査時に確認する資料を事前に連絡してもらっていたが、実地調査時に調査者の人が確認していた書類は一部だけだったので、閲覧する予定のある書類をある程度絞ってもらいたい。当法人は基本的にフルリモートで電子データだけで保存している書類もあるため（契約書等）、印刷する手間がかかった。
- 不正、違法がないが、些細なミスなどがあった場合、そのミスの修正をすればいいだけのことであり、それを認めるようにすべきだと感じます。また、そもそも、取り組む事業の実績、効果などを前提に評価すべきであると思います。
- 認定の手続きを簡素化してほしい。
- 書類の様式がわかりにくいと感じました
- 最初の認定だったので、所轄庁に何度も相談に行って、申請書類を準備した。2事業年度分の資料だったので、当日もスムーズに進んだ。総会や理事会の議事録の記載の方法について改善依頼を受けたが、すぐに回答したので、予定より早く認定をもらえた。再申請は5年分となるため不安である。
- 手続き、書類の簡略化を望んでおります。
- 申請から認定までもう少し早くしてくれると嬉しい。
- 認定更新申請書類を提出してから現地調査までが長すぎる。また、現地調査から認定承認までも時間がかかりすぎると思う。
- せめて更新についてはもう少し簡単にできると助かります。
- できる限り簡素化してほしいです
- 更新が来年に迫っていますが、かなり複雑そうです。もう少し分かりやすくなるといいなと思います。
- 全く初めての申請で、有給職員もいないままの申請だったので、認められるかどうか分からず不安でした。認定まで長期間かかったので、もうすこし短くしてほしいです。また、事前相談のときに、どのような調査をするかもうすこし詳しく教えてほしかったです。
- 所轄庁の担当者が認定NPO法人の申請・更新手続きについて、必ずしも詳しくないこ

とがある。行政職員は異動も多く、担当課の人数も少ないので致し方ない点もあるが、それならば手続きや申請書類をもっと簡素にした方が、申請する側も手続きする側も負担が減るし、無駄なやり取りが減るのではないか。

- 早く処理してほしい。忘れた頃に来る。
- 調査のチェック項目を詳細に事前に伝えていただきたいです。
- オンラインでの会議や、事前のやり取りをすることで、実地調査当日の負担が軽くなる
と良い。
- 当日用意しなければならない書類が多いので担当者の負担が大きい。もっと簡素化して
ほしい。
- 簡素化
- ある程度は専門知識のある方がいないと、目的も意味も無い作業を強いられ、時間もお
金も無駄になるので本当に勘弁してほしいです。

2 所轄庁への感謝

- 丁寧に電話、メール等で事前に問題になりそうな点を指摘して頂いた。質問に対して真
摯にご対応を頂いているので、とてもありがたかった。
- 今回は所轄庁の方々が的確な回答をしてくださったので、スムーズに進めていくことが
できました。
- コロナ過での認定更新であったため、当方の資料作成にも時間を要し、所轄庁の担当者
もご苦勞があったことと思います。
- 更新時期にかかわらず、所轄庁に相談させていただきながら、適切な法人運営を心掛け
ています。今後も時宜に応じたコミュニケーションを継続したいと思います。
- とても丁寧に調査くださったことで、今後の管理方法が明確になりました。ありがとう
ございました。
- 特に疑問等はない。しっかり調査してもらえるので、自信を持って事務を進めることが
できるとともに、対外的信用にもつながっていると考えている。
- 所轄庁担当の方から、ご理解やご指導を頂いております。今後ともよろしくお願い致し
ます。
- 特になし。所轄庁は丁寧に対応してくれます。
- NPO関係に限らず色々な役所の部署と関わることがありますが、当市において、NPO
関係部署は非常に協力的で驚かされます。指導や監査といったような立場になるような
ことは全くなく、また書類だけでなく法人の実情や活動の聞き取りを踏まえた上で一緒に
進めてくれるという印象を受けます。また認定を取りたいと思っているNPOに対し
て色々な形でのフォローアップを行っています。どのような分野でも所轄庁がこのような
働きをしてくれれば発展する法人や事業者は多いように感じます。

- 丁寧な調査から認定NPO法人としての視点を得ることができた。

3 所轄庁の担当者への意見

- 所轄庁担当者の裁量の範囲があまりに大き過ぎる。担当者により異なるというのは、多少の範囲が許容されるものであって、5年に一度の更新作業負荷が大きく異なるというのは違和感がある。
- 保護猫活動自体の現場作業の理解合意を得るのに時間を要した。
- 拒否しましたが、領収書を寄付者別にまとめるようにと言われたり、当日に前述の通り、寄付者の領収書を全部チェックされたり、賃金台帳を5年分チェックされようとして、無意味だとは思ったけれど、チェックされるならなさったらと思ったけれど、5時までに終わらなくて、1年分のチェックだけで帰られたりと、全体に所轄庁の都合がよいように、所轄庁が認定のチェックをしましたと言えるようにと、作業されているように感じました。そのために費やした時間があったいなかったです。また、経理の基本もご存じない方に、元帳の見方から説明しなければならないのは、とてもストレスでした。
- 所轄庁の担当者によって意見が違う（許容する程度が違う）ケースもあるため、電話（口頭）だけでなく、書面にて質問・確認させてもらえるとありがたい。
- 所轄庁に望むことは（認定申請とは直接関係はないのですが）、現地調査は、所轄庁の担当者がNPO法人の事務所を訪問する数少ない機会であるでしょうから、当法人の日頃の活動などについても聞き取りや情報交換をする時間を設けてもいいように考えています。
- 2023年度の更新にあたり、2回目ということもあってこちらも準備はある程度出来たと思っています。実際担当官から、1回目の更新と比較すると見違えたという評価をいただきました。ひとつ指摘できるとすると、人間がやっていることなので、ある程度は仕方ないとは思いますが、調査チームによって雰囲気や厳しさのレベルが違うことがままあります。基本的には「きちんと運営されているところは後押ししたい」という姿勢が感じられるので、ありがたいとは思いますが、さらに、NPOの活動意義や情熱をしっかり感じてバックアップをしていただきたいと心から願います。
- もっと法令を勉強してから来てほしい。
- 都度、バラバラと指摘を受けたが、纏めて頂きたい。
- 次回の調査までにほぼ全担当者が異動となります。指導内容がぶれないよう記録を確実に残してほしいと思います。
- 当日の調査に来た職員が会計の知識がなく、当法人の顧問税理士と意見の食い違いがありました。調査に来る方は知識のある方にしていただきたいです。
- 監査に来る職員さんの勉強不足、また以前のやりとりなどの情報共有不足を毎年感じる。
- 認定NPOの申請件数が少ない所轄庁で、あまり知見がないようで内閣府への確認が多

かった。

- 担当者が5年経つと変わっていて、その度に、微妙に判断が違うこともあり、5年前と同様にしていたことが通用しないなどがある。少なくとも更新の2回くらいは同じ担当者とするのを希望します。また、寄付していること、ボランティアしていることを他者に告げることを認めないとしている方もおり、ボランティアから離れて行ったかたもある。貴重なボランティアメンバーの減少は厳しい。
- 判っている専門職の方は1人でアトはわからない方がついてきて細かいことを色々と言う事が煩わしい。
- 丁寧に電話、メール等で事前に問題になりそうな点を指摘して頂いた。質問に対して真摯にご対応を頂いているので、とてもありがたかった。
- 2-⑪に書いた件だったが、所轄庁の職員の態度が悪かったため、各方面へクレームを言ったところ、その後の担当課の態度が変わった。NPOの認証制度についての理解を深めるよう伝えた。「お上」がチェックする、という態度で接することのないよう、あくまでもフラットな関係性で接するよう今後も指摘していきたい。
- 社会貢献を主目的としての活動であり、限られた人材、予算で運営しており、認定制度はこの活動を支援するための制度と考えられるため、温かな指導をお願いしたい。
- オンライン決済手数料等への対応、クラファン等での匿名寄付者を寄付者に含められる基準等の新設。
- 活動に参加する際の旅費交通費含む寄付金について、旅費交通費は寄付ではないという判断のようだが、ボランティア活動に参加するための費用はそれも寄付ではないかと思うがいかがでしょうか。
- 正会員、賛助会員の退会について、退会届書が揃っていないことを指摘された。しかし、定款「会員の資格の喪失」に、「会費を滞納し、催告を受けても当該事業年度の末日までに納入しないとき」という規定をおいているので、自動退会になり、その場合の退会届は必要ではないと考えている。
- 見解の相違についても調査担当者は丁寧に説明くださり感謝しております。国等からの受託収入はともかく民間からの受託収入の全額を事業費から除外すべき根拠については疑問に感じております。
- 過去の会計書類の修正は、総会を開いて、所轄に提出済のものなのに修正を求められて困惑した。実地調査が、10時から16時、4日間に渡って実施され、大変負担だった。

4 紙の審査書類準備の負担についての意見

- コロナ過での認定更新であったため、当方の資料作成にも時間を要し、所轄庁の担当者もご苦勞があったことと思います。
- 寄付者名簿をコピーして持っていかれた。個人情報でもあるので、用が済んだら返却し

てほしい。

- 書面チェックが現行スタイルだが、電子データでの保存が主流になりつつあるので、チェック体制もデジタル化してもらえると嬉しい。
- PCデータとして保存するのが主流となってきたところに調査の際にほとんどの書類を印刷してもらおうのはSDGsの観点からみても変えていただきたいと思います。
- 所轄庁から実地調査時に確認する資料を事前に連絡してもらっていたが、実地調査時に調査者の人が確認していた書類は一部だけだったので、閲覧する予定のある書類をある程度絞ってもらいたい。当法人は基本的にフルリモートで電子データだけで保存している書類もあるため（契約書等）、印刷する手間がかかった。
- 名簿の提出については、エクセルで対応してもらいたい
- デジタル化が進んでいるので、以前からの書面による調査を前提としていることを変更して欲しい。
- すべて紙ベースで確認することをどこまで続けるのか？ 今後デジタル化が進んでいくので、検討してもらいたい。
- 書類に不備があり再提出する際は、郵送前にデータで受取、確認してほしい。
- 寄付者名簿が政治的に悪用されないか懸念がある。名簿の扱いについて、寄付者に安心してもらえる広報をしてほしい。保管書類のデジタル化に今後対応するのだろうか。
- 前回の更新時は、PDFで受け取った請求書や、郵便払込取扱票など全て印刷して保管していたので、実地調査時にファイリングしたものを確認していただいたが、電子帳票保存法改正により今年度より、PDFでサーバに保管している書類が一定数存在する。指定されればPCで閲覧していただくことはもちろんできるが、5年分の全ての書類を閲覧したいと言われると相当な時間がかかるので、全てではなく、〇月×日のこの分、など、一部のみを確認するようにしてほしい。
- とにかく調査の際に「紙」に出さずに済むような方法で行っていただきたい。
- 毎年の提出をデジタルにすればお互いに楽だと思います。デジタル庁にかけあっていただきたいです。
- 2-⑪に記載。◆提出書類について：提出書類のフォーマット（Excel）や提出書類の所定フォーマット（Word）の書式設定で、ページまたぎの場合に表の中に表があって罫線指定を修正しづらいものがある。提出書類の所定フォーマット文書のフォントをユニバーサルデザインフォントにしてほしい。Excelの合計値などがあるフォーマットはあらかじめ計算式を入れて欲しい。所定フォーマット文書のバージョンは最新にしてほしい。◆提出書類作成：e-TAXなどの書類の自動生成システム同様、同じところに値を入れていくと書類が作成できる仕組みを作ってほしい。毎年提出している書類があるので、そこを活かすことはできないのか。

5 調査内容の開示についての意見

- 調査において申請内容に問題があることを理由に、調査員の判断により、その場で申請の取下げを執拗に求めることを禁じてほしい。当団体では、2回ほどその判断を覆させた経験がある。
- 審査担当者によって表記の記入に差異を指摘されることがあるが、通常修正や次回更新時に修正を求められる程度で特に問題はありません。
- 「何をチェックするのか」が全国的に見える化されるとありがたいです。自治体や担当者によるブレは準備のうでつらいです。
- 団体によって調査等の見方の厳しさ、甘さが異なるのではないかと感じる部分があった。規模が小さい団体が認定申請の際に不利益を受けるとか、相手によって対応が異なることがあるとすれば問題があると思います。
- 民間企業／会社の監査と同等かそれ以上の項目調査は、NPO法の趣旨や健全育成を図る点で疑問です。
- 認定が認められなかった団体の調査をしていただき、どんな要件でなぜ認められなかったのかを団体名は隠す形で公表していただきたい。都道府県・政令指定都市であまりにも基準に違いがあるのではないかと感じており、そのあたりもぜひ調査結果を共有いただきたいです。どうぞよろしくお願いいたします。
- 調査に要するほとんどの時間が、認定基準に満たしているかのチェックでした。法人の事業内容や社会貢献度等の内容の聞き取りはほとんどなかったのもう少しヒアリングの時間があってよいのではと感じました。
- 全てを明確にすれば不備で取り消しになる団体もないのではないかと思います。できれば全国統一にする。
- 所轄庁によって認定の審査が異なっているように感じます。統一してほしい！
- 「非営利活動を活発にする」ことが目的だと思っているが、あまりに詳細な点までたくさん調査ポイントがありすぎて逆効果ではないか？今のままだと、認定を目指す団体は増えるはずはないと思う。

6 専門家など相談する先が欲しい

- 書類の作成にも専門的な知識が必要なので、作成しているタイミングで気軽に相談・質問できる場所があるとよいと思いました。
- 初回申請時より、厳しくなっている。4年前は指摘されなかった内容を指摘された。NPO運営、経理に詳しい相談できる税理士、弁護士、団体のサポートなくしてはもう無理。
- 事務局長が代替わりをし、認定の更新申請をこれから経験します。今後申請書を作成する中で合っているのか、間違っているのか、わからないことが出てくると予想します。その際の相談相手が欲しいです。

- 講習会、相談会を開催して欲しい。

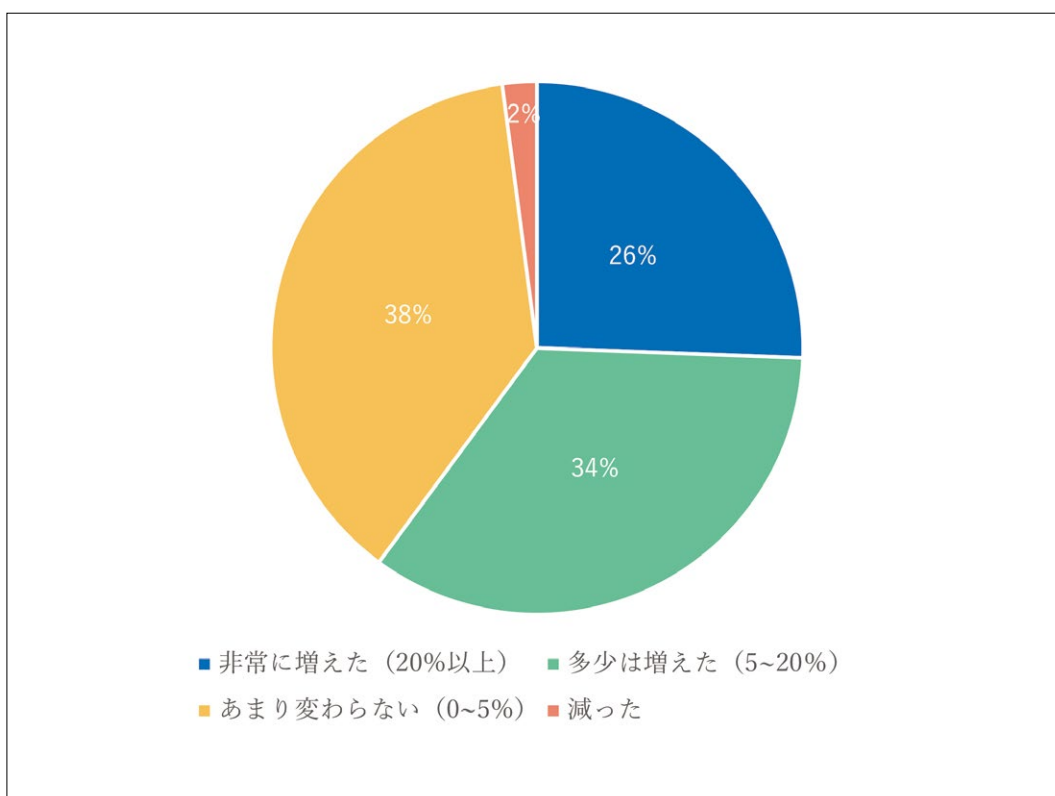
7 その他（上記以外）

- 2回目の認定更新が昨年度末に終わったが、実地調査の事前連絡や当日の流れなど、段取りよくいったと思う。見やすいように、わかりやすく整えておくことが大事だと思った。
- 紛失など備え置き書類の不備の対応
- 自団体に制作しているものは寄付のお礼として認めてほしい。

4. 今後の認定NPO法人制度について望むこと

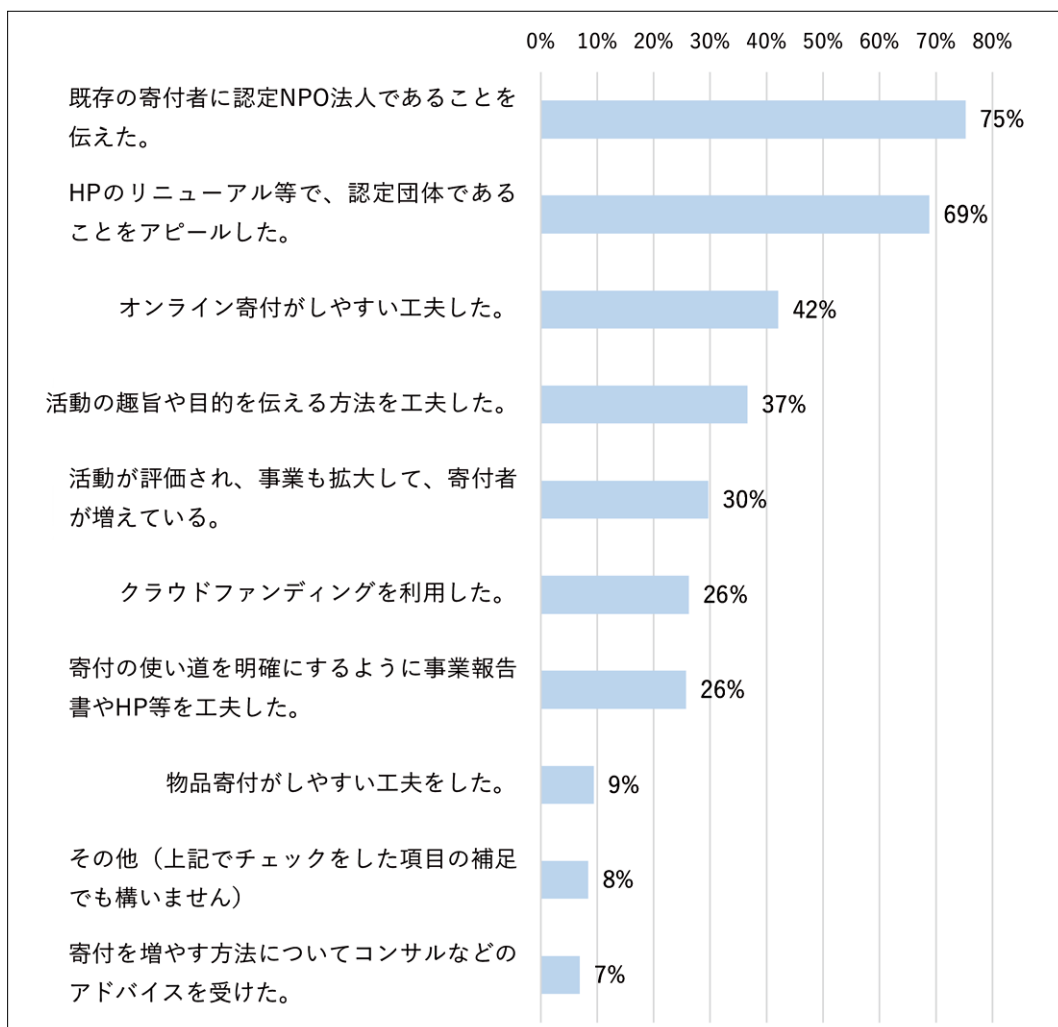
- 4-①：認定NPO法人になったことで、認定を受ける前と比較して寄付は増えましたか？
（概ね認定を受ける前の3年間の平均と比べてください。）

寄付が増えたか



4-②：①で「非常に増えた」「多少は増えた」という方について、寄付を増やすためにどのような努力をされましたか？

寄付が増えた理由（複数回答）



[4-①で「非常に増えた」「多少は増えた」と答えた202法人のうちの割合]

4-② 上記グラフの「その他（チェックをした項目の補足も含む）」の回答

コメントの主なまとめ

- 1 認定NPO法人になった認知による効果
- 2 法人の発信力の強化による効果
- 3 イベント等の活動による効果
- 4 その他（上記以外）

1 認定NPO法人になった認知による効果

- 企業寄付の審査に有利となった。
- 振込用紙とチラシ（税法上の特典記載）をセットで配布している
- 控除できるからという理由で大型の寄付の話が入るようになった。
- 認定NPO法人への寄付は、税制優遇をうけることを伝えるチラシを寄付申込書といっしょに配布（送付）した。
- 活動する市で初めての認定NPOとなったため市へのアピールをした。寄付に繋がったか分からないが、市長がお祝いにかけつけるなどプレゼンスがあがったと感じた。

2 法人の発信力の強化による効果

- 認定資格を取得してもすぐには寄付が増えるなどの効果は無かった。2020年に事業関連の企業寄付申請、2022年12月にHPリニューアルを行い、徐々に企業からの寄付と個人からの寄付が増えた。旧HPでは寄付は増えなかった。
- 昨年度より、伴走支援団体のアドバイスを受け、今年度よりオンライン寄付のシステム導入など、新たな取り組みを検討し始めているところです。
- 通信（活動報告等）発行（年4回）、商工団体、各種団体の会合でのプレゼンを実施。
- 理事等役員の知り合いに寄付の呼びかけや宣伝活動を行った。
- 理事が寄付してもらえるように働きかけている。

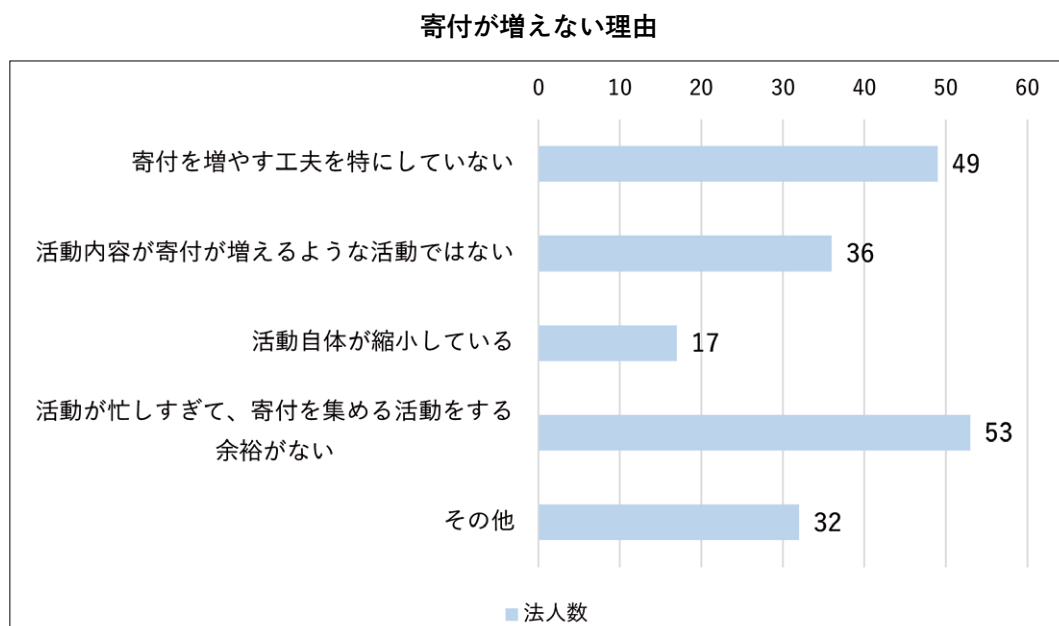
3 イベント等の活動による効果

- バザー、コンサートを毎年開催し交流を深めている。
- 寄付月間に参加している。
- 特殊なプロジェクトが立ち上がり、そのプロジェクトに限定した寄付者が急増した。しかし、NPOの通常の活動資金には回らないため、その寄付を除くと増えてはいない。
- 一般向けのエコツアーを実施した。

4 その他（上記以外）

- （認定を受けた当時は）外的要因（東日本大震災への支援）により寄付が増えた。
- 認定NPOを取得したタイミングで企業からの大口の寄付が決まった。

4-③：①で「あまり変わらない」「減った」という方について、どのような理由で寄付が増えないと思いますか？



4-③ 上記グラフ「その他」の回答

コメントの主なまとめ

- 1** 認定NPO法人制度の課題によるもの
- 2** 寄付活動を促進できる体制が十分でなかった
- 3** 外部環境や寄付者側の変化によるもの
- 4** コロナ禍により寄付者との接点に影響があった
- 5** その他（上記以外）

1 認定NPO法人制度の課題によるもの

- 認定制度が、寄付増加のバックアップになっていない。
- 認定を取ったからと言って、そのメリットが寄付者側に生かされないように感じる。
- 寄付の動機として認定が大きなインセンティブにはなっていないのではないか（無いよりあればいい、ということでは）
- 初回認定の2009年時点で寄付優遇税制のメリットがあまり認知されていなかったのかもしれない。
- 寄付金控除されるという優遇が認知されておらず、控除目的の寄付はないと思われる。
- 認定になることがイコール寄付が増えることとは考えていません。

2 寄付活動を促進できる体制が十分でなかった

- 今後は、寄付を集める活動にも注力する計画を立てた。
- 他業と兼務のため時間がない。
- 認定に応じた整備に時間がかかり余裕がない。
- 専任のスタッフがいないため、寄付を集める活動に余裕がない。
- スタッフ数の問題もあり、通常は特に増加させる活動はしていないが、かつて法人の存続が危機に瀕したことがあり、その時は、認定を受けていることで通常の10倍以上（250万円→2500万円）の寄付を集めることができたので、認定の効果は機能していると思う。

3 外部環境や寄付者側の変化によるもの

- 年数がたち賛助会員が減少してきた。
- 寄付者の高齢化やご逝去。
- 2021年12月に取得のため／2021年度6月頃にクラウドファンディングをしたので2022年度はその反動とウクライナ支援等で団体からの寄付が減少した。
- 支援の対象としている障害のある方が、顔出しNGの場合が多いので、活動の様子を広報しにくく、知り合い以外の不特定多数の方からの寄付が集めにくい。
- 寄付活動はしているが、寄付者側の理由や事情で寄付に繋がらない。

4 コロナ禍により寄付者との接点に影響があった

- コロナ禍の影響もあったものと思われる。少なくとも自法人では事業の性質上（子ども食堂の実施）、開催回数や方法などに大きな影響があった。
- ここ3年のコロナ禍とそのブランクで寄付意欲に変化がみられる。
- 活動国の悪化による新規活動国で初期段階であり、またコロナ禍であったため。
- コロナ禍で活動が制限されていたため会員の関心が薄れたと考えている。
- コロナ以前以降で寄付が大きく削減しているため。
- コロナ禍の影響が大きかったと考えられる。

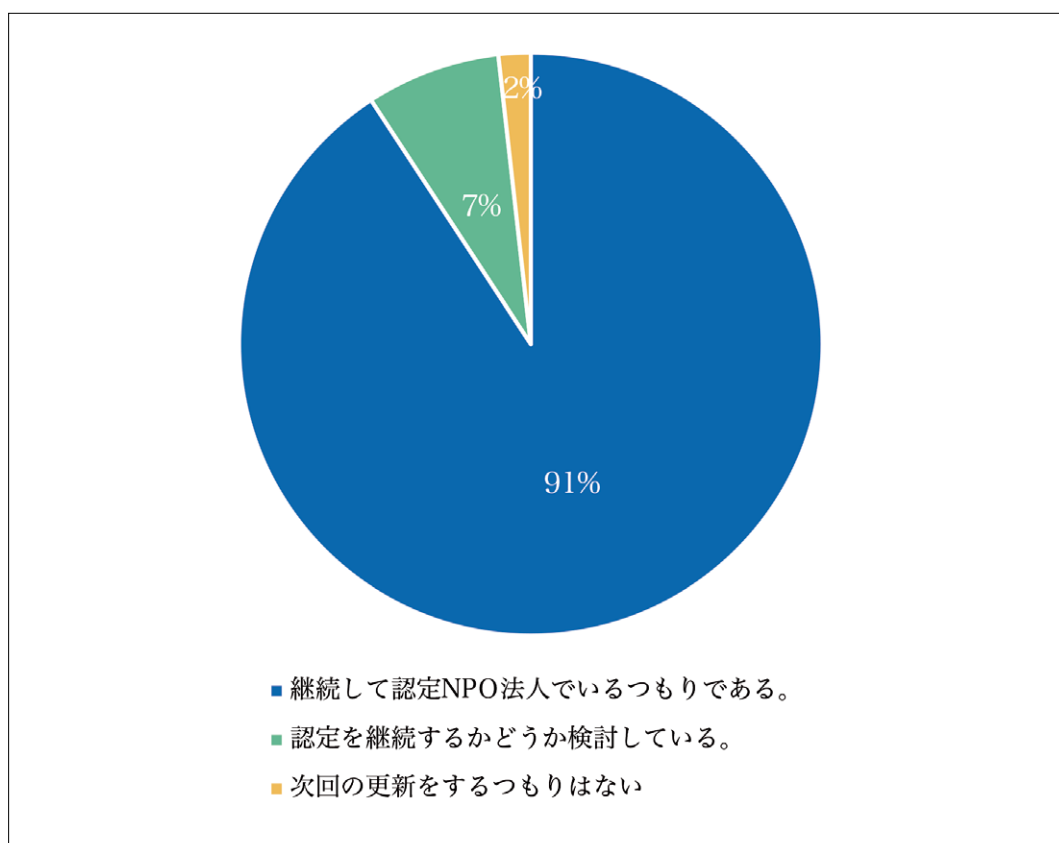
5 その他（上記以外）

- 設立認証後最短で認定準備した為比較しにくい。
- 法人格自体の有無にかかわらず、ご寄付をくださっている方が多いと考えております。（当団体は1996年に活動を開始し、任意団体である期間が長かったという背景があります）
- 前年度のサポーターのリピーターの確保+いくらかの拡大を狙っている。
- まだ比較できる時期ではありません。
- 認定取得がかなり昔なのでわからない。

- 多くの方から寄付をいただけるようお願いの文書を送付していたが、結果として増えていなかった。
- 寄付金額は大体満たしている。
- 施設の新築といった目標があることで増えるが、常時活動では変わらない。
- 新規寄付者は毎年あるが、寄付を継続していただける企業が少ない。
- 認定前のデータがすぐには見当たらないため比較できない。

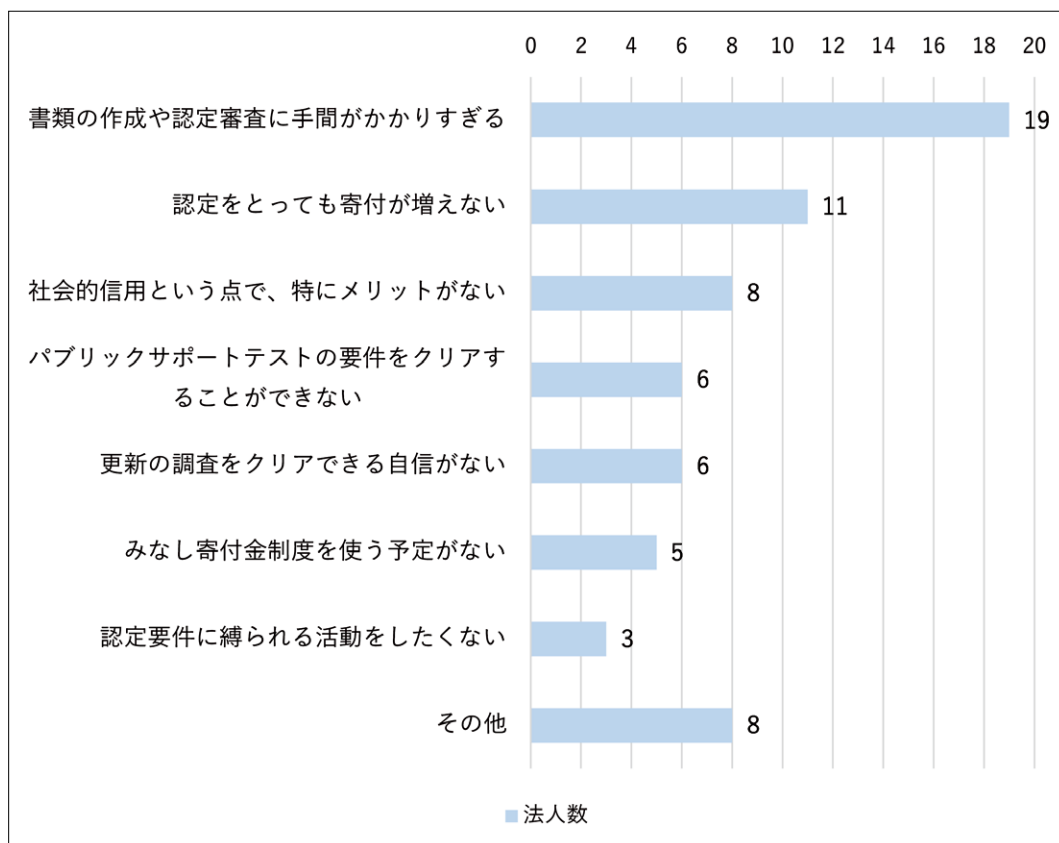
4-④：今後も認定NPOを継続したいと考えていますか？

認定を継続したいか



4-⑤：④で「認定を継続するか検討している」、「次回の更新をするつもりはない」と答えた方は、なぜそのように考えているのですか？

継続を希望しない理由



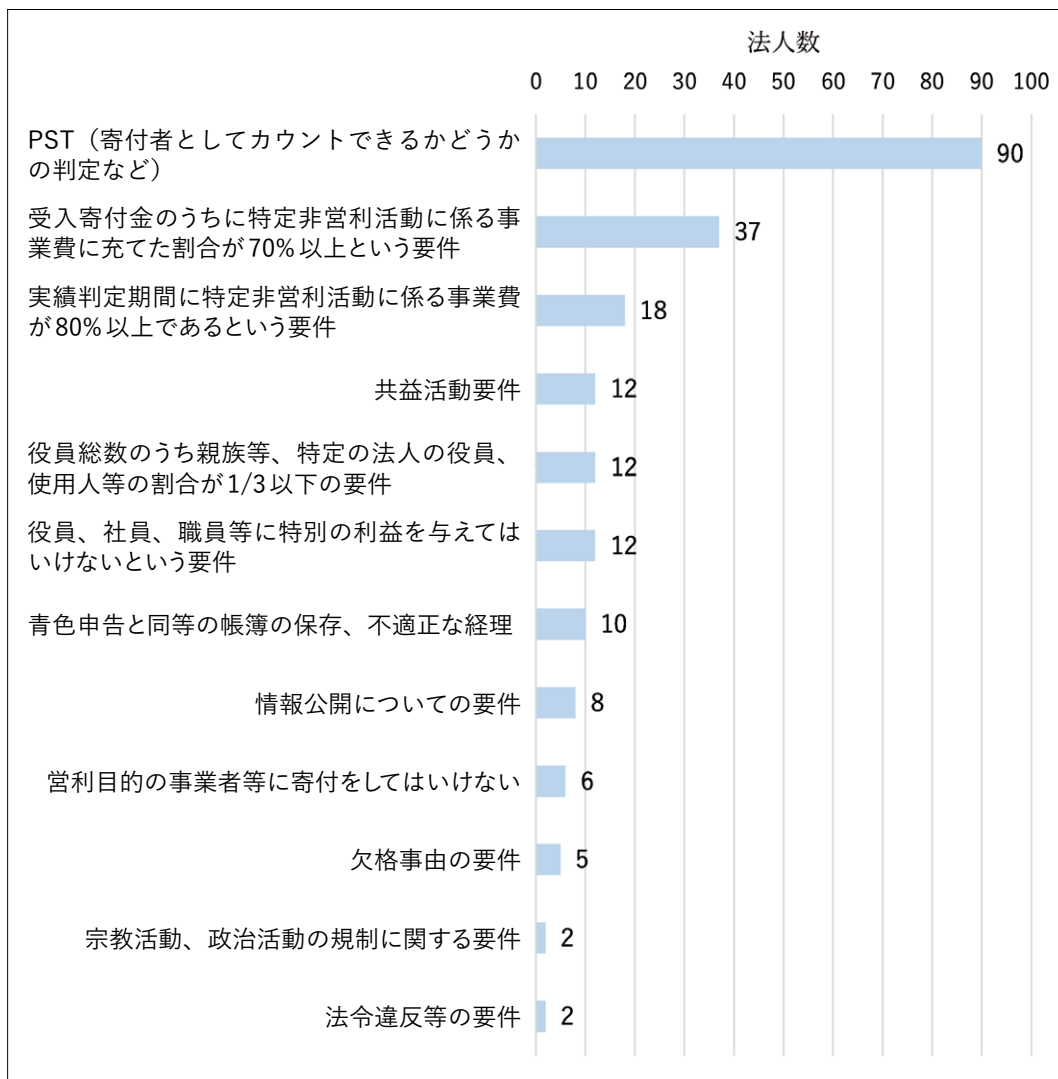
4-⑤ 上記グラフ「その他」の回答

上記で「認定を継続するか検討している」、「次回の更新をするつもりはない」と答えた方で、その他のご意見。

- メンバーの高齢化で5年後、対応できるかわからない。
- 「ふるさと納税」制度と比較し不利な立場にあるため。
- 公益財団法人に移行する予定。
- 寄付も少ないので、更新の心労を考えると本当に必要かわからない。
- 今後数年間で自分たちがどれだけ良い仕事をしていけるかの自己評価次第です。
- 現時点でPSTをクリアできる可能性が少ない。
- 本部移転を検討中。

4-⑥：下記のうち、認定基準を変更して欲しい要件はありますか？あれば、以下からお選びください。

変更してほしい要件



4-⑥-理由

1 パブリックサポートテスト（寄付者としてカウントできるかどうかの判定など）に関する意見

1 のコメントの主なまとめ

- 1.1** 制度の見直しに関するもの
- 1.2** 手続きの簡素化に関するもの

1.3 返礼品の対価性に関するもの

1.4 寄付者の範囲に関するもの

1.1 制度の見直しに関するもの

1.1.1 制度全般

- 地域の寄付文化の差や活動の性質により、基準を満たす難しさが異なるように感じるから。
- 安定的に基準をクリアすることが難しい
- これからさらに寄付が厳しくなってくることが見込まれるため
- 法人の活動は寄付に支えられているところもあるが、寄付を認定の基準にするのではなく、活動を評価するのはその内容によるべきだと考えるから。
- パブリックサポートテスト全般の基準を緩和してほしいから。
- 大都市に比べて寄付者の確保が難しいので既定の寄付者の人数と金額を減らして欲しい
- 総合支援法に基づく社会福祉事業を全般に行っているため、昔と比べると寄付金便りで運営するということがなくなった。それでも、寄付金をくださる方々はいののだが、寄付者の人数までには至らない。寄付者数の制限の基準を改めてほしい。
- 強いてあげれば、寄付者としてカウントするかの判定を、社会環境に応じて検討していただきたいです
- 基準を明確にし、誰でも理解できるように公表していただきたい。

1.1.2 絶対値について

- 寄付者100名はハードルの高い数値と捉えている
- 寄付金額が3,000円より少ない方がご年配で多いので、毎年ギリギリの人数になってしまう。
- 広く市民から支援を受けているかどうかの判断基準として、絶対値基準での寄付者のカウントが3000円以上であることが厳しく思われる。

1.1.3 相対値について

- 相対値基準は数字遊び、絶対値基準は寄付者をランク付けすることと感じ、認定NPOを判断するものとしては非常に稚拙だと思います。
- 絶対値基準を満たすことは、難しいと思われる中で、相対値基準についても、特定の個人、団体からの繰り返しや多額の寄付額があり、精査が必要であるため。
- 相対値基準の計算が煩雑である

1.1.4 条例指定について

- パブリックサポートテストがなければ県指定NPOとしての認定を受けなくても済むため
- 当市においてもパブリックサポートテストの基準の条例指定を導入してほしい

1.2 手続きの簡素化に関するもの

- 必要な寄付金が集まるとは限らないため
- 1年以内の複数回の寄付者のチェックが大変なので、のべ人数にして欲しい
- 単純な制度にして欲しいと思います。
- より認定が認められやすくなってくれと嬉しいのです。
- PSTのための寄付に労力を取られてしまうため
- 平均3,000円×100件という基準を満たすのが精いっぱいなので
- 地方でコンスタントに年間100名以上の寄付者を維持することがなかなか難しい。
- 集計などに時間を要するため、もう少しシンプルなものを希望
- 基準に適う寄付を集めること、カウント等の事務作業に負担がかかっているため。
- カウントが大変だから。

1.3 返礼品の対価性に関するもの

- 一定の寄付額以上の寄付企業のロゴをウェブサイトに掲載することがベネフィットに当たるとされ、寄付者としてカウントされないと指摘があった。団体支援者が明らかでないと社会的信頼に関わるため、支援企業のロゴ掲載は必要と思う。判定基準の見直しを求める
- お礼の品や会員限定企画など実施して交流したり活動を理解し応援してもらいたいと思っているが、PSTの判定の件があり、対価性についてどのように判断されるか不安なため消極的になってしまっている。
- 寄付者に対して、寄付の対象になる返礼品について、対価性のないもののみということであるが、書籍など活動をしていただくためにお贈りしたい物なども対象になるなど緩和されればよいと思う。
- 寄付者への返礼について、「対価」の考え方が違和感。例えば、お礼の缶バッチをもらえるからとそれを「寄付ではない」とされるのは実際とずれているのではないか。返礼品のために寄付したと言われると寄付者さんも本意ではないと思います。
- より活動を知って頂く、コミュニティの一員となって頂くためのお礼などは認めていただくと更に支援が広がるのではないかと思います。
- クラウドファンディング等で、寄付者に多少の返礼品がある場合も「寄付金」と認めてもらいたい。

- 対価性があるものは寄付にならないとしている部分で、対価性の判断が厳しいと感じるから。
- クラウドファンディングにお礼を提供しても、寄付金額の〇%以内ならば寄付者としてカウントできる等の明確な基準が欲しい。
- パブリックサポートテストの要件はやや厳しいと思う。クラウドファンディングなどで返礼品を渡した場合、寄付者としてカウントされないことがあると聞いている。しかしながら返礼品欲しさの寄付ではないにしろ、感謝の気持ちを返礼品として表現したいのは当然思うことであろう。
- 返礼品は仕入れ値で寄付額の〇%までなど認められるとクラファンなど多様な市民の参加につながる寄付集めがしやすくなる。
- 「直接の反対給付」の判断基準の見直し
- 賛助会員への特権（お礼 など）
- NPO 社員ではない会員から「寄付」の気持ちで会費をいただいても、主催行事の割引などの特典（利用は大変少ない）がうたわれているために寄付者としてカウントできていないことが申し訳ない

1.4 寄付者の範囲に関するもの

1.4.1 同居家族について

- 居所を同じくする複数の方からの寄付のカウントを認めてほしい
- 同居親族などの消込が、予測の域を出ない。
- 役員やその家族の寄付をカウントできるようにしてほしい（特に家族は別人格なので）
- 同じ住所の親族でも、姓が違う、寄付者による証明があるなど独立生計の場合はPSTに組み込めるようにしてほしいと願います。親の土地に子どもが家を建てて暮らしているというケースもあるので。寄付者のほとんどが直接的、間接的受益者である福祉系のNPOにとっては大事なことかと思います。
- 同一世帯から複数の人から寄付をもらっても1人と数えなければならない規定など、現代社会の状況に合致していない
- 生計を別々にしているかどうかの判断がつけづらい場合があるため
- 役員とその親族の寄付者をカウントできるようにしてほしい

1.4.2 匿名寄付や少額寄付について

- 匿名の寄付も寄付者としてカウントできるようにしてもらいたい。
- 少額の寄付、講演会などでの募金箱の寄付（寄付者名が明確でないため却下された）

- 寄付対象者に関する制約により、カウントできない寄付者が多数いるため。
- イベントでの募金なども寄付にならないか。住所確認や任意の寄付であることの裏付けが大変。
- 寄付申込書がなくても寄付者と認めてほしい。
- 匿名も少額も人数は不明であっても金額は支持されている数字として見てほしい。

1.4.3 理事について

- 役員関係からの寄付がPSTに算入できないという趣旨はわかるが、少し厳しいように思う。
- 登記上の代表理事以外の理事者は、寄付者としてカウントできるようにしてほしい。

1.4.4 その他（上記以外）

- 1企業を1口とするが、企業内の所属が異なれば課ごとに1カウントにしてほしい。
- 住所変更した方からの届け出がなかったりする
- 弁護士事務所などからの寄付は寄付金として扱われないのは、寄付者の意思に反するものになると思うから。
- 助成金対象の寄付者が何人かカウントされない。例：赤い羽根テーマ型募金。
- 現物寄付が増えたため。

- 2 実績判定期間に特定非営利活動に係る事業費が80%以上であるという要件と実績判定期間に受入寄付金のうちに特定非営利活動に係る事業費に充てた割合が70%以上という要件に関する意見**

2 のコメントの主なまとめ

- 2.1 NPO法人の活動実態の乖離について
- 2.2 事務局運営のための費用（管理費）について
- 2.3 将来の活動財源確保について
- 2.4 算出に係る負担について
- 2.5 特定資産について
- 2.6 その他（上記以外）

2.1 NPO法人の活動実態の乖離について

- 実績判定期間中に寄付金の70%を事業費に充てられるかどうかについて、法人が

コントロールできない部分があります。仮に、判定期間の終盤で多額の寄付を受け、事業計画にない支出を急ぎ検討しなければならない事態は、必ずしも特定非営利活動の本分とは言えないのではと考えます。寄付のタイミングによっては支出できず、認定更新ができない可能性があります。

- 管轄庁に審査するだけの会計知識が十分ではない。また、状況（コロナ禍など）によっては、～%以上の要件を満たさないときも起こりえるため。
- あまりに制約的な基準自体が、かつての国税庁基準の踏襲のようです。
- アドボカシー活動をする団体として事業費に対して人件費がかかるため
- 委託・補助・助成金を除いた額で70%以上となると、管理費がある程度かかる団体はギリギリになる可能性がある。基準自体は変える必要はないと思うが、寄付をどの事業に充当したか、法人が示せる書類があればそれでOKとしてほしい。
- 非営利活動事業において、大学等からの業務受託の割合が高い
- 特に弁護士で職場を住所として寄付する方がいるため。また、事業が進まず、事業費があまり使えない年があり70%要件を満たすかひやひやしたり、体制強化のために寄付金を使えなかったりするため。
- 活動規模に対し寄付が過剰な場合は、無理に事業を行わなければならないため
- 介護保険や医療保険の事業については、行政委託事業のような扱いになっており、赤字になった場合しか寄付が充当できないことになっている。介護医療系NPOにとって、本来使いたい分野での使用が制限されている実態がある。これでは一生懸命寄付を集めても70%基準によって認定更新ができなくなってしまう。そもそも保険事業は行政からの委託事業ではないと考える。この点はNPOの福祉活動分野の充実を大変損ねているように思うので、事業費の内の特定の費目を寄付充当できるようにするなど改善してもらいたい。

2.2 事務局運営のための費用（管理費）について

- 昨今の物価高騰により、事務所管理費として計上しているリース代、水道光熱費、消耗品費、通信費が値上がりし、管理費の負担が大きくなっているため、受入寄付金から事業費に充てる割合を70%以上に保ち続けることは難しくなってくるため。
- 助成金は、基本的に人件費をカバーしないため、管理費はどうしても寄付金から捻出することとなる。70%事業費の要件は、その実態をまったく考慮していない。
- 事務局運営に関わる経費の問題
- 受入寄付金をもう少し自由に活用したい
- 前回の判定でかなりぎりぎりの数字になったため。寄付金ではない収入の増加、組織維持のための販管費の増加などを踏まえると、70%はかなり難しい基準だと感じました。

- 団体運営には管理費が必要なため
- NPO に対して適正な運営を求めるからには管理コストは必須であるのに20%以内に抑えよというのが管理コストを軽視するメッセージになっている。
- 規模が小さくなると管理費の割合が大きくなることが予想されるため
- 事務局の職員に十分な給与を払えない団体も多いと思う。寄付の使い道については管理費にもある程度の割合を認めてほしい。

2.3 将来の活動財源確保について

- 非営利団体であるとはいえ、内部留保の確保も必要であり、継続的な活動をするに当たっての資産管理上、事業費の70%、80%基準を充たすのが困難になる場合もある。
- 収益事業も増やして自立できるNPO法人を目指している為、この割合だと、更新出来なくなる可能性がある為。
- 活動を広げるため、持続可能にするためには余剰金が多めにある方が安心して伸び伸びと活動ができる
- 繰越金に限りが出るため
- 収入が特定され収益が安定していないため、単年で黒字、赤字決算があり、赤字年度の補填として留保したい

2.4 算出に係る負担について

- 事業費80%以上で制限されてしまう活動もある。また、寄付金を70%以上事業費に充てるということも正確な計算を出すことに時間を要してしまう。
- 事業の範囲が拡大する場合、特定非営利活動に当てはまるかの判断が必要になるので煩雑になる。
- 年度によって寄付額が変動するので、割合はもう少し緩い方がよい。

2.5 特定資産について

- 特定資産の積み立ての対応が必要になるため、無いと楽なだけです（あまり切実では無いですが）
- 災害などが起こると、急激に寄付額が増える。それが判定期間終了直前だと70%基準をクリアできないことが予想される。クリアできない時に特定資産にすればいいことも分かっているが、災害対応中に仕事が増えるのも本末転倒だと思っている。

2.6 その他（上記以外）

- 営利事業者等への寄付については、地域での付き合い等で必要な機会がある可能性

があるため、限度を設けて許容することが望ましい。

- 遺贈金の取り崩しと地球環境基金の助成が収入の多くを占めるので。

3 共益活動要件に関する意見

- 受益者にも当法人の社員になって、ともに法人の運営に参加してほしいと思うため。
- 要件の必要性をあまり感じないため。
- 寄付者を集めやすいと感じる
- 認定NPOの基本的な考えとして、会員を対象とした事業は共益と捉えていると思います。当法人の場合、事業の対価を得ていないため共益ではない説明していますが、当法人では会員を対象に研修や支援活動を行っており、その結果会員のボランティア意欲が高まり、結果会員のボランティア活動が増えて社会全体に利益が広まっていくという構図の事業に取り組んでいます。会員対象という理由だけで公益共益を判断するのではなく、事業内容や構造によって公益共益の判断をしていただければと思います。
- 共益活動要件：職員のスキルアップのための研修費もこれに含めるように言われたが、特定非営利活動に資する費用であるので、なんの意味があるのかよく分からない。
- 活動の性質上、協働事業の難しさを感じております。コロナ禍以降、その傾向は顕著ですので見直して頂けたらと思っています。

4 役員総数のうち親族等、特定の法人の役員、使用人等の割合が1/3以下の要件に関する意見

- 親族がいると理事数を増やさなければいけない。
- 同じ地域で活動する医師を中心とした会員の為、所属団体の重複が多い。
- 山間部の法人で、人が少なくどうしてもいろんな事業があり、同じ人になるため。
- 理事の担い手不足。
- 同じ会社の有志で始めた団体であるため。
- 大学の教授の理事が2名いるが、現行規程では理事数が少ないことにより大学教授の理事の枠が増やせない。

5 役員、社員、職員等に特別の利益を与えてはいけないという要件に関する意見

- 役員、社員は当法人の活動や趣旨に共感してメンバーとなってくれた方で、活動のコアメンバーや指導的立場にある。また、活動に必要な機材や人材を提供してくれる場合もある。これらについて、報酬が発生したり、継続的な料金支払いがおきることもあるため。
- 保護猫活動作業の負荷が大きく、対価の必要性を感じる。
- 当団体は、給与は出していませんが、一部の業務についてアルバイトとして行っていたりしているところがあります。前はその業務内容・労働時間・一般的な平均給与から

算出して支払い金額が妥当か、といったことの説明が求められました。一般的な基準から大きくはみ出しているのであれば、そういったツッコミは重箱の隅をつつくようなやり方に思えるので「特別」でなくても「普通の」利益を与えることは当然と考えます。

- できるだけ多くの会員に議決権をもって主体的に運営に参加してもらおうと社員になってもらうよう努力しているが、社員として議決権のある人は会費が寄付として認められない。熱心な人ほど寄付控除が受けられないというのはおかしいと思う。
- 評価が入れない。
- 持続のためには役員の報酬や営利活動も不可欠だから。

6 青色申告と同等の帳簿の保存、不適正な経理の要件に関する意見

- 不適正な経理とされる判断基準が所轄庁によっては厳しすぎるので、会計の重要性の原則も踏まえた判断基準を設けてほしい。
- 調査のために全て印刷して、インデックスを貼ったりとデータで保存してきているもの全ての印刷指示とインデックスを貼ったり審査の為の作業があったこと。
- 事務作業が負担。
- 認定基準は、認定のために必要な基準で設定し、きちんと公表して欲しいです。(独自解釈の基準を勝手につけないで欲しい)

7 情報公開の要件に関する意見

- 役員の住所等個人情報保護してほしい
- 書架スペースが限られており、紙媒体での閲覧が可能な状態での保管量が増える
- 登記住所と実際の活動場所が違う為、情報公開資料を登記住所に据え置く必要があるから。
- 既に年次の報告で上がっていることをあらためて、法人自身がサイトにあげなくてはならない事由が良く理解できない。
- 代表および兼務役員の名前の公開（事業報告書など）を避けてほしい。業務の都合上旧姓を仕事で使っているが、現姓の表記も所轄庁から求められている。

8 営利を目的とした事業を行う者、規制されている宗教活動、政治活動を行う者等に寄付をしてはいけない要件に関する意見

- 事業費が80%以上や営利目的の事業所等に寄付をしてはいけないの要件以外は、むしろ緩和すべきではない。
- 地域創生などの取り組みで、僻地で事業に取り組む営利法人への支援をしたい。
- 難しい。
- 資金分配事業を行う場合に活動が制限されるため。

- 受け入れ寄付金の事業費活用割合については、急遽多額の寄付をいただいた場合に対応に困る可能性があるため、判定期間後の使用方法を示すことで許容していただけるとありがたい。

9 欠格事由の要件に関する意見

- 役員が他の認定NPOで役員をしていると、そのNPOが欠格になったら当団体まで欠格になるというのが理解できない。
- 更新時、所轄庁が勝手に役員名簿を作成し県警に審査を依頼していたことが発覚し問題にしている。その過程で今後は寄付金名簿を出さなくてよいと確約した。

10 宗教活動、政治活動の規制に関する要件に関する意見

- 活動をサポートしてくれる国会議員への個人的な寄付が制限された。
- 宗教活動・政治活動・関連する省庁への提言活動についての判断基準がよくわからない。

11 法令違反等の要件に関する意見

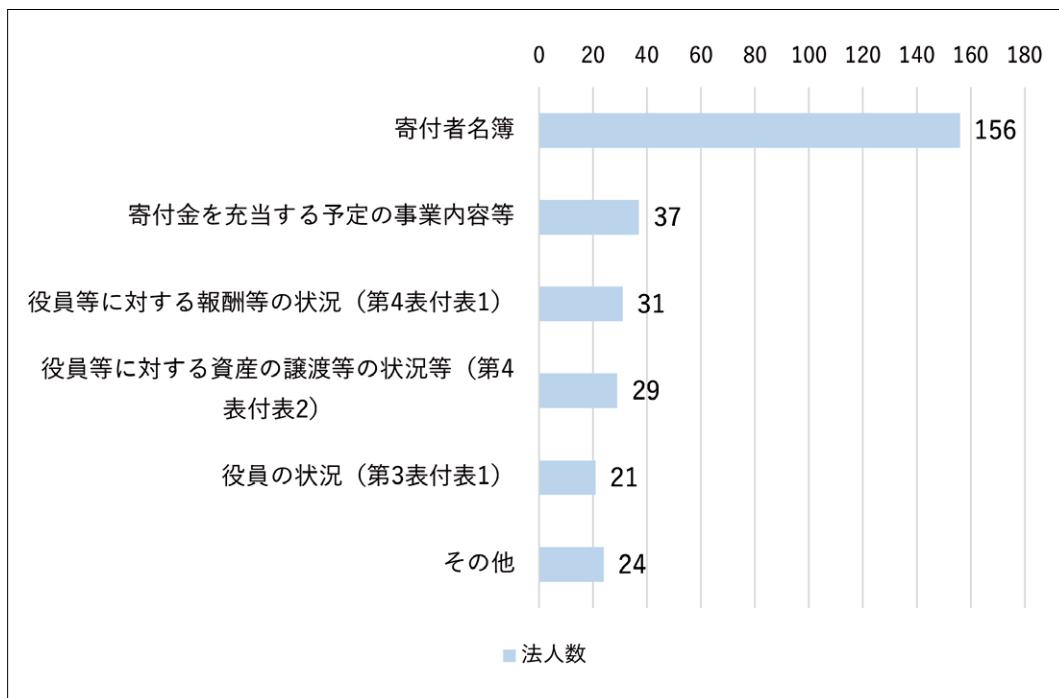
- 法令違反の判断基準が不明確である
- 最低限のチェックは必要だと思うものの、それに付帯した所轄庁のチェックが多過ぎるように思える。

12 その他（上記以外）

- 特に無く、本会の活動を通常通り行い、基準を満たしていれば継続する。満たすかどうかを考慮した活動は行っていない。
- 変更の必要を感じていない。

4-⑦：認定の申請・更新のうち、作成が負担であるものを選択してください。

作成が負担な書類



4-⑦ 上記グラフ「その他」の回答

コメントの主なまとめ

- 1 NPO法54条「認定申請の添付書類および役員報酬規程等の備置き等及び閲覧」に規定されている書類（資産に関する事項、取引の内容に関する事項、寄付者に関する事項）に関するもの
- 2 調査時の書類の事前準備に関するもの
- 3 その他（上記以外）

- 1 NPO法54条「認定申請の添付書類および役員報酬規程等の備置き等及び閲覧」に規定されている書類（資産に関する事項、取引の内容に関する事項、寄付者に関する事項）に関するもの

- 資産に関する事項の収益および費用の生ずる取引の上位5者
- 取引内容に関する事項の作成。支払いの多い順に整理するのが手間。

2 調査時の書類の事前準備に関するもの

- 一般経理、経営に関する書類。
- 審査のためだけに全て印刷すること。データ、紙ベース両方どちらかを選択して調査出来るといい。ペーパーレスを普段推奨しているのに、調査の為に全て紙ベースは改善してほしい。
- 各種、税務・労務・会計等の手続きと証憑書類の保管、ファイリング。申請書類よりもそれを証明する書類がいかにスムーズに提示できるかが重要と考える。
- 領収書綴り。かさばるし、整理が面倒。
- 2回目以降の实地調査／5年分の経理書類を倉庫から出して会議室に運ぶなどスペースの問題等が大変。今回も段ボール20箱を運んだので。

3 その他（上記以外）

- 各書類作成はそれほど負担ではありませんが、全体のボリュームが多く、修正などでたびたび所轄官庁とやりとりする手間と時間が大変です。
- ボランティア活動報告。点訳、音訳等は毎日の活動ですし、自宅での作業も多いので、実態数を把握するのに苦労しています。
- 海外への送金など。次回の報告で記載が必要となりますが、今後NPOの活動として増える見込みです。活動が増えると内訳が多くなり、上位の金額としても整理が必要なため、負担が大きくなりそうです。為替や支払先の銀行、用途によって記載の必要性を示してもらえると、絞って記載することができます。
- 認定の更新時に困らないようにしたいが体験してみないと分からない。まず、（認定ではなく一般の）NPO法人の事業報告書作成にエネルギーを費してしまっているの、従前からの様式を変えていきたい。今の時代に合うように、視覚的に見やすく、簡潔にし、動画を入れるなど。

4-⑦-理由

コメントの主なまとめ

- 1 寄付者名簿の作成が負担である理由
- 2 役員の状況（第3表付表1）の作成が負担である理由
- 3 役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）の作成が負担である理由
- 4 役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）の作成が負担である理由
- 5 役員等全般に係る事項（上記に重複するもの）について

6 寄付金を充当する予定の事業内容等の作成が負担である理由

7 全体に作成が負担であるものとする理由

1 寄付者名簿の作成が負担である理由

1 の理由の主なまとめ

- 1.1 (寄付者が多いため) 事務コストが膨大である
- 1.2 名簿情報の住所管理等が煩雑である
- 1.3 統一された名簿様式について
- 1.4 寄付者を確定・抽出すること
- 1.5 会計書類との照合について (入金データや領収書等の突合)
- 1.6 個人情報を取扱うことについて
- 1.7 名寄せや役員の親族等をチェックすること
- 1.8 その他 (上記以外)

1.1 (寄付者が多いため) 事務コストが膨大である

- すべてを紙で保管することは寄付者数を考えると現実的ではないです。
- 毎年100名(以上)分の確認作業に時間が取られる
- 寄付者の人数が膨大なため、作成に時間がかかる
- 数が多いため、認定申請用に整える作業負担が大きい。
- 寄付者数が増えるとその分作成する負担が増える。
- 毎年作成すれば良いのだが、日常の業務に追われて作成していなかった。5年分まとめて作成したため。
- リスト作りが結構大変。
- 過去に遡って資料をコピーするのが大変。2023年度からは入金の都度、転記するように変更。
- 前回に限り、前任者の傷病の為、新たに名簿を作成した。他の仕事を平行してやるので、3ヶ月を要してしまった。
- 他の目的で使わない書類で、作成に時間がかかる為。
- 煩雑で作成に時間を要する。
- 認定に該当しない寄付者を除く作業に手間がかかる。
- 集計などに時間を要するため。
- どの書類の作成が負担というより、手続き全体が平常業務外のため負担です。
- 遡って作る必要があるため、ソフトを使ってないため。

1.2 名簿情報の住所管理等が煩雑である

- 数が多くなり、名簿を作ると、その管理に非常に気を遣うから
- 寄付者が多い為、確認作業が煩雑であるため
- 名簿の整備がいつも大変であるため
- 氏名、住所、寄付日などの確認と管理に労力を使うため。
- 寄付者名や、寄付日、住所など、記入する情報が多い。
- 振込や現金のほか、近年ではネット経由で複数のコンテンツから寄付を募ることができ、かつ決済手段も増え寄付者名簿に必要な情報管理（整理）が煩雑になっています。
- 漢字等に誤りがあったりしたから
- 必須項目ですから誤りがないように気を使う
- 寄付時点と現住所の違いを管理するのがなかなか煩雑。最新の情報に更新しがちなので。
- 寄付者名簿は人数が多く、住所更新が必要だが寄付者からなかなか連絡が来ないため、それらの管理にかかる人件費が膨らむ。
- マンスリー会員も寄付日毎に行が増えてしまう。住所の変更などがあった場合にその時点から寄付者名簿も変更してほしいと言われるが、寄付者からの申し出が無ければわからない。
- 指摘事項の中で住所がちがいます、というのがあり、領収書発行時とデータ整備時とデータが違うことがあるため。
- 氏名・住所の記載がないと寄付者としてカウントされないため、寄付者の住所等に不備がないかの確認作業が煩雑
- 情報が多くかつ正確性が問われるため
- 寄付者全員の住所等の打ち込みが大変時間を要しています。
- 正確な住所を確認する作業が大変
- 細かな管理が必要になる。

1.3 統一された名簿様式について

- 寄付者名簿について、統一フォーマットで作成する必要性を感じられない。支援者情報がそれぞれの団体で正しいフローで管理されているかを確認するので良さそうに感じる。
- 寄付者名簿は書式が決まっているため、月に一度等、年に何度も寄付をしてくださっている方を何度も表記する必要がある。人別で寄付日と合計金額を明記すれば良い等、書式に柔軟性が欲しい。
- 会計に寄付者の名前を記入しており、提出用であらたに作成が負担。

- 名簿の書式をもう少し自由度を高めてほしい。あとは単純に集計作業が大変。
- 寄付者名簿は寄付者が増えてきて、エクセルの書式に落とし込むことが大変だから。ただし、システム導入により、寄付者名簿作成はかなり楽になりました。
- 二種の名簿が必要とされているが、受領日時系列の名簿のみで対処してほしい。五十音順を作成することが必要か？
- 寄付者名簿は認定になった後、寄付者や住民税控除のため自治体には暦年で提出し、認定の際には事業年度で提出するため作成が二重に必要であることと、毎月の寄付者さんが多いので、作成がやや負担に感じています
- データベースを持っているので、それを閲覧して確認してもらいたい。紙出力は勘弁してほしい。
- 現在民間企業の寄付決済サービスを利用しており、それを使用して寄付者名簿を作成することができるものの、所轄庁が指定している様式とは異なるため作成が二度手間になっている。
- ワードはやめてエクセルにしてほしい。そもそもダウンロードした書式を使う形式をやめてほしい。
- 法人内が日々の運営で使っているデータがそのまま使えず、認定更新のためにわざわざ作る必要があり、大変負担。
- 寄付情報は都度、経理システムに入力しているが、そのデータを編集して、指定の形式にして提出しないといけないため。
- 日にち、金額、住所の記載が必須で、100人以上の寄付者の処理を手作業で確認するのは時間がかかる。
- 所轄庁の指定書式での作成が面倒なため。

1.4 寄付者を確定・抽出すること

- 量も多いし、対象となる寄付の基準があいまいなところもあり作成が大変。
- PSTの判定に時間がかかるため。
- 寄付件数が3,500件を超えていてPST基準・基準外に集計するのに時間を要する
- 対価性があるものは寄付にならないとしている部分で、対価性の判断が厳しいと感じるから。
- 重なりますが、口座への送金などが任意の寄付であることの裏付けが大変。
- 当法人は寄付金受領証明書のコピーをもってPSTの裏付け資料としているが、現地調査の際に、「寄付申込書はないのか？」と聞かれたことがあった。「本人が寄付したいという意志」を証明するものが欲しいと言われたが、「寄付している行為そのものが、その意志の表れであり、現実的にそのような資料は厳しい」と言ったらしぶしぶわかってもらえたが、寄付者名簿そのものより、裏付け資料を整えること

が最も負担。

- 銀行振込の寄付の場合、寄付申込書がない人もいる
- 入金明細が会費か寄付か記載がない場合
- PSTのための3000円を超える寄付者の人数チェック。数万件の入金があるので、いきなり「この日の払込票」と言われても不可能。事前に確認方法を所轄庁と合意形成するのが大変。
- 募金箱や少額の寄付が多く、寄付者の人数が多いため。
- 年額3,000円に満たない、少額の毎月寄付の方も多いため。
- 物品寄付など少額寄付者が多いため
- 少額の寄付が多く、寄付をした方の名簿作成が大変である。
- 領収書を発行していない、イベントでの募金等についても寄付者名簿への記載が必要と指摘されているため。

1.5 会計書類との照合について（入金データや領収書等の突合）

- オンライン決済分のデータを集計する作業が煩雑であるため、あと同世帯の判断
- 認定後、インターネット上のクレジットカード払いを導入したが、管理が難しくなった。
- 更新の時には寄付者名簿が不要だったので、今は負担ではないが、申請時に苦労したのは寄付者名簿だった。PSTをクリアできる分の寄付者名簿だけであれば、負担ではないが、全部の寄付者を見せなければいけない事、また会計報告と数字が合っているものを準備しても、所轄庁からの指示を受けて、指示に従った名簿を作成しなければならなかったのは大変だった。（1万人以上の寄付者がいるので、入れても入れなくても認定の判断の結果には影響がないので、さらに不毛に感じた。またクレカ寄付の収入をどの年度に認めるかについて会計監査人と内閣府の理解の違いにより名簿を訂正しなければいけないのは、かなり面倒だった）
- クレジットが複雑。年度またぎの会費入金が20件くらいある。
- 会計基準は発生主義なのに、寄付者名簿は現金主義なので年度末に寄付を頂いた方の扱いが間違いやすいこと。
- 五年分の管理簿と、発行済寄付受領証の確認が大変だから
- 過去5年間分の記録と領収書の整合性を取るのが負担

1.6 個人情報を取扱うことについて

- 住所氏名等の個人情報の取り扱いや、名簿の作成そのものが負担であるため。
- 名簿情報の正確さ、個人情報の取扱い、名簿作成にかかる事務コストは大きい。
- 個人情報でもあるので管理権限を超えてスタッフが整理できず大変だった

- 寄付者に個人情報を提供してもらわないといけないこと。それに伴う事務の業務量が増える
- 個人情報の取扱いに気を使うため
- 個人情報の乱用
- 名簿情報の正確さ、個人情報の取扱い、名簿作成にかかる事務コストは大きい。

1.7 名寄せや役員の親族等をチェックすること

- 名寄せ、住所確認など、一定の手間がかかる。必要だと理解はしているが「負担であるもの」との質問でしたので。
- 役員の親族や同居のチェックすることが大変だった。
- 複数回寄付者が多数いるので、時系で管理している寄付を同一人物で整理するところ
- 名寄せ作業に時間がかかる
- 名寄せが必要な件数が多い為、作業に時間がかかる
- 重複する名前などの確認が負担だった。
- 世帯管理等が手間
- 名寄せが煩雑。
- 複数回の寄付者のチェックが大変
- 同一世帯を合算するなどPSTに対応した寄付者名簿を作成する必要がある
- 名寄せ等の作業が負担となっている
- 世帯ごとや複数回の寄付の方を名寄せしなくてはならないこと
- excelを使用して、並び替え、寄付者の重複のチェックなど、作業量が膨大なため。

1.8 その他（上記以外）

- 寄付者名簿を市町村別に作成してと言われた。給与計算は細かいと感じています。
- 所轄庁が確認するにあたり、当初テンプレートがなかったため、すり合わせが提出後になり、作成に時間がかかった点。
- 各市町村への報告が負担
- あまりにも詳細な調査に本来の活動が圧迫されるため
- 区切りが年度ではなく年だったため。

2 役員の状況（第3表付表1）の作成が負担である理由

- 役員会で、なかなか意見が出なかったり、まとまらなかったり・・・
- 役員改正で認定期間に在籍していた者を全て管理記載するのはそこそこ負担です。
- 役員数が多いので。

- 役員の状況の表が窮屈で作成しづらい。わかりづらい
- 定期的に役員に確認することが大変
- 役員数が多いので、所属等の確認が大変。
- 役員改選を挟むと、就任、退任の把握などが煩雑だった。

3 役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）の作成が負担である理由

- 役員等に対する報酬等の状況…事業柄、役員や正会員への業務委託が多いため、作表が非常に細くなる
- 今現在役員報酬はなしになっているが、将来的に報酬有にしたい。その報告も寄付者名簿同様作成が負担。
- 報酬等の状況は、記載に悩む部分があります。
- 「実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等」であること（提出日まで記載を求められ非常に手間がかかるし、提出日ギリギリにならないと書類が完成できない。過去5年間の決算期間の実績にして欲しい）
- 役員の講師派遣などを行っているが、その1回ごとの金額と講師名を挙げるなどしなければならず、非常に煩雑な作業だった。
- 作成は負担ではないが、役員の給与を公開することについては、疑問がある。
- 在外事務所分を人数、金額を出すのが面倒
- 税務署・所轄に提出する決算で二重の手間がかかる上、各役員毎の報酬計算をしないことが負担
- 役員、社員、役員の3親等以内、職員、寄付者などの分け方で帳簿を洗い出し、組み合わせによって記載する手間が大変なため。
- 役員はボランティア程度の報酬を受けている者が多いので、作成が非常に煩雑。
- 使用人兼務役員が複数おり、税法などと別の対応が必要だったりする。

4 役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）の作成が負担である理由

- 第4表付表2については、寄付者との取引を記載するようになっており、寄付者数が年々増えるなか、特定するのが難しいと感じている。
- 物販事業をしており、非常に件数が多く5年間分を記載するのに40ページ以上を超えるリストになった。
- カウントする要件がわかりにくい。
- 5年間の経理を遡って、これは役員との取引、これは共益費、など整理する作業は大変です。納税証明の取得は費用負担も生じます。
- 「役務の提供」という言葉の曖昧さ。かき出すべきと判断した件数の多さ。

- 役職員が寄付をする場合も多々あり、それを確認する作業がたいへん。
- 該当者が多く、抽出に時間が必要であった。
- 役員の状況については異動の都度所轄に届出ている。4 表付表 2 については謝金の件数が多いため集計作業量が多い。
- 役員等との取引が多い。また、取引先が役員等であるかの判定に手間がかかる。取引件数が少額な割に多い団体なので。

5 役員等全般に係る事項（上記に重複するもの）について

- 役員が多いため、遠方の役員もいるため
- 3 人の理事が首っ引きで会計ソフトや年中活動のカレンダーから集計するのに、1 日では終わらない。
- すでに退任された役員も多く過去の情報だったため、調べるのに時間を要しました
- 役員等に対する報酬等⇒議決権を有する必要から、職員に社員になってもらっていますが、今回の更新でその 5 年分の給与をすべて報告する必要がありました。以前は役員だけだったのですが、これはかなり負担でした。資産等の譲渡⇒社員が作業所の商品を買っていただくことが日常的にありますが、必要とわかってはいるものの、これを一件一件ピックアップする作業もかなり負担です。
- 役員の就任時期、期間などの記入が非常に煩瑣である。人によっては、間を空けて役員就任される方もあるし、年度と役員就任期間のズレがあってもかなり確認をしなければならなかった。理事の中にはボランティアとして活動に参加される方もあり、その方への謝金なども資産の譲渡として報告したが、それが資産の譲渡にあたるのかどうか違和感があった。「資産の譲渡」の定義を分かりやすくしてもらえると書きやすい。
- 「役員等」の対象と「資産の譲渡等」の対象が広いので

6 寄付金を充当する予定の事業内容等の作成が負担である理由

- 海外より依頼による寄贈を原則としている予定の事業内容が見通せない。
- 特定の事業に寄付を受けているわけではなく運営と事業全般に対する寄付がほとんどなので、線引きが難しい。
- 按分する作業がとても大変。
- 事業内容が行政の委託事業が主であり、充当の予定が立てづらい。
- 複数事象を展開している場合、部門にまたがって不足分を補填する形で寄付を充てることもあり、計画段階では細かく明記できない部分もある。
- 寄付の活動項目が多いので、まとめる作業が必要。
- 寄付は、いろんな事業に充てているため。
- 全般にあたるため記入する必要があるのかどうか疑問である。

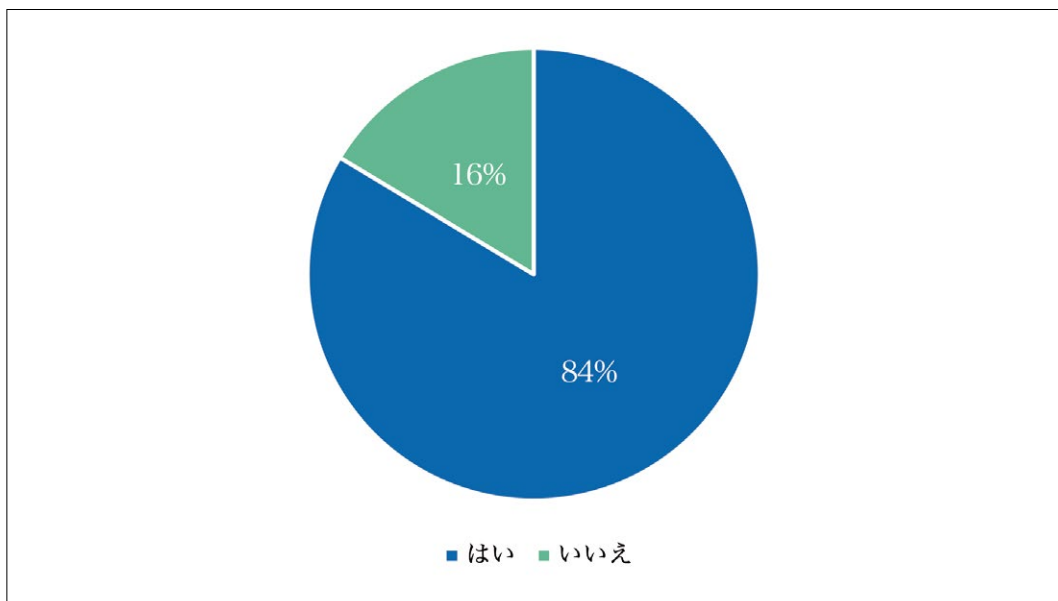
- 事業毎の寄付額は、認定の申請用に書類作成するから
- 全事業において赤字のため、目的寄付としてはいないので、記載しにくい。
- 認定申請時期と、事業計画立案時期とのズレがあるため。
- 募金箱や少額の寄付が多く、寄付者の人数が多いため。寄付の目的が明確でないものが多いため。
- 将来の見通しが持てない。
- 予定の事業内容等の詳細が未定である。

7 全体に作成が負担であるものとする理由

- NPO法人の人員体制はぎりぎりであり、事務的作業の煩瑣は避けたいことです。
- どの書類の作成が負担というより、手続き全体が平常業務外のため負担です。
- 作成時の組織体制が5年で変わる可能性が高く、過去年に遡る場合の管理が負担のため。
- 西暦での記載を認めてほしい。和暦だと分かりにくく団体側の保存文書として適さない。他の書類も同じことが言える。
- 全てにおいて、毎年度出しているものに関しては書類を簡略するなりしてほしい
- 内容を正確に伝えるための詳細情報をそろえることが必要なため
- 負担を感じていない
- 具体的な企画等を立案する必要があるためです。
- 通常の業務以上の、申請更新のための業務は行っていない。

4-⑧：認定調査について2回目以降は書面審査にして欲しいと思いますか？

2回目以降、書面審査にして欲しいか



4-⑨：認定NPO法人の税制優遇制度を、より魅力的なものにするとしたらどのようなことを望みますか？

コメントの主なまとめ

- 1 税制優遇制度を拡大してほしい
- 2 税制優遇制度の仕組みを明瞭にしてほしい
- 3 寄付金控除額を増額し、寄付者のメリットを増やしてほしい
- 4 寄付金控除等手続の簡素化をしてほしい
- 5 返礼品を認めてほしい
- 6 PDF領収書の発行などの簡素化を認めてほしい
- 7 みなし寄付金制度を拡充したい
- 8 認定NPO法人への寄付メリットを継続して広報する必要がある
- 9 寄付者が住む都道府県に限定されず所得税のように全国で控除を受けられるようにしてほしい
- 10 認定NPO法人が負担する消費税を減免してほしい
- 11 相続財産による税制優遇の条件を緩和してほしい

- 12 遺贈が促進される制度を拡充してほしい
- 13 法人税の優遇税制について
- 14 その他の税制優遇について
- 15 ボランティア活動に対する優遇税制を創設してほしい
- 16 クレジットカード決済における寄付日付について
- 17 その他（上記以外）

1 税制優遇制度を拡大してほしい

- 税制優遇の割合をさらに上げる。潜在寄付者が持つ余剰資金や休眠預金の寄付がさらに活性化される
- NPOの社会的役割や貢献を積極的に位置付け、税制優遇を拡大して欲しい。認定を受けることで活用できる公的受託事業や受けやすくするとともに、民間から寄付を受けやすくするインセンティブを高めてほしい。
- 特別の優遇制度を設けて欲しい
- ふるさと納税など他の制度と比較されてしまうと、優遇のインパクトが小さいという印象を受けるのではないかと懸念している。
- 社会福祉法人（学校法人や宗教法人など）と同等にしてほしい
- ふるさと納税と同じ優遇をしてほしいです。ふるさと納税と比較するとどうしても寄付者側へのメリットが弱くなるのが気になります。
- ふるさと納税と同等の優遇割合にしてほしい。
- 社会福祉法人に対しての優遇と同程度にすること
- 優遇の枠を広げる
- 行政への寄付と同じくらい優遇されること
- 税制優遇制度を利用するために配偶者の氏名で寄付される方がいらっしゃいます。気持ちのある方が本人の名前で寄付をして、世帯で税控除が受けられるようにして欲しいです。
- 税金優遇措置がもっと受けられるようにする
- ふるさと納税並みにすること

2 税制優遇制度の仕組みを明瞭にしてほしい

- ふるさと納税のようなわかりやすさがもっとあっても良いように思う。申請と更新の手間が大きい割には寄付にすぐに繋がるわけではない。更新の間隔を伸ばす、書面での更新としてほしい。
- 仕組みの説明が煩雑なので、ふるさと納税のような分かりやすさがあると良いと思う。
- わかりやすい内容にしてほしい

3 寄付金控除額を増額し、寄付者のメリットを増やしてほしい

- 2000円以下でも税金控除となると寄付しやすくなる
- 税制優遇のみでは、返礼品がプラスされる「ふるさと納税」寄付の方が魅力がある。差が生まれる税率が必要。
- 税控除が受けられる割合を増やす。
- ふるさと納税並の控除
- 寄付金額の半額（もっと少額で構わないが）でも税額から引くと寄付しやすくなると思われる。
- 税額控除率のアップ
- 寄付限度額の緩和
- 控除枠の拡大。
- もう少し税制優遇、還元率をアップ。
- なんといいっても、寄付した額相当の税額控除が受けられるようになることが重要ではないかと思います。－2000円して40%という制限があることで、公益法人はとても損をしていますし、その法人を心から応援したいと思ったださっている方々にも失礼な気持ちになります。
- 控除下限額（2,000円）をなくす。
- 法人税等の減免、寄付者への税額控除の更なる優遇
- ふるさと納税並の税控除になれば魅力的に思います。
- ふるさと納税と較べて、寄付の基準が厳しすぎ、NPOを育てる施策であるべき。
- ふるさと納税と実質的に同等の還元率、または返礼品の設定など
- 控除額の拡充
- (個人)寄付の全額を控除対象とする(法人)寄付金のすべてを損金算入することができる
- 優遇率のアップ
- 寄付金控除額を増額、損金参入枠を増額
- 税金への割引率をあげる
- 税額控除の割合が50～60%くらいあると良い
- 法人税法上の公益法人扱いにすること。
- 寄付金から2,000円を差し引かず、全額寄付金から2,000円を差し引かず、全額寄付金控除額とする。
- 所得税額の4分の1より超えない部分の控除、ではなく、寄付額の40%を税額控除できるようになればいいかと思います。
- 寄付金控除の拡大（所得税、住民税とも）
- 寄付に対する控除額をアップして欲しい
- 寄付者への寄付控除を?増やす

- 「ふるさと納税」よりも、税控除を大きくしてほしい。
- 控除額がアップするような算出
- 納税額の25%までという制限を50%まで等増やしてほしい。寄付額の40% + 10%という上限をもっと上げて欲しい。
- 【税額控除の拡大および寄付の上限撤廃または引き上げ】 現在の税制では、寄付金額に応じて一定の税額控除が設定されています。この控除率を上げることで、寄付を行うインセンティブを強化できる。特に「ふるさと納税制度」との官民格差が大きいため、控除率の一定の引き上げと、上限の引き上げにより多くの寄付が促進される可能性があります。現在の税制では、寄付金額に応じて一定の税額控除が設定されています。この控除率を上げることで、寄付を行うインセンティブを強化できる。特に「ふるさと納税制度」との官民格差が大きいため、控除率の一定の引き上げと、上限の引き上げにより多くの寄付が促進される可能性があります。
- 税制控除のパーセンテージを上げ、西洋のようにとまでは行かずとも、寄付文化を促進する流れを望んでいます。
- 免税枠を40%から50%に引き上げてほしい。

4 寄付金控除等手続の簡素化をしてほしい

- 寄付金控除を受けるための手続きが簡素化されることを望みます。
- 寄付者へのリターンの緩和。ふるさと納税などを参考に、寄付が気軽にできる仕組みがよい。
- 寄付される方に魅力を伝えています。予測される控除額の算出は寄付者に確認しないと算出出来ない面があり、訴求力あるデータを提示出来ない・・・
- 認定NPO法人への寄付による確定申告が面倒と言うことがあるので、ふるさと納税のように、確定申告が不要、あるいは簡易にしてもらいたい。
- 府や市へ寄付金指定申請書を提出しなくても認定となった時点で全国の寄付を頂いた方の税制優遇措置を行って頂けたら、全国の人に寄付をしていただきやすくなる。
- 寄付者が控除手続きで迷わないように。※問い合わせがくることがある
- 控除手続きの簡略化
- 県市民税等の減免を自動的に行ってほしい。
- その制度自体が社会福祉法人や公益財団法人などに比べるとまだまだ認知されていないと感じるので、その広報が必要ということ、確定申告が必要というハードルがかなり高いように思います。
- 確定申告が不要で税控除が可能になること。※ふるさと納税のワンストップ特例のような制度を想定。
- ふるさと納税のワンストップ特例のような、寄付者に利便性の高い制度の導入

- 税控除の手続きを、確定申告以外（年末調整等）で実施可能にする
- 寄付金控除の簡素化を望みます
- 寄付により所得税等の軽減ができるメリットが国民に行き渡っていない。寄付をしてくれた方も確定申告が面倒でこの制度の利用が少ない。年末調整で寄付全額を所得控除して頂きたい。
- ふるさと納税のように確定申告なしにワンストップ特例申請があると良い
- 複雑な計算方式ではなく全額所得控除にしたら良いと思います。
- ふるさと納税のワンストップ特例制度のような寄付者の事務負担軽減

5 返礼品を認めてほしい

- ふるさと納税と同じぐらいの寄付者への返戻が認められればいいと思う。
- 認定資格をもつと支援者（特定者）にお返しができないなど制限が多くて、ふるさと納税など他の税制優遇制度に負けてしまうのではないと思う。

6 PDF領収書の発行などの簡素化を認めてほしい

- PDF領収書の発行などの簡素化
- 寄付金受領証明書を電子交付する手続が複雑すぎるので簡便にしていきたい。寄付金控除割合の引上げ。

7 みなし寄付金制度を拡充したい

- みなし寄付金を利用しても優遇であると感じられない。
- みなし寄付金の損金算入限度額の拡大
- みなし寄付金の上限を上げる、認定NPOとしてのまとまった広報活動など

8 認定NPO法人への寄付メリットを継続して広報する必要がある

- 国が税制優遇制度を、周知してサポートしてほしい
- 税制優遇制度の周知
- 全体的な認知度の向上
- 取得団体の紹介、比較検討できる冊子、サイトの開設
- 認定NPO法人が有する税制優遇制度を税務署署員でも知らない、ましてや行政職員も。認定NPO法人そのものを社会に認知してもらうことから始める必要があると思います。
- もっと広く伝えられてくれたらいいと思う
- わかりやすい説明があると魅力がより伝わる。
- 寄付の優遇そのものをもっと知っていただくことが大事だと思います
- 企業への周知活動をさらに進めてほしい

- 税制優遇制度の分かりやすいリーフレットなど、法人で配布できるツールがほしい
- その制度自体が社会福祉法人や公益財団法人などに比べるとまだまだ認知されていないと感じるので、その広報が必要ということと、確定申告が必要というハードルがかなり高いように思います。
- 知らない方が多いので、ふるさと納税並に広報してほしい
- 税制優遇制度を活用してもらえるように、申請方法を学ぶ
- 行政がもっとその制度アピールする、高齢者向けに発信する、など
- 国民への周知（認定制度どこかNPO法人のことを知らない人が多い）
- 税制優遇制度をわかりやすく拡散してほしい。
- 広く一般に税制優遇制度を知らしめてもらえればと思う
- 認定NPOへの寄付による税制優遇についての寄付先へ説明するための書面を所轄官庁からもらえると助かります。
- メディアなどで、更に広く周知いただけるとありがたい
- 周知あるのみ
- ふるさと納税の返礼品などのニュースはよくやっている一方、NPOへ寄付はあまり見かけない。メディアでももう少し取り上げてほしい。
- 一般の人、特に若い人に知ってほしい。寄付は未来への投資であり、お給料の一部を寄付することがあたりまえになってほしい。
- 優遇措置制度があることで、寄付が増えるということは日々実感できていない。活動に賛同して寄付してくださる理由が大きいので、活動内容も含めてPRする必要があると思う。
- ふるさと納税に負けず、かつ「意識高い系」と忌避されないようなアピール。税制優遇制度自体のことは、自分が優遇制度を活用しきれていないので、良し悪しの感覚もよくわからない。
- 認定NPO法人の制度と税制優遇の広報を行政が今以上に周知させて欲しい
- 税制の優遇制度があることを広く国民にアピールしてほしい
- 周知されること
- 4-⑪にある市民に対する認定NPO法人に関する情報発信と広報を充実させる。通常のNPO法人とは異なり、より公益性をもっていることをアピールできるため
- もっと周知して欲しい
- 認定NPO法人とNPO法人の違いが一般の方にも分かるようにもっともっと広報して欲しい。
- ふるさと納税での返礼品の代わりに、認定NPOが価値創出や課題解決を行っている旨のアピール
- 市民に対してわかりやすい広報を行政サイドで行って欲しい

- 制度自体の広報の強化。
- 自治体から活動紹介をしていただくこと。

9 寄付者が住む都道府県に限定されず所得税のように全国で控除を受けられるようにしてほしい

- 住民税に関して、寄付者が住む都道府県に限定されず所得税のように全国で控除を受けられるようにしてほしい
- 所得税と同様に、住んでいる自治体に関係なく地方税も全額控除される。
- 県認証のみなので、市民税控除対象にする、連動していただけると、もっと受益者地域住民の協力を得やすい
- ふるさと納税と同様に寄付ポータルサイトや、確定申告手続きの簡略化、住民税控除の拡大

10 認定NPO法人が負担する消費税を減免してほしい

- 認定NPO法人が負担する消費税についても優遇があればいい。
- 行政からの委託事業は公的サービスであり公的委託金は消費税非課税の優遇が導入されることを望みます。委託金は減額の傾向にあるのに、消費税が含まれ消費税率が上がることで事業費を逼迫しています。
- 消費税の減免

11 相続財産による税制優遇の条件を緩和してほしい

- NPOの長期的発展の展望が描けるように、相続財産による寄付の税制優遇について、2年で使い切らなければならないことの制限をもっと緩やかにしてほしいです。特例認定においても、相続の寄付に対する優遇措置を認めていただきたい。

12 遺贈が促進される制度を拡充してほしい

- 高齢社会、独居老人の増加により、今後さらに遺贈の需要が見込まれるので、生前贈与などの控除拡充、遺言手続などの負担の軽減などがあれば良いと思う。

13 法人税の優遇税制について

- 委託事業に対する法人税の減免等をしてほしい。
- 法人税等の減額。
- 企業からの寄付金も税金控除対象に。
- 寄付者、特に企業寄付に関する優遇をもっと魅力的なものにしてほしい。

14 その他の税制優遇について

- 社会福祉法人と同じように土地取得にかかる税金の免除
- 土地取得の取得税の免除
- 相続税で寄付者がプラスになると聞いているが、不動産取得税や固定資産税なども優遇されると良いと思う。

15 ボランティア活動に対する優遇税制を創設してほしい

- 寄付者だけでなく、寄付の支出はないがボランティアで協力した人にも、一定の基準のもと優遇税制措置の適用があれば、事業活動が活発になると思う。

16 クレジットカード決済における寄付日付について

- ふるさと納税のように、クレジットカードの決済時点で寄付としてほしい。団体への着金日が寄付日のため、年末の呼びかけで駆け込み寄付を促しづらい。

17 その他（上記以外）

- ふるさと納税のようなインパクトのある仕組みが認められること
- 企業からの寄付を増やしていくために、企業と認定NPO法人のマッチングの機会を作っていく
- 寄付額が少ないのであまり期待していない
- 実感がまだない
- 現状満足している
- 税制優遇が絡むと一定のチェックが必要であるのは当然だが、法人側の事務負担が極力少なくなると良い。また、寄付金控除の比率をもっと高めても良いのではないか。
- ふるさと納税や第三者評価など、認定制度の意義を毀損する制度をなくすこと
- 法人市民税減免申請を不要にすべきだと思う
- 認定を受けるよりも続けるPSTのハードル等も高いため、要件緩和していただくことが一番
- 税制優遇制度はこのままでもいいと思いますが、(そもそも職員の生活が困っていない) 行政の実施する「ふるさと納税」と同等の制度にする方がいいと感じます
- 認定NPO法人のメリットより、申請までのハードルの高さや、その後の維持の大変さが負担になって、認定を取ろうという気持ちになれないと思う。制度や手続きがわかりやすくなると、もっと申請しようとする法人が増えると思う。
- 公益法人のように利息も非課税にしてほしい。
- 寄付者に対して、ふるさと納税と同程度の返礼品を渡した場合も、寄付者にカウントできるようにしてほしい。

- 認定NPOへの寄付金で、寄付証明書の存在を忘れ確定申告してしまい、後日訂正申告をした際、全額控除の対象にならない旨の判断をされた。所得等の過少申告の場合は追徴課税されるのに、還付申告はダメとは如何なものかと思う。
- 「直接の反対給付」の判断基準の見直し
- ふるさと納税先や、誘致、助成金申請の候補に優先的になれば
- ふるさと納税をなくす。
- わからないことがいっぱい、まずはやってみることに必死。
- ふるさと納税との差別化
- ふるさと納税が障壁になっている

4-⑩：認定NPO法人制度をもっと魅力的な制度にするためのアイデアがあればお聞かせください

コメントの主なまとめ

- 1 認定NPO法人制度のプロモーション
- 2 税制優遇以外のメリットを付与する
- 3 税制優遇措置を緩和
- 4 手続きや要件等の簡素化
- 5 その他（上記以外）

1 認定NPO法人制度のプロモーション

- この制度を地域社会に認知させるためには、行政全体がその評価を高める仕組みづくりが必要ではないでしょうか。
- そもそも、一般の方は、認定の意味が分からない方が多く、特定の方が上なんじゃないの？と言われる始末。
- ふるさと納税と一緒にプロモーションする
- まず前段として寄付やボランティア文化の醸成が必要で、その上で認定NPOの存在と「認定」が何を意味するのかをもっと周知できるような社会的な機会があると良い
- 全国の認定NPO法人が費用を出し合って、寄付呼びかけのチラシなどを作る。他には、税制優遇についてわかりやすく説明したリーフレットなど。
- フェアの開催など？
- マスコミに取り上げてもらうなど、広報に力を入れていく
- 世間にはNPO法人、NPO団体の金銭管理に関する不信感があるように感じる。認証と認定の違いが世間にもっと広まると良いと思う。

- 国主催の認定NPO関係者の集いの開催
- 社会的に見て、NPO法人への寄付がまだまだメジャーな選択肢となっていない（赤い羽根共同募金や社会福祉法人への寄付の方が多い）。寄付によるメリットをもっとわかりやすく啓発・周知していく必要があると思う。
- 統一した認定マークなどがあると名刺などに表示してアピールできるのではないか。
- 自治体からいろんなイベントなどの要請をしてもらえるなどの認知度を広げる場を無償で提供してもらえる
- 認定NPO法人が、いかに厳しい認定基準をクリアできて認証されたかについて、もっと所管庁も含めてPRする。
- 認定NPO法人が寄付控除の対象であるという事をもっと世の中に広めて欲しい。
- 個々にアピールするのではなく、赤い羽根共同募金のように、全国的なキャンペーンで周知する。
- 寄付控除があるというNPOだという事をPRするキャンペーンなど
- 審査会とは別の、民間の組織体がコーディネーター等を配置し、寄付のPRを専門的に行う
- 市民に対して認知度をあげること、そのための広報と情報発信
- 書類の簡略化、認定NPOを社会に周知させる（広報活動）
- 認定NPO法人の制度を世間一般に周知するために認定NPO法人のイベント等を開催して欲しい
- 認定NPO法人への寄付による税制優遇の周知・告知が進むこと、税務申請時などに広い周知が行われること
- 認定NPO自体を理解してもらうための広報（HP、YouTube動画、Instagramなど）、認定NPOの紹介
- 認定を取得するだけでは寄付は増加しない。寄付者にとっての魅力、メリットを多くの個人、法人に知ってもらいたい。
- 市町村等の行政が、積極的に認定NPOを広報し、市民に広くその活動を周知する。
- 認定NPOについての認知度を高めると良いと思います。また、各自治体内だけでなく、全国的に横断で活動メンバーがいる場合についても何らかの優遇が欲しいです。
- 別にないがアピールをして欲しい。
- 制度のパンフレットを作成し企業や個人への訪問を増やしたい。

2 税制優遇以外のメリットを付与する

- 企業が寄付を行った際に、その企業の社会貢献活動としての認知度を高めるためのインセンティブ
- ふるさと納税など、全国の人が指定寄付を出来るような制度工夫

- ふるさと納税の宛先として地元の認定NPO法人への寄付をメニューに加える等
- 一定年限継続した認定法人に信用状（社会貢献賞のようなもの）を与えて励ましてほしい。非営利活動をほぼボランティア活動で成立させているので。
- 各種行政・民間委託事業や助成金でのインセンティブ（書類作成が少なくすむ、基礎点が追加されるなど）
- 助成金申請の簡素化や採択率アップ
- 本事業所は障害者の就労支援事業を行っているが、公的事業の優先発注の推進と、新規の政策提案を積極的に採択する仕組みづくりを願いたい
- 現状補助金の申請ができないモノがあるので全て申請できるようにしてほしい。融資を受けやすくしてほしい。現状では融資の審査が通らない
- 融資の金利の優遇（国関連の金融機関など）。
- 認定NPO法人が税制以外に優遇されるような（例えば、特別にアピールの場合が設けられるなど）仕組み
- 認定NPO法人でないとできない手続き、助成等を増やして独占できるようにすること。
- 認定NPO法人としてより適切に管理・運営し、永年継続されている団体に対して、優良法人としての称号を与える等する。そうすることで「認定NPO法人」認定後も、更に適切な管理・運営に心掛けることになり、寄付者側もより安心して支援できるようになると考えます。
- 認定NPO法人の資格を持っていることが、いろいろな手続きの削減になると嬉しい。
- 認定を受けている法人には、加算が付く。
- 賛助会員や寄付者にも、活動に参加する権利を持っていたり、認定法人への寄付者には、社会的ななんらかの表彰を受けられる確率が上がるといった特典があることではないでしょうか。

3 税制優遇措置を緩和

- 25%の所得税の上限を緩和して税額控除の場合、寄付額－2000円が控除額にする方が、広報しやすい。
- NPOや寄付者からともに、認定とはイコール税制優遇なのだから、もっとNPOへの寄付を促す制度にしてもらいたい。
- もう少し税制優遇、還元率をアップ。
- 優遇措置を寄付者が選択できるよう、選択肢を増やしてもらいたい
- 優遇率のアップ
- 寄付控除の比率／額をもっと高くすること
- 寄付金の所得税控除をより有利に
- 市民税県民税の減免

- 控除できる割合を増やすことと、より多くの団体が認定をとることで寄付先として選択肢が増えることが望ましい。
- 法人税半額など。認定NPO同士での協会けんぽ的なもの（福利厚生）。外国人観光者の寄付先に国として進めるなど
- 認定NPO法人に①税の優遇措置を適用、②国・自治体の助成金・補助金等に一定率を上乗せ、等々
- 規模の小さい法人への寄付金控除額を大きくする

4 手続きや要件等の簡素化

- PST判定基準の緩和。
- 審査の簡略化
- そもそも認定を取得しやすくすべき。そのための初回審査基準の改訂が必要。現状は、「既に相当程度寄付金を集められている団体」しか認定されない。
- ふるさと納税と同様に確定申告を簡単にしてほしい。電子寄付領収書発行システムの導入コストが高く、導入が難しい現状があるため、どのNPOであっても使えるシステムがあれば有難い。電子寄付領収書を個別の法人ごとではなく、一律で発行できるシステムにすることで、より寄付者にとっても領収書の受領コストがかからず結果的に寄付のしやすさに繋がる。
- ふるさと納税のような簡易な手続き
- 当法人の所轄庁ではボランティアを寄付者としてカウントしてくれています。それが実態にあった方法と思っています。他府県の方はそれを羨ましがります。国の制度とすべきと思います。
- 可能であれば少なくとも会社員は年末調整で処理できると良いと思います。
- 各種書類の電子申請システムの整備
- 現行の制度だと認定取得のハードルが極めて高い。制度自体は魅力的な一方、認定取得団体は1,000団体弱。現状では認定取得のハードルが高い
- 申請が簡単になり、気軽に利用できる制度になること
- 認定のハードルを下げ、認定NPO法人数を増やして欲しい。所轄庁間での審査の不公平感がないようにしてもらいたい。所轄庁は、認定NPO法人を落とすように、ではなく増やすような動きをしてもらいたい。
- 認定更新作業に力を削がれ活動に支障が出ることがないようにしてほしい。
- 認定NPOに対してのルールを所轄庁の裁量ではなく、内閣府がもっとハッキリ明示して欲しいです。
- 認定NPO法人の報告書類の簡素化と寄付者の確定申告をスムーズに行える仕組み

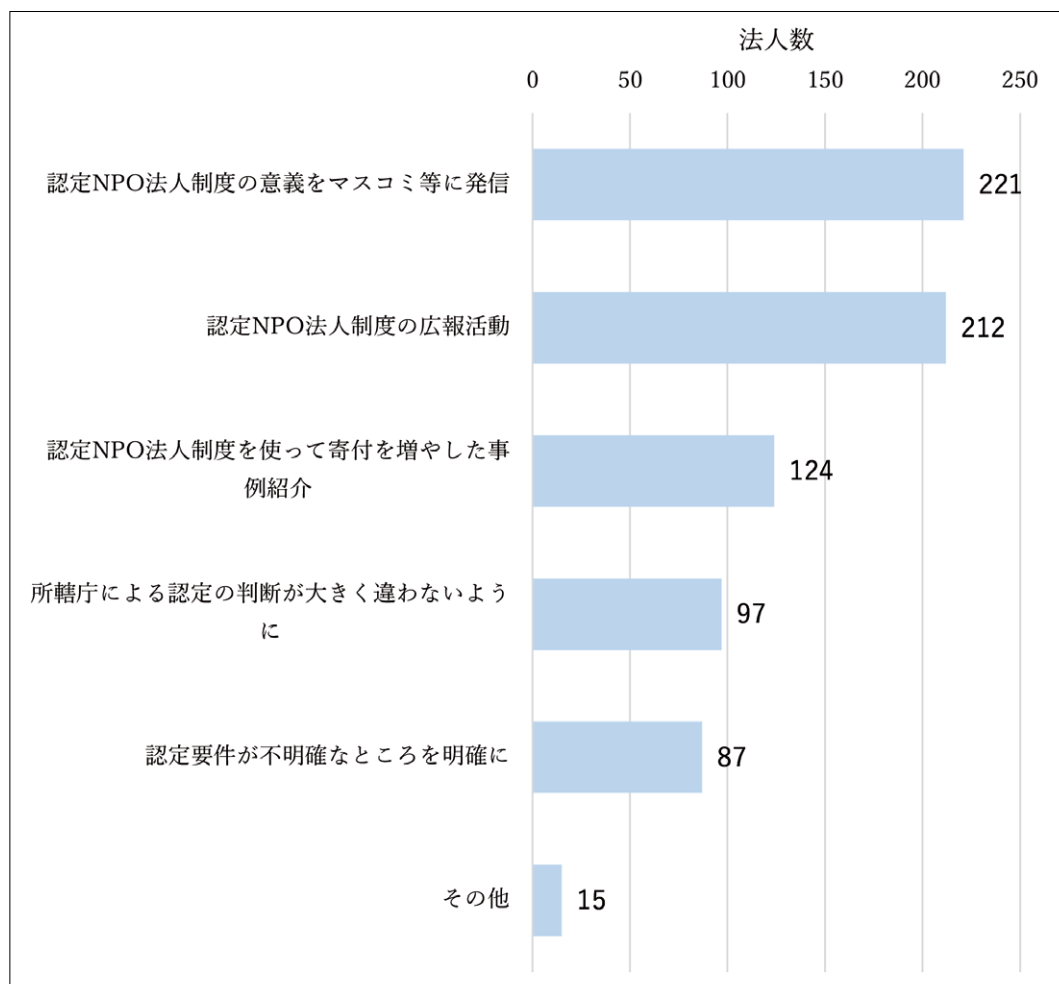
5 その他（上記以外）

- 4-⑨と同じ。また、都道府県によって審査がゆるそうなところがあり、認定の信頼を損なっている。
- ふるさと納税が魅力的すぎるので、同じように対価性もオープンにしてほしい
- ふるさと納税により寄付文化の醸成が間違った方向に向かっているためなかなか難しいが、寄付により社会が変えられることを次世代が学ぶ機会が多くあるとよい。
- ふるさと納税のような仕組み、認定NPO法人の寄付通販サイト
- ふるさと納税のように寄付のお礼などで物品をお渡しする分についても税制優遇やPSTの対象として欲しい。
- ふるさと納税のように返礼品を認めていただければ話題になると思います。
- ふるさと納税の宛先として地元の認定NPO法人への寄付をメニューに加える等
- ふるさと納税は寄付ではないと力説している関係者（NPO業界のインフルエンサー）がいるが、そんなことは止めていただきたい。国が返礼品を認めるならば、認定NPO法人もそのようにしてほしい。理想論ばかり語って、寄付が増えないNPOにして何になるのか？課題解決のために資金が必要なのに。
- ふるさと納税をやめてほしい。返礼品が当たり前になってしまった。販売事業をしていないので返礼するものがない。
- アメリカのようにする
- グッズの贈呈。スタンプラリーのような形式で複数の認定NPOを巡ると景品がもらえるとか。
- 一般の方の認知度が低いので、何とかなんと良いですが、アイデアはありません
- 事業が伸びないとメリットが少ない
- 事業収入があるNPOがもっと認定を受けやすくなれば良いと思います。
- 他のNPOとの差別化
- 取得するNPOが少なすぎる。いい活動をしている団体も最近是一般社団などの法人格が多いと感じる。
- 大規模NPOに適した上位制度を作る。
- 寄付者にニュースレターや寄付受領証明などを送る時の切手代に補助をつける。
- 所轄の認定NPOへの寄付もふるさと納税の扱いとし、自治体から返礼品を出すなど、そもそも寄付社会を作るための支援があるべき。
- 所轄庁が遠いので、行政から必要の声を聴きにくい状況にあります。県で管理してくださっていることで、利点もたくさんありますが、市町村で管轄してくださるとコミュニケーションを取りやすくなります。
- 巨大な行政組織の中では、NPOと連携して事業を行う部門と乖離していると、認定事務部門が自ずと「権力行政化」してしまう。

- 特に浮かばないが、NPO法人が胡散臭いと世間的に思われている節もあるので、その点理解してもらいたい
- 特定非営利活動法人全てが認定されてもいいのでは。
- 税制優遇だけでなく、活動そのものに焦点を当てたい
- 税制優遇だけではなく、当法人においてはご寄付いただいた方へ報告書等で情報発信が出来れば寄付者にとっても魅力的になると思う。
- 税制控除の仕組みをお伝えしても、企業によって金額が変わるため、説明しにくいので、説明しやすいような資料があればうれしいです。
- 積極的にTVのCMで寄付への注意喚起をお願いしたい。
- 認定NPOの事務負担の大きさが気になるのでその軽減ができればよいと思います。
- 認定NPOを取得しやすくする。
- 認定NPO制度について学ぶ場を作る
- 認定NPO法人として取り組むべきこと、取り組むと良いことなど勉強会の開催。ファンドレイジングの支援があると良い。
- 認定NPO法人の横断的な繋がりを構築する。
- 認定NPO法人の活動に対し、行政からの支援を期待したい
- 認定取得に対して「労多くして益少なし」感が強い

4-⑪：寄付が増えるための環境整備として、内閣府や所轄庁に望むことはありますか？

所轄庁への希望



4-⑪ 上記グラフ「その他」の回答

コメントの主なまとめ

- 1 NPOに対する誤解や不信感の払しょく
- 2 デジタル化の推進
- 3 認定NPO法人のためのサイトやツールの整備
- 4 税制や制度の改善
- 5 広報活動
- 6 その他（上記以外）

1 NPOに対する誤解や不信感の払しょく

- NPOに対する誤解（NPOはお金を儲けてはいけないなど）や不信感（信用できないなど）を持たれているなど感じることもあります。

2 デジタル化の推進

- デジタル化を進めてほしい

3 認定NPO法人のためのサイトやツールの整備

- ふるさと納税サイトのようなものを作ってほしい。
- パンフレットやチラシなどのほか、団体で寄付者への説明に利用できるツールの整備をしてほしい。

4 税制や制度の改善

- もう少し税制優遇、還元率をアップ。
- お礼の品を認めてほしい。
- 寄付者の確定申告をスムーズに行える仕組み
- 絶対値基準の人数を下げてほしい。
- 認定NPOへの寄付は、米国などと同様に、寄付額がすべて税額控除になるよう、制度改革をして欲しい。

5 広報活動

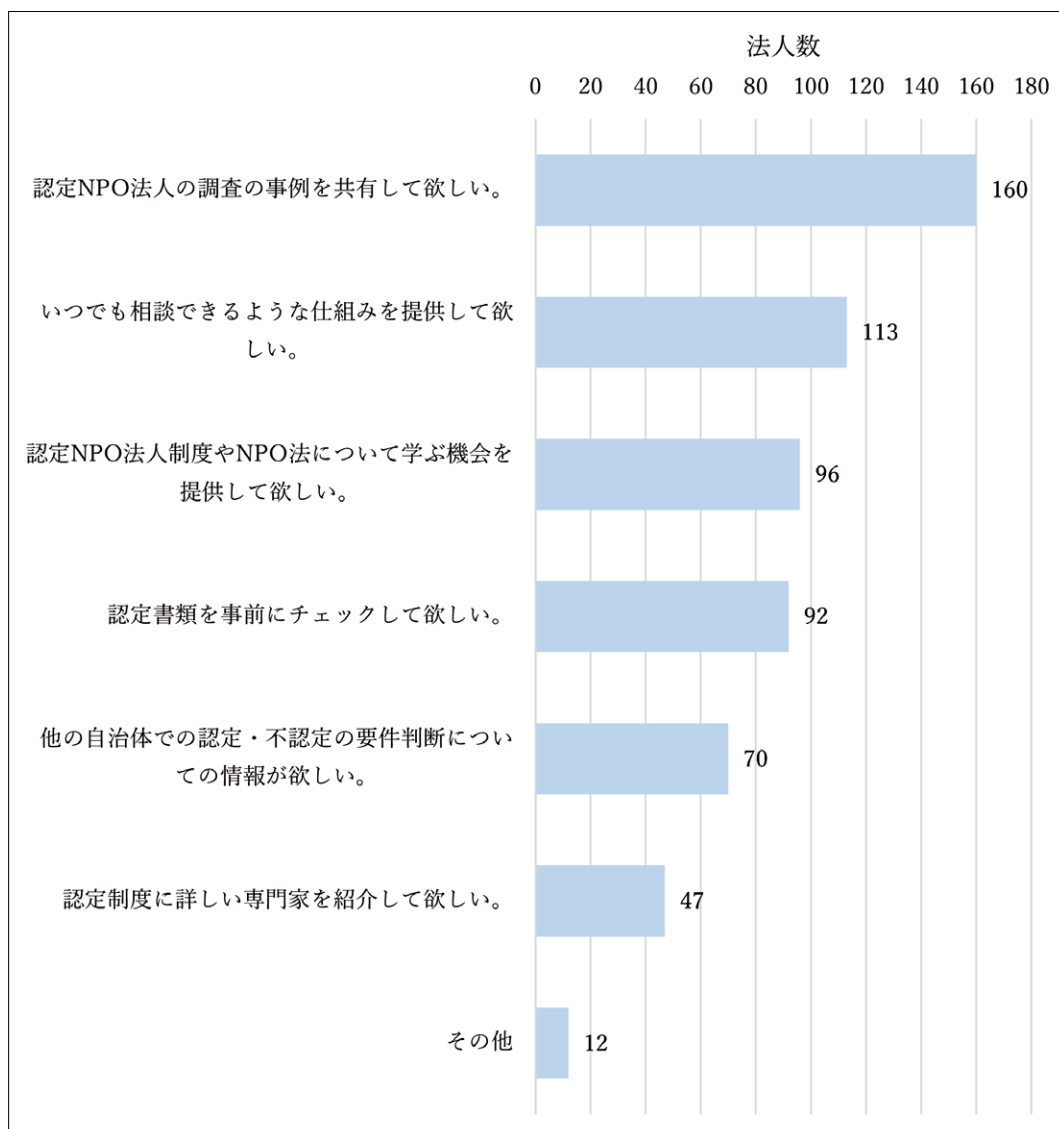
- 内閣府には条例指定の制度についてもっと周知してほしい。所轄庁は条例指定も検討してほしい。
- 認定NPO法人の活動取材を行いメディアでアピールして欲しい。
- 認定法人の日を設置して広く社会に広報（社会貢献、寄付と税制特典など）してほしい。

6 その他（上記以外）

- 法や書式が変更になった際は判り易く公示して欲しい
- 消費税廃止するなど、普通に生活している人の所得を増やす。生活に困っていたら寄付しようとはならない。

4-⑫：認定NPO法人を支援する専門家や支援組織に望むことはありますか？

専門家等に望むこと



4-⑫ 上記グラフ「その他」の回答

コメントの主なまとめ

- 1 書籍等の情報提供
- 2 その他（上記以外）

1 書籍等の情報提供

- 分かりやすいノウハウ本を作成して欲しい。
- 実地調査対応策。
- 法や書式が変更になった際は判り易く公示して欲しい。
- 認定NPOについての書籍がほしいです！また、設立ではなく、普段の運営についての書籍がなくて困っています。

2 その他（上記以外）

- よりよい制度にするためのロビーイング等
- 中間支援組織のマニアックな理想論で、国への政策要望は止めていただきたい。
- 会計ソフトと会員管理のうまいやり方を知りたい。
- 支援は、現在かなりのところを支援組織の方にご支援いただいている。
- 新事業等の助成を得るための支援について、結果を出してくれる人が育って欲しい。
- 認定NPOの価値を向上する取り組みを求めたい。

コメントの主なまとめ

- 1 所轄庁へのメッセージ、要望等
- 2 この調査に期待することや要望
- 3 寄付文化が拡がることに期待
- 4 認定NPO法人制度全般への要望
- 5 NPO法人自身や支援組織で必要なことや期待
- 6 今後の更新への不安
- 7 その他（上記以外）

1 所轄庁へのメッセージ、要望等

- 信頼するNPO専門の税理士先生と出会い、認定を取得するまで、団体設立から7年もの年月を要しました。まず、役員の3分の1ルールを知らず、2-3年棒にふり、そのあと、所轄庁に初めての申請を行ったものの、解釈の違いから認定を取得することができず、膨大な準備が水の泡になりました。我々の団体は、少し他の団体とは異なる運営をしているため、その所轄庁は通すよりも落とすための審査をしている印象がどうしてもぬぐえず、永遠に通るイメージが持てず、本部を移すことでほかの所轄官庁で申請を行い、一回で認定を取得することができました。所轄官庁の方も非常に丁寧で、相談にものってください、これが本来の行政のあるべき姿だと納得しました。
- 非常勤役員が理事会に出席した場合に、実費交通費以上のものを支払った場合に、即、役員報酬と扱われるのかどうか、よく分かりません。NPO法上1/3以上の人数に支払ってはいけないので、役員全員に交通費として一律1000~2000円程度の謝礼も支払ってはいけないということでしょうか。税務では社会通念上妥当な金額であれば交通費として取り扱うことができると理解しています。この部分について、所轄庁トップである内閣府の見解が知りたいです。
- 現地調査は負担ではあるが、当事務所は活動の中心となっている森林にあるので所轄庁に当法人の活動を現場で知ってもらう機会になっている。
- 「認定」は法人の活力源ともなっている。これからも認定NPO法人として活動を拡大していきたい。
- 認定更新の際に実査訪問があり適度な緊張感を会員間で共有したのは良かった。
- 一定の組織運営や事務整備は必要不可欠であると思うから求められる書面類はやむを得ない。その際あらかじめ指定された書面を提示された方が良いと思う。
- 今回更新の際理事会開催通知書を60か月分求められて困惑した。（理事会議事録を整備しておくことは当然のことであるが）

- 認定の審査は甘くならないよう、不適切な団体は排除してほしい。
- 他の都道府県の団体の方と話す機会があり、自治体により審査の仕方や基準、指導が随分違うことを知った
- 国の法律で定められた制度なので、自治体間の差はなくすようにしてほしい
- NPO法人を育て、応援する姿勢を所轄庁にお願いしたい。
- 認定申請はすべてスタッフが県の担当者と相談しながら行ったが、具体的解決策も含めて示唆があった。それほど認定のハードルが高いとは感じていない。
- 認定NPO法人が少ないので、所轄庁の担当者もノウハウが蓄積されていないように感じる。認定NPO法人がもっと増えると改善されてくると思うので、たくさんのNPO法人が認定を受けやすくなるようになったらいいと思う。
- 物品寄付の取り扱いについて。物品の寄付を受け、その物品を被災地で配布することがある。会計の仕訳としては、物品寄付を受けたものを金額換算し寄付と認め、それと同額を事業費としている。この数字を事業費からも寄付金からも削除するように言われた。なぜ、物品寄付が認められないのか不明。そのうえで、上記のような市場価格から算出した物品寄付がどれくらいあったのか年度ごとの数字が知りたいと言われ、管理費の物品寄付・事業費の物品寄付について、年度ごとの資料を作成し提出した。この作業が認定の何に関わるのかいまだに疑問。
- 所轄官庁（地方自治体）により認定基準に甘い、難しいがあることをNPOの人々は一般常識的に知っています。なるべく統一基準にしたほうが良いと思われます。また実地調査に来る人の中にはあまり態度の良くない人もまま見受けられます。そういった理由から複数人で来るのだと思いますが、こちらからは言いづらいことなので、所轄官庁の中できちんと対応してほしいと思います。
- 認定の調査はその自治体によって考え方・やり方が大きく違うのではないかと思います。本来同一でないといけないものだと思うので、DX化し、オンラインシステムなどで書類の確認ができるようにしていただけたら地方や都市部での差も生まれないのではと思います。
- 本来NPOの事業に時間を使いたいのに、毎年の報告に加え認定の申請の作業が膨大。
- 不正がないことの審査の重要性は理解するが、効率が悪い。審査のポイントを重要なものに絞ってほしい。たった23円の募金がなんだったかなど、政治家のパーティ券問題に比べて些末すぎる。
- 毎年の報告も最近の確定申告のサイトのよう、記入事項が明確で、不明点も同じ画面からのワンクリックで分かるようになっていれば、作業が軽減される。寄付者名簿の確認は提出ではなく、実地での点検でよいのではないかと。認定の更新時に報告の裏付けとなる資料のチェックは理解できる。
- 相対評価の計算の仕方や、支持者から税制優遇の種類を尋ねられた時に、うまくご説明

できません。(各法人独自のものでない) 公的な、計算のシミュレーターがサイト上にあると助かります。

- フードバンク団体であるが、寄贈食品評価額は独自の基準で計上しているのに貸借対照表に在庫を計上していないため、期末に在庫を持っているのかどうかとの質問をされ、後日回答書を団体として作成し、提出した。当団体はフードバンク団体の中でもトップクラスの物流であることから、当団体の計上のあり方を模範として他のフードバンク団体にも指導することがもしかしたらあるかもしれないとのことだった。当団体が期末在庫や評価額を載せることでそれがスタンダードとなってしまう、余力のない他団体にも強要されることは避けたいと考えている。在庫があるかどうかの質問はYESと答えたが、賞味期限が迫っている食品で短期間で引き取られるものがほとんどであるため、非常に流動性が高いことから在庫とは言い難いこと、また無償でもらっている食品であるために金額に換算することが困難であることから、団体内部でも公認会計士の意見としても今後検討していくべき課題であることを伝えた(ちなみに2023年度からは評価額は計上せず、注記にのみ記載することにした)。また、当団体のガバナンスがなっていなかったため(理事会議事録に理事・監事の選任・再任の記載漏れ)、顛末書を提出させられた。
- 事務所に据え置く書類など、紙類が多くスペースをとっている。クラウド上にあるものをいつでも誰でも見られるようにすることでいいのではないかと相談したが認められなかった。また、最近では他の地域の認定NPO法人では事務所がないところもあるのに、当会の地域では事務所が必要と言われました。この違いはなぜなのか現在も不明です。
- 所管する自治体の支援がない！もっと各自治体で活動している認定NPO法人の広報をして欲しい！資金調達をする際に、自治体が保証して低金利で融資を受けることが出来るようにして欲しい。新たな活動をしようとする、資金が必要だが、寄付金だけでは新しい事業を始める事はできない！自治体の融資制度を作って欲しい！
- 所轄庁により細かな判断が異なることはうすうす感じていたが、担当者によっても異なるように思われます。ただ、きちんと誠実に取り組んでいただいております不公平感はなく、結果的に認定NPO制度への理解を深めることもできています。
- 実態調査の実施ありがとうございます。寄付のすそ野が広がりますように。
- 欠格条項を理由に県警への提出は法で義務化していないので不当である。反省と謝罪を求めている。寄付金名簿の点検作業は、県が訪問したさいにおこなうことで合意した。
- アンケートありがとうございます。先日、認定NPOを目指すNPO法人のためのセミナーに参加しましたところ、手続きが大変そうだから申請を躊躇しているという声が聞かれたり、認定のメリットがないので更新をしなかった事例もあると教えてもらいました。手続き面でももう少しわかりやすく、簡素化してもらえるとありがたいです。電子申請の仕組みを整えていただけるとありがたいです。

2 この調査に期待することや要望

- 認定NPO法人実態調査を踏まえた制度の改善提案、政策提言を期待しています。
- 特例認定として回答したのですが、特例認定だここは選択できないのでは？という選択肢もあり（PSTなど）次回以降は特例認定も回答出来るように選択肢を増やしてほしいです。（その他を追加するなど）
- 今回のアンケート結果は、NPOが活動しやすくなるような活かし方をお願いします。
- NPO会計基準はマニアックすぎて、業務が増えて困っています。税理士もやりたがらないので、顧問税理士確保に苦労しています。くれぐれもそのようなことがないようにお願いします。
- 認定NPO法人についてのまとまった調査は初めてとのことで期待しております。所轄庁の認定基準にかなりばらつきがあるのではと感じていまして、そのあたりを明らかにしていただければ幸いです。また「適切な会計」「適切な組織運営」など「適切な」という言葉が非常にあいまいで、行政側はどこまでも調査しようと思えば調査できてしまいます。そのあたり、公益社団法人や公益財団法人との違いも気になります。認定NPO法人もNPO法人という自律的な組織形態の延長線上にあるべきで、税制優遇があるとはいえ、認定になると突然管理監督色が強まるのはNPO法人としての特色が薄れてしまうのではないかと危惧しております。どうぞよろしくお願いいたします。

3 寄付文化が広がることに期待

- 認定如何にかかわらず、日本において寄付文化が根付かず、ボランティア活動へのイメージがとても低いことで寄付が増えない土壌にある。寄付をする側にとっては有名なNGOなどへの寄付が安心であるというような感覚が拭えないため小規模のNPOが事業費を捻出するのにとても困っている。
- 遺贈寄付などの宣伝は広告料が高額なので小さなNPOには縁遠いという悩みもある。二極化を解決していく必要がある。
- ボランティアは金持ちが暇潰しに行うもの、といったイメージも寄付への意欲を低下させる原因かもしれない。どうにかして払拭できないものかと思う。
- 認定を受けてまだ一年目であるため、認定であることのメリットを生かしきれていない。信頼されるNPOとして社会にアピールしていくための機会を設けてもらえると大変ありがたいです。
- 動物愛護団体ですが、一般の方が「どこに寄付したらいいかわからない」といって、遠方の自治体の「ふるさと納税」に寄付する例が多くあります（返礼無しでも）。また遺贈なども、まだまだ認知が低いと感じます。多くの方にこのシステムを知ってもらえたらと思います。
- 制度自体は整ってきた感がありますが、この制度があって社会がどのように変わってき

たか、については全く実感がありません。寄付社会の醸成につながっているのでしょうか。

- 認定NPOを取ってから、助成金などを得やすくなったことを感じます。

しかし、寄付者の増加については、「認定を受けたから」ということで変わった印象はありません。

法人会員の枠を整えて、何度か寄付金受領証明書、社長さんたちから証明書について聞かれることが出てきました。法人や大口寄付者には、オススメポイントになっていきそうです。

4 認定NPO法人制度全般への要望

- 動物保護・保護猫活動に対する関心は現状では低いと言わざるを得ない。

一方で、利益優先、肉食誘導CM等、動物に関わる活動とは真逆の社会に向かっている様に思える。

SDGsを踏まえて、動物の存在を正確に認識する為の、感情を交えない論理的思考教育を幼少期から行う必要性を考えている。

- 初回の申請時は、寄付金名簿や寄付金の中身について、寄付者の手紙を確認したりするなど、PSTを中心に確認されました。

更新時は、帳簿全般や役員報酬（役員の役務）を確認されました。やはりきちんと事業継続できているのかどうか、が問われるのだなと思いました。

認定NPOとNPOの名称は、一般の方々から見ればたいした違いはないように見えます。寄付金控除のメリットが大きくなり、寄付することが社会貢献に繋がるという文化が根付くといいと思っています。

- 公益性が高く有効な事業を担う土台は、運営・実務を担う人員体制です。その構築に向けた支援を社会的な仕組みとして取り入れていただきたいです。理事等のボランティアな働きに依存せざるを得ない現状では、日常的な業務に追われ、本来必要な事業の企画やそのための寄付拡充等の資金確保までなかなか手が回りません。

認定NPO制度についても、土台をつくる視点を是非含めて検討いただき、これまで以上に社会的役割を果たしていける制度になっていくことを願います。

- 少ない人数で働いているので提出書類が多く、かなり負担が大きい
- 認定NPO法人を取得することのメリットがあまり感じられないことが、この制度の課題かと考えています
- 書いてきたことばかりですが、寄付はないとできないことも出てくる、でも、できれば寄付がなくても資金を事業で賄えるようにしたい、一方、NPO法人であることに意味のある事業をしているという自負はある。

これらのことから、やはり、支援者ともっと巡り合いたいし、支援者たちの意識を巻き込んで、社会の何かを変えていきたいのがNPOではないかと思う。そのためには、まず、

せっかくの寄付制度をもっと寄付した方々の利益になるようにして差し上げて欲しい。

- 一般の法人が当たり前にやっていることを当たり前にやっていく公益事業であれば認定は認められると考えています。しかしながら、経理や総務にお金と時間をそこまでかける余裕がない小さなNPO法人に対してはより簡素な容易な申請方法をご検討いただきたく思います。もしくは、行政から無料で資料作成支援を行うなどのアイデアを取り入れて欲しいと思います。
- 中間支援の皆様の働きがあってこそ、色々な分野に至るNPO法人は自由に活動に集中することができると思っています。
- 福祉分野での活動を行っており、福祉制度が細かに厳しくなるほど書類仕事に追われ本来の活動を圧迫していきます。NPOの制度がそのようなことにならぬよう、シンプルで分かりやすい制度であり続け、人や活動を大切にしたい制度となることを望みます。
- 不当寄付勧誘防止法によって寄付を受けることが難しくなりそうなので、認定NPOならではの特例があると良い。

5 NPO法人自身や支援組織で必要なことや期待

- 当団体はどちらかといえば支援側なので少し状況が異なるかもしれません。認定NPOを目指す団体をサポートしていますが、それに耐えうる組織体制ができているところはそれほど多くない印象です。増えてほしいとは思いますがだから認定要件を緩和すればよいかといえばそうでもないような気がします。
- 有給職員がおらずほぼボランティアで運営していて、よく認定がとれたと思うところではありますが、今年更新を迎えます。決算・総会終了後すぐに更新手続きに取りかからなければならないので、労力が非常にかかりますが、有給職員がいなくても認定を受けられることもあるということも、知っていただければ幸いです。
- サポートや指導をいただけるのであればと思います。(←当法人は、援助いただけるNPOに参加しています。でも首都圏です。) 一般的な土業先生では正直なところ安心できません。あと、事業規模が小さく知名度は低くとも、ローカルでしっかり実績をあげ地域社会に貢献していける認定NPO法人が増えてほしいです。個々の頑張りだけでなく、つながりやお互いの認知も必要だと思います。
- 法人の会計職員として思ったことをコメントさせていただきます。認定更新時に、認定調査の基準が税務調査を参考にしていると担当の方から聞きました。
当然かもしれませんが、認定調査はほぼ会計調査なのだと感じ、1人会計担当としてとてもプレッシャーを感じました。認定を取得する法人は会計を担当者任せにせず、数人でチェックできる体制を整えるなど、会計担当者の負担を軽減できるようにして欲しいと思います。
- 寄付を集めて認定NPO法人になる団体がもっと増えていくことを願っています。これ

からも、私も仲間として広がることをお手伝いさせていただきたいです。

6 今後の更新への不安

- 認定NPO法人の最初の申請時に、言葉の意味がわからなかった。今後の事務作業をどのように進めたらいいのか、よくわからない状態でした。また認定になってからの事務作業も増えました。今後、私自身が引退する時に、これだけの事務作業を引き継げる人がおらず、悩みます。
- 所轄庁が変更になる場合の申請について具体的に教えていただきたい。
2024年度、認定の更新となっていますが、現在法人の存続とそれに合わせて本部の移転を検討中。
認定も含めて、NPO法人の理事の人材不足（現在の理事が引退後）が認定継続の大きなネックとなっています。
- （いつもオンラインで学ばせていただいて感謝しております）
身近な地域では、唯一の認定NPOであり、情報が少なく、もともと事務処理の人材が不足していて、コロナの影響もあって、その中で認定を継続するのが厳しい状況です。継続を断念することも検討せざるをえない状況でしたが、PSTを相対値基準に変えられることがわかったので、もう1期、がんばってみようと思っていますが、実際に、いつまで継続できるか、不安しかありません。
- コロナ禍もあり事業の縮小により、規定の寄付者数を確保出来なくなり、更新申請が困難となってしまいました。高齢化も進み法人の継続も厳しい状況になると危機感を持っています。
- 認定の更新手続きに携わっていたスタッフが、次回の更新時も在籍しているとは限らず、一から手続き準備を始める大変さがある。日常の事務作業だけでも多いと感じているが、認定の更新の準備を考えるとその作業の多さに不安がある。

7 その他（上記以外）

- いつもお世話になりありがとうございます。毎回ピンチな時に回答してくださり助かっております。今後ともよろしくお願いいたします。
- 県のNPOの支援センターがあり、相談その他が気軽に出来ており、大変助かっている。
- 白書が発表されるのを大変楽しみにお待ちしております。お取組みに感謝いたします。
- 認定の申請書類を作成の時は、専門家のSNSやYouTubeなど参考にさせていただきました。ありがとうございました。
- アンケート結果はありがたく、拝見したいのですが、郵送物があることがリモートワーク拡充のネックになっておりまして、書類としてお送りいただくよりもpdf等で閲覧できる方が助かります。

- 3回の更新をして、やっと提出書類の意味が解ってきた。
- 毎年提出の「役員報酬等」を大事にまとめている。
- 認定のメリットがあまり感じられないという気がする。
- NPOの活動の中で自然災害の防災・減災に関わっているので、防災・減災について市民に広く知ってほしいことを書籍として印刷、販売すると、「印刷業」「販売業」として、特定非営利活動ではなく、その他の事業とされ、税金の対象になる。NPO活動に関連する書籍は1000部程度のもので、印刷費などの原価を差し引くと、収益としては微々たるもので、このようなところに通常の会計原則を適用するのはどうかと思われる。市民への情報提供としての書籍の印刷、販売もできないようでは、NPO活動に支障があると言わざるを得ない。
- 寄付した人の確定申告が楽になる工夫
- アンケート実施をありがとうございます。アンケートの回答は、認定の申請を担う実務者が回答させていただきました。制度の今後についても担当者の立場からの回答であり法人としての見解を反映するものではありませんのでご理解ください。
- 実態調査をまとめてくださり、ありがとうございます。弊法人は、今後しばらくは認定制度を利用するつもりがないので、「認定NPO法人白書」をお送りいただくには及びません。
- 認定1年後のチェックが非常に面倒というかわかりにくかった。書類の文章表現をわかりやすくしてほしい。
- 認定NPOになることの利点を増やしてほしいと思います
- 今回のアンケート結果が行政にも届いて今後に反映されることを願います。
- ありがとうございました。
- 行政 税理士 会計等判断が異なる。寄付金 請負 委託などの基本的解釈
- 貴団体のような中間支援組織の意義を感じていますが、私たちのようなちっぽけな団体だと金銭的支援が出来ずに心苦しい思いです。いつかは会費や寄付で支援できるように頑張ります！
- 公益法人には、なぜ自然に寄付金が集まるのでしょうか。端数のようなあのお金が自分たちに入ればいいのに、といつも思っています。
- 国民の代表である政治家が自ら襟を正さないと日本は良くならない。今の国会を見てみると、真面目に働くのが馬鹿らしくなってしまう。亡国の道です。

第5章 具体的な提言及び実態調査の参考意見

これまで、認定NPO法人制度の概要と歴史、現状、財務分析、実態調査について確認してきた。第3章の財務分析から、認定NPO法人への寄付は、増加傾向にあると言える*¹。一方で、認定NPO法人全体の寄付金総額のうち、上位4法人で全体の50%を超え、上位10法人で約2/3を占めている。寄付が特定の法人に集中している状況であり、寄付のすそ野が広がっているとはいえない*²。

我が国は「課題先進国」ともいわれ、多様な社会課題を抱えている。NPO法人が寄付を受けやすくなり、その活動を拡充するための制度である認定NPO法人がさらに普及し、多様な法人が認定NPO法人になることで、寄付のすそ野が広がっていくことが、こうした社会課題の解決に寄与するものと考えられる。

第2章「認定NPO法人の現状」においては、認定NPO法人の増加数が鈍化している要因として、以下の問題を挙げた。

- ①申請法人数が減少していること。
- ②申請をしても認定がされずに取下げをする取下げ率が上昇していること。
- ③一度認定NPO法人になったが、認定を更新しないあるいはできない法人（失効法人）が増えていること。
- ④認定NPO法人の認知度が低く認定NPO法人の特色も伝わっておらず、信頼性の向上につながっていないこと。

第4章の認定NPO法人実態調査では、認定NPO法人の様々な声が届けられた。もっと多くのNPO法人が認定申請をし、申請をした法人が取り下げをせざるを得ない状態を減らすためにはどのようなことが考えられるのか。一度認定NPO法人になった法人が認定NPO法人であることをやめてしまうことがないようにするのはどうしたらいいのか。認定NPO法人の信頼はどのようにしたら向上できるのか。

「認定NPO法人を増やしたいプロジェクト」では、実態調査のアンケート結果をカテゴリ分けしたうえで、まとめ、以下の4つの提言を行うこととする。

提言1：認定NPO法人ガイドラインの作成を求める。（行政庁の方に）

提言2：寄付者名簿の効率的作成を官民協働で検討する。（行政庁の方、NPOの方に）

提言3：認定NPO法人制度の一般周知を促進する。（主に行政庁の方に）

提言4：NPO法人自身のレベルアップを図る。（NPO法人、NPO支援組織の方に）

以下に、各提言の内容について詳述する。なお、本章の後半には、提言の根拠となった実態調査における認定NPO法人の回答を掲載している。こうした声に向き合い、認定NPO法人制度をより良い方向へ導いていく所存である。

提言 1

認定NPO法人ガイドラインの作成を求める。(行政庁の方に)

申請を行うNPO法人の認定について、予見可能性を高め、全国で整合性のある運用を実現するために、「認定NPO法人ガイドライン」(仮)の作成を求めるものである。

税制優遇を希望するNPO法人は、各地域において共通の趣旨で活動している場合が多く、同様の優遇措置を受けられるよう、全国的に一貫した運用が求められている。しかしながら、現状では所轄庁ごとに運用に差異が見られ、NPO法人が認定を取得しやすい都道府県へ本店を移転する事例などが報告されている。

さらに、認定取り下げの具体的な事例についての情報が不足しているため、調査事例の共有を求める声も多く寄せられている。担当者間で認定基準の解釈に違いがあるとの指摘も見受けられ、所轄庁や担当者による判断のばらつきをできる限り減らし、NPO法人側が認定に向けた準備を予測しやすくすることが求められている。

こうした背景のもと、全国で統一された「認定NPO法人ガイドライン」の作成が期待されている。ガイドラインは、行政庁が、認定NPO法人の関係者やその支援組織等とも議論したうえで、協働して作成することを求める。このガイドラインは、所轄庁の判断の適正化・統一化に寄与し、予見可能性を高めるとともに、NPO法人にとって制度の設計趣旨や重視すべきポイントを理解する契機となり、認定に必要な要件をより明確に把握できるよう支援するものである。

<ガイドラインに組み込んで欲しい項目>

ガイドラインの趣旨、目的を、NPO法の理念や認定NPO法人制度の策定の経緯（特に2011年（平成23年）改正の経緯）から明確にする。

認定NPO法人制度について、NPO法や認定NPO法人制度の趣旨が審査をする関係者間で十分に共有されていないことが、全国で一貫した運用を難しくしている可能性がある

* 1 第3章 財務分析 図表1 はじめに－データの概要と概観

* 2 第3章 財務分析 図表2～4 寄付額上位10団体について（2019, 2020, 2021）

る。こうした背景から、ガイドラインには、NPO法および認定NPO法人制度の目的や趣旨を明示し、所轄庁、認定NPO法人、そして新たに申請を行うNPO法人と共有することで、より円滑な運用が実現できるのではないかと考える。

寄付の証明方法の明確化

休日に知人から寄付を預かる際に寄付者から申込書を受け取れないケースや、法人のパンフレットを見て銀行振り込みで寄付する場合などが報告されている。寄付者の申込書があることがPSTの寄付金としての算入の条件としてしまうと、寄付者の利便性を損なうという面もある。一方で、寄付者の水増し防止の観点も必要である。

寄付者の意思表示が書面でない場合、どの範囲まで寄付金として認められるか、また寄付金として適切に認定するための方法について、例えば、寄付をいただいた方にお礼のメールを送った記録がある場合は、原則として寄付金として認めるなど、全国で一貫した運用ができるよう基準を明確にする必要があると考える。

寄付者名簿の形式の柔軟化

定められた寄付者名簿の形式について、「使いづらく手間がかかる」との声が多く寄せられている。例えば、「氏名」「住所」「寄付金額」「受領年月日」の4つの項目が網羅されていれば、寄付者名簿の形式は問わないとする、100名分の寄付者が確認出来たら、それ以上の寄付者についての名寄せは不要とするなど、法の基準を充足することができる効率的な形式で対応できるようにすることで、NPO法人の負担が軽減されることを期待するものである。

電子データでの保存範囲の明確化

認定NPO法人では電子データでの書類管理が進んでいるが、調査では紙出力が多く求められるため、電子化への対応が課題となっている。電子帳簿保存法に準じて、法人が最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿書類等は、プリントアウトして保存するのではなく、電子データのまま保存ができることを明確にするなど、どの書類が電子データで対応可能かを明確にすることで、紙の出力を最小限にし、効率的な保存管理が実現できるものとする。

4号基準のうち「受入寄付金の70%基準」の運用方法の改善

認定NPO法人制度の要件として、実績判定期間内の寄付金の70%を特定非営利活動に充てる基準があるが、国等からの補助金や委託の対価、民間からの委託収入等の全額を事業費から除くように指示を受けた結果、事業費が小さくなり、寄付金の70%を特定非営利活動に充てることができないなどのケースが報告されている。この基準の趣旨（寄付金を、その団体の管理費などばかりに充てて、本来の目的とする事業に充てないようなケースは好ましくない）を踏まえ、法人が寄付金をどの事業に充当しているのか、今後どのような事業に充当する予定なのかを明らかにした場合など、要件の趣旨からは問題ないケースにまで、硬直的な運用をする必要がないことを明確にするよう求めたい。

所轄庁ごとの独自ルールは設けない

預貯金の残高が1円でも異なる場合に認定を拒むケースや、職員のスキルアップのための研修費を共益活動とすることが求められるなどが報告されている。法人が従うべきルールを各所轄庁が独自に設定して押し付けることはせず、ガイドラインやQ&Aを不断に見直し、所轄庁ごとの判断のブレやばらつきの抑制をお願いしたい。

会計処理の修正や総会の開催について

NPO法施行規則第21条では、「不適正な経理」は、「当該NPO法人の経理でその支出した金銭の費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理とする。」とされている。しかし、会計処理に些細な誤りがあった際に、遡及して修正や総会の開催をしなければ認定がされないという運用が行われているケースが報告されている。

総会で承認済みの決算書については、誤謬が軽微な場合は、NPO法人会計基準で示されている「過年度損益修正」とし、軽微ではなく重要な修正を要すると法人が判断した場合には、臨時総会開催による再承認とするなど、自主的判断の有用性を示し、臨時総会の開催等を認定や更新の条件とする運用を控えることを明示してほしい。

標準処理期間内での処理

所轄庁の一部で、標準処理期間を超えて審査が行われることが常態化していると報告されている。標準処理期間内での対応に努めていただくとともに、審査期間の状況を公表するなど、透明性を確保することで法人が安心して申請に臨める環境を整えていただきたい。

費用対効果を勘案した提出書類の簡素化

役員や職員、寄付者等との取引を記載する書類が40ページを超えるなどの報告があり、一部の書類は作成に多大な時間を要するものがある。例えば、書式第17号の「資産の譲渡等の内容に関する事項」に記載した料金及び条件等に基づき行われている取引や、料金表、カタログ等に記載された金額に基づき行われている取引など、特定の人への過大な支払いなどの可能性がない取引は、記載の省略が可能とするなど、費用対効果を勘案し、書類の簡素化を進める。その結果、所轄庁と法人双方の負担が軽減され则认为る。

行政指導を行う場合の理由の開示等

認定調査で取り下げを求める場合には、申請法人が納得できるよう、行政手続法に沿った対応を徹底していただきたい。

申請法人が行政指導等に従う意思がない旨を表明したにも関わらず、行政指導等を継続することで申請者の権利行使を妨げてはならないとしている（行政手続法第33条）。

申請者が行政指導等に従わない意思を表明した場合には、行政指導等を中止し、申請に対し速やかに適切な対応を講じることが求められている。また、不認定等の処分を行うことができるか明らかではない場合等においては、当該処分ができる旨を殊更に示すことにより相手方に行政指導に従うことを余儀なくさせることをしてはならないとされている（行政手続法第34条）。

また、申請の取下げ又は変更を求めるものも含め、行政指導を行う際には、以下のことが定められている（行政手続法第35条第2項）。

- ①その権限を行使しうる根拠となる法令の条項を示すこと。
- ②その条項に規定する要件を示すこと。
- ③その権限の行使がその要件に適合する理由を示すこと。

さらに、行政指導が口頭でなされた場合において、その相手方から書面の交付を求められたときは、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならないこととされている（行政手続法第35条第3項）。

このほか、行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならないとされている（行政手続法第9条第1項）。

これらのことに留意し、適正な根拠法令を明確にし、認定要件に適合しない理由を丁寧に説明し、法人側から求められたときは書面で適合しない理由を明確にすることを徹底すると、法人側も安心して申請に臨めると考える。

認定要件の中の不確定概念についての所轄庁の裁量の抑制

行政手続法では、個別審査における判断のばらつきを防ぐために審査基準の設置が義務付けられている。しかし、認定NPO法人制度では、法令の規定において判断基準が言い尽くされているため、審査基準の追加設置は不要とされている。

このような背景から、審査基準をあえて設けないという趣旨を尊重していただき、「不適正な経理」「青色申告と同等の帳簿書類」「特別の利益の供与」など、解釈に差が出る可能性のある項目については、会計帳簿の改ざんや役員による資金の私的流用、補助金の不正受給など、意図的な不正行為等を具体的に記載いただき、担当者による裁量はできる限り抑制することを明記していただきたい。

また、「法令に違反する事実がないこと」の要件についても、認定NPO法人として法令に違反する事実とはどのようなものなのかをできるだけ具体的に記載いただき、所轄庁や担当者によるバラツキはできる限り抑制をしていただきたい。

『認定の間口は広く、事後チェックをしっかりとやる』の趣旨の明確化

2011年（平成23年）改正では、『認定の間口は広く、事後チェックをしっかりとやる』という趣旨のもとに、国税庁に代わり、法人の状況を常時把握できる状態にある所轄庁に認定機関が移管した。しかし、実際には、認定期間中の勧告、命令等（NPO法第65条）の是正措置を経ることなく、認定期間中に是正可能であったことについても、5年ごとの更新時に、要件違反で更新をしないという運用が行われているケースが報告されている。

『認定の間口は広く、事後チェックをしっかりとやる』という趣旨を再確認し、認定期間中の段階的な是正措置を有効に活用していただくことを求める。

<参考>「市民公益税制PT報告書」平成22年12月1日（水）市民公益税制PT

（2）新たな認定制度の創設と税制上の対応

新認定法に基づく新たな認定制度においては、「認定の間口は広く、事後チェックをしっかりとやる」との考え方の下、国税庁に代わる新たな認定機関による認定に移行するとともに、いわゆる「仮認定」制度の導入などの施策と合わせて、必要な調査や認定の取消しに至る前の段階的な是正措置等を行う監督制度を、次のとおり一体的に整備すべきである。この整備がなされた場合には、所要の税制措置を行う。

更新時の調査の重点化、簡素化、点検調査等の促進

立入調査に負担を感じる法人が多い。現在、ほとんどの所轄庁で認定・更新時に立入調査が行われている。

2010年（平成22年）改正では、認定手続きの簡素化の観点から、2回目以降の認定は、原則として、書面審査で行うとされ、適正性の確保については、事後的な実地確認により行うこととされた。また、認定機関が国税庁から所轄庁に移管した2011年（平成23年）改正時の国会答弁でも更新時の調査は、原則書面調査である旨が発言されている。

公益法人では立入調査において重点調査、点検調査が導入される。これらの方法を参考にして、すべての法人に一律に調査をするのではなく、法人の状況等に応じた調査方法の手法について紹介し、点検調査等のチェックポイントを例示するなどして、これらの調査方法を促進していただきたいと考える。

＜参考＞「認定NPO法人制度の手引（八訂版）」平成23年8月 国税庁

（問16）2回目以降の認定審査は、初回の認定審査よりも短期間で終了するのですか。

（答） 2回目以降の申請に係る認定審査については、原則として書面審査とする（審査過程で不明な点は、電話等で照会する場合があります。）ことにより、審査の迅速化を図ることとしています。

また、認定NPO法人の適正性については、事後的な実地確認調査を通じて確保することとしています。

「第百七十七回国会衆議院内閣委員会議事録第十三号」（平成23年6月8日）

遠山議員：再認定手続でございますが、これは今、国税庁におきまして、認定NPO法人の再認定の際は、行政側とNPO法人側の負担を減らすために、審査は原則書類審査で行うとされていると理解をされております。しかしながら、これも法律では明記されていないわけでございますが、この方針も運用上担保されると考えてよろしいでしょうか。御答弁をお願いします。

岸本議員：確かに、おっしゃいますとおり、有効期限五年でありますので、更新の手続が必要になります。その際に、今回、所轄庁の更新の審査は自治事務でございますので、その具体的な方法は、当然、当該自治体の判断によります。

しかしながら、パブリック・サポート・テストなどは、まさに数値基準でございます。その他の基準につきましても、五年間の認定期間中、現場に近い所轄庁がこれを満たしているかどうかについては随時確認を行うことがで

きます。

いずれにしても、認定基準は基本的には客観的、形式的に規定されるものでありますから、提出書類に疑いがある等の事情が特段ない限りは、基本的に書面による審査で行われるものと理解しております。

<所轄庁の方への要望>

認定NPO法人ガイドラインの作成に関連して、その運用について、所轄庁への要望をいくつか記載する。

毎年提出する事業報告書や役員報酬規程等の効果的活用

NPO法人は毎年事業報告書や役員報酬規程等を提出している。これらの書類を活用して確認作業を行うことで、実地調査の際は特に問題のある事項に重点を置いて調査を行うことで、法人の負担軽減が図られると考える。

また、重大な疑義がある場合には定期実地調査を待たずに追加の質問を行い、改善事項が確認された際には「勧告→改善命令→認定取消」といった段階的な対応をお願いしたい。

担当者による審査のばらつきの是正

担当者が変わると調査内容が異なるという声が寄せられている。担当者の異動は避けられないが、知識や手法の差をなくすため、研修や調査経験の共有などをご検討いただけると、一貫性のある対応が期待される。

不正行為等の重点的チェック

実地調査ではNPO法人の活動と運営の信頼性確認が重要であり、寄付者の水増しや虚偽記載といった不正行為等に重点を置いたチェックにすることで、認定NPO法人の適正運営を促進いただきたい。

返礼品付き寄付の取り扱いに関する事例の公表、事前確認

返礼品付きの寄付については内閣府から方針が示されているが、少額の返礼品がある場合の扱いが不明確なケースもある。寄付として認められなかった事例を可能な限り公表し、事前確認が可能な仕組みの整備をお願いしたい。

総会での決算書修正の強制の抑制

認定調査で、会計処理の誤りがあった場合に、臨時総会を開催し、誤りを修正した決算書の承認を受けることを認定や更新の条件とする運用が行われている例が報告されている。会計上の軽微な誤りであるような場合に、重要性の原則の視点から、臨時総会を開いて決算書を修正するか、あるいは、過年度損益修正損益として翌年度に処理をするのかは、法人の自主的な判断に委ねられるべきである。

「不適正な経理」に該当するかの判断基準は、NPO法施行規則21条の「NPO法人の支出した金銭の費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理」となっていることに留意いただき、会計データや決算書の軽微な修正に対し、臨時総会の開催を認定や更新の条件とする運用を控えていただきたい。

法律に提出義務のない書類提出の抑制

法律的に提出義務のない書類の提出や作成を求められるケースがある。NPOが、本来の活動にできるだけ多くの時間を費やすことができるよう、NPO法人への負担は最小限とする必要がある。

法律的に提出義務がない書類の提出や作成を求める際には、法人が納得した上で進められるよう、その必要性について明確な説明をお願いする。

細かい文字修正の抑制

役員の住所の記載が漢数字か洋数字か、句読点の位置の修正、誤字の修正など、認定要件には関わらない修正を求められるケースが報告されている。

認定書類は公開書類であるので、このような細部の修正は法人の裁量に委ね、指摘事項にとどめていただけると負担軽減につながると考える。

法人の状況等に応じた調査方法の促進

現在、ほとんどの所轄庁で認定・更新時に立入調査が行われているが、2010年（平成22年）改正では、認定手続きの簡素化の観点から、2回目以降の認定は、原則として、書面審査で行うとされ、適正性の確保については、事後的な実地確認により行うこととされた。

更新時については、毎年提出されている事業報告書や役員報酬規程等、認定時や前回以前の更新時の調査の実績、法人の規模などを踏まえたうえで、すべての法人を一律に調査

するのではなく、法人の状況等に応じた調査方法を促進していただきたいと考える。

認定NPO法人制度の周知・PR活動

所轄庁の方々には、認定法に基づく審査・監督のほか、認定NPO法人の自主的な取組の支援や活動の紹介、認定NPO法人に対する寄付の拡大など、認定NPO法人制度が目指す目的達成に向けた活動への支援にも力を入れ、課題である認定NPO法人制度の認知度向上を図っていただきたいと考える。

提言 2

寄付者名簿の効率的作成を官民協働で検討する。(行政庁の方、NPOの方に)

認定NPO法人制度では、パブリックサポートテストを認定基準の重要な要素としており、このテストを満たしているかを確認するための寄付者名簿は非常に重要である。一方で、多くの法人が寄付者名簿の作成に大きな負担を感じており、実態調査でも寄付者名簿に関する多くの意見が寄せられている。また、認定時や更新時の立入調査においても、寄付者名簿の確認に多くの時間が費やされているのが現状である。

近年、寄付者の管理をWEB上で行う法人が増えており、統一フォーマットへの出力に対して負担を感じる法人が多いことが指摘されている。さらに、パブリックサポートテストの絶対値基準で求められる「年平均で100人以上の寄付者」をはるかに超える寄付者がいる法人においては、寄付者確認の方法を一律にする必要性について再検討する余地があると考えられる。

パブリックサポートテストの要件を満たしていることを確認しつつ、NPO法人と所轄庁双方の負担を軽減するためには、寄付者名簿の作成方法について新たな仕組みを検討することが有益である。具体的には、官民協働で寄付者名簿作成の効率化に向けた議論を行うことを提案したい。

提言 3

認定NPO法人制度の一般周知を促進する。(主に行政庁の方に)

認定NPO法人制度がどのような制度であり、どのような特色を持つのかについて、一般市民への周知を図ることは非常に重要であると考ええる。

認定NPO法人制度は、一般市民からの支援の度合いを認定基準の重要な要素としており、通常のNPO法人よりも厳格な情報公開が義務付けられている。また、運営組織や事業活動の適正さを厳しく規定した要件を満たし、所轄庁から認定を受ける必要がある点も

大きな特徴である。しかし、これらの制度の特徴が十分に一般市民に伝わっていない現状があるのではないだろうか。

認定NPO法人実態調査によれば、認定NPO法人制度の意義についてマスコミ等を通じて発信したり、広報活動を充実させることへのニーズが非常に高いことが明らかになっている。行政庁には、認定審査や監督に加え、認定NPO法人の自主的な取り組みを支援することや活動内容を紹介すること、NPO法人ポータルサイトの周知に努めること、さらには認定NPO法人への寄付の拡大を推進することなど、自由で健全な市民の社会貢献活動を発展させる役割を積極的に担っていただきたいと考える。

また、NPO法人側も、自らの活動や制度の意義を広く市民に伝える努力が求められる。NPO法人ポータルサイトなどを活用し、積極的な情報発信に取り組むことで、一般市民にとって認定NPO法人の存在意義やその活動内容がより身近なものとなるのではないかと考える。

<具体的な提案>

認定NPO法人制度のマスコミ等への周知・PRイベント等の開催

認定NPO法人制度について、マスコミや一般市民への発信機会をもっと増やすことができないだろうか。公益法人では、専門のYouTubeチャンネルを開設し、有名人を招いた制度紹介など、効果的な発信を行っている事例もある。認定NPO法人制度についても、内閣府を中心に、メディアや一般市民向けの情報発信の機会を増やし、周知を広める場を作ることを要望したい。

NPO法人ポータルサイトのことをマスコミ等に発信する

NPO法の理念には、行政の関与を極力抑制しつつ、情報公開を進め、市民の監視によって公益性を担保するという考え方がある。この理念を体現する一つの取り組みが、NPO法人ポータルサイトである。

このサイトでは、NPO法人が所轄庁に提出した書類が公開され、誰でも簡単に閲覧できるようになっている。認定NPO法人の場合は、役員報酬規程や認定申請書類なども公開されており、制度として非常に透明性が高い。しかし、どれほどのマスコミや一般市民がこのサイトの存在を認識しているだろうか。

「信頼できるNPO」として最も重視される要素は「情報の公開」であり、NPO法人制度および認定NPO法人制度は、この透明性を制度に組み込んでいる。NPO法人ポータルサイトの存在をマスコミや一般市民に発信することで、NPO法人および認定NPO法人の理解や信頼がさらに高まるのではないかと考える。

認定NPO法人は、NPO法人ポータルサイトで情報を積極的に発信する

2016年（平成28年）の改正により、NPO法72条に第2項が新設され、NPO法人の信頼性向上を目的として、内閣府NPO法人ポータルサイト等を活用した情報公開が努力義務として規定された。しかしながら、現在、多くのNPO法人ではポータルサイトの活用が十分ではないように見受けられる。

NPO法人自身が積極的にポータルサイトで情報を公開し、ポータルサイトの価値を高めることが、結果としてNPO法人全体、さらには認定NPO法人の信頼性向上につながるものとする。

認定NPO法人制度をアピールできるリーフレットの作成

認定NPO法人制度の意義や魅力を伝えるリーフレットを作成し、認定NPO法人であればどの法人でもダウンロードでき、自身の法人名を入れて活用できる形式にすることは有効ではないだろうか。このようなリーフレットを通じて、各法人が制度の意義を広く発信する手助けとなり、認定NPO法人制度の普及と理解の促進に寄与するものと期待される。

提言 4

NPO法人自身のレベルアップを図る。（NPO法人、NPO支援組織の方に）

NPO法人が一般市民からより信頼されるためには、NPO法人自身もレベルアップを図ることが大切である。認定NPO法人や認定を目指す法人が、認定制度を活用しながらNPO法の理解を深め、ガバナンス力やマネジメント力を向上させることが望まれる。さらに、NPO支援組織としても全国の支援団体と協力し、NPO法や認定NPO法人制度への理解促進を図る場を提供していきたい。

<具体的な提案>

NPO法や認定NPO法人制度について学ぶ機会の拡充

認定を目指す法人はもちろん、認定を受けた法人も、NPO法や内閣府のNPO法Q&Aを学び、NPO法が求めることや所轄庁の考え方を理解することが重要である。このような学習機会を充実させることで、NPO法人自身のレベルアップを図りたい。

認定NPO法人同士のつながりを強化する場の提供

認定NPO法人の数が少ない地域もあるため、地域を超えた交流の場を設けることが効果的である。他法人の取り組みを共有することで、認定NPO法人としての組織力を強化できると考える。

たとえば、寄付の対価性の判断や所轄庁からの指摘内容に関する情報を出し合い、意見交換を進めることが期待される。

事前チェックリストの活用

NPO法人が認定申請や事業年度ごとの書類提出時に、事前チェックリストを併せて提出する方法が考えられる。これにより、所轄庁の確認作業が効率化される可能性がある。

例えば、NPO会計税務専門家ネットワークの「認定NPO法人認定基準等チェックリスト」や「業務チェックリスト」、日本公認会計士協会近畿会の「NPO法人会計セルフチェックリスト」などの普及も一案と考えられる。

寄付の対価性や調査事例の共有

これまでは、認定NPO法人ごとの事例共有が十分ではなかった。他団体や所轄庁での判断事例を広く共有し、一般公開することで、認定NPO法人や認定を目指す法人にとって有益な参考資料となると考える。

相対値基準や小規模法人における特例の利用促進

相対値基準は、寄付者がそれほど多くないNPO法人であっても、事業収益が多くなければ要件をクリアできるケースが多い。また、相対値基準には小規模法人の特例という、事務処理の簡便化のための制度もある。相対値基準及び小規模法人の特例を多くの法人が利用できるよう、NPO支援団体がテキストや動画を作成するなどして支援を行うことが、認定NPO法人を増やしていく上では有効ではないか。

所轄庁への説明のための根拠整備

所轄庁からの指摘に対応するために、必要な説明資料や情報の収集方法について支援を行うことが役立つと考える。

認定NPO法人に関する書籍の発刊

認定NPO法人を目指す法人や、認定を受けた法人にとって参考となる書籍を発刊することで、認定制度の間口を広げるとともに運営の向上を支援することができる。

認定書類作成支援の動画作成

認定書類の作成に難しさを感じる法人が多いため、申請書の内容や提出書類についてわかりやすく説明する動画を提供することも有効である。

その他 法律改正などに関わる事項

寄付金受領証明書のPDF化

寄付金受領証明書をPDFで発行したいというニーズが高い。

法律では書面又は国税庁が定めた電磁的方法でのみの発行が認められているが、現実にはPDFで寄付金受領証明書を発行している法人が多く見受けられ、寄付金受領証明書の取り扱いは混乱している。

少額の寄付金（例：1万円以下）についてはPDF発行を認めるなど内閣府から国税庁への働きかけを検討していただきたい。

絶対値基準における小規模法人特例の導入

今回の調査に回答した認定NPO法人のうち、収入規模が1000万円以下の法人が全体の1/3である。また、寄付金額が100万円以下の法人も26%、500万円以下の法人が62%である。

こうした小規模法人に対し、現在の事務負担を軽減するため、絶対値基準にも小規模法人特例を設けることをご検討いただきたい。例えば、相対値基準と同様に収入規模800万円未満で役員を除く寄付者が50名以上であれば、匿名寄付や少額寄付でも認めるなどが考えられる。法人規模に応じた負担軽減により、調査の効率化にもつながるのではないだろうか。

滞納処分を受けたことのない証明書の添付不要化

滞納処分を受けていない旨の証明書取得が負担となっている。公益法人では、事業報告書の提出時に国税に関する納税証明書の添付が不要（地方税は必要）とされている。認定NPO法人でも添付不要の仕組みを導入することをご検討いただきたい。

認定NPO法人実態調査の参考意見

上記の提言について、参考にしたNPO法人からの意見などを掲載する。提言は、これらの意見を集約したうえで、「認定NPO法人を増やしたいプロジェクト」でまとめたものである。

なお、■ 緑色の部分は第1章～3章からの引用、■ 水色の部分は、第4章の選択式回答項目の回答、■ 桃色の部分はNPO法からの引用、それ以外は、第4章の自由回答項目になる。

提言 1

認定NPO法人ガイドラインの作成を求める。

<ガイドラインに組み込んで欲しい項目>

■ ガイドラインの作成を求める理由

参考とした自由回答等

- 所轄庁担当者の裁量の範囲があまりに大き過ぎる。担当者により異なるというのは、多少の範囲が許容されるものであって、5年に一度の更新作業負荷が大きく異なるというのは違和感がある。
- 「何をチェックするのか」が全国的に見える化されるとありがたいです。自治体や担当者によるブレは準備のうえでつらいです。
- 全てを明確にすれば不備で取り消しになる団体もないのではないかと思います。できれば全国統一にする。
- 認定が認められなかった団体の調査をしていただき、どんな要件でなぜ認められなかったのかを団体名は隠す形で公表していただきたい。都道府県・政令指定都市でもあまりにも基準に違いがあるのではないかと思います。そのあたりもぜひ調査結果を共有いただきたいです。
- 認定NPOに対してのルールを所轄庁の裁量ではなく、内閣府がもっとハッキリ明示して欲しいです。
- 所轄官庁（地方自治体）により認定基準に甘い、難しいがあることをNPOの人々は一般常識的に知っています。なるべく統一基準にしたほうが良いと思われます。また実地調査に来る人の中にはあまり態度の良くない人もまま見受けられます。そういった理由から複数人で来るのだとは思いますが、こちらからは言いづらいことなので、所轄官庁の中できちんと対応して欲しいと思います。

■ ガイドラインの趣旨、目的をNPO法の理念や認定NPO法人制度の策定の経緯から明確にする。

参考とした自由回答等

- 2023年度の更新にあたり、2回目ということもあってこちらも準備はある程度出来たと思っています。実際担当官から、1回目の更新と比較すると見違えたという評価をいただきました。ひとつ指摘できるとすると、人間がやっていることなので、ある程度は仕方ないとは思いますが、調査チームによって雰囲気や厳しさのレベルが違うことがままあります。基本的には「きちんと運営されているところは後押ししたい」という姿勢が感じられるので、ありがたいとは思いますが、さらに、NPOの活動意義や情熱をしっかりと感じてバックアップをしていただきたいと心から願います。
- 信頼するNPO専門の税理士先生と出会い、認定を取得するまで、団体設立から7年もの年月を要しました。まず、役員の3分の1ルールを知らず、2-3年棒にふり、そのあと、所轄庁に初めての申請を行ったものの、解釈の違いから認定を取得することができず、膨大な準備が水の泡になりました。我々の団体は、少し他の団体とは異なる運営をしているため、その所轄庁は通すよりも落とすための審査をしている印象がどうしてもぬぐえず、永遠に通るイメージが持てず、本部を移すことでほかの所轄官庁で申請を行い、一回で認定を取得することができました。所轄官庁の方も非常に丁寧で、相談にものってください、これが本来の行政のあるべき姿だと納得しました。

■ 寄付の証明方法の明確化

参考とした自由回答等

- 認定の調査で、以下の項目のうち、所轄庁と意見が異なった項目についてチェックをしてください。
PST（寄付者としてカウントできる） 45件（13%）
- 更新の現地訪問は、ほとんどの時間を寄付者名簿と領収書の発行履歴を突合する作業に充てられていました。領収書発行は希望しない人にはしていない。と伝えたら、基本的に発行して下さい。と言われ、疑問に思いました。
- ボランティアや休日に会った知人から、寄付を預かることがある。「寄付申込書がない」と言われてももらいにくいので、領収書に寄付金として受け取ったことを通知していればよいことにしてほしい。

- 2023年度、認定更新が2回目だったので、日常業務の中で更新を見据えて処理をしてきました。その作業自体が大変ではありましたが、後で慌てないためには日常的にポイントを抑えて対応することだと思います。例えば寄付の意思確認について、現場では現金が手渡しで「これ寄付です」と言われることが多いのですが、そういった現場には寄付金申込書のついた封筒を必ず用意し、その場で直筆で書いてもらう、（個人名がわからなくなるので）銀行振込の際には必ず金額付でメールをいただき、それを証明とする、ホームページに寄付金申込フォームをアップして入力してもらう（スマホが多いのでなるべく簡潔に入力できるようにする）など、寄付金の処理についての仕組み作りが一番苦労したと思います。
- 事業所のパンフレットで、銀行振り込みでの寄付を依頼していますが、入金されたものが寄付なのかどうか不明だと指摘された。寄付 ○○○○と、記帳してもらうことで今後の課題とした。
- 寄付のお願い等の振込用紙に寄付者の「寄付意志」の表示を求められるような内容がありました。こちらの都合で寄付者に対してそれが寄付かどうかを表明させる手間を与えることに非常に疑問をいただきました。
- 寄付申込書のない個人の寄付はすべてPSTから除外した。
- 判断自体に特に異議はありませんでしたが、この運用は、寄付者の利便性をやや損なっていると思います。
- 銀行振込の寄付の場合、寄付申込書がない人もいる
- 当法人は寄付金受領証明書のコピーをもってPSTの裏付け資料としているが、現地調査の際に、「寄付申込書はないのか？」と聞かれたことがあった。「本人が寄付したいという意志」を証明するものが欲しいと言われたが、「寄付している行為そのものが、その意志の表れであり、現実的にそのような資料は厳しい」と言ったらしぶしぶわかってもらえたが、寄付者名簿そのものより、裏付け資料を整えることが最も負担。

■ 寄付者名簿の形式の柔軟化

参考とした自由回答等

- 寄付者名簿については、元のデータベースからExcelに展開して作成しますが、定められたフォーマットに成型する作業が非常に細かく大変です。必要な情報が決まった順に並べられていれば提出可能となれば、とても助かると感じています
- 寄付金の名簿作成。特に名寄せなどの作業が煩わしく、寄付者の個人情報のこともあり、そこまで厳密にする必要があるのか疑問に思う。書類はワードの様式だが、

エクセルを使えばもっと効率よく記入できるのではないか。

- こちらで作成している寄付者名簿と所轄庁が求めている寄付者名簿の期間と内容が違（1月～12月と4月～翌年3月）ため、2種類の名簿を作成しなければならない。ルーティンワークにしていまえばいいが、最初は時間のロスを感じた。

■電子データでの保存範囲の明確化

参考とした自由回答等

- 全てを紙に印刷して準備するのが大変だった。
- 実地調査の際に感じたことであるが、ペーパーレス化の時代に、電子データを大量に印刷（5年分）したことは大変でした。電子帳簿保存法施行後、どのようなかたちで調査が行われるようになるのか気になります。
- 過去の領収書や従業員の給与明細などPCで保管していましたが、紙媒体での印刷が必要と言われ、システムの変更に費用がかかりました。（領収書の発行は単年度分しかこれまでできなかったため）
- PCデータとして保存するのが主流となってきたところに調査の際にほとんどの書類を印刷してみてもらうのはSDGsの観点からみても変えていただきたいと思います。
- すべて紙ベースで確認することをどこまで続けるのか？ 今後デジタル化が進んでいくので、検討してもらいたい。
- とにかく調査の際に「紙」に出さずに済むような方法で行っていただきたい
- 審査のためだけに全て印刷すること。データ、紙ベース両方どちらかを選択して調査出来るといい。ペーパーレスを普段推奨しているのに、調査の為に全て紙ベースは改善してほしい。
- 2回目以降の実地調査／5年分の経理書類を倉庫から出して会議室に運ぶなどスペースの問題等が大変。今回も段ボール20箱を運んだので。

■4号基準のうち「受入寄付金の70%基準」の運用方法の改善

参考とした自由回答等

- ・5年間の収支内訳表を作成し、事業費に充てた割合が70%以上となる根拠資料を作成し、提出した。
・「委託・補助・助成金はまず先にその特定の事業に使うべきものなので、それを

全事業費から引いた上でこの基準に当てはまるかどうか検討する」というようなことを言われたが、腑に落ちていない（寄付金を充当している事業の損益を出したがそれでは不十分、とのこと）

- 第4表次葉で、研修会補助金として計上した金額を委託費として判断されたため、特定非営利活動に充てた金額が70%を下回るため認定更新は承認されない。このことに対して、委託費ではないことを申し立てる資料を添付し異議申し立てをおこない、認定更新の承認を受けた。
- 見解の相違についても調査担当者は丁寧に説明くださり感謝しております。国等からの受託収入はともかく民間からの受託収入の全額を事業費から除外すべき根拠については疑問に感じております。
- 介護保険や医療保険の事業については、行政委託事業のような扱いになっており、赤字になった場合しか寄付が充当できないことになっている。介護医療系NPOにとって、本来使いたい分野での使用が制限されている実態がある。これでは一生懸命寄付を集めても70%基準によって認定更新ができなくなってしまう。そもそも保険事業は行政からの委託事業ではないと考える。この点はNPOの福祉活動分野の充実を大変損ねているように思うので、事業費の内の特定の費目を寄付充当できるようにするなど改善してもらいたい。
- 実績判定期間中に寄付金の70%を事業費に充てられるかどうかについて、法人がコントロールできない部分があります。仮に、判定期間の終盤で多額の寄付を受け、事業計画にない支出を急ぎ検討しなければならない事態は、必ずしも特定非営利活動の本分とは言えないのではと考えます。寄付のタイミングによっては支出できず、認定更新ができない可能性があります。
- 委託・補助・助成金を除いた額で70%以上となると、管理費がある程度かかる団体はギリギリになる可能性がある。基準自体は変える必要はないと思うが、寄付をどの事業に充当したか、法人が示せる書類があればそれでOKとしてほしい。
- 助成金は、基本的に人件費をカバーしないため、管理費はどうしても寄付金から捻出することとなる。70%事業費の要件は、その実態を反映していない。
- 災害などが起こると、急激に寄付額が増える。それが判定期間終了直前だと70%基準をクリアできないことが予想される。クリアできない時に特定資産にすればいいことも分かっているが、災害対応中に仕事が増えるのも本末転倒だと思っている。

■ 所轄庁ごとの独自ルールは設けない

参考とした自由回答等

- 監査法人の監査証明よりも、所轄庁独自の「銀行残高が1円でも合わないダメ」という法律上の根拠のない基準が優先され、1円の過年度損益修正を翌年計上して対応しました。
- 活動報告書において、2期連続の赤字だったら、認定できないと言われた。認定を取るための相談をNPO法人設立時より相談していたのにも関わらず、認定書類を提出時に初めて言われた。
(対応) クラウドファンディングを実施し、黒字にした。そして、収益事業をスタートさせた。
- 共益活動要件：職員のスキルアップのための研修費もこれに含めるように言われたが、特定非営利活動に資する費用であるので、なんの意味があるのか。
- 認定基準は、認定のために必要な基準で設定し、きちんと公表して欲しいです。(独自解釈の基準を勝手につけないで欲しい)
- 不適正な経理とされる判断基準が所轄庁によっては厳しすぎるので、会計の重要性の原則も踏まえた判断基準を設けてほしい

■ 会計処理の修正や総会の開催について

参考とした自由回答等

- 所轄庁から指摘を受け、総会を開いて過去の年度の会計データを修正したことがある。 9 %
- 毎年の事業報告だけでも大変ですが5年分を見直したり計算しなおすのでとても時間がかかっています。そこで過去の事業報告書に間違いがあると、総会を開催して訂正をしなくてはいけないので、大変な労力が必要です。
- 数百円の重複記帳による期末残高不一致を、不正確な虚偽記載として不合格とされた。
- 仕訳の間違いが見つかり、過年度修正したいと主張したが、二年分遡って修正し臨時総会をして承認するように言われた。
(対応) 仕方がないため言われた通り、過去2年度分の決算の修正をし、臨時総会で承認した。小規模団体で、修正も数百円であり、課税事業者でもないため問題ないのだろうが、遡って修正することには納得がいかなかった。
- 専門家(会計)に決算をみてもらった際に会計処理の考え方に相違があり、会計

データは修正せず過年度損益修正損益として修正しました

- 過去の会計書類の修正は、総会を開いて、所轄に提出済のものなのに修正を求められて困惑した。実地調査が、10時から16時、4日間に渡って実施され、大変負担だった。

■標準処理期間内での処理

参考とした自由回答等

- 所轄庁に認定申請をしてから調査があるまでの期間
2か月以内 36%、4か月以内 29%、6か月以内 18%、7か月超 9%
- 所轄庁に認定（又は更新）の書類を提出してから認定（又は更新）されるまでどれくらいの期間でしたか？
4か月以内 46%、6か月以内 25%、10か月以内 18%、11か月超 4%
- 認定更新申請書類を提出してから現地調査までが長すぎる。また、現地調査から認定承認までも時間がかかりすぎると思う。

■費用対効果を勘案した提出書類の簡素化

参考とした自由回答等

- 物販事業をしているが、寄付者の方々が理念に賛同して購入してくださるケースが多く、役員、職員、寄付者への資産の譲渡のリストを5年間分作るとなると40ページを超えるものになってしまい、作成にかなりの時間を要した。
- 役員の講師派遣などを行っているが、その1回ごとの金額と講師名を挙げるなどしなければならず、非常に煩雑な作業だった。
- 第4表付表2については、寄付者との取引を記載するようになっており、寄付者数が年々増えるなか、特定するのが難しいと感じている。

■行政指導を行う場合の理由の開示等

参考とした自由回答等

- 総勘定元帳と領収書、請求書を突合せ、不明点についての説明を求められた。代表者借入金について借用書及び契約を結んでいなかったことを指摘され整備した。給

与の手当て名の一貫性がないことを指摘され整備。実地調査の際に、手当・賞与について「これは、法人の業績によって出したのですか？」と聞かれ、「はい」と返事をしたところ、後日、利益の配分として規定との不整合を指摘され基準を満たしていない判定となった。正しくは、「法人の経営状況」と答えなくてはならなかった。また、建物や借入金の契約書の不備や内容不足について、締結当時に詳しく相談できるものがいなかった、経営が厳しかったことを説明すると大変でしたね。と親身になって聞いてくれていたが、こうすれば良いなどの対応はなく、「不備、不整合」として同じく基準を満たしていない判定となった。実地調査の時には、非常に人あたりがよく何でも相談に乗りますよ。大丈夫ですよ。といったような穏やかな雰囲気を出しており、油断してしまった。再審査中、電話で担当者に相談をしていると、「急に、上司に電話を代われと言われてしまいました。」と上司が電話口にて「うちの担当が甘いことを言っているようなので、はっきり申し上げますが、書類が揃わないなら、何を言っても無理です。更新はできません。申請を取り下げることをご検討ください。」と語気厳しく言われた。確かに、NPOの運営や経理、契約締結など経営に不勉強なことも多かったが、次回の更新は気が重い。

- 調査において申請内容に問題があることを理由に、調査員の判断により、その場で申請の取下げを執拗に求めることを禁じてほしい。当団体では、2回ほどその判断を覆させた経験がある

■ 認定要件の中の不確定概念についての所轄庁の裁量での判断の抑制

参考とした自由回答等

- 第三号基準の組織運営と経理の基準があいまいなため、どれだけ求められても跳ね返せない。
- 「適切な会計」「適切な組織運営」など「適切な」という言葉が非常にあいまいで、行政側はどこまでも調査しようと思えば調査できてしまいます。そのあたり、公益社団法人や公益財団法人との違いも気になります。認定NPO法人もNPO法人という自律的な組織形態の延長線上にあるべきで、税制優遇があるとはいえ、認定になると突然管理監督色が強まるのはNPO法人としての特色が薄れてしまうのではないかと危惧しております。

■『認定の間口は広く、事後チェックをしっかりとやる』の趣旨の明確化

参考とした自由回答等

- 内閣府内の市民公益税制PT作成の報告書には、「新認定法に基づく新たな認定制度においては、『認定の間口は広く、事後チェックをしっかりとやる』との考え方の下、国税庁に代わる新たな認定機関による認定に移行する」といったことが明記されている。
- 「非営利活動を活発にする」ことが目的だと思っているが、あまりに詳細な点までたくさんの調査ポイントがありすぎて逆効果ではないか？今のままだと、認定を目指す団体は増えるはずはないと思える。

■更新時の調査の重点化、簡素化、点検調査等の促進

参考とした自由回答等

- 平成22年改正：認定手続の簡素化等
国税庁が行う特定非営利活動法人の認定審査について、2回目以降の認定は、原則として書面審査により行うこととし、適正性の確保については、事後的な実地確認により行うこととされた。2回目以降は、国税庁もすでに当該法人の状況を把握できる状態でもあるため、手続きの合理化がなされたものである。
- 実地調査があった率 94%
- 実地調査はどれくらいの時間がかかりましたか？
半日 27%、1日 49%、2日以上 22%
- 実地調査に来た担当者は何人でしたか？
1人 1%、2人 30%、3人 38%、4人以上 27%
- 認定調査について2回目以降は書面審査にして欲しいと思いますか？
はい 84%、いいえ 16%
- 現地調査が細かすぎる（当法人の場合は3人が3日間9:30～17:00までみっちり）。あまりにも更新手続きが煩雑すぎかつ細かすぎて、他の団体に認定NPOを勧める気になれない。
- 5年に一度の更新手続きなので、その間、担当者が退職等で入れ替わると業務や書類の連続性を内部チェック・整理するのに時間を取られるし、書類も大量で所轄庁による調査期間も3日くらい必要となる。毎年提出書類の審査や、例えば2年ごとの簡易な調査などで日常的に状況把握していただければ、更新に当たって、所轄庁及びNPOの両者ともが、あまり時間やエネルギーを使わなくても良いのではな

いかと思う。

- 少数精鋭で活動を行っている法人にとって、認定5年後の認定更新は、新規の認定を獲得する以上の労力がかかり非常に負担だった。新規認定には3年の実績が求められるが、認定取得後に運営実績を経て受ける認定更新は5年間の実績が必要になる。実績のある認定団体の更新事務はもっと簡易的な形式にしないと、既存の認定団体はもちろん、新規で認定を目指す団体のモチベーションを著しく低下し、結果的に国内のNPO活動促進や寄付を通じた経済・社会活性を果たせなくなることを強く危惧する。

提言 1

認定NPO法人ガイドラインの作成を求める。

<所轄庁の方への要望>

■ 毎年提出する事業報告書や役員報酬規程等の効果的活用

参考とした自由回答等

- 平成23年改正（第2次改正）：認定機関の移管等
認定の判断は、それまでの国税庁（国税庁長官）から、認定を受けようとするNPO法人の所轄庁が行うことになり、認定機関が移管された。
これは、事前相談を含む、認証・認定事務のきめ細かい監督が一元的に行われることで（従来、認証は所轄庁、認定は国税庁と二元的に行われていた）、自治体とNPO法人が協働しやすくするためであるとされる（内閣府「改正特定非営利活動法人について」）。
- 基本的に毎年所轄庁に提出している内容がベースではあるので、ある程度は自動的に蓄積された情報で判断してほしい
- 毎年、所轄庁に報告をだしているにも係わらず、それを認定更新の際に、再度まとめられることは疑問である。
- 毎年度の提出書類と更新提出書類の文言に齟齬があった。毎年度の提出時に指摘が無かった事項を更新時に指摘され、遡って再提出した。
- 毎年の提出書類の審査や、例えば2年ごとの簡易な調査などで日常的に状況把握していただければ、更新に当たって、所轄庁及びNPOの両者ともが、あまり時間やエネルギーを使わなくても良いのではないかと思います。
- 全てにおいて、毎年度出しているものに関しては書類を簡略するなりしてほしい

■担当者による審査のばらつきの是正

参考とした自由回答等

- 所轄庁担当者によって、確認プロセスが大きく異なると感じます。初回更新の時は、3回ほど実地調査に来て、様々な書類を提出し、何度も申請書類を書き直し、非常に苦労した記憶があります。（こちらが不慣れで書類不備も少なくなかったとは思いますが、重箱の隅をつつくような問いを多く受けました）その担当者が退職され、新たな所轄庁担当者のもとで認定更新申請を行った前回は、体感的労力では4分の1程度でした。同じ制度の、同じ所轄庁のもとで、担当者が異なるだけで実務上はこうも違うものか、それで良いのかと感じます。
- 所轄庁の担当者が変わると、確認内容が違ったり、以前指摘がないものが指摘されたり、修正することになったりしたことが疑問に思うことがありました。
- 実地調査の質問への対応によっては、認定自体が取り消しになるようなことを言われて大変驚きました。そのようなことは事前に告知すべきだと思いました。今回更新にあたって事前にそういった内容について書面が来ましたが、組織運営について認定に関わるようなことで、他にもよくある問題であれば今回のように事前告知すべきだと思います。
- 所轄庁の担当者が認定NPO法人の申請・更新手続きについて、必ずしも詳しくないことがある。行政職員は異動も多く、担当課の人数も少ないので致し方ない点もあるが、それならば手続きや申請書類をもっと簡素にした方が、申請する側も手続きする側も負担が減るし、無駄なやり取りが減るのではないかと。

■不正行為等の重点的チェック

参考とした自由回答等

- 大変細かい点での修正がいくつか求められたことには、ルールを守ることの重要性は理解しつつも、必要以上の工数をかけていると感じる。
- 当団体の住所地は古くから町内会活動が活発であるため、当該町内会に所属。その町会から案内を受けた一回性の奉賛金を、町内会融和の一環として、名目的に少額支出。
特定の宗教活動に関与する意図は一切なかったとはいえ、今後はこの点について慎重を期し、地域関係といえども社寺等の宗教活動を行う団体に対しては名目の如何を問わず一切金銭の支払いを行うことはしないことを誓約。
- 不正、違法がないが、些細なミスなどがあった場合、そのミスの修正をすればいい

だけのことであり、それを認めるようにすべきだと感じます。また、そもそも、取り組む事業の実績、効果などを前提に評価すべきであると思います。

■ 返礼品付き寄付の取り扱いに関する事例の公表、事前確認

参考とした自由回答等

- 疑問に思ったこと、寄付の声掛けは強要になる、ならないに戸惑いました。保護猫活動を行うにあたり、ご寄付を頂きながらの活動になってますので。
- 寄付者に送っていた有料の冊子を、ある時から送っていなかったが、そのことを明確に事前に知らせていなかった時期には、期待して寄付をした可能性があり、その寄付者はPST上の寄付として認められないと当初言われました。結局は認められました。
(対応) 申請を取り下げないことを所管庁に伝え、対面や電話で話をした結果、認めることが決定したとの連絡を受けました。またそれに伴い、求められた追加の書類も提出しました。
- 無料の周年イベントを行った際、サポーター向けに広く一般に告知したが、「サポーター」という表現が寄付者向けとみなされて、対価性があると指摘された。
(対応) 寄付者名簿から外した。
- 今後の更新申請のための事前質問に対し、入場無料のコンサート案内を差し上げる賛助会員に登録することも対価と見做すとの所轄庁の窓口の回答に困惑、クラウドの返礼品になにもない旨のコメント追加。

■ 総会での決算書修正の強制の抑制

「提言1：ガイドラインに組み込んで欲しい項目、会計処理の修正や総会の開催について」を参照

■ 法律に提出義務のない書類提出の抑制

参考とした自由回答等

- 法律で定められている書類以外に追加資料の提出などを求められたことがありますか？

はい 33%、いいえ 67%

- 法的根拠のある書類は大変でも作ることに疑問はなかった。しかし、追加書類の作成について、

01 支出先内訳 5 年用は県でも作れる書類で、なぜうちで作らなくてはいけないのかわからなかった。

02 役員履歴確認様式は、個人情報に関わる書類で、その割に作る必要が県のアプリバイ作りにしか感じられなかった。

03 共益要件チェックリストは、初回認定時にも法的根拠がないと一旦拒み、今回更新に向けては、県の方で作成できるように、毎年事業報告書を作っていたのに、再度作成を求められた。

いずれの書類も、法的根拠がないなら、必要書類なら HP に法的根拠がある書類と共に掲載してくれと言ったが（初回にも言った）、反映されていない。また、提出しないなら、認定の更新に差し障るかのようにも言われた。

- 認定書類以外に提出を求められる資料が多すぎる

- 申請から認定まで 1 年以上かかりました。

パブリックサポートテストが条例個別指定で申請したので寄付者名簿の提出は不要であるにもかかわらず、提出を求められました。寄付者名簿は、作成していましたので書面で提出するとさらにデータでも提出を求められましたのでデータにおいても提出しました。提出理由を尋ねましたが明確な理由の回答がなく疑問に感じています。

■細かい文字修正の抑制

参考とした自由回答等

- 役員の住所の記載などを漢数字か洋数字で修正を依頼されてくる等、通年提出している書類と公的書類に一言一句相違があってもだめと言われることが大変。
- 句読点の位置の修正等、細かい指摘が多く、書類作成が大変だった。

■法人の状況等に応じた調査方法の促進

「提言 1：ガイドラインに組み込んで欲しい項目、更新時の調査の重点化、簡素化、点検調査等の促進」を参照

■ 認定NPO法人制度の周知・PR活動

参考とした自由回答等

- 所轄庁に望むことは（認定申請とは直接関係はないのですが）、現地調査は、所轄庁の担当者がNPO法人の事務所を訪問する数少ない機会であるでしょうから、当法人の日頃の活動などについても聞き取りや情報交換をする時間を設けてもいいように考えています。
- 認定NPO法人が、いかに厳しい認定基準をクリアできて認証されたかについて、もっと所管庁も含めてPRする。
- 所管する自治体の支援がない！もっと各自治体で活動している認定NPO法人の広報をして欲しい！資金調達をする際に、自治体が保証して低金利で融資を受けることが出来るようにして欲しい。新たな活動をしようとする、資金が必要だが、寄付金だけでは新しい事業を始める事はできない！自治体の融資制度を作って欲しい！

提言 2

寄付者名簿の効率的作成を官民協働で検討する。

■ 寄付者名簿の効率的作成に向けて

参考とした自由回答等

- パブリックサポートテストについて、どのようなことで所轄庁と意見が異なりましたか？
寄付者名簿の作成の不備 40件（12%）
- 認定の申請・更新のうち、作成が負担であるものを選択してください。
寄付者名簿 156法人（46.4%）
- 寄付者名簿については、元のデータベースからExcelに展開して作成しますが、定められたフォーマットに成型する作業が非常に細かく大変です。
必要な情報が決まった順に並べられていれば提出可能となれば、とても助かると感じています。
さらに、匿名寄付を除いたり、同姓同名や同住所が含まれると紛らわしいためそれらを除いて作成する作業も行っており、手間と時間がかかります。
- 寄付者名簿は初回認定申請時のみ提出閲覧対象外書類ということで、こちらでは会

計で打ち込んでいる帳簿でのチェックで対応できるとおもっていたが、チェックをして頂く際に、照らし合わせが大変ということで、寄付者名簿をチェックしやすいように作成しなおした。何度か、作成したものでは通らず、テンプレートを頂き作成しなおした。

- 寄付金の名簿作成。特に名寄せなどの作業が煩わしく、寄付者の個人情報のこともあり、そこまで厳密にする必要があるのか疑問に思う。
- 所轄官庁の質問や対応は真っ当な内容だったのですが、どうしても負担に感じることもあり、下記に記載させていただきます。
 - ・ 寄付者リストが入力した寄付フォーム（寄付者自身が入力した資料）に誤字脱字があり、その修正を自団体で担った点が負担になりました。
 - ・ 寄付者の寄付当時の住所提出が求められた点。企業の移転により住所が新しくなると、自団体で修正が必要なため負担でした。
 - ・ 寄付者リストの提出は外部に委託することはできず、職員が対応する必要がある。当団体は当時、職員1名で対応していたため、どうしても労務に負荷がかかりました。
- 更新の現地訪問は、ほとんどの時間を寄付者名簿と領収書の発行履歴を突合する作業に充てられていました。領収書発行は希望しない人にはしていない。と伝えたら、基本的に発行して下さい。と言われ、疑問に思いました。
- 寄付を受けた日付順に寄付申込書を綴じているが、寄付者名簿は名寄（あいいうお順）のため、調査の場で突き合わせることになった。立ち会ったスタッフ2名のうち1名がその場でファイルをばらけて、調査担当者のチェックに対応することになった。大変だったし、非効率的だと感じた。どういう形で書類を調査をされるのか事前に知りたかった。
- 会計で打ち込んでいる帳簿では照らし合わせが難しかったのか、所轄庁からの指示に合わせて寄付者名簿を作り直した。
- 領収書不要の方には領収書を渡していないので、領収書控えがなく、確認してもらうのが大変でした。不要の方に渡さなくても、保存するようにしています。
- 拒否しましたが、領収書を寄付者別にまとめるようにと言われたり、当日に前述の通り、寄付者の領収書を全部チェックされたり、賃金台帳を5年分チェックされようとして、無意味だとは思ったけれど、チェックされるならなさったらと思ったけれど、5時までには終わらなくて、1年分のチェックだけで帰られたりと、全体に県の都合がよいように、県が認定のチェックをしましたと言えるようにと、作業されているように感じました。そのために費やした時間がもったいなかったです
- 寄付者名簿が政治的に悪用されないか懸念がある。名簿の扱いについて、寄付者に安心してもらえる広報をしてほしい。保管書類のデジタル化に今後対応するのだから

うか。

- 寄付者全員の住所等の打ち込みが大変時間を要しています。
- 寄付者名簿…寄付時点と現住所の違いを管理するのがなかなか煩雑。最新の情報に更新しがちなため。
- 寄付者名簿は認定になった後、寄付者や住民税控除のため自治体には暦年で提出し、認定の際には事業年度で提出するため作成が二重に必要
- 寄付者名簿について、統一フォーマットで作成する必要性を感じられない。支援者情報がそれぞれの団体で正しいフローで管理されているかをチェックすればいい
- 法人内が日々の運営で使っているデータがそのまま使えず、認定更新のためにわざわざ作る必要があり、大変負担。

提言 3

認定NPO法人制度の一般周知を促進する。

認定NPO法人制度の周知・PRイベント等の開催

参考とした自由回答等

- 寄付が増えるための環境整備として、内閣府や所轄庁に望むことはありますか？
 認定NPO法人制度の意義をマスコミ等に発信 221法人 66%
 認定NPO法人制度の広報活動 212法人 63%
 認定NPO法人制度を使って寄付を増やした事例紹介 124法人 37%
 所轄庁による認定の判断が違わないように 97法人 29%
 認定要件が不明確なところを明確に 87法人 26%
- (1) 認定NPO法人の認知度
 「NPO法人の中には、寄付控除の対象となる『認定NPO法人』がある」という質問について、知っているかを尋ねたところ、寄付経験がある人では50.4%が「知っている」と回答した。一方、寄付経験がない人では28.3%が「知っている」と答え、全体では33.2%が認定NPO法人を認知していることが分かった。つまり、認定NPO法人の認知度は全体で約1/3程度といえる。
 「「一般財団」と「公益財団」がある」という点では58.1%、「公益法人は、公益性が認定されている団体である」という点では47.1%であることを考えると、認定NPO法人の認知度が大幅に低いことが窺える。
- (2) 認定NPO法人の信頼度

法人格ごとの信頼度について調査した結果、「あなたは次の組織を信頼できると思いますか?」という質問に対し、「信頼できる」、「やや信頼できる」、「どちらかといえば信頼できる」と回答した人の割合は次の通りであった。

・民間企業：24.5% ・社会福祉法人：22.7% ・公益社団・財団法人：21.5%

・非営利型の一般社団・財団法人：19.6%

・特定非営利活動法人（NPO法人）：19.0% ・認定NPO法人：16.7%

- 行政は実地調査に労力を割くものなのだなあ、活動広報や寄付金獲得に直接つながる活動に注力してもらえればいいのになあ、と思った。
- 国主催の認定NPO関係者の集いの開催
- この制度を地域社会に認知させるためには、行政全体がその評価を高める仕組みづくりが必要ではないでしょうか
- 認定NPO法人の制度を世間一般に周知するために認定NPO法人のイベント等を開催して欲しい
- 認定NPO自体を理解してもらおうための広報（HP、Youtube動画、Instagramなど）、認定NPOの紹介
- 認定NPO法人としてより適切に管理・運営し、永年継続されている団体に対して、優良法人としての称号を与える等する。そうすることで「認定NPO法人」認定後も、更に適切な管理・運営に心掛けることになり、寄付者側もより安心して支援できるようになると考えます。

■ NPO法人ポータルサイトのことをマスコミ等に発信する

参考とした自由回答等

● NPO法第七十二条

内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄付その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

NPO法人に対する寄付その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、内閣府総理大臣と所轄庁に対して、NPO法人の活動状況等に関するデータベースの整備を図り、インターネット等の利用を通じて国民への迅速な情報を提供できるよう必要な措置を講ずる旨規定されている。

● (3) 信頼できるNPOの要素

「信頼できるNPO」の要素として調査した15項目の中で、最も多くの支持を得たのは「活動内容や成果、決算報告などの情報が公開されていること」で、全体の56.1%、寄付経験者の70.0%がこの項目を信頼の要素として挙げている。認定NPO法人は他の法人よりも情報公開を積極的に行う仕組みが整っているが、その点が十分に社会に伝わっていないことがうかがえる。

■ 認定NPO法人は、NPO法人ポータルサイトで情報を積極的に発信する

参考とした自由回答等

● NPO法第七十二条第二項

所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

● 所轄庁及びNPO法人に対して、NPO法人の活動状況等の情報を内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるよう規定されている。

■ 認定NPO法人制度をアピールできるリーフレットの作成

参考とした自由回答等

● 4-①で「非常に増えた」「多少は増えた」という方について、寄付を増やすためにどのような努力をされましたか？

認定NPO法人であることを伝えた 75%

- 全国の認定NPO法人が費用を出し合って、寄付呼びかけのチラシなどを作る。他には、税制優遇についてわかりやすく説明したリーフレットなど。
- 税制控除の仕組みをお伝えしても、企業によって金額が変わるため、説明しにくいので、説明しやすいような資料があればうれしいです。

■ NPO 法や認定 NPO 法人制度について学ぶ機会の拡充

参考とした自由回答等

- 認定 NPO 法人を支援する専門家や支援組織に望むことはありますか？

認定 NPO 法人制度や NPO 法について学ぶ機会を提供して欲しい 96 法人 29%

- 認定 NPO を目指す団体をサポートしていますが、それに耐えうる組織体制ができているところはそれほど多くない印象です。増えてほしいとは思いますがだから認定要件を緩和すればよいかといえばそうでもないような気がします。
- 認定 NPO 法人として取り組むべきこと、取り組むと良いことなど勉強会の開催。ファンドレイジングの支援があると良い。

■ 認定 NPO 法人同士のつながりを強化する場の提供

参考とした自由回答等

- 事業規模が小さく知名度は低くとも、ローカルでしっかり実績をあげ地域社会に貢献していける認定 NPO 法人が増えてほしいです。個々の頑張りだけでなく、つながりやお互いの認知も必要と思います。
- 寄付を集めて認定 NPO 法人になる団体をもっと増えていくことを願っています。これからも、私も仲間として広がることをお手伝いさせていただきたいです。
- 事務局長が代替わりをし、認定の更新申請をこれから経験します。今後申請書を作成する中で合っているのか、間違っているのか、わからないことが出てくると予想します。その際の相談相手が欲しいです。

■ 事前チェックリストの活用

参考とした自由回答等

- 認定更新時に、認定調査の基準が税務調査を参考にしていると担当の方から聞きました。
当然かもしれませんが、認定調査はほぼ会計調査なのだと感じ、1 人会計担当としてとてもプレッシャーを感じました。認定を取得する法人は会計を担当者任せにせず、数人でチェックできる体制を整えるなど、会計担当者の負担を軽減できるよう

にして欲しいと思います。

■ 寄付の対価性や調査事例の共有

参考とした自由回答等

- 認定NPO法人を支援する専門家や支援組織に望むことはありますか？
認定NPO法人の調査の事例を共有して欲しい
160法人 48%
- 認定が認められなかった団体の調査をしていただき、どんな要件でなぜ認められなかったのかを団体名は隠す形で公表していただきたい。

■ 相対値基準の小規模法人の特例の利用促進

参考とした自由回答等

- 匿名寄付を除いたり、同姓同名や同住所が含まれると紛らわしいためそれらを除いて作成する作業も行っており、手間と時間がかかります。
- 寄付者の住所が職場では、寄付者人数としてカウントできないと言われた（個人住所である必要性、ただし法人は問題ない）。寄付する意思と寄付控除を受けようとする意思は違うものであるので、寄付者数のカウントには入れることができると良い。職業柄つながっている人もいるので、寄付者に改めて個人住所を確認することは、個人情報としても団体が管理しづらい。

■ 所轄庁へ説明根拠の整備

参考とした自由回答等

- 宗教活動・政治活動・関連する省庁への提言活動についての判断基準がよくわからない。
- 実地調査対応策

■認定NPO法人に関する書籍の発刊

参考とした自由回答等

- 認定NPOについての書籍がほしいです！また、設立ではなく、普段の運営についての書籍がなくて困っています。
- 分かりやすいノウハウ本を作成して欲しい。

■認定書類作成支援の動画作成

参考とした自由回答等

- 初回の更新時は、記入方法がよくわからず、何度も所轄庁にメールや電話、対面等で相談した上で作成したが、それでも不備があり再提出をするなどとても手間がかかった。書類の文面の言い回しが理解しづらく、判断に迷うことが多かった。
- 認定の申請、毎年の役員報酬規定等提出、認定の更新で、同じ様式を使いますが、役員報酬規定等提出の場合はこの項目記載不要、更新のときはこの項目記載不要、などとてもわかりづらいです。様式をそれぞれで用意してほしいです。
- 様式の記載欄に対して、その欄に記載すべき数字を理解すること。例えば帳簿上や名簿から得られる数字から、除外要素がある内容は差し引いたり、あるいは帳簿から必要な要素のみを抽出して記載することなど

その他 法律改正などに関わる事項

■寄付金受領証明書のPDF化

参考とした自由回答等

- 寄付金受領証明書を電子交付する手続が複雑すぎるので簡便にしていきたい。
- ふるさと納税と同様に確定申告を簡単にしてほしい。電子寄付領収書発行システムの導入コストが高く、導入が難しい現状があるため、どのNPOであっても使えるシステムがあれば有難い。電子寄付領収書を個別の法人ごとではなく、一律で発行できるシステムにすることで、より寄付者にとっても領収書の受領コストがかからず結果的に寄付のしやすさに繋がる。

■絶対値基準における小規模法人特例の導入

参考とした自由回答等

- 地方でコンスタントに年間100名以上の寄付者を維持することがなかなか難しい。
- 寄付金額が3,000円より少ない方がご年配で多いので、毎年ギリギリの人数になってしまう。
- 広く市民から支援を受けているかどうかの判断基準として、絶対値基準での寄付者のカウントが3000円以上であることが厳しく思われる。
- 名寄せが必要な件数が多い為、作業に時間がかかる
- 上位10団体の寄付額は認定NPO法人全体の寄付額の64.8%と約2/3を占めている。
また、上位3つの団体で認定NPO法人全体の5割弱の寄付額となる。つまり、寄付先が一定の団体に大きく偏っているということが理解できる。

■滞納処分を受けたことのない証明書の添付不要化

参考とした自由回答等

- 所轄税務署・県・市から過去3年間滞納処分を受けたことのない証明書を取ってくるのが面倒でした。

おわりに

本書「認定NPO法人白書」をご覧いただき、ありがとうございます。本書をご覧いただいている方々の中には、行政庁のご担当者や、これから認定NPO法人を目指す方々、さらにはすでに認定NPO法人として活動されている方々もいらっしゃると思います。行政庁を批判するような内容があると感じられる方や、認定NPO法人の認定・維持が困難であるという印象を抱かれる方もいらっしゃるかもしれません。

本白書は、行政庁を批判することや、認定NPO法人になることがいかに難しいかを伝えることを目的に書かれたものではありません。認定NPO法人の増加を願い、現状の課題を明らかにし、よりよい制度へと改善するための出発点として作成いたしました。私たちは、制度の改善に向け、行政庁の方々、NPO法人の皆様、そしてNPO法人を支援する方々と共に、この制度がどのように社会に貢献できるかを考えていきたいと思っています。この白書が、そのためのきっかけとなることを願っております。

最後に、なぜ認定NPO法人を増やしたいのか、認定NPO法人が増えると、社会にとってよいと思っているのか、そのことを触れたいと思います。

NPO法は、「行政の過度な関与を抑え、法人自らが情報を公開し、市民からの信頼を得て育成されるべき」という考え方を基盤としています。そして、この理念をさらに推進するための制度が認定NPO法人制度です。

市民からどれほど支援されているかを示すパブリックサポートテストを中心に、NPO法人ポータルサイトなどを活用して多くの情報を公開し、要件を満たしていることを行政庁が認定する。そのようにして認定された法人が、市民の信頼を得て、寄付を受けやすくするなどの税制上の優遇が与えられる。そういう法人が増えることで、市民が行う自由な社会貢献活動が健全に発展していく。これが、NPO法のグランドデザインではないでしょうか。この、NPO法が目指したグランドデザインの実現に少しでも貢献したい、その想いで、この白書を作成いたしました。

この白書の作成にあたり、アンケートにご協力いただいた336の認定NPO法人の皆様、クラウドファンディングでご支援をいただいた148名の方々、認定NPO法人データベースのデータを提供くださったコングラント株式会社様、認定NPO法人実態調査のお手伝いをいただいた株式会社ソノリテ様、そして本書のレイアウト等を担当いただいた篠崎智子様に、心より感謝申し上げます。

本書が、認定NPO法人制度のさらなる発展の一助となり、社会により多くの価値をもたらすきっかけとなることを願っております。

発 行

認定特定非営利活動法人 NPO会計税務専門家ネットワーク

「認定NPO法人を増やしたいプロジェクト」

ホームページ <https://npoatpro.org>

E-mail : inquiry@npoatpro.org

2025年1月31日発行